

---

# 一宮市緑の基本計画【改定版】

～ 水と緑で人がつながる 心ふれあうまち 一宮 ～

---



## 素 案

本書に掲載しているイラスト・写真・グラフ・図表等は、公表の際にデザインが変更となる場合があります。

また、本書にて使用しているデータについて、公表までに更新等があった場合は、最新のデータに修正する場合があります。

# 《 目 次 》

## 第1章 計画の基本事項

|     |                       |      |
|-----|-----------------------|------|
| 1   | 計画改定の背景と目的            | 1-1  |
| 2   | 緑の基本計画とは              | 1-2  |
| 2-1 | 緑の基本計画とは              |      |
| 2-2 | 計画における緑とその役割          |      |
| 3   | 計画の位置づけ               | 1-3  |
| 4   | 計画のフレーム               | 1-4  |
| 4-1 | 計画期間                  |      |
| 4-2 | 対象区域                  |      |
| 5   | 社会情勢の変化               | 1-5  |
| 6   | 緑に関する法律の改正等           | 1-9  |
| 6-1 | 都市緑地法                 |      |
| 6-2 | 都市公園法                 |      |
| 6-3 | 生産緑地法、都市計画法及び建築基準法    |      |
| 6-4 | 一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例 |      |
| 7   | 上位・関連計画               | 1-29 |
| 8   | 計画書の構成                | 1-44 |

## 第2章 これまでの緑のまちづくり

|     |                            |      |
|-----|----------------------------|------|
| 1   | 一宮市の自然・土地利用特性              | 2-1  |
| 1-1 | 地形特性の概要                    |      |
| 1-2 | 植生特性の概要                    |      |
| 1-3 | 土地利用特性の概要                  |      |
| 2   | 一宮市の緑の現況                   | 2-7  |
| 2-1 | 緑被の現況                      |      |
| 2-2 | 施設緑地の現況                    |      |
| 2-3 | 地域制緑地の現況                   |      |
| 2-4 | 緑に関する市民活動の現況               |      |
| 2-5 | 環境保全からみた緑の現況               |      |
| 2-6 | 防災からみた緑の現況                 |      |
| 2-7 | 観光・交流からみた緑の現況              |      |
| 2-8 | 景観からみた緑の現況                 |      |
| 3   | 緑に関する市民の意識                 | 2-23 |
| 3-1 | 2018（平成30）年度 市民意識調査の概要     |      |
| 3-2 | 2018（平成30）年度 市民意識調査の結果     |      |
| 3-3 | 2024（令和6）年度 市民意識調査の概要      |      |
| 3-4 | 2024（令和6）年度 市民意識調査の結果      |      |
| 4   | 前計画の達成状況                   | 2-43 |
| 4-1 | 緑地の確保目標の達成状況               |      |
| 4-2 | 緑に関する施策の達成状況               |      |
| 4-3 | 法制度の活用による緑地の保全及び緑化の推進の進捗状況 |      |
| 5   | これからの緑のまちづくりに向けて           | 2-52 |
| 5-1 | 一宮市の水と緑に関する課題              |      |
| 5-2 | これからの緑のまちづくりに向けた重要な視点      |      |

## 第3章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念と基本方針 ..... 3-1
- 2 計画の進捗状況を確認する指標 ..... 3-2
  - 2-1 成果指標
  - 2-2 達成指標
  - 2-3 施策方針に基づく各事業の進捗状況（中間評価）
- 3 緑の保全・創出・活用の方針 ..... 3-19
- 4 都市公園などの整備と管理の方針 ..... 3-20
- 5 緑の将来像 ..... 3-21

## 第4章 緑のまちづくりに関する施策

- 1 施策の体系 ..... 4-1
- 2 緑のまちづくりの施策 ..... 4-4

## 第5章 緑のまちづくりの推進

- 1 推進体制 ..... 5-1
  - 1-1 連携・協働による緑のまちづくりの推進
  - 1-2 各主体の役割
- 2 進行管理方策 ..... 5-2

## 参考資料

- 1 計画の策定体制と策定経過 ..... 参-1
  - 1-1 策定体制
  - 1-2 策定経過
- 2 計画の改定体制と改定経過 ..... 参-6
  - 2-1 改定体制
  - 2-2 改定経過
- 3 用語解説 ..... 参-12

### 〈一宮市の花・木の紹介〉



#### 一宮市の花：キキョウ

市の花である「キキョウ」は、2006（平成18）年7月25日に市民投票によって決定しました。秋の七草の一つにも数えられ、6月～8月に青紫・紫・ピンク・白の花を咲かせます。根は太く野山に自生し、品種によっては草丈1メートルにもなります。



#### 一宮市の木：ハナミズキ

市の木である「ハナミズキ」は、2006（平成18）年7月25日に市民投票によって決定しました。落葉樹で高さは10メートルにもなります。葉は幅が広い楕円形で秋に紅葉し、4月～5月に開花します。

表紙に描かれているイラストは、ハナミズキの「花」をイメージしています。

※赤字は、部分改定により追加・修正した箇所

## 第1章 計画の基本事項

### 第2章 これまでの緑のまちづくり

### 第3章 計画の基本的な考え方

### 第4章 緑のまちづくりに関する施策

### 第5章 緑のまちづくりの推進

### 参考資料



# 第1章 計画の基本事項

## 1 計画改定の背景と目的

一宮市では、2009（平成21）年に緑とオープンスペース※の整備・保全に関する取組みを推進するための総合的な計画として「一宮市緑の基本計画※」を策定し、市民・民間事業者等・行政が連携しながら、緑のまちづくりを推進してきました。

しかしながら、本計画の策定から約10年が経過し、人口減少や少子高齢化の進行及びそれに伴う財源の縮減、地球温暖化※やヒートアイランド現象※をはじめとする地球環境問題の深刻化、多発する自然災害に対する防災意識・防災対策の重要性の高まり、経済的豊かさから精神的豊かさへの転換により多様化するニーズ、多様な種が共存する持続可能な都市づくりへの転換など、緑を取り巻く社会環境が大きく変化しました。

こうした緑を取り巻く社会環境が変化する中、2017（平成29）年5月には、緑とオープンスペースの効果的な整備・保全を推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、都市緑地法※や都市公園法※、生産緑地法などの緑に関する法律が改正されました。また、近年では、都市の緑が持つ多様な機能を「都市のため、地域のため、市民のため」に活用する「グリーンインフラ※」の取組みが進められており、一宮市においても、持続可能で緑豊かなまちづくりの実現に向けた取組みの推進が求められています。

そこで、次の世代へ一宮市の緑を継承するための指針として、2020（令和2）年6月に「一宮市緑の基本計画（以下「本計画」という。）」を改定しました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした人々の生活様式の変化や、気候変動※対策、生物多様性の確保など、社会情勢がその後も変化し続けています。また、一宮市においては、緑豊かな都市環境の形成を図り、市民の健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として「一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例（以下「緑化条例」という。）」を2023（令和5）年4月施行しました。

そのような状況のもと、本計画の推進状況を把握するため、2024（令和6）年に中間評価を行いました。この中間評価の結果及び社会情勢の変化を踏まえ、施策や事業の見直し、及び新たな事業を追加し、質の高い、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、本計画を改定します。

### 一宮市緑の基本計画（前計画）（計画期間：2009.4～2021.3）

#### 【改定の背景】

##### ■計画策定後の約10年における緑を取り巻く社会環境の変化

- ①人口減少・少子高齢化の進行及びそれに伴う財源の縮減
- ②地球温暖化やヒートアイランド現象をはじめとする地球環境問題の深刻化⇒気候変動対策
- ③多発する自然災害に対する防災意識・防災対策の重要性の高まり⇒都市のレジリエンス※の向上
- ④経済的豊かさから精神的豊かさへの転換により多様化するニーズ⇒Well-being※の向上
- ⑤多様な種が共存する持続可能な都市づくりへの転換⇒人と自然との共生・生物多様性の確保

##### ■社会環境の変化に対応するために国が進めている取組みとの整合

- ①都市緑地法・都市公園法・生産緑地法などの緑に関する法律の改正
- ②都市の緑が持つ多様な機能を活用する「グリーンインフラ」の推進⇒グリーンインフラの実装
- ③持続可能な都市経営の実現に向けた多拠点ネットワーク型のコンパクトな都市づくりへの転換
- ④人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市を目指す

#### 【改定の目的】

##### ■次の世代へ一宮市の緑を継承するための指針づくり

- ①都市公園や木曽川沿川の河川緑地、社寺林や田畑などの緑のストックの保全・活用
- ②市民・民間事業者等の多様な主体との連携による緑地空間の創出・利用
- ③市民等が緑に親しみ、守り、育てる緑化意識の高揚による都市と暮らしの質の向上
- ④子どもの遊び場、子育て世帯の交流の場の確保及び地域ニーズを踏まえた公園の再編
- ⑤居心地が良く、誰もが安全・安心で、快適に過ごせる空間づくり

### 一宮市緑の基本計画（改定版）（計画期間：2020.4～2031.3）

【2025（令和7）年 月部分改定】

図 計画改定の背景と目的

## 2 緑の基本計画とは

### 2-1 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に規定される法定計画（市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）であり、「緑地の保全及び緑化の目標」や「緑地の保全及び緑化の推進のための施策」などの事項を示すとともに、2017（平成29）年5月に改正された都市緑地法において新たに規定された「都市公園※の整備・管理の方針」や「都市農地の保全」に関する事項を示した、都市の緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。

### 2-2 計画における緑とその役割

#### （1）本計画における“緑”とは

本計画における“緑”とは、公園や緑地、植樹帯（街路樹）、広場などのオープンスペースの他、河川やため池などの水辺空間、学校や市役所などの公共公益施設の緑地、社寺林や農地などの民有緑地など、都市の緑に関する空間全体とします。



大野極楽寺公園



木曽川の河畔林



真清田神社と社寺林



都市近郊に広がる農地

図 本計画における緑

#### （2）緑が果たす“役割”とは

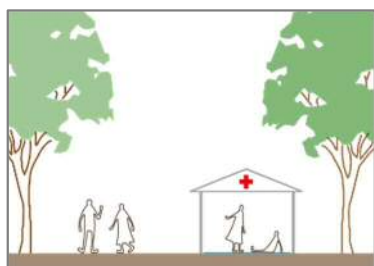
都市における緑が果たす“役割”は主に、環境の保全や改善、美しく魅力的な景観の形成、まちの防災機能の向上、まちのにぎわいやレクリエーションの場の創出などがあり、私たちの生活の質（QOL：Quality of Life）の向上を図る上で、欠かすことの出来ないものです。



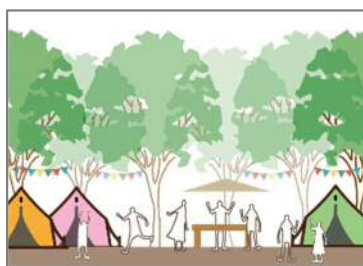
環境の保全や改善



美しく魅力的な景観の形成



まちの防災機能の向上



まちのにぎわいや  
レクリエーションの場の創出

図 緑が果たす主な役割

### 3 計画の位置づけ

本計画は、持続可能な都市づくりへの転換をはじめ、環境問題や防災対策、さらには多様化するニーズやライフスタイルなどの現在の社会情勢を踏まえながら、一宮市における今後の緑のまちづくりについて、「第7次一宮市総合計画」や「一宮市都市計画マスタープラン※」などの上位計画、愛知県の緑づくりの指針となる「愛知県広域緑地計画」との整合を取り、まとめたものです。

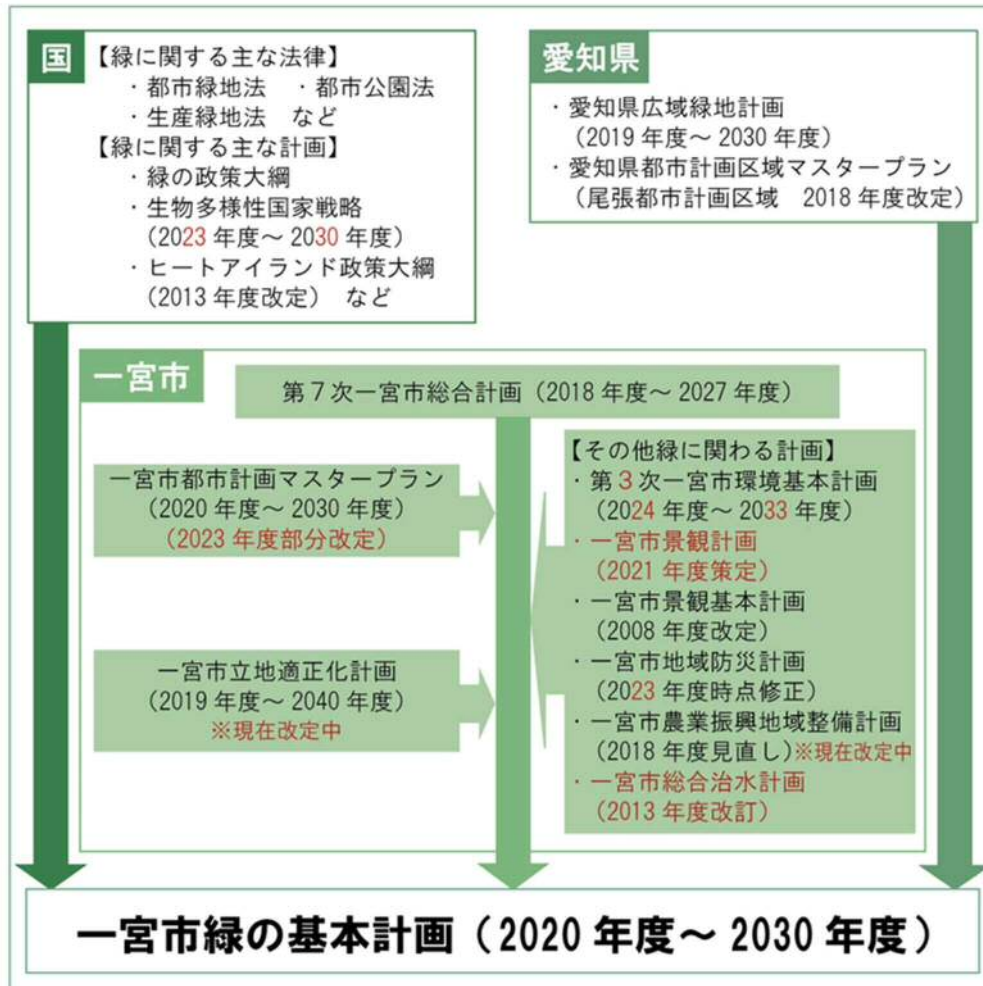


図 計画の位置づけ

#### 〈参考〉 一宮市民憲章

##### ■前文

わたしたちのまち一宮市は、木曾の清流と豊かな濃尾平野にはぐくまれ、先人のたゆまぬ努力により、繊維を中心として発展してきました。

わたしたちは、このまちの市民であることに誇りを持ち、互いに手をたずさえて、未来へはばたく「心ふれあう躍動のまち一宮」をつくることをめざし、ここにこの憲章を定めます。

##### ■本文

1. いのちを大切に、だれもが安心して暮らせる 福祉のまちをつくります。
1. ちきゅうを愛し、自然も人も共生できる 住みよいまちをつくります。
1. のびやかに青少年が育ち、個性を生かす 教育と文化のまちをつくります。
1. みどり豊かなふるさとを守り、活力ある産業のまちをつくります。
1. やさしさと思いやりに満ち、夢と希望があふれるまちをつくります。



## 4 計画のフレーム

### 4-1 計画期間

持続可能で緑豊かなまちづくりを進める上では、一宮市のまちづくりの指針となる「一宮市都市計画マスタープラン」と整合を取りながら、施策を推進していく必要があることから、計画期間を2020（令和2）年度から概ね10年間に設定します。

表 計画期間

| 緑のまちづくりの計画期間（年度）              |               |                  |                                            |              |              |              |                             |              |              |              |               |               |               |               |
|-------------------------------|---------------|------------------|--------------------------------------------|--------------|--------------|--------------|-----------------------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 2017<br>(H29)                 | 2018<br>(H30) | 2019<br>(H31/R1) | 2020<br>(R2)                               | 2021<br>(R3) | 2022<br>(R4) | 2023<br>(R5) | 2024<br>(R6)                | 2025<br>(R7) | 2026<br>(R8) | 2027<br>(R9) | 2028<br>(R10) | 2029<br>(R11) | 2030<br>(R12) | 2031<br>(R13) |
| 第7次一宮市総合計画（2018年度～2027年度）     |               |                  |                                            |              |              |              |                             |              |              |              |               |               |               |               |
|                               |               |                  | 一宮市都市計画マスタープラン（2020年度～2030年度）              |              |              |              |                             |              |              |              |               |               |               |               |
| 第2次一宮市環境基本計画（2014年度～2023年度）   |               |                  |                                            |              |              |              | 第3次一宮市環境基本計画（2024年度～2033年度） |              |              |              |               |               |               |               |
| 一宮市緑の基本計画（前計画）（2009年度～2020年度） |               |                  |                                            |              |              |              |                             |              |              |              |               |               |               |               |
|                               |               |                  | 一宮市緑の基本計画（2020年度から概ね10年間）<br>【2025年 月部分改定】 |              |              |              |                             |              |              |              |               |               |               |               |

### 4-2 対象区域

本計画の対象区域は、一宮市全域（面積：113.82km<sup>2</sup>）とします。

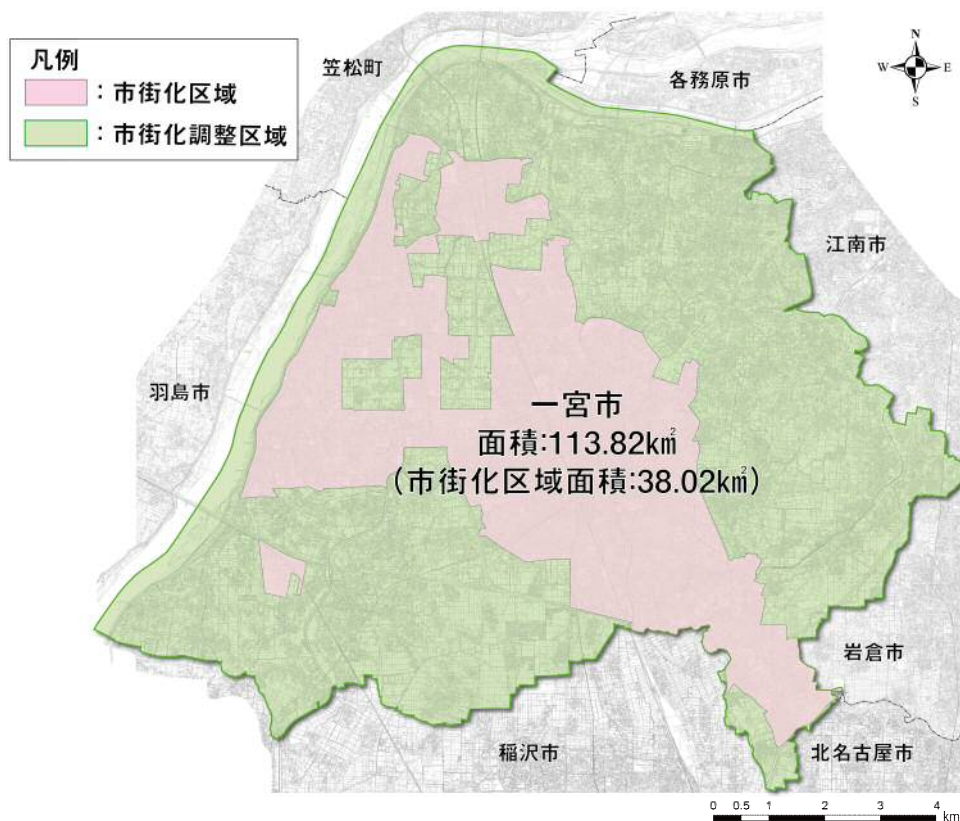


図 対象区域

## 5 社会情勢の変化

2025（令和7）年 月の部分改定にあたって、以下の社会情勢の変化を踏まえています。

### （1）脱炭素社会※の実現

#### ■カーボンニュートラル※の宣言

○環境に対する意識が世界的に高まっていくなかで、将来にわたって一宮市の豊かな環境を次世代に引き継ぐ必要があります。そこで、一宮市は「2050年までに二酸化炭素実質排出量ゼロ」を目指し、2022（令和4）年度に「いちのみやゼロカーボンシティ」を宣言しました。

■「2050年までに二酸化炭素実質排出量ゼロ」を目指し、市民・事業者・行政が一体となって脱炭素社会の推進と気候変動への適応の課題について果敢に取り組むことが重要です。

#### いちのみやゼロカーボンシティ宣言

わたしたちのまち一宮市には、木曽川をはじめいくつもの河川があり、豊かな水辺環境を形成するとともに、社寺や農地などに緑地が散在しています。これらの自然環境は、木曽の清流と豊かな濃尾平野によってはぐくまれたものであり、先人のたゆまぬ努力によって維持されてきました。

近年、地球温暖化に伴う気候変動により、猛暑や大型台風など、私たちがこれまで経験したことのない異常気象によって災害が激甚化し、各地で大きな被害をもたらしています。地球温暖化の主な要因は、CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）をはじめとした温室効果ガスの増加であると考えられます。

2015年に合意された「パリ協定」では、「世界の気温上昇を産業革命以前と比較して2℃より十分低く保つとともに1.5℃に抑える努力を追求する」ことが国際的な目標とされました。また、我が国においても、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

環境に対する意識が世界的に高まっていく中で、私たち一人ひとりが今まで以上に地球環境に強い危機感を持ち、脱炭素への取組を強化し、将来にわたって一宮市の豊かな環境を次世代に引き継ぐ必要があります。

そこで、一宮市は「2050年までに二酸化炭素実質排出量ゼロ」を目指し、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会の推進と気候変動への適応の課題について果敢に取り組むことを決意し、「いちのみやゼロカーボンシティ」を宣言いたします。

令和5年2月27日

一宮市長 中野 正康

#### ■世界首長誓約への署名

○2024（令和6）年9月26日に一宮市長が署名を行い、全国では49番目、愛知県では8番目に「世界首長誓約」を誓約いたしました。

「世界首長誓約」とは正式名称を「世界気候エネルギー首長誓約」と言い、以下の3つに取り組むことで、持続可能で強靱な地域づくりを目指し、同時にパリ協定目標の達成に地域から貢献するために、自治体首長自らが「世界首長誓約」に署名し誓約するものです。

- 持続可能なエネルギーの推進
- 温室効果ガスの大幅削減
- 気候変動の影響への適応に関する取組



## (2) 人と自然との共生

### ■30by30※（サーティ・バイ・サーティ）

○2030（令和12）年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させるというゴールに向け、地球の陸・海それぞれの30%以上を健全な生態系※として効果的に保全しようとする目標です。2022（令和4）年12月、カナダ・モントリオールにて開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）の「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に記載されました。

30by30目標を達成するためには、現状の保護地域（陸域20.5%、海域13.3%）の新規指定・拡張を進めていくとともに、企業有林や里地里山、社寺林など民間によって保全されてきた保護地域以外の生物多様性保全に貢献している場所（OECM：Other Effective area-based Conservation Measures）を自然共生サイトとして認定していきます。この認定を通して、企業価値の向上や交流人口の増加を通じた地域活性化にもつなげていきます。

## (3) ニューノーマル※への適応

### ■ニューノーマルに対応した都市政策のあり方

○新型コロナウィルス感染症の拡大を契機とし、デジタル化の進展も相まって、テレワークの急速な普及、自宅周辺での活動時間の増加など、人々の生活様式は大きく変化（ニューノーマル）し、ワークライフバランスの重視など、「働き方」や「暮らし方」に対する意識や価値観も変化・多様化しています。



■市民一人ひとりの多様なニーズに的確に応えるべく、「人間中心・市民目線のまちづくりを深化」させることやニーズに対応して機敏かつ柔軟に施策を実施する「機動的なまちづくりを実現」することが重要です。

■地域の資源として存在する官民の既存ストック（都市アセット※）を最大限に利活用し、市民のニーズに応えていくことが重要です。

#### 目指すべきまちづくりの方向性

市民一人ひとりの多様なニーズに的確に応える  
（人間中心・市民目線のまちづくりの深化）

ニーズに対応して機敏かつ柔軟に施策を実施  
（機動的なまちづくりの実現）

地域の資源として存在する官民の既存ストック（都市アセット）を最大限に利活用し、市民のニーズに応えていくことが重要



出典：国土交通省「デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会」中間とりまとめ

## (4) グリーンインフラの実装

## ■グリーンインフラ推進戦略 2023

○国土交通省では、**ネイチャーポジティブ**<sup>※1</sup>等の世界的潮流を踏まえ、官と民が両輪となり、**グリーンインフラ**<sup>※2</sup>をあらゆる分野・場面で実装（ビルトイン）することを目指し、新たに「**グリーンインフラ推進戦略 2023**」（国土交通省総合政策局環境政策課）を2023（令和5）年9月8日に策定している。

※1）ネイチャーポジティブとは日本語訳「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指します。国内では、2023年3月に閣議決定した生物多様性国家戦略2023-2030において、2030年までにネイチャーポジティブを達成するという目標が掲げられています。

※2）グリーンインフラ：社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組

○2023（令和5）年10月には、「**グリーンインフラ実践ガイド**」（国土交通省総合政策局環境政策課）を公表。グリーンインフラの実装を加速していくため、グリーンインフラの基本的な考え方や事業のプロセスなどを掲載している。

○2024（令和6）年5月24日には、**令和6年度版「グリーンインフラ支援制度集**」（国土交通省総合政策局環境政策課）を公表。

## ■緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン（案）

○2024（令和6）年6月に「**緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン（案）**」（国土交通省都市局公園緑地・景観課）が策定され、都市公園の新たな価値創造や社会的課題解決に向けたまちづくりの場として、グリーンインフラの保全・利活用を掲げ、以下の方向性を示している。

■緑の基本計画に、都市公園の整備及び管理の方針を記載し、都市のグリーンインフラとして戦略的に公園の緑を整備・保全・育成する

■公園を都市の貴重な環境基盤として捉え、緑の基本計画や広域緑地計画等に基づき地域課題やそれに応じた目標を設定し、雨水貯留・浸透機能の維持・向上、生物生息空間の保全・創出、賑わい創出等に向け多機能性を保全・利活用する

## (5) 居心地が良く歩きたくなるまちなか創出の推進

### ■ウォーカブル推進都市

○一宮市は、2019（令和元）年8月26日に「ウォーカブル推進都市」に登録し、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指し、2021（令和3）年からシンボルロードである銀座通りと本町通り、その周辺の広場や公園などを活用する社会実験を行っています。



■居心地が良く、歩きたくなるまちなかの創出を目指し、道路、駅前広場等の公共空間を活用するなど、地域が主体となる多くの魅力ある多様な取組みにより、民と官の多様な連携・共鳴による可能性豊かなまちづくりを進めることが重要です。

## 6 緑に関する法律の改正等

2017（平成29）年5月に改正された都市緑地法、都市公園法、生産緑地法の緑に関する法律では、「民間活力を最大限に活用して、緑・オープンスペースの整備・保全を推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現する」ことを目標にしており、一宮市においてもこの目標の実現に向けて、緑に関するさまざまな取組みを推進していく必要があります。

### 都市緑地法等の一部を改正する法律〔2017(平成29)年5月12日公布〕

| 都市公園の再生・活性化<br>【都市公園法等】                                                                                                                                                                                                 | 緑地・広場の創出<br>【都市緑地法】                                                                                                     | 都市農地の保全・活用<br>【生産緑地法・都市計画法・建築基準法】                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>&lt;改正のポイント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☆都市公園で保育所等の設置を可能に（国家戦略特区特例の一般措置化）</li> <li>☆民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設</li> <li>☆公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間の延伸（10年⇒30年）</li> <li>☆公園の活性化に関する協議会の設置</li> </ul> | <p>&lt;改正のポイント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☆民間による市民緑地の整備</li> <li>☆緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充</li> </ul> | <p>&lt;改正のポイント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☆生産緑地地区の一律500㎡の面積要件を市区町村が条例で引下げ可能に（300㎡を下限）</li> <li>☆生産緑地地区内で直売所、農家レストラン等の設置を可能に</li> <li>☆新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設（地域特性に応じた建築規制、農地の開発規制）</li> </ul> |
| 地域の公園緑地政策全体のマスタープランの充実<br>【都市緑地法等】                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                   |
| <p>&lt;改正のポイント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☆市区町村が策定する「緑の基本計画」（緑のマスタープラン）の記載事項を拡充⇒都市公園の管理の方針、農地を緑地として政策に組み込み</li> </ul>                                                                               |                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                   |

図〔2017年〕都市緑地法等改正のポイント（出典：国土交通省「都市緑地法等の一部を改正する法律」（概要））

さらに、2024（令和6）年5月には、気候変動対応、生物多様性確保、Well-being（幸福度）の向上等の課題解決などに向けて、貴重な都市緑地の積極的な保全・更新などに取り組むことを目指し、都市緑地法等の一部を改正する法律が公布されました。

### 都市緑地法等の一部を改正する法律〔2024(令和6)年5月29日公布〕

#### 背景・必要性

- 世界と比較して我が国の都市の緑地の充実度は低く、また減少傾向。  

- 気候変動対応、生物多様性確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向けて、緑地が持つ機能に対する期待の高まり。
- ESG投資など、環境分野への民間投資の機運が拡大。
- 都市において緑のネットワークを含む質・量両面での緑地の確保に取り組む必要があるが、
  - ・地方公共団体において、財政的制約や緑地の整備・管理に係るノウハウ不足が課題。
  - ・民間においても、緑地確保の取組は収益を生み出しづらいという認識が一般的であり、取組が限定的。
- また、都市における脱炭素化を進めるためには、緑地の創出のほか、再生エネルギーの導入やエネルギーの効率的利用の取組を進めることも重要。

#### 概要

1. 国主導による戦略的な都市緑地の確保
  - ・緑地の保全等に関する国の基本方針の策定
  - ・都市計画における緑地の位置付けの向上
2. 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新
  - ・緑地の機能維持増進事業について位置付け
  - ・緑地の買入れを代行する国指定法人の創設

特別緑地保全地区の例（京都市）
3. 緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み
  - ・民間事業者等による緑地確保の取組の認定制度の創設
  - ・都市の脱炭素化に資する都市開発事業の認定制度の創設

優良緑地確保計画認定制度（愛称：TSUNAGI）



都市西側部における緑地空間の創出の例（千代田区・大手町）

図〔2024年〕都市緑地法等改正のポイント（出典：国土交通省「都市緑地法等の一部を改正する法律について」）



## 6-1 都市緑地法

都市緑地法の改正のポイントを以下に示します。

### ■ [2017 年] 都市緑地法の改正のポイント（出典：国土交通省「都市緑地法改正のポイント」）

#### 1) 緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度の拡充（法第 69 条）

##### 概 要

- 財政面・人員面の制約から、地方公共団体が自ら緑地を買い取り又は借り受けて、緑地の保全・整備を行うことには限界があります。
- 一方、NPOや企業CSRによる緑地の保全・整備の取組みが広がりつつあり、このような民間主体を公的に位置づけ、社会的信用を高めるとともに、地方公共団体との連携を強化することで、民間主体による自発的な緑地の保全・整備の推進を図ります。

##### みどり法人制度の拡充

###### ○ 改正概要

|      | 現 行                          | 改 正                                                                                                         |
|------|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名 称  | 緑地管理機構                       | 緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)                                                                                          |
| 指定権者 | 都道府県知事                       | 市区町村長                                                                                                       |
| 指定対象 | ・一般社団法人<br>・一般財団法人<br>・NPO法人 | ・一般社団法人<br>・一般財団法人<br>・NPO法人<br>・ <b>その他の非営利法人(例：認可地縁団体)</b><br>・ <b>都市の緑地の保全及び緑化の推進を目的とする会社(例：まちづくり会社)</b> |

###### ○ みどり法人として実施できる活動 (指定を受けた市区町村の区域内において活動)

- ・市民緑地の設置及び管理
- ・特別緑地保全区域内における管理協定に基づく緑地の管理
- ・都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取った緑地の保全 等

###### ○ 指定状況

(平成29年3月現在)

| 都道府県 | 市区町村 | 名称                  |
|------|------|---------------------|
| 東京都  |      | 公益財団法人 東京都公園協会      |
|      | 世田谷区 | 一般財団法人 世田谷トラストまちづくり |
| 神奈川県 |      | 公益財団法人 神奈川県公園協会     |
| 愛知県  | 名古屋市 | 公益財団法人 名古屋市民の協会の協会  |
| 大阪府  | 泉佐野市 | 一般財団法人 泉佐野市公園緑化協会   |
| 計    |      | 5法人                 |

※ 都道府県知事から指定を受けている緑地管理機構は、施行日においてその業務を行う住所の市区町村長から指定を受けたみどり法人とみなすこととなる

###### <みどり法人による緑地の設置・管理イメージ>



5

#### 2) 市民緑地認定制度※の創設（法第 60 条）

##### 概 要

- 都市部において、良好な都市環境の形成に不可欠な緑地・オープンスペースが未だ不足している地域があります。
- 財政面の制約等から、地方公共団体が用地を取得し都市公園を整備することには、限界がある一方で、都市内で使い道が失われた空き地等が増加しています。
- そこで、市民緑地認定制度を創設し、NPO法人や企業等の民間主体が空き地等を活用して公園と同等の空間を創出する取組みを推進します。

##### 市民緑地認定制度の創設

###### 概 要

民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度を創設。

###### 対象要件

- 対象区域 緑化地域又は緑化重点地区内
- 設置管理主体 民間主体(NPO法人、住民団体、企業等)

###### 認定基準

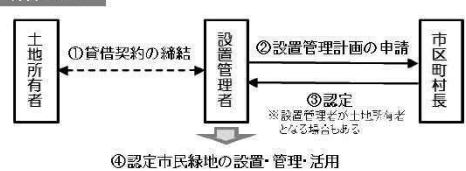
- 周辺地域で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足
- 面積 300㎡以上
- 緑化率 20%以上
- 設置管理期間 5年以上 等

###### 支援措置

**税制** みどり法人が設置管理する認定市民緑地の土地(無償貸付又は自己保有に限る)に係る**固定資産税・都市計画税の軽減** [3年間 原則1/3軽減(1/2~1/6で条例で規定)]  
※平成31年3月31日までの期限措置

**予算** みどり法人が設置管理する認定市民緑地における**植栽、ベンチ等の施設整備に対する補助** (1/3負担)  
【社交金：市民緑地等整備事業の拡充】

###### 制度のフロー



認定市民緑地のイメージ

10

# ■ [2017年] 都市緑地法の改正のポイント（出典：国土交通省「都市緑地法改正のポイント」）

## 2）市民緑地認定制度の創設（法第60条）

### 【空き地を活用した緑地の創出イメージ】

#### ＜郊外部における空き地を活用した緑地の創出事例＞

| ふうせん広場                                                                             | 花と緑の広場                                                                              | 今宿コミュニティガーデン                                                                                             |
|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| NPO法人 balloon<br>所在地：千葉県柏市<br>土地所有者：個人<br>面積：500m <sup>2</sup><br>整備前：個人所有の空き地     | NPO法人 花と緑の広場<br>所在地：東京都三鷹市<br>土地所有者：企業<br>面積：6,900m <sup>2</sup><br>整備前：ゴルフ場跡地      | 今宿コミュニティガーデン友の会<br>所在地：神奈川県横浜市<br>土地所有者：横浜市<br>面積：600m <sup>2</sup><br>整備前：公共未利用地<br>※本制度において公共用地は想定されない |
|   |   |                       |
| 整備後：地域住民のイベント広場として活用                                                               | 整備後：花畑・広場として活用                                                                      | 整備後：地域住民のイベント・植えつけ体験等の場として活用                                                                             |
|  |  |                      |

### 【市民緑地の管理・運営イメージ】



企業が管理する子どもの遊び場



NPO法人による地域活性化のためのイベント広場



市民団体が活用する  
ガーデニング講習フィールド



企業の管理する緑地における自然観察会



NPO法人による農作業体験



■ **[2017 年]** 都市緑地法の改正のポイント（出典：国土交通省「都市緑地法改正のポイント」）

3) 緑化地域※制度の改正（法第 34 条）

概 要

- 都市部における緑化が未だ十分ではない中、商業地域等の敷地内空地が少ない地域における緑化推進が課題となっています。
- 現行の緑化地域制度においては、敷地内空地の緑化を主としていたため、建ぺい率が高い地区等では、低率で設定をしていました。
- 一方、近年、緑化技術の進展により壁面緑化や屋上緑化の取組みが普及してきたことを踏まえ、緑化地域における緑化率の最低限度の基準を見直し、都市における緑化をより一層推進します。

【緑化地域制度改正の背景】

屋上・壁面緑化の普及

- 屋上・壁面緑化の1年当たり施工面積（フロー面積）は平成12年の約14万㎡から平成26年の約34万㎡と15年間で20万㎡増加。
- 平成12年～26年の間の累計施工面積（ストック面積）は約500万㎡。

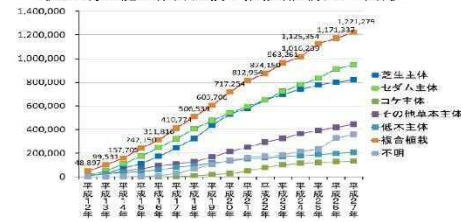


屋上・壁面緑化技術の進展

- 単一植栽による緑化に比べ、複合植栽による緑化面積が増加傾向にあるように、屋上緑化・壁面緑化に求められる、施工性の改善や資材の軽量化、維持管理性能の改善など、様々な技術開発が進んでいる。



《屋上緑化施工累計面積の推移(植栽タイプ別)》



緑化地域制度の課題（導入自治体ヒアリングより）

- ・建ぺい率80%超の地域においても緑化地域制度を活用したい。その際、地上部や屋上で緑化施設を整備することが困難なので、壁面でもっと計上できるとよい。
- ・条例では、維持管理義務を課することができていない。緑化地域制度は、維持管理義務を課することができるのが大きなメリット。
- ・緑化地域は罰金があるが、緑化協議は指導のみであり、不公平感がある。
- ・緑化地域は違反対策パトロールを行っているが、緑化協議は協議終了後にパトロールする仕組みがないので、担保性が弱い。

等 33

【緑化地域制度の概要】

【緑化地域制度】

- 緑が不足している市街地などにおいて、市町村が緑化地域を都市計画に定めることにより、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付けることができる制度（建築基準関係規定）

- 対象区域：「用途地域が指定されている区域内」で「良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地域」
- 規制の対象：敷地面積が1,000㎡以上（条例で300㎡まで引き下げ可能）の建築物の新築・増築
- 規制の内容：建築敷地の緑化率を、都市計画に定める緑化率の最低限度以上とすることを義務付け（建築の完了検査の対象）

緑化地域制度の改正

- 緑化率の最低限度の基準について、建ぺい率に関わらず25%まで設定可能とする。

- 【現行】「敷地面積の25%」又は「1－（建ぺい率＋10%）」のうち小さい数値

⇒【改正後】壁面・屋上緑化の普及も踏まえ、建ぺい率に関わらず「敷地面積の25%」とする。

【計算例】建ぺい率80%の商業地域  
緑化率＝1－（80%＋10%）＝10%  
義務付けは10%以下となり、緑化効果は限定的

緑化地域の指定状況

| 都 市  | 面 積 (ha) | 緑化率の最低限度(%) |
|------|----------|-------------|
| 世田谷区 | 5,700    | 5～25        |
| 横浜市  | 24,500   | 10          |
| 名古屋市 | 30,300   | 10～20       |
| 豊田市  | 200      | 5～15        |
| 合 計  | 約61,000  | —           |

緑化地域制度のイメージ



34

# ■ [2017年] 都市緑地法の改正のポイント（出典：国土交通省「都市緑地法改正のポイント」）

## 4) 緑地の定義への農地の明記（法第3条）

### 概要

- 都市緑地法における「緑地」の定義上、農地の取扱いが不明確（原則として含まれず、樹林地内に介する農地のみ含む解釈）でした。
- しかし、都市農業振興基本法・都市農業振興計画により、都市農地の位置づけが見直されたことを受けて、「緑地」の定義に農地が含まれることを明記し、都市緑地法の諸制度（緑の基本計画、特別緑地保全地区※制度等）の対象とすることとします。
- また、この改正により、良好な都市環境の形成を図る観点から保全すべき農地については、都市緑地法の諸制度において「緑地」として積極的に位置づけ、保全・活用を図ることが可能となります。

### 【都市農業振興計画と緑地の定義】

#### ■都市農業振興計画（平成28年5月13日閣議決定）

##### 現状

- 市街化区域内農地は「宅地化すべきもの」として位置付け
- 生産緑地は、緑地機能のほか将来の公共施設用地としても評価し保全
- 主要な農業振興施策の対象外

##### 状況の変化

- 食の安全意識、都市住民の農業に対する関心の高まり
- 学校教育や農業体験を通じた農業に対する理解と地域コミュニティ意識の高まり
- 人口減少に伴う宅地需要の沈静化等による農地転用の必要性の低下
- 東日本大震災を契機とした防災意識の向上（避難場所等としての役割）
- 都市環境の改善や緑のやすらぎ、景観形成に果たす役割への期待

#### 都市農業振興基本法の制定 （平成27年法律第14号）

##### 基本法の政策課題

##### 都市農業の 多様な機能の発揮

- ・農産物を供給
- ・防災
- ・良好な景観の形成
- ・国土・環境の保全
- ・農作業体験・交流の場
- ・農業に対する理解醸成



都市農地での収穫体験の様子

##### 政策上の意義

- 都市農業の農家戸数・販売金額は全国の1割弱  
→ 食料自給率の一翼
- 「集約型都市構造化」と「都市と緑・農の共生」を目指す  
→ 都市農地を貴重な緑地として明確に位置付け
- 民有緑地として適切に管理  
→ 持続可能な都市経営

##### 新たな施策の方向性

##### ○担い手の確保

- 都市農業の安定的な継続のため、多様な担い手を確保
- ・営農の意欲を有する者（新規就農者を含む）
- ・都市農業者と連携する食品関連事業者
- ・都市住民のニーズを捉えたビジネスを展開できる企業等

##### ○土地の確保

- ・都市農地の位置付けを「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと大きく転換し、計画的に農地を保全
- ・コンパクトシティに向けた取組との連携も検討
- ・都市農地保全のマスタープランの充実等土地利用計画制度の在り方を検討

##### ○農業施策の本格展開

- ・保全すべきとされた都市農地に対し、本格的な農業振興施策が講じられるよう方針を転換



東京都の新規就農者グループ「東京NEO-FARMERS!」



都市農地や農業用水を利用した防災訓練の様子（大阪府貝塚市）

38

### 「緑地」の定義

#### 改正後の定義（赤字傍線部分を追加）【都市緑地法第3条】

この法律において「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものをいう。

#### 都市農業振興基本計画（抜粋）

はじめに  
…これまで宅地や公共施設の予定地等としてみなされてきた都市農地の位置付けを…「あるべきもの」へと大きく転換し、環境共生型の都市を形成する上で農地を重要な役割を果たすものとして捉えることが必要となる。

#### 第1 都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針

- 都市農業に対する農業政策上及び都市政策上の再評価
- (4) 都市政策における再評価  
都市政策上、都市農地を都市の貴重な緑地として、その保全についてより明確に位置付けることが必要となる。

#### 「緑地」と定義されている形態 対応する農地利用

|       |                     |                                   |
|-------|---------------------|-----------------------------------|
| 樹林地   |                     | 竹林、梅林<br>茶畑<br>果樹園                |
| 草地    |                     | 野菜畑<br>シバ<br>採草放牧地                |
| 水辺地   | 池沼                  | レンコン、ジュンサイ                        |
| 岩石地   | —                   | —                                 |
| 類する土地 | 湿地帯（水辺地）<br>砂丘（岩石地） | 水田（イネ、セリ、クワイ）<br>ワサビ<br>ラッキョウ、メロン |



樹林地（茶畑）



草地（野菜畑）



湿地（水田）

3



■ **[2017 年]** 都市緑地法の改正のポイント（出典：国土交通省「都市緑地法改正のポイント」）

5) 緑の基本計画の記載事項の追加（法第4条）

概 要

○公園の老朽化、財政制約等を背景に、ストックの適正管理の重要性が増しており、都市緑地の継続的な減少により、都市農地が発揮する緑地機能の重要性が高まっています。  
○そのため、緑の基本計画の内容に、公園の「管理」の方針、都市農地の保全を新たに追加し、都市公園の老朽化対策等の計画的な管理、都市農地の計画的な保全を推進します。

【緑の基本計画の拡充】

緑の基本計画の拡充

○計画の法定記載事項（赤字傍線部を改正で追加）【都市緑地法第4条】

- ①緑地の保全及び緑化の目標
- ②緑地の保全及び緑化の推進のための施策
- ③都市公園の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針
- ④特別緑地保全地区内の緑地の保全
- ⑤生産緑地地区内の緑地の保全
- ⑥緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区における緑地の保全
- ⑦緑化地域における緑化の推進
- ⑧緑化地域以外の重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区における緑化の推進

○計画の効果【都市公園法第3条の2、生産緑地法第3条】

・地方公共団体は、都市公園の管理や生産緑地地区の都市計画決定は、**基本計画に即して行わなければならない。**

- 
- ・都市公園の維持管理基準の法令化と相まった老朽化対策の推進
  - ・生産緑地地区の面積要件引下げ等と相まった都市農地の保全の促進

なお、「③都市公園の整備及び管理の方針その他保全すべき緑地の保全及び緑化の推進の方針」においては、今般の都市公園法の改正を踏まえ、都市公園における公園施設の公募設置管理制度やPFI制度、公園の活性化に関する協議会制度の活用の方針等、**官民連携の方針についても定めることが望ましい。**【運用指針4(4)(4)】

【神奈川県藤沢市緑の基本計画】



【計画に記載する管理方針の例】

＜緑の基本計画へ記載する管理の方針例＞

○公園の特性に応じた魅力の向上の方針

（例）

- ・市内の主要な公園について、個々の公園の特性に応じたパークマネジメントプランを作成し、これに基づくマネジメントを行います。

○官民連携による公園の活性化の方針

（例）

- ・〇〇公園、〇〇公園など民間参入が見込めるポテンシャルの高い公園において、民間活力を活用した都市公園のリニューアル、にぎわいづくりを進めます。
- ・公園協議会を市内の〇箇所公園に設置し、地域と連携して公園の魅力向上の取組を進めます。

○公園施設の適切なメンテナンスに関する方針

（例）

- ・公園施設の長寿命化計画に基づき、老朽化施設の計画的なメンテナンス、改修を行います。
- ・公園の植栽や樹林が、景観や生物多様性など求められる役割を発揮できるよう、利用者の安全に配慮しながら維持管理を行います。

○公園の再編や機能向上に関する方針

（例）

- ・人口減少等を踏まえ、地域と協働しながら、小規模公園の統廃合や機能の見直しを行い、地域のニーズの変化等に応じた都市公園のリニューアル、魅力の向上を進めます。

＜管理の方針に即して行う都市公園の管理の例＞

- ・花の名所づくりに向けた大規模花修景の実施とインバウンド誘致のための広報の展開
- ・イベントを積極的に誘致して賑わいを創出
- ・自然環境を保全し、環境教育に力を入れた管理の実施
- など公園の特性に応じた管理運営の実施

- ・公募設置管理制度の活用による都市公園のリニューアル
- ・公園協議会において公園ごとのローカルルールを決め、地域住民等と連携して管理、利活用を推進

- ・計画的な公園施設の更新の実施
- ・都市公園の特性、樹木の特性に応じた植物管理の実施

- ・地域住民の合意を得ながら、都市公園の統廃合の実施
- ・魅力の低下している小規模公園について、周辺人口構成、利用者ニーズ等に基づいた機能分担の整理、再整備の実施

■ [2017年] 都市緑地法の改正のポイント（出典：国土交通省「都市緑地法改正のポイント」）

5) 緑の基本計画の記載事項の追加（法第4条）

【都市における農地を計画的に保全するための方針の例】

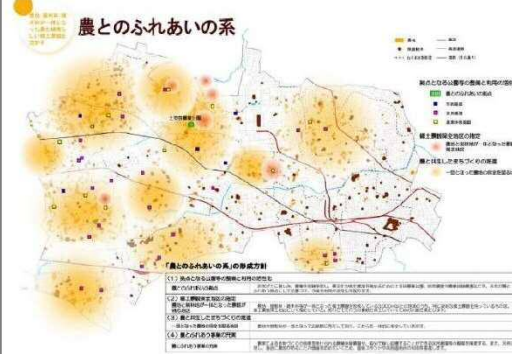
都市における農地を計画的に保全するための方針の例

練馬区みどりの基本計画(抜粋)

○農とのふれあいの系

農地や屋敷林は、練馬のみどりの特徴であるため、農地・屋敷林・雑木林が一体となった郷土景観を保全し、まとまった農地をまちづくりの中に活かしながら、農とのふれあいを推進することが重要。

○農とのふれあいの系

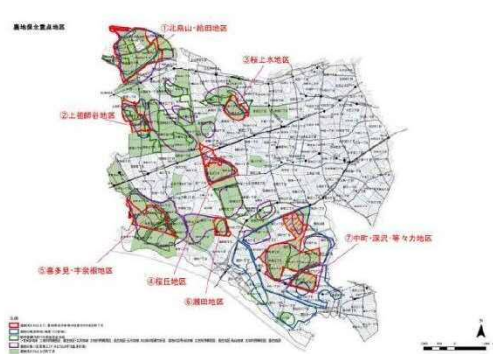


世田谷区農地保全方針(抜粋)

○農地保全重点地区の指定

生産緑地及び宅地化農地、屋敷林が一体で存する地区を農地保全重点地区に指定する。農地保全重点地区は、次のいずれかに該当するエリアを中心とした7地区とする。

○農地保全重点地区



## ■ [2024 年] 都市緑地法の改正のポイント

(出典：国土交通省「都市緑地法の一部を改正する法律について」)

### 1) 国主導による戦略的な都市緑地の確保

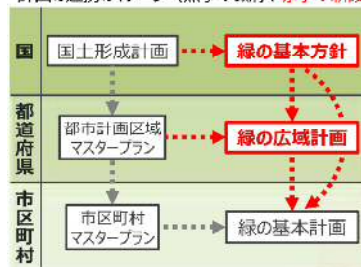
#### 概要

- 都市における緑地の重要性や緑のネットワークを含む質・量両面での緑地の確保の必要性が高まりを踏まえ、国が目標や官民の取組みの方向性を示す必要があります。
- また、市区町村をまたがるような広域性・ネットワーク性を有する緑地を、総合的・計画的に保全・創出する必要があります。
- そこで、緑の基本計画と連携した緑の基本方針（国土交通省）と広域計画（都道府県）を策定します。

#### 概要

- **国土交通大臣が都市における緑地の保全等に関する基本方針を策定。**  
(基本方針に定める内容のイメージ)  
緑地の保全及び緑化の推進の意義・目標／緑地に関する基本的な事項（緑地のあるべき姿、発揮すべき機能等）／政府が実施すべき施策 等
- **都道府県が都市における緑地の保全等に関する広域計画を策定。**

計画の連携のイメージ（黒字：既存、赤字：新設）



### 2) 都市計画における緑地の位置づけの向上

#### 概要

- 都市緑地の質・量両面での確保のためには、まちづくりの基盤となる都市計画の段階において、緑地の意義や必要性が十分に考慮される必要があります。
- そこで、都市計画を定める際の基準に、「自然的環境の整備・保全の重要性」を位置づけ、都市計画の段階から不可欠な要素の一つとして扱います。

### 3) 緑地の機能維持増進について位置づけ

#### 概要

- 特別緑地保全地区について、所有者の高齢化等や台風等の災害により緑地としての機能が十分に発揮されない状態が発生しています。
- そこで、緑地の機能の維持増進を図るため、「機能維持増進事業」を位置づけ緑地の再生・整備の実施を推進します。

#### 概要

- **緑地の機能の維持増進を図るために行う再生・整備（皆伐・択伐等）を「機能維持増進事業」として位置付け。**
- **特別緑地保全地区で行う機能維持増進事業について、その実施に係る手続を簡素化できる特例を創設。**  
一定の手続を経て緑の基本計画に記載した機能維持増進事業について、都市計画事業認可があったものとみなす。  
→都市計画税を充当して機能維持増進事業を実施することが可能に。

**機能維持増進事業**  
(皆伐・択伐等の緑地の再生・整備)  
・10～20年に一度必要  
・大径木の伐採を伴い専門技術が必要



**維持管理**  
(低木の整理、下草刈り)  
・毎年必要  
・市民や企業と連携して実施

**緑地の効用の発揮**  
・防災性・安全性の向上  
・温室効果ガスの吸収促進  
・生物多様性の確保  
・レクリエーション利用の拡大

機能維持増進のイメージ（神戸市）



河内林の大径木伐倒に伴い災害の恐れ 樹木の伐倒（機能維持増進） 安全に再生された樹林

維持管理のイメージ（川崎市）





## ■ [2024 年] 都市緑地法の改正のポイント

(出典：国土交通省「都市緑地法の一部を改正する法律について」)

## 4) 緑地の買入れを代行する国指定法人制度の創設

## 概要

- 特別緑地保全地区等の土地の買入れについて、財政的な制約や買入れ後の大規模な手入れに係るノウハウ不足が課題になっています。
- このため、地方公共団体による買入れが円滑に進まず、地区の新規指定自体も抑制的になっています。
- そこで、地方公共団体の緑地保全等の取組みを支援する都市緑化支援機構の指定や、都市開発資金の貸付け等による支援を行います。

## 概要

- 地方公共団体の緑地保全等の取組を支援する公益団体を、国が都市緑化支援機構として指定。
- 機構は、都道府県等の要請に基づき特別緑地保全地区等内の緑地の買入れや機能維持増進事業を行う。
- 機構が行う業務について、国が都市開発資金の貸付けにより支援。＜予算＞

&lt;税制&gt;

## 対象とする緑地のイメージ

緑地の荒廃し、台風等による倒木被害が頻発  
(神奈川県鎌倉市の特別緑地保全地区)

## 国指定法人のスキーム



## 地方公共団体が抱える課題

財政的制約  
緑地管理に係るノウハウ不足

買入れが円滑に進まず  
管理不全による緑地の荒廃

市民の理解を得にくく  
地区の新規指定が抑制的

## 改正後

都道府県等の要請に基づき  
機構が買入れ・管理を代行

迅速な買入れが可能に  
専門技術による適切な管理

市民の緑地への理解の向上  
地区の新規指定に意欲

## 5) 民間事業者等による緑地確保の取組みの認定制度の創設

## 概要

- 都市緑地を質・量両面で確保し、良好な都市環境の形成を図るためには、民間事業者における緑地整備等の取組みの推進を図ることが不可欠である一方、民間において、緑地確保の取組みは収益性が低いという認識が一般的で取組みが限定的であることが課題です。
- そこで、国が指針を策定し、民間事業者等による良質な緑地確保の取組を国土交通大臣が評価・認定する制度を創設し、良質な緑地の価値の「見える化」を進めます。

## 概要

- 緑地確保の取組を行う民間事業者等が講ずべき措置に関する指針を国が策定。
- 民間事業者等による良質な緑地確保の取組を国土交通大臣が評価・認定する制度を創設。  
認定の審査に当たっての調査について、国の登録を受けた機関（登録調査機関）が代行。
- 上記認定を受けた取組について都市開発資金の貸付けにより支援。＜予算＞

## 認定の対象となる取組のイメージ

## ●再開発等とあわせて、新たに良質な緑地を創出する事業

多様な樹種、まとまった緑により  
生物多様性を確保高木主体の緑地の創出により  
気候変動対応に貢献

## ●既存緑地の質の確保・向上に資する事業

民間企業が、保有する緑地を再整備し、芝  
生広場や自然観察等ができる樹林地を確保。

## 認定に当たっての評価の視点のイメージ



## ■ [2024 年] 都市緑地法の改正のポイント

(出典：国土交通省「都市緑地法の一部を改正する法律について」)

### 6) 都市の脱炭素化に資する都市開発事業の認定制度の創設

#### 概要

- 都市の脱炭素化を促進するためには、大規模な都市開発事業における脱炭素化を進めることが重要であり、民間都市開発事業における緑の創出や再生可能エネルギーの導入等に対する支援強化が求められています。
- そこで、都市の脱炭素化に資する民間都市開発事業を国土交通大臣が認定する制度を創設し、認定事業の緑地・緑化施設の管理効率化に係る設備の導入費用等に対して金融支援を行います。

#### 概要

- 都市の脱炭素化に資する民間都市開発事業を国土交通大臣が認定する制度を創設。
- 認定を受けた事業に対し、緑地・緑化施設の管理を効率的に行う設備、再エネ利用設備等（オフサイトにおいて整備するものを含む。）の導入費用等について、民間都市開発推進機構による金融支援を行う。＜予算＞

#### ＜環境負荷の低減に資する都市開発事例＞

- オフィス  
天神ビジネスセンター 2 期プロジェクト  
(福岡市)
- ・太陽光発電設備の設置に加え、温室効果ガス排出抑制に配慮した建材・設備を積極的に採用
- ・屋外だけでなく吹抜け空間にも植栽を行う。



- 物流施設  
LOGIFRONT 尼崎 IV  
(兵庫県尼崎市)
- ・屋根に高出力の太陽光発電設備を設置し、自家消費により施設の電力の大部分を賄う。



#### ＜オフサイトにおける取組のイメージ＞



## 6-2 都市公園法

都市公園法については、近年の社会情勢の変化やこれまでの公園緑地行政の変遷より、緑の「量的」整備（創出・保全）を進めるステージから、緑の「質的」整備（活用・維持管理）を進めるステージに移行する必要があることから、都市公園の再生や活性化を推進するため改正されました。

以下に、都市公園法改正の背景、次頁以降に都市公園法の改正のポイントを示します。

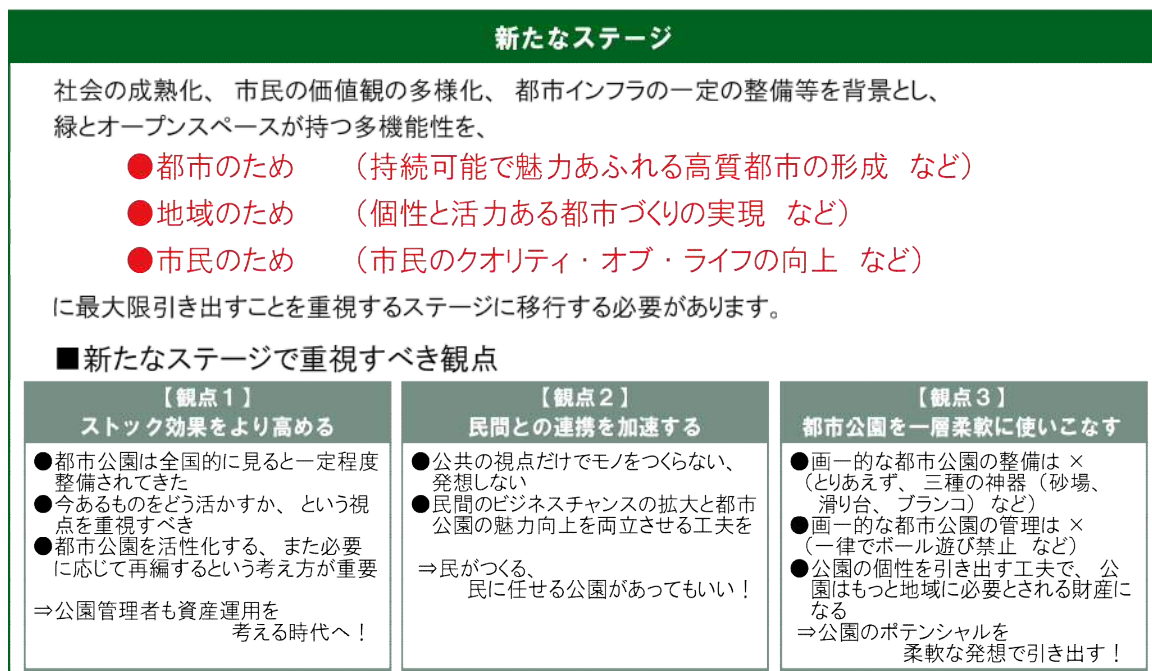
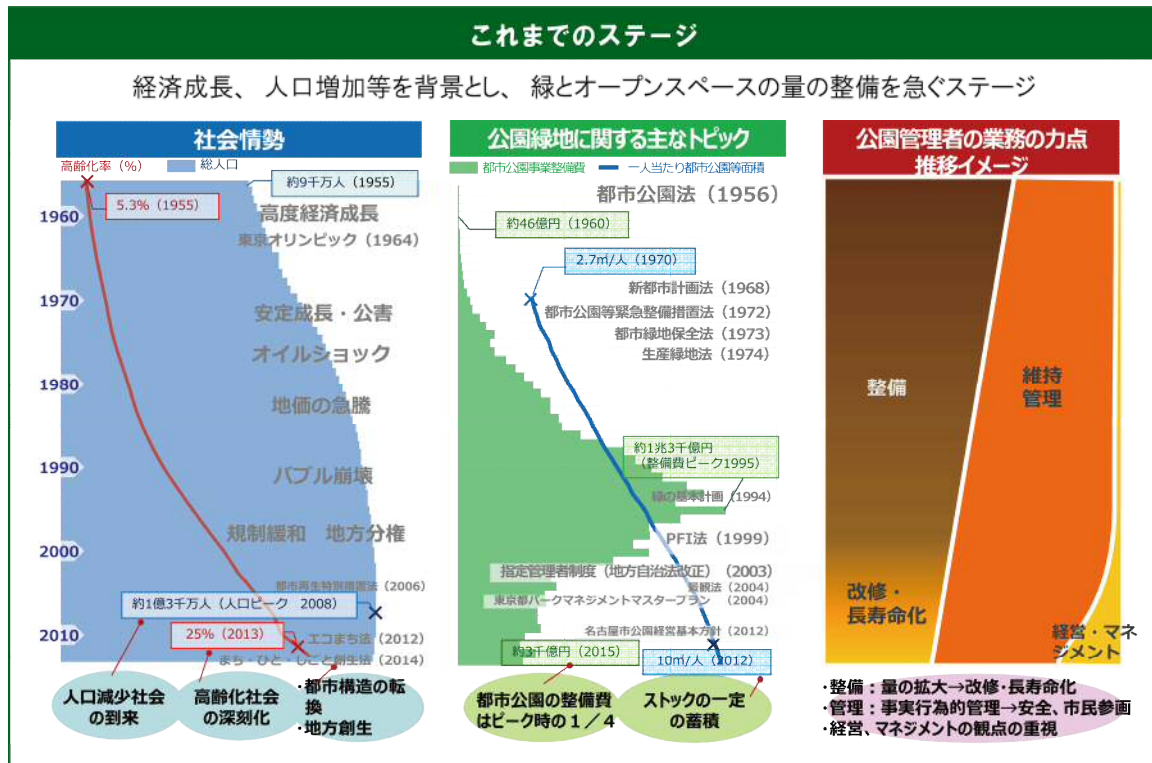


図 都市公園法改正の背景

(出典：国土交通省「都市公園法改正のポイント」)



## ■都市公園法の改正のポイント（出典：国土交通省「都市公園法改正のポイント」）

### 1) 公募設置管理制度（Park-PFI）の創設

#### 概 要

- 都市公園のストックの増加（一人当たり都市公園面積：10 ㎡/人を超えている）や公園施設の老朽化、魅力の低下などが課題としてある中、財政制約等から地方公共団体の整備費、維持管理費は限られているため、公園整備、老朽化した施設の更新への投資もある程度限界があります。
- そのため、都市公園の魅力向上、施設整備・更新を持続的に進めていくためには、公共の資金だけではなく、民間の資金・技術力の活用をより一層推進することが必要となります。
- そこで、民間活力による新たな都市公園の整備手法として、「公募設置管理制度（Park-PFI）」を創設することで、公園の再生・活性化を推進します。

#### 【公募設置管理制度の特徴】

##### 公募設置管理制度とは・・・

- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる**収益を公園整備に還元することを条件**に、事業者には都市公園法の**特例措置**がインセンティブとして適用される

#### 条件

##### 園路、広場等の公園施設（特定公園施設）の整備を一体的に行うこと

- ・公募対象公園施設を設置、管理する者は、園路、広場等**公園管理者が指定する公園施設をあわせて整備することが必要**
- ・特定公園施設の整備費は、公募時の条件で、全額事業者負担とすることも、公園管理者が一部負担とすることも可能

#### 特例 1 設置管理許可期間の特例（10年→20年）

- ・公募設置等計画の認定の有効期間は**20年**
- ・その期間に許可申請があった場合は設置管理の**許可を与えなければならない**  
（設置管理許可の期間の上限は10年のままだが、認定期間（上限20年間）内は更新を保証）

＜制度を活用した公園整備イメージ＞



#### 特例 2 建蔽率の特例（2%→12%）

- ・通常、飲食店、売店等の施設建蔽率は2%
- ・公募対象公園施設については、休養施設、運動施設等と同様に**10%の建蔽率上乗せ**

#### 特例 3 占用物件の特例

- ・認定公募設置等計画に基づく場合に限り、自転車駐車場、看板、広告塔を「**利便増進施設**」（占用物件）として設置可能

#### ◆公園管理者のメリット

- ✓ 民間資金を活用することで、公園整備、管理にかかる**財政負担が軽減**される
- ✓ 民間の創意工夫も取り入れた整備、管理により、公園の**サービスレベルが向上**する

#### ◆民間事業者のメリット

- ✓ 規模の大きな施設が設置可能となるとともに、設置できる期間も長期になることから、**長期的視野での投資、経営が可能**となる
- ✓ 緑豊かな空間を活用して自らが設置する収益施設に合った広場等を一体的にデザイン、整備できることで、**収益の向上にもつながる質の高い空間を創出**できる

#### ◆公園利用者のメリット

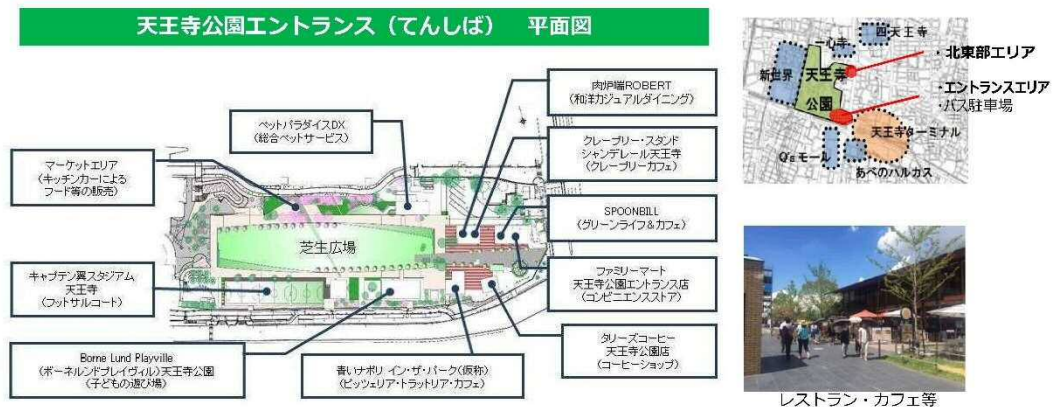
- ✓ 飲食施設の充実など利用者向け**サービスが充実**する
- ✓ 老朽化し、質が低下した施設の更新が進むことで、**公園の利便性、快適性、安全性が高まる**

## ■都市公園法の改正のポイント（出典：国土交通省「都市公園法改正のポイント」）

### 1) 公募設置管理制度（Park-PFI）の創設

#### 【民設民営による都市公園の再整備事例（天王寺公園（大阪市））】

- 大阪市の天王寺公園では、エントランスエリアの再整備、魅力向上を効率的・効果的に行うため、**エリアの再整備、管理運営を事業者の負担により行う者**を公募。
- 選定された事業者（近鉄不動産）が、カフェ、レストラン、こどもの遊び場、フットサルコート、ドッグラン、コンビニエンスストア、駐車場等の収益施設を設置するとともに、芝生広場（約7,000㎡）、園路等も事業者負担により整備し、平成27年から20年間の契約（協定締結）で公園の管理運営を実施している。



#### 【P-PFIに当てはめた場合】

- 公募対象公園施設：公園・地域の活性化に資する運動施設、便益施設、教養施設（建築面積4,000㎡以下）
- 特定公園施設：園路、広場（公共負担0を条件）
- 管理：園路、広場は管理委託により事業者が管理

#### 【地方における民活事例（大津湖岸なぎさ公園（大津市））】

- 大津市の大津湖岸なぎさ公園では、びわ湖湖岸をより魅力ある場所として活かすため、公園整備とあわせて商業施設を整備し、市民や観光客の新たな集客交流の拠点の整備を実施。
- 公園の整備は市が実施し、園内のオープンカフェの整備・運営は（株）まちづくり大津が主体となって事業を推進（テナントは一部公募）。

#### ■大津市施工：芝生広場、園路、ウッドデッキ、ガーデン



#### 【整備施設例】



#### 【P-PFIに当てはめた場合】

- 公募対象公園施設：オープンカフェ
- 特定公園施設：園路、広場、ウッドデッキ



■都市公園法の改正のポイント（出典：国土交通省「都市公園法改正のポイント」）

2) PFI事業の設置管理許可期間の延伸

概要

○都市公園におけるPFI事業は主にプールや体育館等の大規模施設で活用されており、事業の契約期間が長期に渡るものが多いのが現状です。  
○PFI事業による公園施設を整備する場合の設置管理許可期間をPFI事業の契約期間にあわせて延伸することで、事業者の長期的運営を確保し、より多くの民間参入を促進します。

【PFIによる都市公園の整備管理事例】

PFI事業に係る設置管理許可期間の延伸

○公園施設を整備する場合の設置管理許可期間（現行：最長10年）を、PFI事業契約の契約期間の範囲内（最長30年）で公園管理者が設定できることとする。

＜PFIによる都市公園の整備・管理事例＞

| 公園名<br>【事業主体】         | 事業名                         | PFI対象施設                                   | 事業開始 | 運営期間 |
|-----------------------|-----------------------------|-------------------------------------------|------|------|
| 湖南海岸公園<br>【神奈川県】      | 海洋総合文化ゾーン体験学習施設等特定事業        | ○体験学習施設<br>○水族館                           | H14  | 30   |
| 長井海の手公園<br>【神奈川県相模原市】 | 〈仮称〉長井海の手公園整備等事業            | ○青空市場、レストラン、売店、ビュティセンター等<br>○遊歩道整備、展望デッキ等 | H15  | 10   |
| 尼崎の森中央緑地<br>【兵庫県】     | 尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備事業      | ○プール<br>○健康増進施設                           | H15  | 17   |
| 噴火湾パノラマパーク<br>【北海道】   | 道立噴火湾パノラマパークビュティセンター等整備運営事業 | ○ビュティセンター<br>○オートキャンプ場                    | H16  | 25   |
| 緑水公園<br>【東京都豊田区】      | 〈仮称〉豊田区総合体育館施設等事業           | ○総合体育館<br>○テニスコート(4面)                     | H18  | 20   |
| 駒池公園<br>【鹿児島県】        | 鹿児島市新駒池公園水泳プール整備・運営事業       | ○プール                                      | H20  | 15   |
| ニッ綜公園<br>【神奈川県横浜市】    | 横浜市新谷区総合庁舎及びニッ綜公園整備事業       | ○区総合庁舎<br>○公園                             | H20  | 16   |
| 市引公園<br>【兵庫県神戸市】      | 新神戸ロープウェー再整備等事業             | ○ロープウェー、駅舎(3駅)                            | H21  | 16   |
| なぐわし公園<br>【埼玉県川越市】    | 川越市なぐわし公園温水利用型健康運動施設等整備運営事業 | ○温水利用型健康運動施設                              | H22  | 15   |
| 手はるば健康パーク<br>【奈良県】    | 新奈良プール施設等整備運営事業             | ○健康増進施設等                                  | H23  | 15   |
| 〈仮称〉柳島スポーツ公園<br>【宮城県】 | 〈仮称〉柳島スポーツ公園整備事業            | ○総合競技場等                                   | H26  | 22   |

＜PFI事業の例＞



新江ノ島水族館  
（湘南海岸公園）



温水利用型健康運動施設  
（川越市なぐわし公園）

【PFI事業とP-PFIとの比較】

- PFI事業、P-PFIいずれも民間の資金、ノウハウ等を活用して公共施設の整備等を行う手法であるが、想定する事業内容に応じ、それぞれの手法を適宜選択することが望ましい。
- PFI事業、P-PFIの特徴を踏まえた、事業手法の選択の観点の例は以下の通り。

|                | PFI事業    | P-PFI             |
|----------------|----------|-------------------|
| 根拠法            | PFI法     | 都市公園法             |
| 事業期間の目安        | 10～30年程度 | 20年以内             |
| 議会の承認          | 必須       | 必須ではない            |
| 公共コスト削減効果      | VFM      | 特定公園施設の整備費の全部又は一部 |
| SPCの設立         | 必須       | 必須ではない            |
| 収益施設以外の施設整備の要否 | 必須ではない   | 必須（特定公園施設）        |



## ■都市公園法の改正のポイント（出典：国土交通省「都市公園法改正のポイント」）

### 3）保育所等の占用物件への追加（特区特例の全国措置化）

#### 概要

- 国家戦略特区改正法により、特区内の都市では都市公園における占用許可特例として保育所等の設置が可能となりました。
- 待機児童解消の取組み強化に向けて、都市公園における保育所等の設置について、オープンスペース機能を損なわない範囲で、特区以外の都市においても設置が可能となりました。

#### 【保育所その他の社会福祉施設の追加】

##### 現行の占用許可制度

- (1) 占用物件(※)を限定的に規定  
 (2) 物件が、①公衆の公園利用に著しい支障を及ぼさない、②必要やむを得ない、③技術的基準に適合、を満たす場合に占用許可

⇒ 都市公園内のオープンスペースを確保

##### 国家戦略特区法による特例(H27.7法改正)

国家戦略特区において保育所等社会福祉施設(通所型)を、占用物件に追加。法施行以降、18事例が認定済。平成29年4月に6箇所が開所。



都市公園法改正により一般措置化

○保育所その他の社会福祉施設であって政令で定めるもの(通所型)①について、政令で定める技術基準②等を満たす場合には、公園管理者は占用を許可。

##### <施行令で規定する事項>

##### ① 設置可能な社会福祉施設(通所型)

##### ② 技術的基準

- 保育所、学童クラブ、老人デイサービスセンター、障害者支援施設 等
- 施設の敷地面積は、公園の広場面積の100分の30以内
- その他、外観、構造等に関する基準(他の占用物件と同様)

#### 【都市公園の占用が可能となる社会福祉施設】

##### ○保育所その他の社会福祉施設(通所のみにより利用されるものに限る。)

- ・通所のみにより利用されるものであり、施設の設置により都市公園の利用が促進され、都市公園の機能の増進が図られることが期待できるものを対象としている。
- ・入所型の社会福祉施設は対象とならない

##### ○施行令第12条第3項において、具体的な施設の種類の明記。(1～5号)

- ・認可保育所等個別の関係法令等に基づき設置される施設が対象。
- ・施行令に規定される種類の施設であっても、実際の利用形態として入所型のサービスを行う施設は許可の対象とならない。

|     |                                                 |                                                                                                                                                                                                           |
|-----|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1号 | ○児童福祉法関係                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所</li> <li>・障害児通所支援事業（放課後等デイサービス、児童発達支援、医療型児童発達支援を行う事業に限る）の用に供する施設</li> <li>・放課後児童健全育成事業の用に供する施設</li> <li>・一時預かり事業の用に供する施設</li> <li>・小規模保育事業の用に供する施設</li> </ul> |
| 第2号 | ○身体障害者福祉法関係                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者生活訓練等事業の用に供する施設</li> <li>・身体障害者福祉センター</li> </ul>                                                                                                             |
| 第3号 | ○老人福祉法関係                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人デイサービスセンター</li> <li>・老人福祉センター</li> </ul>                                                                                                                        |
| 第4号 | ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービス事業（自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援、生活介護を行う事業に限る）の用に供する施設</li> <li>・地域活動支援センター</li> </ul>                                                                              |
| 第5号 | ○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律関係            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼保連携型認定こども園</li> </ul>                                                                                                                                            |
| 第6号 | 都市公園ごとに、前各号に掲げるものに準ずる社会福祉施設として、地方公共団体が条例で定めるもの等 |                                                                                                                                                                                                           |

##### ○地方公共団体が施設の地域のニーズや実情に応じて対象を追加できるよう条例により追加することが可能(6号)

- ・施行令第12条第3項第1号から第5号に掲げるものに準ずる社会福祉施設であること。
- ・地方公共団体独自の基準により認可している保育所等については、条例に定めることで設置が可能。

■都市公園法の改正のポイント（出典：国土交通省「都市公園法改正のポイント」）

3）保育所等の占用物件への追加（特区特例の全国措置化）

【占用の要件及び技術的基準】

要件

都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるもの 法第7条第2項



都市公園本来のオープンスペース機能を確保しつつ、周辺の土地利用の状況から、都市公園の土地を有効に活用することで都市公園の機能の増進が図られる場合

例えば、保育所の設置により公園が園児やその保護者の交流の場となることや、地域交流スペースの設置により公園利用が促進されるなど。

技術的基準

占用の場所は広場又は公園施設である建築物内

令第16条第1項第6の2号

規模に関する基準

広場      施設の敷地面積の合計が、公園全体の広場の面積の30%以内

建築物内      施設の床面積の合計が当該建築物の延べ床面積50%以内

その他の技術的基準

従前より規定されている占用物件に関する技術的基準についても適用 令第15～17条

- ・ 占用物件の外観及び配置は、都市公園の風致及び美観等を害しないものとする
- ・ 地上に設ける占用物件の構造は、公園施設の保全又は公衆の利用に支障を及ぼさないものとする
- ・ 占用に関する工事については、公衆の利用に支障を及ぼさないよう必要な措置を講ずること

等

これらを踏まえて

具体の施設について都市公園の占用を許可することが適当か否かは、当該都市公園の状況に応じて、公園全体の面積や一般公衆の自由な利用への影響を考慮しながら、公園管理者が適切に判断すべきもの

例えば、面積の小さな都市公園や既に公園施設である建築物が多数設置されているような都市公園については、慎重に判断すべき



# ■都市公園法の改正のポイント（出典：国土交通省「都市公園法改正のポイント」）

## 4）公園の活性化に関する協議会の設置

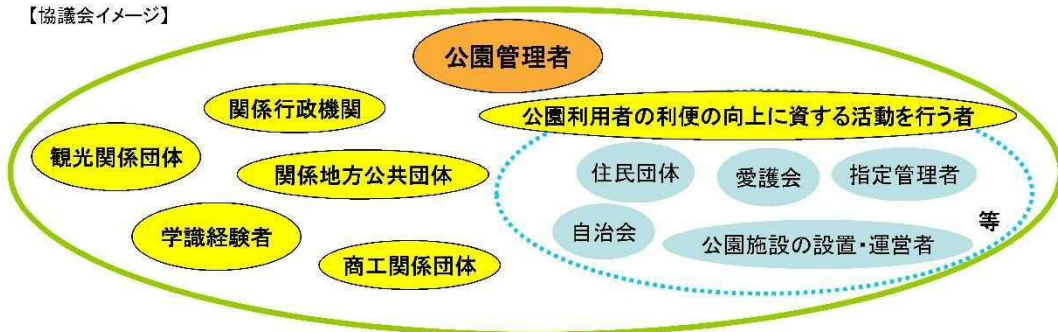
### 概要

- 公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会を組織することができます。
- 各構成員には、協議が整った事項について尊重義務があります。

### 協議会の設置

- 公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会を組織することができる。
- 各構成員には、協議が整った事項について尊重義務がある。

### 【協議会イメージ】



### 協議会における協議事項(例)

- 地域の賑わい創出のためのイベント実施に向けた情報共有、調整
- キャッチボールやバーベキューの可否、可とする場合のルール等、都市公園ごとのローカルルール作り
- 都市公園のマネジメント方針、計画 等

## 5）都市公園の維持基準の法令化

### 概要

- 供用中の都市公園のうち設置から40年以上経過したものが2014年度（平成26年度）末で約16%あり、20年後には約6割に達する見込みです。また遊具については、設置から20年以上経過したものが約5割となっています。
- そのため、都市公園の維持修繕基準の規定を設け、適切な時期に点検を行い、必要な措置を講ずることを義務付けることで、予防保全による都市公園の長寿命化・安全対策を徹底します。

### 都市公園の維持修繕基準の法令化

都市公園の管理は、政令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準に適合するように行うものとする。

### ○維持修繕に係る技術的基準の内容

#### 公園施設全般について

- ・適切な時期に、巡視を行い、清掃・除草等公園の維持のため必要な措置を行う。
- ・公園の点検は、適切な時期に、目視その他適切な方法により行う。
- ・点検等により異状を把握したときは、必要な措置を講ずる。 等

令第10条

特に、遊具については、安全性確保の必要が高いことから、

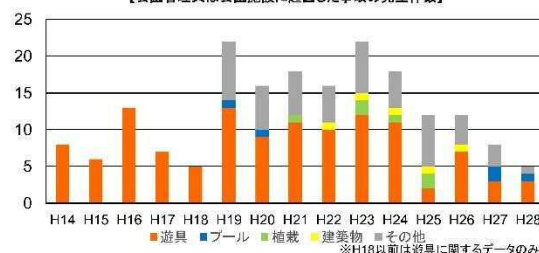
- ・点検頻度について、年1回を基本とする。
- ・点検結果や修繕内容を履歴書として記録し、保存する。

規則第3条の2

### （参考）都市公園の安全確保に関する指針の整備状況

- 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（H14.3策定、H20・H26改訂）  
主に子どもが利用する「遊具」について安全確保に関する基本的な考え方を規定
- プールの安全標準指針（H19.3策定）  
プール利用者の安全確保のため、参考となる留意事項を規定
- 公園施設の安全点検に関する指針（案）（H27.4策定）  
公園施設全般について、安全点検の考え方や実施方法を規定

【公園管理又は公園施設に起因した事故の発生件数】





### 6-3 生産緑地法、都市計画法及び建築基準法

生産緑地法、都市計画法及び建築基準法の改正のポイントを以下に示します。

#### ■生産緑地法の改正のポイント（出典：国土交通省「生産緑地法等の改正について」）

##### 1) 生産緑地地区※の面積要件の引き下げ

###### 概要

- 生産緑地地区を都市計画に定めるには、一団で 500 m<sup>2</sup>以上の区域とする規模要件が設けられており、要件を満たさない小規模な農地は、農地所有者に営農意思があっても、保全対象とされていません。
- また、公共収用等に伴い、又は複数所有者の農地が指定された生産緑地地区で一部所有者の相続等に伴い、生産緑地地区の一部の解除が必要な場合、残された面積が規模要件を下回ると、生産緑地地区全体が解除されてしまうことが起きます。（道連れ解除）
- このことから、今回の法改正では生産緑地地区の面積要件を条例で 300 m<sup>2</sup>（政令で規定）まで引き下げることを可能にし、併せて同一又は隣接する街区内に複数の農地がある場合には、一団の農地等とみなして指定を可能にしました。（ただし、個々の農地はそれぞれが 100 m<sup>2</sup>以上とします。）

###### 小規模でも身近な農地として緑地機能を発揮

都市住民が農家と交流しながら野菜の収穫体験を行うイベントの実施

面積 約300m<sup>2</sup>



###### 営農意欲があっても生産緑地地区が解除される事例

買取り申出面積 1,594m<sup>2</sup>  
道連れ解除面積 429m<sup>2</sup>

公共施設の面積 222m<sup>2</sup>  
道連れ解除面積 284m<sup>2</sup>



###### 改正内容

- 法改正：生産緑地地区の面積要件を条例で300m<sup>2</sup>（政令で規定）まで引下げ可能に。
- 運用改善：併せて、同一又は隣接する街区内に複数の農地がある場合、一団の農地等とみなして指定可能に（ただし、個々の農地はそれぞれ100m<sup>2</sup>以上）。

※ これらの制度・運用改正を受けた生産緑地も、従前の税制（固定資産税の農地課税・相続税の納税猶予）を適用。

##### 2) 生産緑地地区における建築規制の緩和

###### 概要

- 生産緑地地区内では設置可能な施設に関して、設置可能な建築物を農業用施設に厳しく限定をしていましたが、かねてより、農業団体等から直売所等の設置を可能とする要望がありました。
- そこで、今回の法改正では、生産緑地地区内に設置可能な建築物として、農産物等加工施設、農産物等直売所、農家レストランを追加することとしました。

###### 改正前

生産緑地地区内に設置可能な施設は、農林漁業を営むために必要で、生活環境の悪化をもたらすおそれがないものに限定

###### 【設置可能な施設】

- ①生産又は集荷の用に供する施設  
ビニールハウス、温室、育苗施設、農産物の集荷施設 等
- ②生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設  
農機具の収納施設、種苗貯蔵施設 等
- ③処理又は貯蔵に必要な共同利用施設  
共同で利用する選果場 等
- ④休憩施設その他  
休憩所（市民農園利用者用を含む）、農作業講習施設 等

「国家戦略特区における追加の規制改革事項等について」（H28.3国家戦略特区諮問会議）

…農業の6次産業化の一層の推進等のため、都市農業が営まれる生産緑地地区においても…農家レストラン等の設置を可能とすることを検討し、早期に結論を得る。



参考：隣接する生産緑地の所有者が経営するレストランイメージ（練馬区）

###### 改正後

営農継続の観点から、新鮮な農産物等への需要に応え、農業者の収益性を高める下記施設を追加。

###### 【追加する施設】

- ①生産緑地内で生産された農産物等を主たる原材料とする製造・加工施設
- ②生産緑地内で生産された農産物等又は①で製造・加工されたものを販売する施設
- ③生産緑地内で生産された農産物等を主たる材料とするレストラン

※生産緑地の保全に無関係な施設（単なるスーパーやファミレス等）の立地や過大な施設を防ぐため、省令で下記基準を設ける。

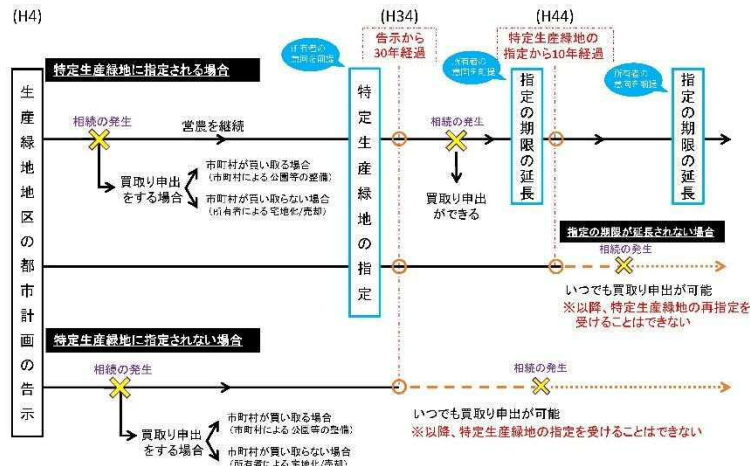
- ・残る農地面積が地区指定の面積要件以上
- ・施設の規模が全体面積の20%以下
- ・施設設置者が当該生産緑地の主たる従事者
- ・食材は、主に生産緑地及びその周辺地域（当該市町村又は都市計画区域）で生産

## ■生産緑地法の改正のポイント（出典：国土交通省「生産緑地法等の改正について」）

### 3) 特定生産緑地制度※

#### 概要

- 生産緑地の所有者等の意向を基に、市町村は当該生産緑地を特定生産緑地として指定することができるようになりました。
- 指定された場合、市町村に買取り申出ができる時期は、「生産緑地地区の都市計画の告示日から30年経過後」から、10年延期されます。10年経過後は、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し10年の延長が可能となります。



## ■都市計画法及び建築基準法の改正のポイント

（出典：国土交通省「生産緑地法等の改正について」）

### 1) 田園住居地域の創設

#### 概要

- 宅地需要等の沈静化・住民の都市農業に対する認識の変化より、都市農地を都市にあるべきものに位置づけました。また、マンション等の建設に伴う営農環境悪化の防止や住居専用地域に農業用施設等が原則として建てられない状況を踏まえ、住居系用途地域の一類型として、「田園住居地域」を創設しました。

#### 課題・背景

- 宅地需要の沈静化・住民の都市農業に対する認識の変化 → 都市農地を都市にあるべきものへ（都市農業振興基本計画）
- マンション等の建設に伴う営農環境悪化の防止
- 住居専用地域に農業用施設等は原則として建てられない状況

#### ■ 田園住居地域の具体的なイメージ



田園住居地域のイメージ

<現行の用途指定状況>

：第1種低層住居専用地域

：第2種低層住居専用地域

：第3種低層住居専用地域

：第4種低層住居専用地域

：第5種低層住居専用地域

：第6種低層住居専用地域

：第7種低層住居専用地域

：第8種低層住居専用地域

：第9種低層住居専用地域

：第10種低層住居専用地域

：第11種低層住居専用地域

：第12種低層住居専用地域

：第13種低層住居専用地域

：第14種低層住居専用地域

：第15種低層住居専用地域

：第16種低層住居専用地域

：第17種低層住居専用地域

：第18種低層住居専用地域



農家専用売所(イメージ)



農家レストラン(イメージ)

#### 改正内容

#### 住居系用途地域の一類型として田園住居地域の創設

住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を形成している地域を、あるべき市街地像として都市計画に位置付け、開発/建築規制を通じてその実現を図る

#### 開発規制

- 現況農地における①土地の造成、②建築物の建築、③物件の堆積を市町村長の許可制とする
- 駐車場・資材置き場のための造成や土石等の堆積も規制対象
- 市街地環境を大きく改変するおそれがある一定規模（政令で300㎡と規定）以上の開発等は、原則不許可

#### 建築規制

#### 用途規制

- 低層住居専用地域に建築可能なもの
  - ・住宅、老人ホーム、診療所 等
  - ・日用品販売店舗、食堂・喫茶店、サービス業店舗 等（150㎡以内）
- 農業用施設
  - 農業の利便増進に必要な店舗・飲食店 等（500㎡以内）
    - ・農産物直売所、農家レストラン、自家販売用の加工所等
  - 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの
  - 農産物の生産資材の貯蔵に供するもの
    - ・農機具収納施設等

#### 形態規制

低層住居専用地域と同様  
容積率：50～200%、建ぺい率：30～60%、  
高さ：10or12m、外壁後退：都市計画で指定された数値

※ 低層住居専用地域と同様の形態規制により、日影等の影響を受けず営農継続可能

#### 6-4 一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例

一宮市では、都市化の進展により、貴重なみどりが減少しつつあります。そこで、市民・事業者・市が相互に協力し、緑豊かなまちづくりを推進するため、「一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」を制定しました。

条例の概要を以下に示します。

| ■一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例（2023（令和5）年4月1日施行） |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 項 目                                      | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 目的                                       | この条例は、緑地の保全及び緑化の推進について、基本方針を定め、緑豊かな都市環境の形成を図り、もって市民の健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 基本方針                                     | <p>緑地の保全及び緑化の推進は、次に掲げる方針に基づき行うものとする。</p> <p>(1) 豊かな緑を良好な状態で保全するとともに、生物多様性の確保を推進し、将来の世代に継承すること。</p> <p>(2) 市民が健康でかつ豊かで快適な暮らしができるよう、新たな緑地空間を創出すること。</p> <p>(3) 市民及び事業者並びに市が緑の重要性を認識し、相互に協力すること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 緑の保全                                     | <p>■保全すべき緑地の指定</p> <p>市長は、良好な自然環境及び美観風致上必要と認める区域で、次の各号のいずれかに該当するものについて、その所有者又は管理者の合意を得て、保全すべき緑地として指定することができる。</p> <p>(1) 風致及び景観に優れている区域</p> <p>(2) 貴重な文化的遺産又は社寺その他郷土の伝統的な資産と一体となって良好な自然環境を有している区域</p> <p>(3) 生物多様性の確保に必要な生物の生息及び生育地として保全する必要がある区域</p> <p>■保存すべき樹木の指定</p> <p>市長は、良好な自然環境を保全するため、必要と認めるときは、規則で定める基準に該当する樹木の所有者等の同意を得て、保存すべき樹木として指定をすることができる。</p> <p>■市民緑地</p> <p>市長は、市民の利用に供する緑地として、都市緑地法（昭和48年法律第72号。）第55条第1項に規定する市民緑地の設置に努めるものとする。この場合において、土地の所有者が市に無償で土地を貸し付けるときは、市長は、税を免除することができる。</p> |
| 緑の創出                                     | <p>■公共施設の緑化</p> <p>市は、市が設置し、又は管理する学校、庁舎その他の公共施設及びその敷地について、緑化を行い、緑の適切な管理をしなければならない。なお、緑化に当たっては、地域の生態系に配慮するとともに、在来種<sup>※</sup>による植栽に努めるものとする。</p> <p>■民間施設の緑化</p> <p>市民等は、その住居、事業所、営業所等の施設及びこれらの敷地について、緑化を行い、緑の適切な管理に努めなければならない。なお、緑化に当たっては、地域の生態系に配慮するとともに、在来種による植栽に努めるものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                        |
| 緑の普及                                     | <p>■市民等との協働</p> <p>市は、市民等が、緑地の保全及び緑化の推進に関する施策に積極的に参画できる体制の整備に努めなければならない。</p> <p>市民等は、緑地の保全及び緑化の推進に関する市の施策に参画するよう努めるものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |



## 7

## 上位・関連計画

| 1. 愛知県広域緑地計画（2019（平成31）年3月改定） |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 項 目                           | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 目標年次                          | 2030（令和12）年度                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 計画の理念                         | 『豊かな暮らしを支える あいちの緑づくり<br>～緑の質を高め、多様な機能を活用～』                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 基本方針<br>（一部抜粋）                | <p>計画の理念の実現に向けて、「健全で良質な緑」を基礎とした、「いのちを守る緑」「暮らしの質を高める緑」「交流を生み出す緑」を効果的に活用することを目指している</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|                               | <p><b>いのちを守る緑</b></p> <p>【基本方針】<br/>緑の恩恵を享受し、<br/>自然と調和し災害にも強い緑の都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○人や生き物に対して「緑」は欠かせない存在であることの共通認識を図り、緑を育む行動へと結び付ける</li> <li>○都市づくりと連携した、緑が有する防災・減災機能を発揮し、安全・安心な暮らしを確保する</li> <li>○水と緑のネットワークの形成と生物多様性の確保に向けた取組を推進し、まちと自然が調和した持続可能な都市の緑づくりを目指す</li> </ul> <p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○緑の恩恵を享受していくための生物多様性への配慮</li> <li>○防災・減災に資する緑とオープンスペースの保全と創出</li> <li>○緑を育む行動へと結びつく啓発活動の実施</li> <li>○日常の安心につながる公園施設の維持管理と更新</li> </ul> |
|                               | <p><b>暮らしの質を高める緑</b></p> <p>【基本方針】<br/>良好な生活環境と QOL（生活の質）を<br/>高める緑の空間づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○緑による誰もが居心地が良い空間を創出し、県民の生活の質の向上に資する緑づくりを進める</li> <li>○自然との触れ合いの場や、公園などのオープンスペースの充実を図る</li> <li>○花と緑の活用や、自然を身近に感じられる場の創出を図り、風情があり安らぐ緑の空間づくりを進める</li> </ul> <p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○QOL（生活の質）の向上に貢献する身近な緑とオープンスペースの確保</li> <li>○心と体の健康を支える緑の活用</li> <li>○まちづくりと一体となった魅力的な緑づくりの促進</li> </ul>                                                        |
|                               | <p><b>交流を生み出す緑</b></p> <p>【基本方針】<br/>多様な主体との連携と<br/>地域の特性を活かす緑づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○交流を通じてコミュニティを醸成し、県民の暮らしに彩りを添えることの出来る緑の創出と活用を進める</li> <li>○愛知らしい固有の緑を効果的に活用・PR し、地域の特色を活かした魅力の向上を図る</li> <li>○多様な主体が相互にコミュニケーションを図りながら連携・協働し、緑の魅力やポテンシャルを引き出す緑づくりを目指す</li> </ul> <p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域コミュニティを育む場としての緑の活用</li> <li>○地域の特性を活かした緑のまちづくりの推進</li> <li>○多様な主体による緑のまちづくりの推進</li> </ul>                                                     |

## 2. 第7次一宮市総合計画（2018（平成30）年3月策定）

| 項目         | 内容                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 計画の期間      | 2018（平成30）年度～2027（令和9）年度                                                                                                                                                                                                                                |
| 基本構想       | <p>《将来都市像》</p> <p>木曽の清流に映え、心ふれあう躍動都市 一宮</p> <p>《5つのプランと2つのマネジメント》</p> <p>Plan①：健やかにいきる      Plan②：快適にいきる</p> <p>Plan③：安全・安心を高める      Plan④：活力を生みだす</p> <p>Plan⑤：未来の人財を育てる</p> <p>Management①：人を呼び込む      Management②：持続可能で未来につなげる</p>                   |
| まちづくりのイメージ | <p><b>まちづくりのイメージ</b></p> <p>●都市拠点（一宮駅周辺）</p> <p>市域内外からの利用を想定した広域的な都市機能や、市街地のにぎわいをもたらすために必要な都市機能が集積するエリア</p> <p>●副次的都市拠点（尾西庁舎・木曽川駅周辺）</p> <p>都市拠点を補完し、市の北部、西部地域の高次的な都市機能が集積するエリア</p> <p>●地域生活拠点（出張所・公民館等周辺）</p> <p>日常生活を維持するため、利用頻度が高い生活利便施設が集積するエリア</p> |

| 項 目                           | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                     |      |  |  |     |     |     |         |          |          |                               |            |            |         |  |     |     |                          |       |      |  |  |     |     |     |          |          |          |                               |          |          |         |  |     |     |                          |       |
|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|--|--|-----|-----|-----|---------|----------|----------|-------------------------------|------------|------------|---------|--|-----|-----|--------------------------|-------|------|--|--|-----|-----|-----|----------|----------|----------|-------------------------------|----------|----------|---------|--|-----|-----|--------------------------|-------|
| 土地利用の方針<br>(一部抜粋)             | 住宅地の配置方針                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <div>・増加傾向にある新規世帯の受け皿として、需要に応じた住宅地を配置します。</div> <div>・宅地開発においては、不良な住宅市街地とならないように、利便性の高い地区を優先します。</div> <div><div>● 中心市街地における高密度な、まちなか居住の推進</div><div>● 市街化区域内の拠点における面的未整備地区の都市基盤整備</div><div>● 市街化調整区域の駅周辺等、利便性の高い地区の活用</div></div> |      |  |  |     |     |     |         |          |          |                               |            |            |         |  |     |     |                          |       |      |  |  |     |     |     |          |          |          |                               |          |          |         |  |     |     |                          |       |
|                               | 商業地の配置方針                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <div>・多様な都市機能が集積する都市拠点や副次的都市拠点を中心に商業地を配置します。</div> <div>・土地の高度利用を図ることにより、商業機能を誘導します。</div>                                                                                                                                          |      |  |  |     |     |     |         |          |          |                               |            |            |         |  |     |     |                          |       |      |  |  |     |     |     |          |          |          |                               |          |          |         |  |     |     |                          |       |
|                               | 産業用地の配置方針                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | <div>・新たな産業立地の受け皿として、高速道路 IC 周辺など、広域交通ネットワークの既存ストックを活用できる場所に産業用地を配置します。</div>                                                                                                                                                       |      |  |  |     |     |     |         |          |          |                               |            |            |         |  |     |     |                          |       |      |  |  |     |     |     |          |          |          |                               |          |          |         |  |     |     |                          |       |
|                               | 農業用地の配置方針                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | <div>・優良農地の保全・確保に努めます。</div> <div>・都市近郊の農地では、土地利用の効率化を図り、農業生産の維持と供給力を確保していきます。</div>                                                                                                                                                |      |  |  |     |     |     |         |          |          |                               |            |            |         |  |     |     |                          |       |      |  |  |     |     |     |          |          |          |                               |          |          |         |  |     |     |                          |       |
| 前期・後期<br>基本計画<br>(一部抜粋)       | <div>■Plan 2：快適にくらす</div> <div>■施策 9：水と緑を活かしたまちをつくります</div> <div>■事業展開の方向性</div> <div><div>・水と緑のオープンスペースの整備促進と利活用</div><div>・民有地の緑化促進</div><div>・潤いのある美しい緑地の保全と緑化の推進</div></div> <div>■成果指標と市民の体感指標</div> <div>(前期基本計画)</div> <div><table><tr><th colspan="3">成果指標</th></tr><tr><th>指標名</th><th>基準値</th><th>目標値</th></tr><tr><td>①都市公園面積</td><td>228.40ha</td><td>238.04ha</td></tr><tr><td>②水辺空間を活用したイベントの参加者数および施設の利用者数</td><td>1,111,700人</td><td>1,167,200人</td></tr></table><table><tr><th colspan="2">市民の体感指標</th></tr><tr><th>指標名</th><th>基準値</th></tr><tr><td>水と緑に親しめる場やイベントがあると思う人の割合</td><td>30.3%</td></tr></table><div>※各指標の算出方法は92から96ページを参照</div></div> <div>(後期基本計画)</div> <div><table><tr><th colspan="3">成果指標</th></tr><tr><th>指標名</th><th>基準値</th><th>目標値</th></tr><tr><td>①都市公園等面積</td><td>232.70ha</td><td>245.54ha</td></tr><tr><td>②水辺空間を活用したイベントの参加者数および施設の利用者数</td><td>781,300人</td><td>945,800人</td></tr></table><table><tr><th colspan="2">市民の体感指標</th></tr><tr><th>指標名</th><th>基準値</th></tr><tr><td>水と緑に親しめる場やイベントがあると思う人の割合</td><td>38.3%</td></tr></table><div>※各指標の算出方法は110から115ページを参照</div></div> |                                                                                                                                                                                                                                     | 成果指標 |  |  | 指標名 | 基準値 | 目標値 | ①都市公園面積 | 228.40ha | 238.04ha | ②水辺空間を活用したイベントの参加者数および施設の利用者数 | 1,111,700人 | 1,167,200人 | 市民の体感指標 |  | 指標名 | 基準値 | 水と緑に親しめる場やイベントがあると思う人の割合 | 30.3% | 成果指標 |  |  | 指標名 | 基準値 | 目標値 | ①都市公園等面積 | 232.70ha | 245.54ha | ②水辺空間を活用したイベントの参加者数および施設の利用者数 | 781,300人 | 945,800人 | 市民の体感指標 |  | 指標名 | 基準値 | 水と緑に親しめる場やイベントがあると思う人の割合 | 38.3% |
|                               | 成果指標                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                     |      |  |  |     |     |     |         |          |          |                               |            |            |         |  |     |     |                          |       |      |  |  |     |     |     |          |          |          |                               |          |          |         |  |     |     |                          |       |
| 指標名                           | 基準値                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 目標値                                                                                                                                                                                                                                 |      |  |  |     |     |     |         |          |          |                               |            |            |         |  |     |     |                          |       |      |  |  |     |     |     |          |          |          |                               |          |          |         |  |     |     |                          |       |
| ①都市公園面積                       | 228.40ha                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 238.04ha                                                                                                                                                                                                                            |      |  |  |     |     |     |         |          |          |                               |            |            |         |  |     |     |                          |       |      |  |  |     |     |     |          |          |          |                               |          |          |         |  |     |     |                          |       |
| ②水辺空間を活用したイベントの参加者数および施設の利用者数 | 1,111,700人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 1,167,200人                                                                                                                                                                                                                          |      |  |  |     |     |     |         |          |          |                               |            |            |         |  |     |     |                          |       |      |  |  |     |     |     |          |          |          |                               |          |          |         |  |     |     |                          |       |
| 市民の体感指標                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                     |      |  |  |     |     |     |         |          |          |                               |            |            |         |  |     |     |                          |       |      |  |  |     |     |     |          |          |          |                               |          |          |         |  |     |     |                          |       |
| 指標名                           | 基準値                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                     |      |  |  |     |     |     |         |          |          |                               |            |            |         |  |     |     |                          |       |      |  |  |     |     |     |          |          |          |                               |          |          |         |  |     |     |                          |       |
| 水と緑に親しめる場やイベントがあると思う人の割合      | 30.3%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                     |      |  |  |     |     |     |         |          |          |                               |            |            |         |  |     |     |                          |       |      |  |  |     |     |     |          |          |          |                               |          |          |         |  |     |     |                          |       |
| 成果指標                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                     |      |  |  |     |     |     |         |          |          |                               |            |            |         |  |     |     |                          |       |      |  |  |     |     |     |          |          |          |                               |          |          |         |  |     |     |                          |       |
| 指標名                           | 基準値                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 目標値                                                                                                                                                                                                                                 |      |  |  |     |     |     |         |          |          |                               |            |            |         |  |     |     |                          |       |      |  |  |     |     |     |          |          |          |                               |          |          |         |  |     |     |                          |       |
| ①都市公園等面積                      | 232.70ha                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 245.54ha                                                                                                                                                                                                                            |      |  |  |     |     |     |         |          |          |                               |            |            |         |  |     |     |                          |       |      |  |  |     |     |     |          |          |          |                               |          |          |         |  |     |     |                          |       |
| ②水辺空間を活用したイベントの参加者数および施設の利用者数 | 781,300人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 945,800人                                                                                                                                                                                                                            |      |  |  |     |     |     |         |          |          |                               |            |            |         |  |     |     |                          |       |      |  |  |     |     |     |          |          |          |                               |          |          |         |  |     |     |                          |       |
| 市民の体感指標                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                     |      |  |  |     |     |     |         |          |          |                               |            |            |         |  |     |     |                          |       |      |  |  |     |     |     |          |          |          |                               |          |          |         |  |     |     |                          |       |
| 指標名                           | 基準値                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                     |      |  |  |     |     |     |         |          |          |                               |            |            |         |  |     |     |                          |       |      |  |  |     |     |     |          |          |          |                               |          |          |         |  |     |     |                          |       |
| 水と緑に親しめる場やイベントがあると思う人の割合      | 38.3%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                     |      |  |  |     |     |     |         |          |          |                               |            |            |         |  |     |     |                          |       |      |  |  |     |     |     |          |          |          |                               |          |          |         |  |     |     |                          |       |



### 3. 一宮市都市計画マスタープラン（2020（令和2）年6月改定）（令和6年3月部分改定）

| 項 目          | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |              |       |          |         |      |        |           |         |            |         |        |        |  |      |      |  |                    |      |  |        |     |  |  |      |  |  |            |  |  |              |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------|----------|---------|------|--------|-----------|---------|------------|---------|--------|--------|--|------|------|--|--------------------|------|--|--------|-----|--|--|------|--|--|------------|--|--|--------------|
| 計画の期間        | 2020（令和 2）年度～2030（令和 12）年度                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |       |          |         |      |        |           |         |            |         |        |        |  |      |      |  |                    |      |  |        |     |  |  |      |  |  |            |  |  |              |
| 基本構想         | 《将来都市像》<br>都会の利便性と田舎の豊かさが織りなす、だれもが住みよいまち<br>～多拠点ネットワーク型都市の構築～<br><br>《都市づくりの目標》<br>■持続可能で安全・安心な都市構造の構築<br>■都市機能の集積による拠点の強化<br>■誰もが豊かに暮らし続けることができる生活環境の確保<br>■愛着と誇りの持てる地域文化の形成と継承                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |              |       |          |         |      |        |           |         |            |         |        |        |  |      |      |  |                    |      |  |        |     |  |  |      |  |  |            |  |  |              |
| 現況と課題の<br>整理 | ・ 中心市街地の活性化<br>・ 災害などに対する安全・安心の確保<br>・ 多様なまちづくり活動の担い手育成<br>・ 人口の集約による地域コミュニティの維持<br>・ 人口減少下における生活サービス施設の維持<br>・ 豊かな自然や農地、公園・緑地の保全・活用<br><br>・ 産業構造の変化への対応<br>・ 環境負荷の少ない都市構造の形成<br>・ 地域の歴史と文化の保全・活用                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |              |       |          |         |      |        |           |         |            |         |        |        |  |      |      |  |                    |      |  |        |     |  |  |      |  |  |            |  |  |              |
| 将来都市構造図      | <div>凡 例</div> <table><tr><th>&lt;ゾーン&gt;</th><th>&lt;拠 点&gt;</th><th>&lt;ネットワーク&gt;</th></tr><tr><td>都市居住ゾーン</td><td>都市拠点</td><td>広域幹線道路</td></tr><tr><td>田園環境共生ゾーン</td><td>副次的都市拠点</td><td>（計画路線調査区間）</td></tr><tr><td>工業集積ゾーン</td><td>地域生活拠点</td><td>（計画路線）</td></tr><tr><td></td><td>産業拠点</td><td>幹線道路</td></tr><tr><td></td><td>レクリエーション拠点（大規模公園等）</td><td>公共交通</td></tr><tr><td></td><td>歴史文化拠点</td><td>鉄 道</td></tr><tr><td></td><td></td><td>主要バス</td></tr><tr><td></td><td></td><td>水と緑のネットワーク</td></tr><tr><td></td><td></td><td>都市と歴史のネットワーク</td></tr></table> | <ゾーン>        | <拠 点> | <ネットワーク> | 都市居住ゾーン | 都市拠点 | 広域幹線道路 | 田園環境共生ゾーン | 副次的都市拠点 | （計画路線調査区間） | 工業集積ゾーン | 地域生活拠点 | （計画路線） |  | 産業拠点 | 幹線道路 |  | レクリエーション拠点（大規模公園等） | 公共交通 |  | 歴史文化拠点 | 鉄 道 |  |  | 主要バス |  |  | 水と緑のネットワーク |  |  | 都市と歴史のネットワーク |
| <ゾーン>        | <拠 点>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <ネットワーク>     |       |          |         |      |        |           |         |            |         |        |        |  |      |      |  |                    |      |  |        |     |  |  |      |  |  |            |  |  |              |
| 都市居住ゾーン      | 都市拠点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 広域幹線道路       |       |          |         |      |        |           |         |            |         |        |        |  |      |      |  |                    |      |  |        |     |  |  |      |  |  |            |  |  |              |
| 田園環境共生ゾーン    | 副次的都市拠点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | （計画路線調査区間）   |       |          |         |      |        |           |         |            |         |        |        |  |      |      |  |                    |      |  |        |     |  |  |      |  |  |            |  |  |              |
| 工業集積ゾーン      | 地域生活拠点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | （計画路線）       |       |          |         |      |        |           |         |            |         |        |        |  |      |      |  |                    |      |  |        |     |  |  |      |  |  |            |  |  |              |
|              | 産業拠点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 幹線道路         |       |          |         |      |        |           |         |            |         |        |        |  |      |      |  |                    |      |  |        |     |  |  |      |  |  |            |  |  |              |
|              | レクリエーション拠点（大規模公園等）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 公共交通         |       |          |         |      |        |           |         |            |         |        |        |  |      |      |  |                    |      |  |        |     |  |  |      |  |  |            |  |  |              |
|              | 歴史文化拠点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 鉄 道          |       |          |         |      |        |           |         |            |         |        |        |  |      |      |  |                    |      |  |        |     |  |  |      |  |  |            |  |  |              |
|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 主要バス         |       |          |         |      |        |           |         |            |         |        |        |  |      |      |  |                    |      |  |        |     |  |  |      |  |  |            |  |  |              |
|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 水と緑のネットワーク   |       |          |         |      |        |           |         |            |         |        |        |  |      |      |  |                    |      |  |        |     |  |  |      |  |  |            |  |  |              |
|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 都市と歴史のネットワーク |       |          |         |      |        |           |         |            |         |        |        |  |      |      |  |                    |      |  |        |     |  |  |      |  |  |            |  |  |              |

| 項 目               | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公園緑地の方針<br>(一部抜粋) | <p>【基本的な方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木曽川をはじめ市内を流下する河川や水路、集落地などに数多く見られる社寺林、公園・緑地により市全域にわたる水と緑のネットワークの形成を図ります。</li> <li>・都市公園については、社会情勢の変化や地域の実情・特性などを勘案し、これからの本市の活力と個性を支える公園のあり方を検討し、適切な配置に努めます。</li> </ul> <p>【公園緑地の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園や社寺林などによる緑の拠点を形成し、河川や緑道により水と緑のネットワークの形成を図ります。</li> <li>・土地区画整理事業※により、計画的な公園整備を進めます。</li> <li>・大規模公園などレクリエーションの拠点については、地域特性やニーズを踏まえ、周辺環境や利用状況に応じ、民間活力の導入による多様な整備及び管理手法を検討します。</li> <li>・社寺林などは地域の重要な緑の資源として、保全配慮地区※を指定し、保全を図ります。</li> <li>・公共施設や民有地の緑化を推進するため、緑化地域制度等を検討し、助成制度の活用を促進します。</li> <li>・農地は、重要な緑資源であり、優良な農業生産基盤として保全を図るとともに、農業体験の場として活用します。特に都市農地については、防災機能や景観・環境機能などさまざまな役割を担うことから、生産緑地地区の新規指定を促進するとともに、特定生産緑地制度の活用により保全を図ります。</li> </ul> |
| 景観形成の方針<br>(一部抜粋) | <p>【基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一宮市景観基本計画の方針、一宮市景観計画などを踏まえ、市民・事業者・行政が協働して、良好な景観の保全及び形成を図ります。</li> </ul> <p>【自然景観の形成に向けた方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木曽川に沿った楽しめるみち、古いまちなみや堤防に沿った坂道など、木曽川の雄大な自然と一宮の歴史が一体となった景観づくりを推進します。</li> <li>・優良農用地の保全により広がりが見出された景観、集落地の原風景が生きる景観など、身近な原風景のなかに美を見出す水と緑のネットワークによる景観づくりを推進します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 環境形成の方針<br>(一部抜粋) | <p>【基本的な方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次一宮市環境基本計画の方針などを踏まえ、安全で快適な生活環境の保全や豊かな自然環境の保全を図るとともに、循環型社会の実現や地球温暖化防止に向けた環境負荷の少ない持続可能な都市の形成を図ります。</li> </ul> <p>【自然環境の保全に向けた方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木曽川河川敷の河畔林や社寺境内の社寺林、散在する屋敷林や田畑などは、多様な生きものの生息環境として保全するとともに、市民のやすらぎ、リフレッシュの場としての有効活用を図ります。</li> <li>・木曽川をはじめとした河川や水路などは、良好な水質や水量を維持し、また多様な生きものの生息環境として保全するとともに、水や緑とふれあい、やすらぎ場としての有効活用を図ります。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 都市防災の方針<br>(一部抜粋) | <p>【基本的な方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模自然災害（地震や火災の発生、台風や局地的豪雨などによる河川の氾濫や市街地の内水氾濫など）による被害を最小限に抑え、被害の迅速な回復を図る「減災」の考えを防災の基本とし、災害が起きても速やかな復旧・復興が可能な、強くしなやかな都市の形成を図ります。</li> </ul> <p>【火災・震災に強いまちづくりに向けた方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地や都市公園などのオープンスペース及び街路樹は、災害時に遮断地帯、避難地帯及び緩衝緑地などとして有効に機能することから維持・確保を図ります。</li> <li>・農地は、災害時の避難空間など、防災上重要な機能を有することから、防災協力農地制度※の活用を検討します。</li> </ul> <p>【風水害に強いまちづくりに向けた方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災上重要な保水・遊水機能※を有する農地を保全し、雨水流出抑制を図ります。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                     |

| 4. 一宮市立地適正化計画※（2025（令和7）年改定予定） |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |     |      |      |                                               |         |                                                     |        |                                                                                                                    |        |      |            |                                                                                 |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------|------|-----------------------------------------------|---------|-----------------------------------------------------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|------|------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 項 目                            | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |     |      |      |                                               |         |                                                     |        |                                                                                                                    |        |      |            |                                                                                 |
| 計画の期間                          | 2019（令和元）年度～2040（令和22）年度                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |     |      |      |                                               |         |                                                     |        |                                                                                                                    |        |      |            |                                                                                 |
| まちづくりの方針                       | 子育て世代や高齢者が安心・快適に暮らせるまちづくり                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |     |      |      |                                               |         |                                                     |        |                                                                                                                    |        |      |            |                                                                                 |
| 目指すべき都市構造（一部抜粋）                | <p>『多拠点ネットワーク型都市』</p> <p>■都市的拠点の位置づけ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>拠 点</th><th>位置づけ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市拠点</td><td>一宮駅周辺を位置づけ、尾張地域の中核都市にふさわしい都市機能の集積及び維持向上を図ります。</td></tr> <tr> <td>副次的都市拠点</td><td>尾西庁舎周辺、木曽川駅周辺を位置づけ、市西部及び北部地域における都市機能の集積及び維持向上を図ります。</td></tr> <tr> <td>地域生活拠点</td><td>出張所または公民館周辺を位置づけ、日常生活を支える機能の集積及び維持を図ります。特に丹陽町出張所周辺においては、市南部のにぎわいの核を目指します。なお、都市拠点及び副次的都市拠点は、地域生活拠点としての機能も兼ねるものとします。</td></tr> </tbody> </table> <p>■公共交通ネットワークの位置づけ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ネットワーク</th><th>位置づけ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共交通ネットワーク</td><td>公共交通による拠点間の連携強化を推進するとともに、過度な自動車依存の抑制に向け、誰もが利用しやすく環境負荷の低減に繋がる公共交通ネットワークの形成を図ります。</td></tr> </tbody> </table> | 拠 点 | 位置づけ | 都市拠点 | 一宮駅周辺を位置づけ、尾張地域の中核都市にふさわしい都市機能の集積及び維持向上を図ります。 | 副次的都市拠点 | 尾西庁舎周辺、木曽川駅周辺を位置づけ、市西部及び北部地域における都市機能の集積及び維持向上を図ります。 | 地域生活拠点 | 出張所または公民館周辺を位置づけ、日常生活を支える機能の集積及び維持を図ります。特に丹陽町出張所周辺においては、市南部のにぎわいの核を目指します。なお、都市拠点及び副次的都市拠点は、地域生活拠点としての機能も兼ねるものとします。 | ネットワーク | 位置づけ | 公共交通ネットワーク | 公共交通による拠点間の連携強化を推進するとともに、過度な自動車依存の抑制に向け、誰もが利用しやすく環境負荷の低減に繋がる公共交通ネットワークの形成を図ります。 |
| 拠 点                            | 位置づけ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |     |      |      |                                               |         |                                                     |        |                                                                                                                    |        |      |            |                                                                                 |
| 都市拠点                           | 一宮駅周辺を位置づけ、尾張地域の中核都市にふさわしい都市機能の集積及び維持向上を図ります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |      |      |                                               |         |                                                     |        |                                                                                                                    |        |      |            |                                                                                 |
| 副次的都市拠点                        | 尾西庁舎周辺、木曽川駅周辺を位置づけ、市西部及び北部地域における都市機能の集積及び維持向上を図ります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |     |      |      |                                               |         |                                                     |        |                                                                                                                    |        |      |            |                                                                                 |
| 地域生活拠点                         | 出張所または公民館周辺を位置づけ、日常生活を支える機能の集積及び維持を図ります。特に丹陽町出張所周辺においては、市南部のにぎわいの核を目指します。なお、都市拠点及び副次的都市拠点は、地域生活拠点としての機能も兼ねるものとします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |     |      |      |                                               |         |                                                     |        |                                                                                                                    |        |      |            |                                                                                 |
| ネットワーク                         | 位置づけ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |     |      |      |                                               |         |                                                     |        |                                                                                                                    |        |      |            |                                                                                 |
| 公共交通ネットワーク                     | 公共交通による拠点間の連携強化を推進するとともに、過度な自動車依存の抑制に向け、誰もが利用しやすく環境負荷の低減に繋がる公共交通ネットワークの形成を図ります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |     |      |      |                                               |         |                                                     |        |                                                                                                                    |        |      |            |                                                                                 |
| 誘導区域の施策・誘導方針（一部抜粋）             | <p>【都市機能誘導区域※の施策・誘導方針】</p> <p>○まちづくりの方針を具現化するために、本市の歴史的背景から生活の中心となっている拠点に都市機能の誘導を図り、その中でも、市域の中で核となる拠点については、その地域にふさわしい高次的な都市機能の誘導を図ります。</p> <p>○誘導する都市機能は、介護福祉機能や子育て機能、商業機能、医療機能について機能強化を図り、子育て世代や高齢者ニーズに合った利便性の維持・向上を目指します。</p> <p>【居住誘導区域※の施策・誘導方針】</p> <p>○人口減少下においても一定の人口密度を維持し、生活サービスや地域コミュニティの持続性を確保していくために、中心市街地の利便性の高い住宅地から郊外部のゆとりある住宅地まで、子育て世代や高齢者の多様なニーズに対応できる居住環境の形成を図ります。</p> <p>○生活サービス機能が集積する都市機能誘導区域及びその周辺、公共交通沿線などの利便性の高い地域に居住を誘導し、子育て世代や高齢者の暮らしやすさに配慮した徒歩または公共交通で移動が可能な、歩いて暮らせるまちづくりを目指します。</p>                                                                                                                                                                                                         |     |      |      |                                               |         |                                                     |        |                                                                                                                    |        |      |            |                                                                                 |
| 防災まちづくりの方針（一部抜粋）               | <p>○市民の生命・身体を守ることを第一に、災害リスクを可能な限り低減するため、ソフト・ハード対策を組み合わせ、都市マスタープランに位置づけられた「災害による被害を最小限に抑え、災害が起きても速やかな復旧・復興が可能な強くしなやかな都市の形成」を図ります</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |     |      |      |                                               |         |                                                     |        |                                                                                                                    |        |      |            |                                                                                 |

※現在改定を進めているため、内容が一部変更になる可能性があります。



| 5. 第3次一宮市環境基本計画（2024（令和6）年3月改定） |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 項 目                             | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 計画の期間                           | 2024（令和6）年度～2033（令和15）年度                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 環境像                             | 地球を愛し、人と自然が共生し、<br>持続可能で未来へはばたくまち いちのみや<br>～ 2050年 ゼロカーボンシティを目指して ～                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 環境目標                            | 環境目標1：脱炭素社会の実現<br>環境目標2：人と自然との共生<br>環境目標3：安全で健康、快適な生活環境の確保<br>環境目標4：循環型社会の構築<br>環境目標5：環境意識の向上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 施策の展開<br>（一部抜粋）                 | <p>◇環境目標2：人と自然との共生</p> <p>人と豊かな自然との共生を保持するとともに、生物多様性がもたらす自然の恩恵を次世代へ継承していくまちを目指します。</p> <p>■施策の内容</p> <p>① 多様な生き物と生息・生育環境の保全</p> <p>〔生き物調査の普及〕</p> <p>市内に生息する生き物の生態等について、調査するための手法の普及を図ります。</p> <p>〔希少種や在来種の生息・生育環境の保全の推進〕</p> <p>地域の特性に応じた生き物の生息・生育環境の保全、啓発を図ります。</p> <p>〔外来種対策の推進〕</p> <p>生態系に影響を及ぼす外来種についての理解促進、啓発を行います。</p> <p>② 身近な緑と水辺の保全と再生</p> <p>〔緑化及び水辺や緑の保全〕</p> <p>緑化活動を支援するとともに、木曽川や市街地における緑の空間など、豊かな生態系を保全します。</p> <p>〔自然とふれあう場の創出〕</p> <p>市民が多様な生き物と触れ合うことができる場（ビオトープ※など）を創出していきます。</p> <p>③ 多様なステークホルダーの形成</p> <p>〔生物多様性への理解の促進〕</p> <p>多様な機関と連携を図りつつ、生物多様性について周知・啓発します。</p> <p>〔生物多様性を支える枠組みの構築〕</p> <p>市民、事業者、行政、NPOなどと連携して、情報を共有し、生物多様性に関する施策を連携した推進できるような体制を構築していきます。</p> <p>◇環境目標5：環境意識の向上</p> <p>市民・事業者・行政それぞれが、自ら環境について学び考え、役割・立場において、自主的に行動できるまちを目指します。</p> <p>① 環境教育・環境学習の推進</p> <p>〔環境情報の発信と提供〕</p> <p>幅広い世代の市民へ環境学習に関する情報を提供します。</p> <p>〔環境学習の機会の提供〕</p> <p>各世代に応じた環境教育や環境学習の取組の強化を図ります。</p> <p>〔環境リーダーの育成〕</p> <p>次世代のリーダーの育成に取り組みます。</p> |

| 6. 一宮市景観基本計画（2009（平成 21）年 3 月改定） |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 項 目                              | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 景観形成の<br>基本理念                    | <p>【基本理念】</p> <p>木曽川に育まれた中核都市として、自然・歴史・産業が一体となって<br/>活力とやすらぎが感じられる都市景観づくり</p> <p>【良好な都市景観を形成するための 3 つの視点】</p> <p>①美しく・楽しい景観によって、交流を呼ぶまち<br/>②美しく・楽しい景観のもとで、歩きたくなるまち<br/>③美しく・楽しい景観を、みんなでデザインするまち</p>                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 基本施策の<br>目標                      | <p>■中核都市としての中心性・彩り・にぎわい・顔のある景観づくり</p> <p>■木曽川の雄大な自然と一宮の歴史が一体となったふるさとの軸となる景観づくり</p> <p>■さまざまな歴史資源を継承し、現代に活かす景観づくり</p> <p>■住みやすく働きやすい環境を支える景観づくり</p> <p>■身近な原風景のなかに美を見出す水と緑のネットワークによる景観づくり</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 骨格別の<br>景観形成方針<br>（一部抜粋）         | <p>一宮市の景観構造の骨格をなす要素であり、一宮市の景観を特徴づける「景観ゾーン」「景観拠点」「景観軸」について、方針を定めます。</p> <p>■景観軸の景観形成方針</p> <p>【自然景観軸】</p> <p>⇒自然環境を構成する線的な景観要素（自然地形及び人工物も含む）</p> <p>【交流景観軸】</p> <p>⇒観光やレクリエーションの対象となる景観要素及び景観を楽しむための移動空間</p> <p>【日常生活景観軸】</p> <p>⇒市民の日常生活において触れる景観及び生活のための移動空間</p> <p>■交流景観の形成方針</p> <p>【木曽川に沿ってつなぐ】 大自然と歴史と生活が一体となった軸</p> <p>【中小の河川・水路に沿ってつなぐ】 身近な自然に触れて歩く軸</p> <p>【街道に沿ってつなぐ】 歴史のストーリーを感じる軸</p> <p>【公共交通に沿ってつなぐ】 四季を感じながら気持ちよく移動する軸</p> <p>【幹線道路に沿ってつなぐ】 風を感じながらサイクリングができる軸</p> |

| 7. 一宮市景観計画（2021（令和3）年4月策定）         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 項 目                                | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <b>景観形成の<br/>基本理念・<br/>基本方針</b>    | <p><b>【基本理念】</b><br/>木曽川に育まれた歴史や文化が織りなす 親しみのあるまち 一宮</p> <p><b>【基本方針】</b><br/>方針1：中核市としての風格と親しみやすさを兼ね備えた景観づくり<br/>方針2：木曽川に抱かれたふるさととしての自然景観づくり<br/>方針3：歴史や新しい文化が融合した、メリハリのある景観づくり<br/>方針4：活気とにぎわいのある景観づくり<br/>方針5：官民連携による景観づくり</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <b>ゾーン別<br/>景観形成の方針<br/>（一部抜粋）</b> | <p>景観特性を踏まえ、市域において2つの軸と5つのゾーンを設定しました。軸とゾーンについて、景観形成の方針を定め、今後の景観形成の推進の指針とします。</p> <p>■ 2つの軸と5つのゾーン</p> <div data-bbox="544 801 746 1115"> </div> <p>■ 景観形成の方針</p> <p><b>【河川景観軸】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市特有の木曽川や国営木曽三川公園138タワーパークなどへの景観の保全に努めます</li> <li>・木曽川堤防からの眺望景観の保全・形成に努めます</li> </ul> <p><b>【住宅景観ゾーン】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の代表的な産業である繊維産業に由来する、のこぎり屋根工場の保全に努め、のこぎり屋根工場が点在する地域特有のまちなみ景観を保全します</li> <li>・市内に複数存在する緑道は、市民が身近にふれあうことのできる貴重なみどりであるため、これら緑道の適正な維持管理に努めます</li> <li>・ゆとりある豊かな生活の維持のため、住宅地の景観を保全します</li> </ul> |
| <b>景観重要樹木の<br/>指定の方針</b>           | <p>■ 指定の方針</p> <p>景観重要樹木は景観法で規定された、景観計画区域※内の良好な景観の形成に重要な樹木を指定する制度です。樹齢等に限らず、地域の良好な景観を守るために必要という価値判断のものについて指定の方針を定めます。なお、文化財保護法の規定により指定された特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物の樹木には指定できません。</p> <p>■ 指定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市指定天然記念物に指定されている樹木</li> <li>○地域の生活や自然、歴史、文化からみて、重要である樹木</li> <li>○市民に親しまれ公共の場所から容易に望見される樹木</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                       |



| 8. 一宮市地域防災計画 地震災害対策計画（2023（令和5）年度修正） |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 項 目                                  | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 基本理念<br>（一部抜粋）                       | <p><b>【防災の基本理念】</b><br/> 災害の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるように備えなければならない。</p> <p>防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次の通りである。</p> <p><b>【災害予防段階】</b><br/> 災害の規模によっては、ハード対策では被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。</p> <p><b>【災害応急対策段階】</b><br/> （1）発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。</p> <p>（2）被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</p> <p><b>【災害復旧・復興段階】</b><br/> 発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。</p>                       |
| 災害予防計画<br>（一部抜粋）                     | <p><b>【第2節 都市の防災性の向上】</b><br/> <b>■基本方針</b><br/> 地震発生時における市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、安心して住める都市の防災対策に関する総合的な対策を推進しなければならない。</p> <p>広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが予想されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整する。</p> <p><b>■防災空間の整備拡大</b><br/> （1）防災対策に資する公園緑地の配置計画<br/> ・県が策定する「愛知県広域緑地計画」及び市が策定する「緑の基本計画」において、環境保全機能、交流機能、防災機能及び景観形成機能の4つの視点に加え、総合的な検討を行い、効果的な配置計画に努める。</p> <p>（緑地等の保全）<br/> ・市内に残された緑地及び農地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯又は避難地等として、有効に機能するものである。市民の健康で安全な生活環境を確保するために良好な自然的環境を有する緑地等の保全に努める。</p> <p>（都市公園の整備）<br/> ・公園は震災時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の拡大は都市の防災機能を強化することとなり、今後も公園整備の推進に努める。</p> <p>（2）街路等の整備<br/> ・街路等は、震災時において避難、消防、救護活動の動脈としての役割のみならず、火災の延焼を防止するオープンスペース等多様な機能を有する。その機能を十分に発揮できるよう、今後更に都市計画道路等の整備を推進する。</p> |

| 項 目          | 内 容  |       |           |         |                 |        |            |             |
|--------------|------|-------|-----------|---------|-----------------|--------|------------|-------------|
| 市内の<br>都市公園等 | 種別   | 番号    | 名称        | 面積(㎡)   | 指定緊急避難場所・広域避難場所 | 緊急避難場所 | 災害対策用消防ポンプ | 応急仮設住宅建設予定地 |
|              | 総合公園 | 3321  | 大野極楽寺公園   | 384,000 | ○               |        |            | ○           |
|              | 小計   | 1     |           | 384,000 |                 |        |            |             |
|              | 運動公園 | 3321  | 光明寺公園     | 279,000 | ○               |        |            | ○           |
|              | 小計   | 1     |           | 279,000 |                 |        |            |             |
|              | 地区公園 | 3301  | 九品地公園     | 41,478  |                 | ○      |            | ○           |
|              |      | 3302  | 平島公園      | 39,853  |                 | ○      |            | ○           |
|              |      |       | (平島公園野球場) |         | ○               |        |            |             |
|              |      | 3303  | 奥町公園      | 43,849  | ○               |        |            | ○           |
|              |      | 3304  | 富田山公園     | 93,876  | ○               |        |            | ○           |
|              | 小計   | 4     |           | 219,056 |                 |        |            |             |
|              | 近隣公園 | 3251  | 大宮公園      | 11,989  |                 | ○      | ○          |             |
|              |      | 3252  | 稲荷公園      | 16,175  |                 | ○      |            | ○           |
|              |      | 3253  | 野黒公園      | 10,367  |                 | ○      |            | ○           |
|              |      | 3254  | 大平島公園     | 17,412  | ○               |        |            | ○           |
|              |      | 3255  | 彦田公園      | 19,834  | ○               |        |            | ○           |
|              |      | 3256  | 森本中央公園    | 14,116  |                 | ○      |            | ○           |
|              |      | 3257  | 三ツ井公園     | 12,358  |                 | ○      |            | ○           |
|              |      | 3258  | 多加木公園     | 12,706  |                 | ○      |            | ○           |
|              |      | 3259  | 梅ヶ枝公園     | 15,106  |                 | ○      | ○          |             |
|              |      | 3260  | 伝法寺中央公園   | 12,100  |                 | ○      |            | ○           |
|              |      | 3261  | 五城公園      | 21,964  | ○               |        |            | ○           |
|              |      | 3262  | 尾西公園      | 17,842  | ○               |        |            | ○           |
|              | 小計   | 12    |           | 181,969 |                 |        |            |             |
|              | 街区公園 | 3031  | 常念公園      | 993     |                 | ○      | ○          |             |
|              |      | 3051  | 葵公園       | 1,287   |                 | ○      |            |             |
|              |      | 3052  | 久古見公園     | 1,409   |                 | ○      |            |             |
|              |      | 3053  | 橋吞公園      | 2,414   |                 | ○      | ○          |             |
|              |      | 3054  | 上本町公園     | 1,293   |                 | ○      |            |             |
|              |      | 3055  | 伏木公園      | 3,606   |                 | ○      |            |             |
|              |      | 3056  | 音羽公園      | 7,504   |                 | ○      |            |             |
|              |      | 3057  | 大乗公園      | 3,357   |                 | ○      | ○          |             |
|              |      | 3058  | 真清公園      | 8,048   |                 | ○      |            |             |
|              |      | 3059  | 浅野公園      | 9,657   |                 | ○      |            |             |
|              |      | 3060  | 富古場公園     | 3,254   |                 | ○      |            | ○           |
|              |      | 3061  | 弁天公園      | 5,924   |                 | ○      |            | ○           |
|              |      | 3062  | 南山公園      | 4,860   |                 | ○      |            |             |
|              |      | 3063  | 低見公園      | 1,925   |                 | ○      |            |             |
|              |      | 3064  | 南木公園      | 2,426   |                 | ○      |            |             |
|              |      | 3065  | 柳下公園      | 7,831   |                 | ○      |            |             |
|              |      | 3066  | 堀田公園      | 7,921   |                 | ○      |            | ○           |
|              |      | 3067  | 西浅間公園     | 3,886   |                 | ○      |            |             |
|              |      | 3068  | 浅間公園      | 2,900   |                 | ○      | ○          |             |
|              |      | 3069  | 南大門公園     | 1,618   |                 | ○      |            |             |
|              |      | 3070  | 王塚公園      | 2,085   |                 | ○      |            |             |
|              |      | 3071  | 大赤見公園     | 2,428   |                 | ○      |            |             |
|              |      | 3072  | 柿ノ木公園     | 1,700   |                 | ○      |            |             |
|              |      | 3073  | 富士公園      | 2,307   |                 | ○      | ○          |             |
|              |      | 3074  | 四反田公園     | 2,988   |                 | ○      |            |             |
|              |      | 3075  | 常光公園      | 2,409   |                 | ○      |            |             |
|              | 3076 | 花ノ木公園 | 2,368     |         | ○               |        |            |             |
|              | 3077 | 古宮公園  | 2,556     |         | ○               |        |            |             |
|              | 3078 | 織立公園  | 2,322     |         | ○               |        |            |             |
|              | 3079 | 鎌田公園  | 2,070     |         | ○               |        |            |             |
|              | 3080 | むつみ公園 | 2,681     |         | ○               |        |            |             |
|              | 3081 | さかえ公園 | 3,741     |         | ○               |        |            |             |
|              | 3082 | 中央公園  | 3,744     |         | ○               |        |            |             |
|              | 3083 | みどり公園 | 2,421     |         | ○               |        |            |             |
|              | 3084 | 若竹公園  | 1,426     |         | ○               |        |            |             |
|              | 3085 | 天道公園  | 4,058     |         | ○               |        |            |             |
|              | 3086 | 仲畑公園  | 3,285     |         | ○               |        |            |             |
|              | 3087 | 元宮公園  | 2,466     |         | ○               |        |            |             |
|              | 3088 | 天王前公園 | 5,357     |         | ○               |        |            |             |
|              | 3089 | 平島西公園 | 2,804     |         | ○               |        |            |             |
|              | 3090 | 休郷公園  | 3,004     |         | ○               |        |            |             |

| 項 目          | 内 容  |      |                    |         |                     |        |                |                 |
|--------------|------|------|--------------------|---------|---------------------|--------|----------------|-----------------|
| 市内の<br>都市公園等 | 種別   | 番号   | 名称                 | 面積 (㎡)  | 指定緊急避難場<br>所・広域避難場所 | 緊急避難場所 | 災害対策用<br>消防ポンプ | 応急仮設住宅<br>建設予定地 |
|              |      | 3091 | 六所公園               | 2,499   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3092 | 北三味公園              | 2,131   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3093 | 海道田公園              | 2,088   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3094 | 薬師公園               | 2,776   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3095 | 緑葉公園               | 3,597   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3096 | 北神明公園              | 2,387   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3097 | 西大海道公園             | 1,634   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3098 | 古金公園               | 1,655   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3099 | 萩原西出公園             | 3,358   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3100 | 九日市場公園             | 1,543   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3101 | 若宮公園               | 2,872   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3102 | 朝宮公園               | 2,535   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3103 | 大毛公園               | 1,429   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3104 | 連田公園               | 4,987   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3105 | 寺田公園               | 1,024   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3106 | 宮崎公園               | 1,009   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3107 | 天神公園               | 2,822   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3108 | 吾曇公園               | 2,500   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3109 | 平山公園               | 2,197   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3110 | 江畔公園               | 4,116   |                     | ○      | ○              | ○               |
|              |      | 3111 | 駒寄公園               | 2,377   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3112 | 稲荷山公園              | 2,281   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3113 | 岩船公園               | 3,835   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3114 | 河戸公園               | 1,852   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3115 | 秋葉公園               | 2,106   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3116 | ひばり島公園             | 3,041   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3117 | 油田公園               | 1,645   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3118 | 鬼ヶ島公園              | 2,139   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3119 | 前西公園               | 2,000   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3120 | 東公園                | 2,000   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3121 | 中道公園               | 3,425   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3122 | 一色公園               | 2,700   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3123 | 猿海道公園              | 7,000   |                     | ○      |                | ○               |
|              |      | 3124 | 南印田公園              | 3,000   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3125 | ひまわり公園             | 3,528   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3126 | 寺跡公園               | 2,200   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3127 | 西大門公園              | 2,000   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3128 | 大塚史跡公園             | 2,000   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3129 | 東畑公園               | 2,000   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3130 | 起児童公園              | 1,465   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3131 | 小信児童公園             | 2,347   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3132 | 笹屋公園               | 4,312   |                     | ○      | ○              | ○               |
|              |      | 3133 | 念佛公園               | 2,000   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3134 | 明地東公園              | 2,451   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3135 | 黒田公園               | 2,169   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3136 | 新田公園               | 2,000   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3137 | 五色町公園              | 1,871   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3138 | 宝生公園               | 1,150   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3139 | 本郷公園               | 1,700   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3140 | 五輪ヶ淵公園             | 2,000   |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3141 | 佐野公園               | 1,459   |                     | ○      |                |                 |
|              | 小計   | 92   |                    | 265,545 |                     |        |                |                 |
|              | 特殊公園 | 3331 | 浅井山公園              | 35,577  | ○                   |        |                |                 |
|              |      | 3332 | 木曽川緑地              | 20,749  |                     | ○      |                |                 |
|              |      | 3341 | 萬葉公園               | 49,815  | ○                   |        |                | ○               |
|              |      | 3333 | 木曽川緑地公園<br>(玉ノ井地区) | 69,915  |                     |        |                |                 |
|              |      |      | 木曽川緑地公園<br>(里小牧地区) | 18,829  |                     |        |                |                 |
|              |      | 3334 | 木曽川尾西緑地            | 83,700  |                     |        |                |                 |
|              |      | 3335 | 木曽川沿川緑地            | 84,838  |                     |        |                |                 |
|              |      | 3336 | 青木川河川敷公園           | 11,892  |                     |        |                |                 |
|              | 小計   | 7    |                    | 375,315 |                     |        |                |                 |
|              | 緑道   | 3401 | 北高井緑道              | 900     |                     |        |                |                 |
|              |      | 3402 | 鉄道高架記念緑道           | 5,845   |                     |        |                |                 |
|              |      | 3403 | 毛受緑道               | 3,962   |                     |        |                |                 |



| 項 目          | 内 容          |      |                             |         |                 |        |                |                 |
|--------------|--------------|------|-----------------------------|---------|-----------------|--------|----------------|-----------------|
| 市内の<br>都市公園等 | 種別           | 番号   | 名称                          | 面積(㎡)   | 指定緊急避難場所・広域避難場所 | 緊急避難場所 | 災害対策用<br>消防ポンプ | 応急仮設住宅<br>建設予定地 |
|              |              | 3404 | 奥村井筋緑道                      | 5,012   |                 |        |                |                 |
|              |              | 3405 | 上之島井筋緑道                     | 2,148   |                 |        |                |                 |
|              |              | 3406 | 伝法寺緑道                       | 3,221   |                 |        |                |                 |
|              |              | 3407 | 多加木緑道                       | 13,447  |                 |        |                |                 |
|              | 小計           | 7    |                             | 34,535  |                 |        |                |                 |
|              | 緑地           | 3411 | 萩原緑地                        | 1,825   |                 | ○      | ○              |                 |
|              |              |      | 宮山緑地                        | 225     |                 |        |                |                 |
|              |              | 3412 | 戸塚緑地                        | 4,504   |                 | ○      |                |                 |
|              |              | 3413 | 第一分区園                       | 5,963   |                 | ○      |                |                 |
|              |              | 3414 | 三ツ井緑地                       | 1,477   |                 | ○      |                |                 |
|              |              | 3415 | 萩原南緑地                       | 5,156   |                 | ○      |                |                 |
|              |              | 3416 | 猿海道調整池緑地                    | 2,500   |                 | ○      |                |                 |
|              |              | 3417 | 三糸緑地                        | 5,657   |                 | ○      |                |                 |
|              |              | 3418 | 大徳ふれあい池緑地                   | 1,180   |                 |        |                |                 |
|              |              | 3419 | せんい緑地                       | 3,082   |                 | ○      |                |                 |
|              |              | 3420 | 鞆江緑地公園                      | 14,092  |                 | ○      |                |                 |
|              |              | 3421 | 西中野排水機場緑地                   | 5,396   |                 | ○      |                |                 |
|              |              | 3422 | 広口池緑地                       | 25,232  |                 | ○      |                |                 |
|              |              | 3423 | 阿古井池公園                      | 21,463  |                 | ○      |                |                 |
|              | 小計           | 14   |                             | 97,752  |                 |        |                |                 |
|              | 国営公園         |      | 国営木曾三川公園<br>三派川地区センター       | 264,000 | ○               |        |                |                 |
|              | 小計           | 1    |                             | 264,000 |                 |        |                |                 |
|              | 県施設          |      | 愛知県一宮総合運動場<br>いちい県金スポーツセンター |         | ○               |        |                |                 |
|              |              |      | 一宮商業高等学校<br>第2運動場           |         | ○               |        |                |                 |
|              | 市施設          |      | 尾西プール                       |         |                 |        |                | ○               |
|              |              |      | 尾西運動場                       |         | ○               |        |                |                 |
|              |              |      | 木曾川運動場                      |         | ○               |        |                | ○               |
|              | (都市公園に準ずる施設) |      |                             |         |                 |        |                |                 |
|              |              |      | 丹西緑地                        | 4,409   |                 | ○      |                |                 |
|              |              |      | 高井緑地                        | 140     |                 |        |                |                 |
|              |              |      | 河田緑地                        | 144     |                 |        |                |                 |
|              |              |      | 丹羽緑地                        | 193     |                 |        |                |                 |
|              |              |      | 大江川緑道                       | 36,737  |                 |        |                |                 |
|              |              |      | 神山緑道                        | 4,050   |                 |        |                |                 |
|              |              |      | 田所緑道                        | 659     |                 |        |                |                 |
|              |              |      | 排水機場緑地                      | 250     |                 |        |                |                 |
|              |              |      | 一の宮井筋緑道                     | 50,751  |                 |        |                |                 |
|              |              |      | 奥村井筋緑道                      | 109,000 |                 |        |                |                 |
|              |              |      | 尾西緑道                        | 7,710   |                 |        |                |                 |
|              |              |      | 玉野緑地                        | 170     |                 |        |                |                 |
|              |              |      | 若木緑地                        | 301     |                 |        |                |                 |
|              |              |      | 山玉野緑地                       | 450     |                 |        |                |                 |
|              |              |      | 尾濃緑地                        | 972     |                 |        |                |                 |
|              |              |      | 新屋敷緑地                       | 794     |                 |        |                |                 |
|              |              |      | 大縄場緑地                       | 1,824   |                 |        |                |                 |
|              |              |      | 松枝緑地                        | 162     |                 |        |                |                 |
|              |              |      | 北出緑地                        | 111     |                 |        |                |                 |
|              |              |      | 西郷緑地                        | 132     |                 |        |                |                 |
|              |              |      | 古川筋緑地                       | 268     |                 |        |                |                 |
|              |              |      | 若草公園                        | 294     |                 |        |                |                 |
|              |              |      | 西新田緑地                       | 179     |                 |        |                |                 |
|              |              |      | 祖父江放水路緑地                    | 2,590   |                 |        |                |                 |
|              |              |      | 玉野放水路緑地                     | 1,692   |                 |        |                |                 |
|              |              |      | 北方広場                        | 1,576   |                 |        |                |                 |
|              |              |      | 前並六緑地                       | 140     |                 |        |                |                 |
|              |              |      | 三糸西緑地                       | 151     |                 |        |                |                 |
|              | 小計           |      |                             | 225,849 |                 |        |                |                 |

| 9. 一宮市農業振興地域整備計画（2019（平成 31）年 3 月見直し） |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 項 目                                   | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 基本理念<br>（一部抜粋）                        | <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業を振興する地域を明らかにし、その地域の土地利用を高めるとともに、土地基盤の整備、農地保有の合理化、農業の近代化施設の整備等を進め、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与する。</li> </ul> <p>【一宮市の現況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化調整区域※（7,589ha）のほぼ全域が農業振興地域※（7,449ha）に指定。</li> <li>・農業振興地域内のまとまった農地は、農用地区域※、通称「青地」（1,688ha）として保全に努めている。</li> <li>・農業振興地域整備計画の変更（農用地区域の編入・除外・用途区分の変更）は、年 4 回（5 月・8 月・11 月・翌年 2 月）行っている。</li> </ul>                                                                                                                                     |
| 農用地等の<br>保全計画                         | <p>【保全の方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地機能、保水機能等農地の持つ多面的機能を維持し、生産性の確保と農業経営の安定を図るため、利用集積による農地の有効利用を進め、認定農業者等の担い手による規模拡大により、集团的優良農用地の保全に努める。</li> <li>・都市化の進展や異常気象による農地及び農業用施設などの湛水被害が近年増大しているため、排水路の改修・新設などにより、水稻その他農作物への被害の軽減を推進する。</li> <li>・老朽化対策として、土地改良施設の更新を推進する。</li> </ul> <p>【農用地等の保全のための活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 19 年度から多面的機能支払交付金制度により、農地の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援しており、今後も継続する。</li> <li>・平成 20 年 8 月に開校したはつらつ農業塾の担い手育成コース及び生きがいコースを通して、農業従事者の高齢化と後継者不足及び担い手不足による農地の遊休化の解消に努めるとともに農業従事者を育成する。</li> </ul> |
| 担い手等の<br>育成対策                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農家各々の実情に配慮した指導を行いつつ、農業の将来展望とそれを担う農業者や農業経営体への支援を強化する。</li> <li>・望ましい経営を目指す農業者に対して、J A・県等との連携を密にしながら農業経営改善計画の作成や相互の連携が図られるよう積極的に推進する。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

## 10. 一宮市総合治水計画（2013（平成25）年9月改訂）

| 項 目           | 内 容                                                                                                                                                                                                |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総合治水対策<br>の体系 | <p>【河川等対策】</p> <p>■対象：今後30年間は主に重点地区を対象、将来的には重点地区以外も対象</p> <p>■対策内容：排水施設の整備</p> <p>【流域対策】</p> <p>■対象：市域全体を対象</p> <p>■対策内容：雨水流出抑制施設の整備<br/>無秩序な開発の抑制、農用地の保全</p> <p>【洪水被害軽減対策】</p> <p>■対象：市域全体を対象</p> |
|               |                                                                                                                                                                                                    |
| 総合治水<br>計画マップ | <p>図15 一宮市総合治水計画マップ</p>                                                                                                                                                                            |



## 8 計画書の構成

本計画の構成を以下に示します。

計画の基本事項として、改定の背景や目的、第7次一宮市総合計画や愛知県広域緑地計画などにおける位置づけを整理するとともに、一宮市の緑の現況や緑に関する市民の意識、前計画の目標や施策の達成状況から、一宮市の水と緑に関する課題を整理し、これからの緑のまちづくりに向けた重要な視点を踏まえ、計画の基本理念及び基本方針を設定します。

また、設定した基本理念及び基本方針の実現に向けた施策の設定、施策推進の効果を把握するための指標の設定を行うとともに、市民・民間事業者等・行政が一体となって緑のまちづくりを推進するための方向性を示します。

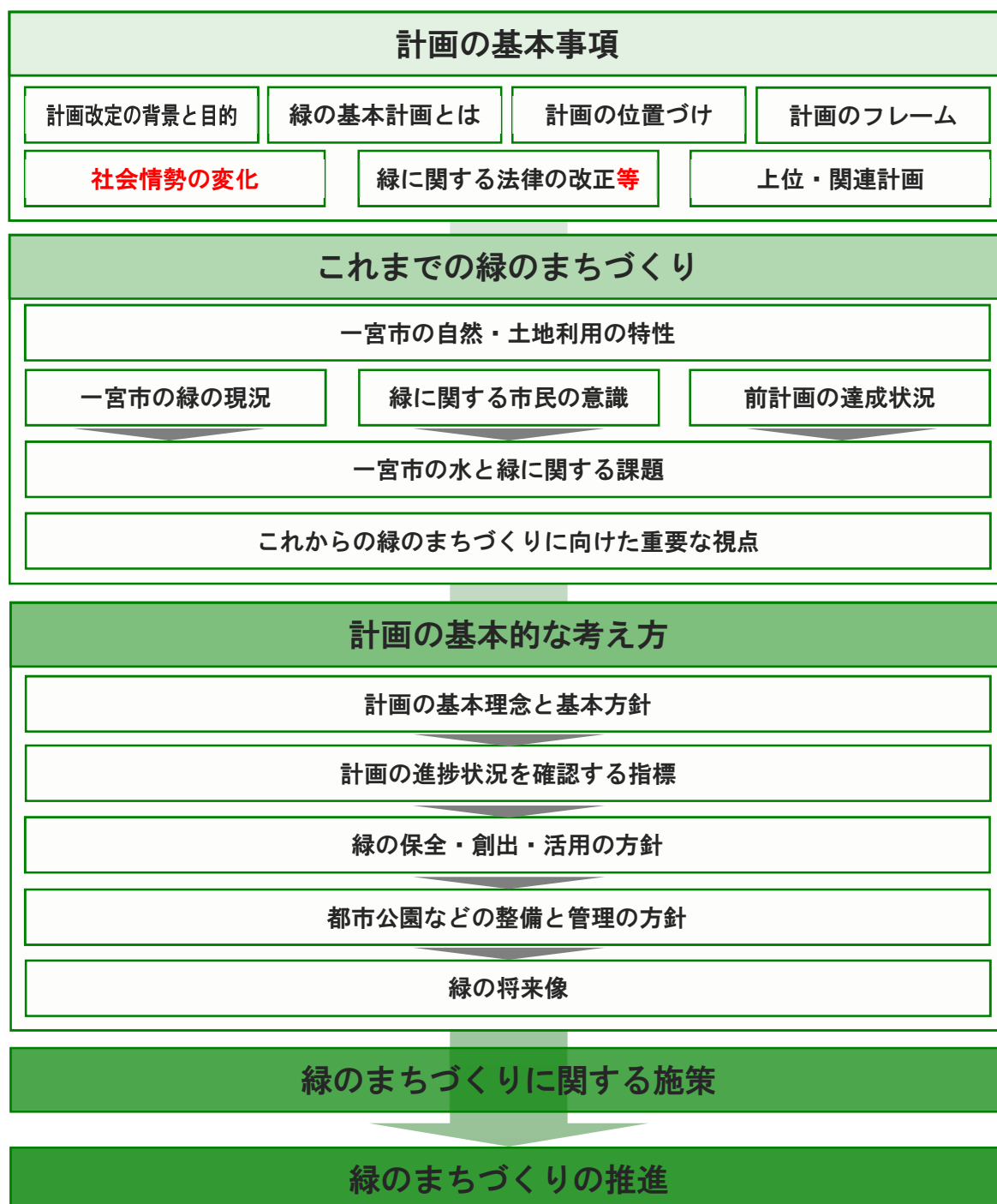


図 計画書の構成

第1章 計画の基本事項

**第2章 これまでの緑のまちづくり**

第3章 計画の基本的な考え方

第4章 緑のまちづくりに関する施策

第5章 緑のまちづくりの推進

参考資料

## 第2章 これまでの緑のまちづくり

### 1 一宮市の自然・土地利用特性

#### 1-1 地形特性の概要

- 木曽川沿川の三角州、扇状地の低地が広がる平坦な地形となっています。
- 木曽川堤防付近は斜面地となっており、市内を流れる河川や旧河道、自然堤防などによる微高地としての起伏がみられます。

一宮市は木曽三川（木曽川、長良川、揖斐川）により形成された濃尾平野の中央部に位置し、木曽川を挟んで岐阜県と接しています。地形特性としては、木曽川沖積平野の低地であることから、高低差が少ない平坦地で構成されています。木曽川堤防付近や市内を流れる河川沿いなどでは、微高地としての起伏が見られます。

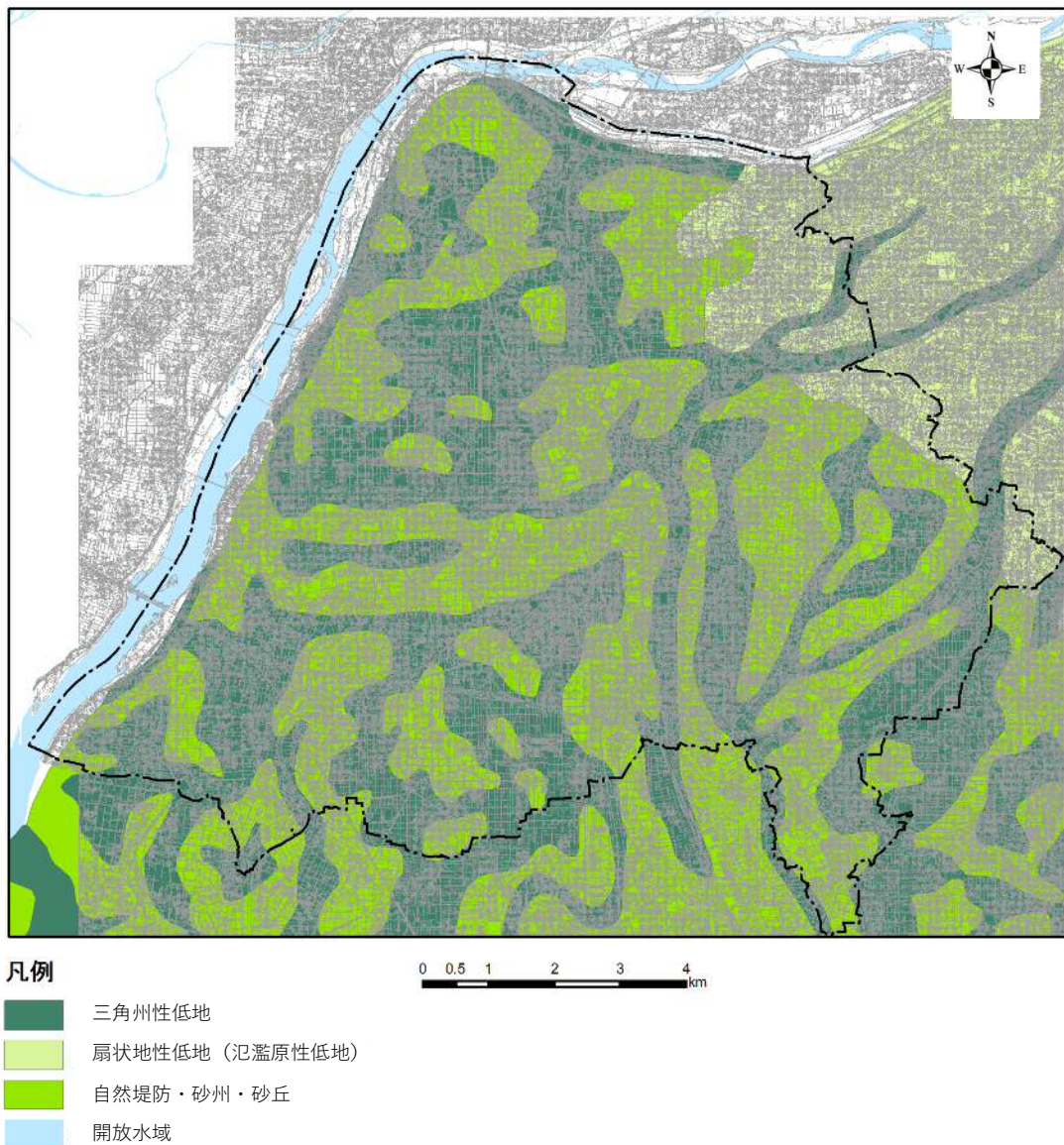


図 一宮市の地形区分

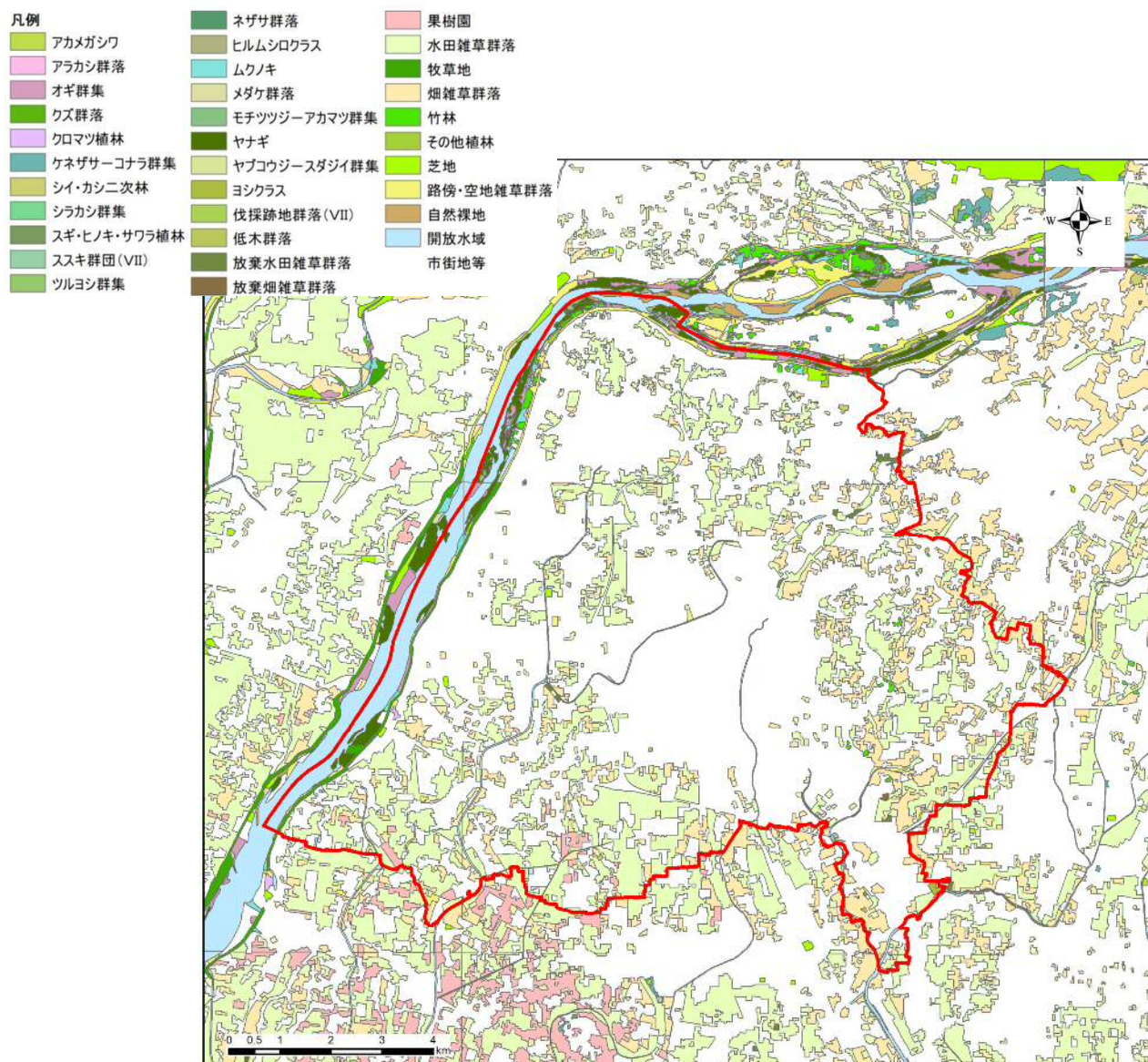


## 1-2 植生特性の概要

- 木曽川の水辺空間軸が重要な動植物の生息地として機能しています。
- 小規模な樹林や河川の分布が特徴となっています。

一宮市の植生としては、木曽川の河川区域において、前計画時点（2009年度時点）では自然裸地が多く見られたのに対し、本計画時点（2019年度時点）では、ヤナギやオギ群落、竹林などが見られます。このことから、河川の低水敷や氾濫原に成立する代表的な植生が発生してきていることがわかります。

一方、市街地を除く多くの区域が水田雑草群落、畑地雑草群落で占められており、生き物の生息環境としての植生は比較的シンプルな形態となっています。また、大規模な植物群落は見られませんが、小規模な植物群落、社寺林や河川沿いの自然地が数多く見られることから、生物多様性の確保を担う植生環境が整っていることがわかります。



資料：自然環境保全基礎調査「植生調査(1/25,000縮尺) 第6-7回 現存植生」  
第6回調査(平成11~16年度)、第7回調査(平成17年度~)

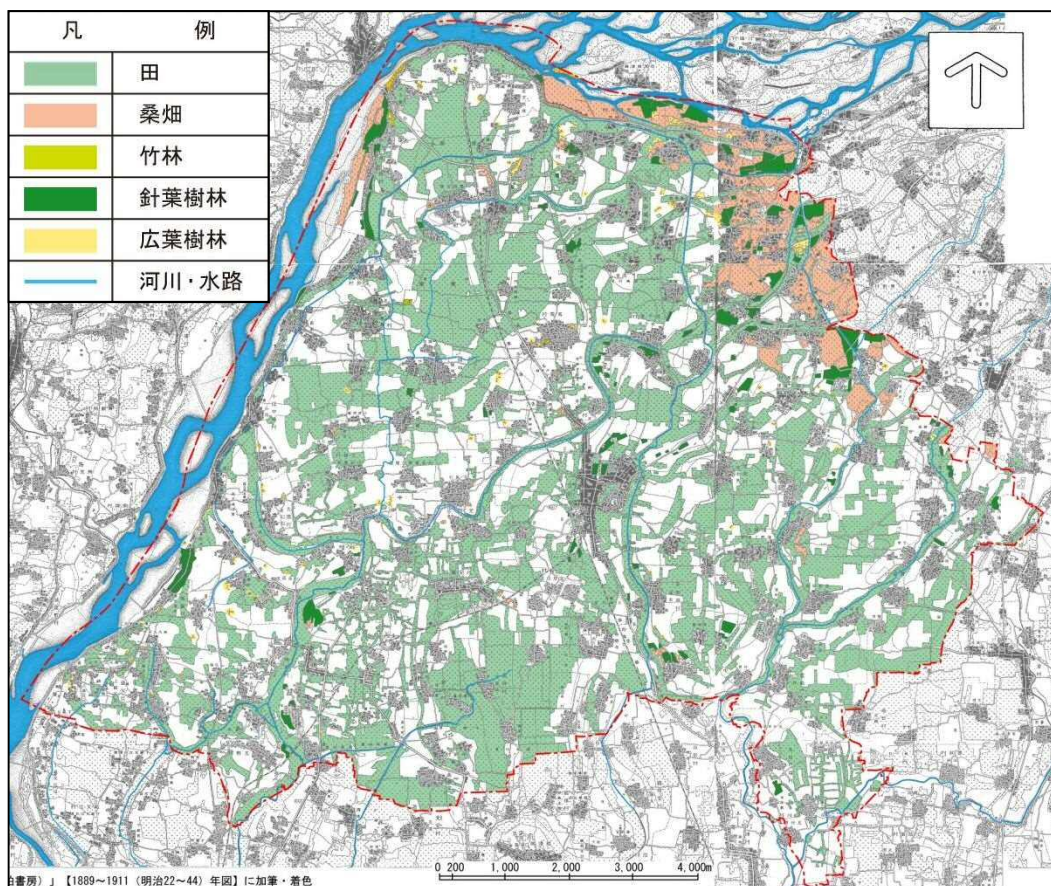
図 一宮市の現存植生



## 1-3 土地利用特性の概要

○中心市街地を核に、多様な農業集落が分散する土地利用から市街地のスプロール化が進行しています。

明治期における土地利用状況を見ると、尾張一宮駅及び名鉄一宮駅周辺に形成されてきた市街地を中心に、中小の農業集落が農用地や原野の中に多数分散していることが特徴的でしたが、この後、中心市街地の拡大と、中心市街地を取り囲んでいた集落地の市街化の進行により、人口集中地区※（DⅠD）が連担し、市街地のスプロール化が進行していることがわかります。

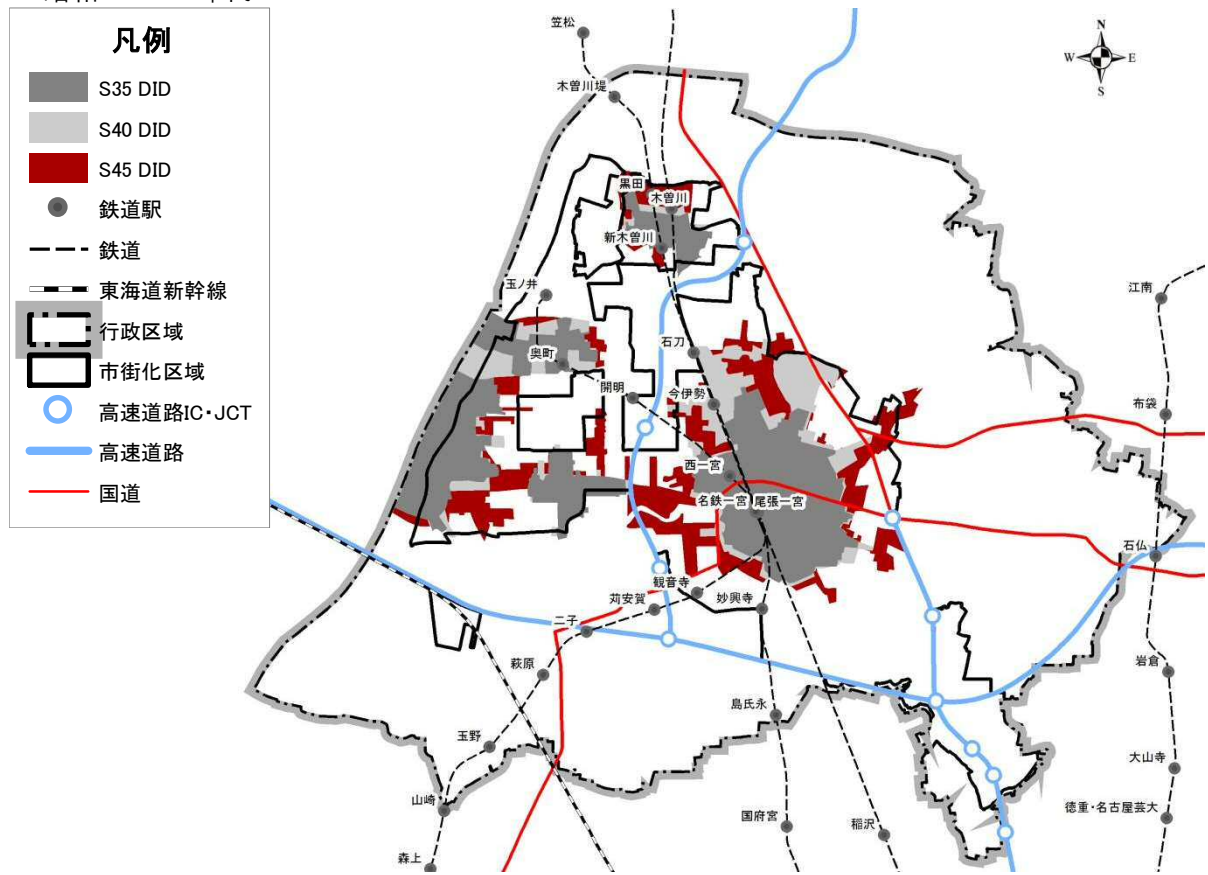


資料：『明治・昭和 東海都市地図』 柏書房 1996【1889～1911（明治22～44）年図】に加筆・着色

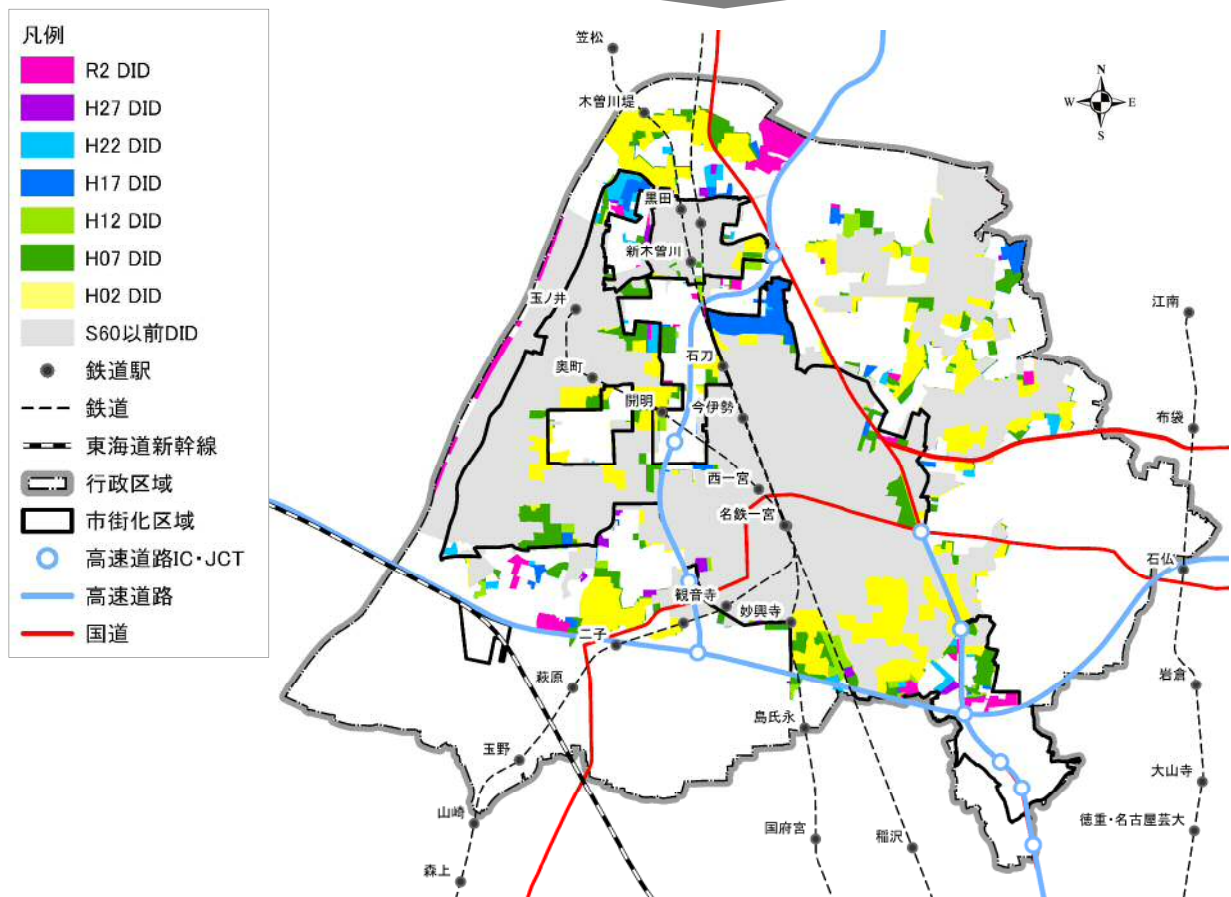
図 明治期の土地利用状況

【人口集中地区（D I D）の拡大変遷（出典：一宮市都市計画マスタープラン）】

■昭和 30～40 年代



■令和元年以降





【資料協力：一宮市尾西歴史民俗資料館】

## 【木曽川の今昔（その1）】

## ○木曽川の移り変わり○

木曽川は、長野県木曽郡木祖村にある鉢盛山（2,447m）から、長野県、岐阜県、愛知県、三重県にまたがって流れる全長 229 km の河川です。木曽三川（木曽川、長良川、揖斐川）の一つで、中部地方では最長、日本でも7番目に長い河川です。

一宮市が接する木曽川中流域の景観の変化は大きく、1955（昭和30）年頃までは、起水泳場では、たくさんの子ども達が川原で泳いでいる風景が見られましたが、砂州が広がっていた川原は森のように樹林が生い茂り、現在では地面が見えないほどの草が覆っています。



図 水泳場があった頃、砂州が広がっていた木曽川



図 川原に樹林や草本が生い茂る現在の木曽川（起宿周辺）

木曽川は、上流の濃飛流紋岩や花崗岩を削って流下し、中流域の河川の特徴とも言える木曽川の丸石を形成しました。この丸石は各地に運ばれ、家々の束石や積み石などさまざまな用途に使われました。

現在では、砂州が減り、樹林化が進んだことや橋梁やダムが増えたことにより、川の景観が変化するとともに、生息する生き物にも影響を与えています。



図 現在の木曽川（写真提供：木曽川上流河川事務所）



図 1957（昭和32）年の木曽川（写真提供：木曽川上流河川事務所）

## 【木曽川の今昔（その2）】

### ○木曽川の自然と生き物○

現在、木曽川やその樹林化した川原には、タヌキ、キツネ、ノウサギ、アカネズミ、カヤネズミ、イタチ属などの在来種に加え、ヌートリアやハクビシン、アライグマのような外来種の哺乳類が生息しています。越冬の産卵のために飛来するマガモやコハク



ホンドタヌキ

チョウ、夏によく見るオオヨシキリなどをはじめとした鳥類や、両性類、は虫類などの生き物も数多く生息しています。

本川にはサツキマスやアユ、江戸時代には木曽川の産物として記録されている魚類やウナギやコイ、たまりのようになったワンド※にはタモロコやモツゴ、カマツカやツチフキ、トウカイヨシノボリなどが生息しています。中でも、世界でも日本の3ヶ所にしか生息していないタナ



コハクチョウ



オオヨシキリ

ゴの仲間、国指定天然記念物イタセンパラが木曽川には生息しています。イタセンパラは絶滅危惧種ⅠA類でありその保護活動が行われていますが、産卵を

する二枚貝の減少やヌートリアによる二枚貝の捕食が問題となっています。

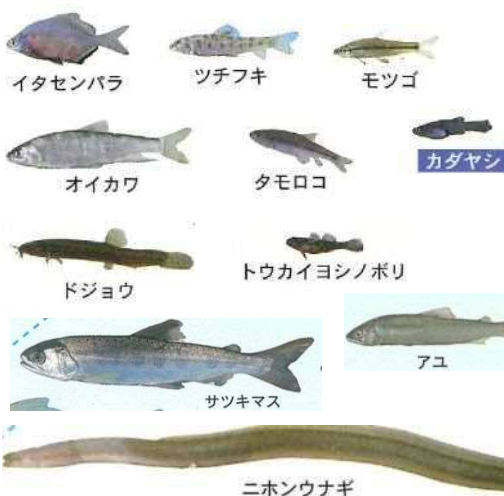
一方で、哺乳類だけでなく魚類もブルーギルやオオクチバス、カムルチー、カダヤシなどの外来種が増え、河川環境も含め、川と生き物と人との関わりを考えていく必要があります。



スッポン



トノサマガエル



(写真提供：木曽川上流河川事務所)



二枚貝類（上からドブガイ、イシガイ、ヤマトシジミ、トンガリササノハガイ）



オオクチバス

国外外来種

## 2 一宮市の緑の現況

### 2-1 緑被の現況

- 一宮市の市街化区域\*の緑被率\*は、2006 年度から約 8%減少しています。  
 ○連区別の緑被率では、尾西南部地区が 56.5%と最も高く、本庁地区が 4.8%と最も低くなっています。

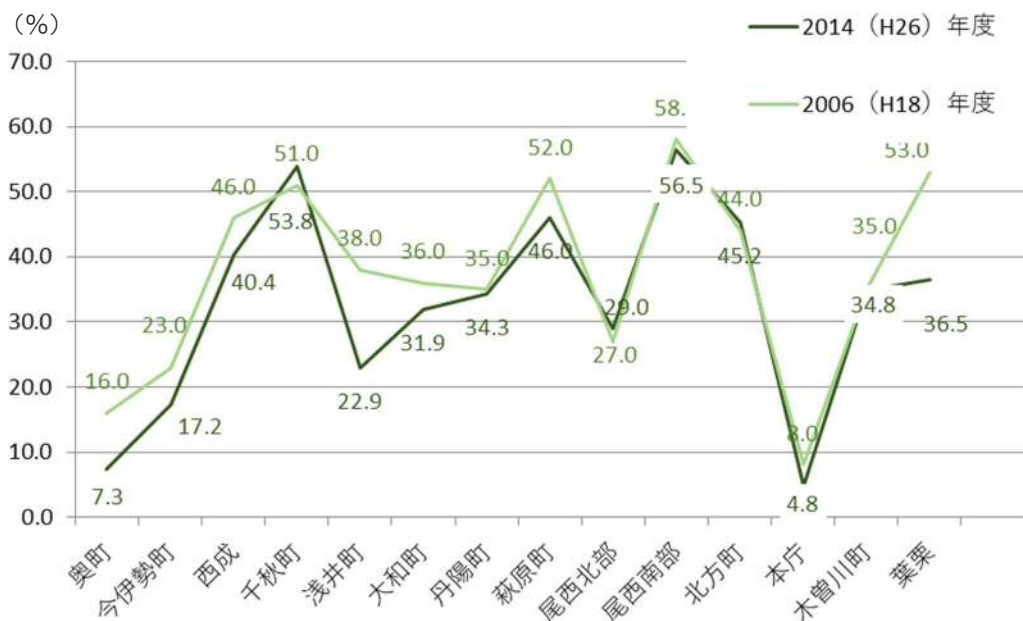
一宮市の緑被地（樹木や草地などの緑に覆われた土地）は、「国土数値情報（2014（平成 26）年度調査）」によると、約 4,000ha あり、市域の約 35%を占めています。

2006（平成 18）年度～2014（平成 26）年度の緑被地の経年変化を見ると、市街化調整区域ではほとんど変化していませんでしたが、市街化区域では 13%から 5.1%と約 8%減少しています。また、連区別の緑被率については、市街化調整区域に位置する尾西南部地区が 56.5%と最も高く、一宮駅や市役所が位置する本庁地区が 4.8%と最も低くなっています。

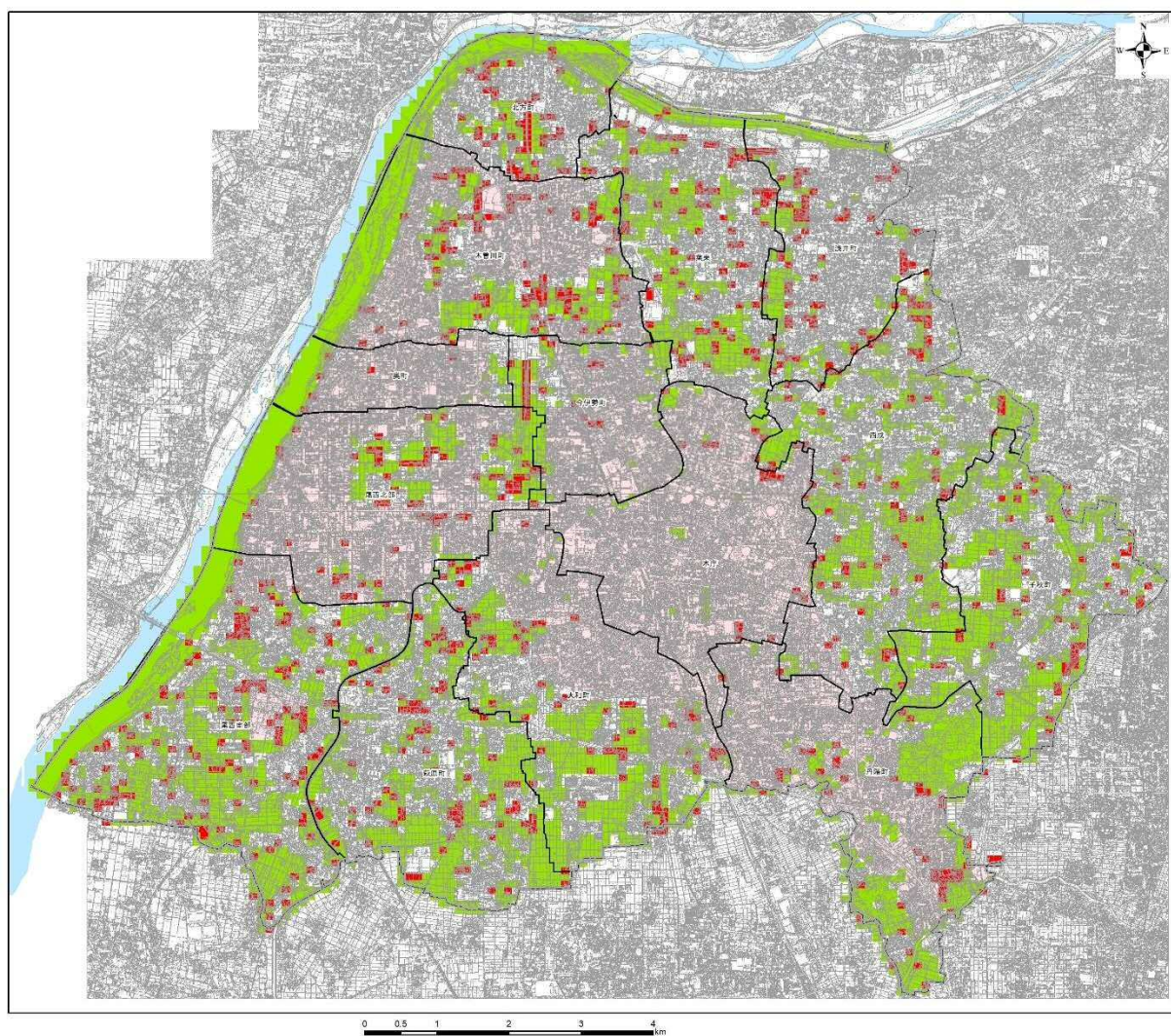
表 一宮市の緑被現況（2014 年度）

| 区分           | 市街化区域<br>(3,802ha) | 市街化調整区域<br>(7,580ha) | 都市計画区域<br>(11,382ha) |
|--------------|--------------------|----------------------|----------------------|
|              | 面積 (ha)            | 面積 (ha)              | 面積 (ha)              |
| 樹林・竹林・草地・休耕地 | 13.66              | 34.67                | 48.33                |
| 河川・ため池       | 29.43              | 755.40               | 784.83               |
| 農地           | 150.30             | 3,022.56             | 3,172.87             |
| 緑被地合計        | 193.39             | 3,812.64             | 4,006.03             |
| 2006年度の緑被地合計 | 494.26             | 3,865.80             | 4,325.16             |
| 緑被率          | 5.1%               | 50.3%                | 35.2%                |
| 2006年度の緑被率   | 13%                | 51%                  | 38%                  |

表 連区別緑被地の経年変化（2006 年度・2014 年度）







### 凡例

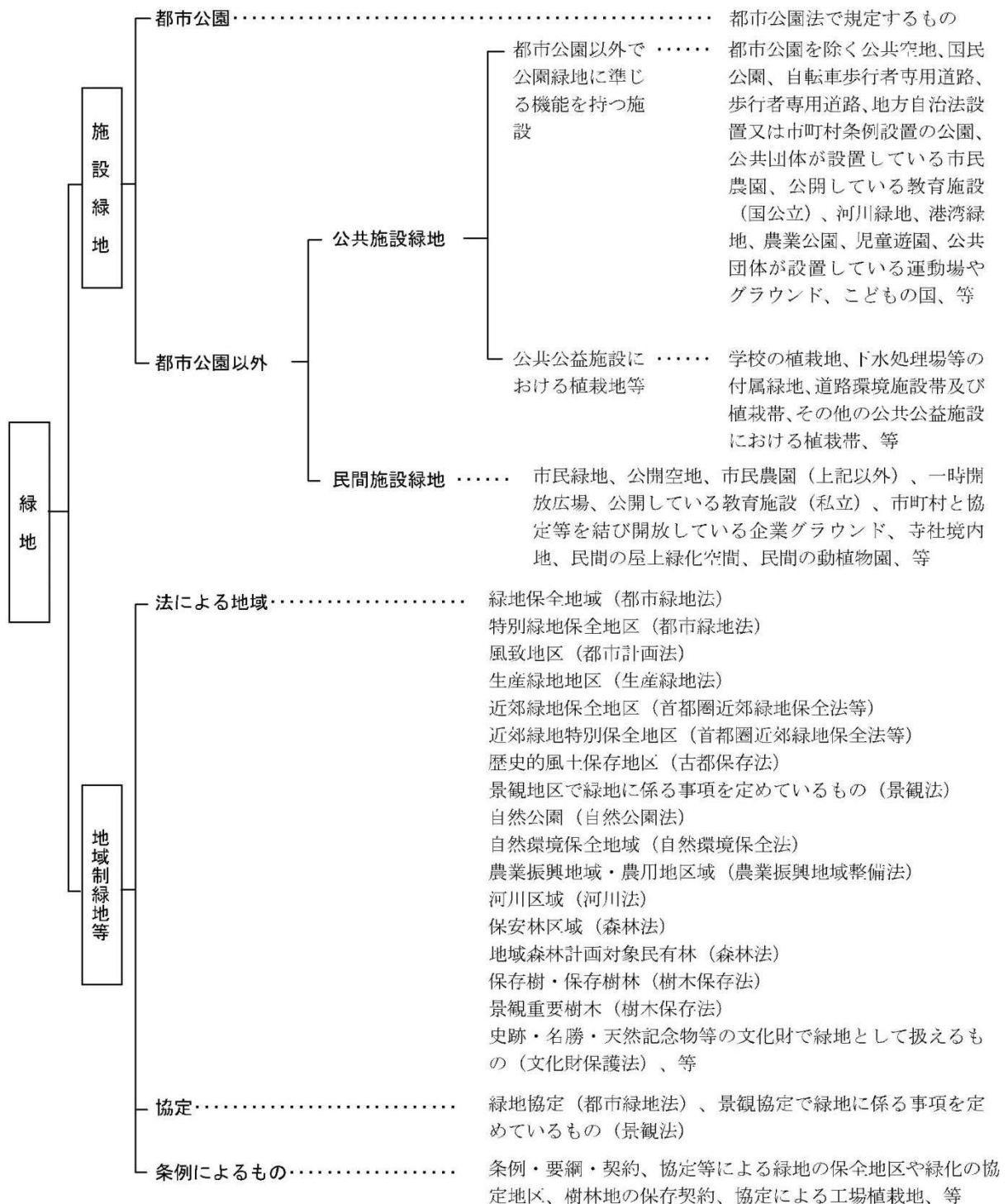
- 連区界
- 緑被地
- 2006～2014年度の間に消失した緑被地
- 市街化区域

図 緑被地の経年変化（2006 年度・2014 年度）

## 2-2 施設緑地※の現況

施設緑地とは、都市公園法で規定される「都市公園」と公共施設緑地や民間施設緑地が含まれる「都市公園以外」に大きく区分されます。ここでは、①都市公園等（都市公園と都市公園に準ずる施設（都市公園以外で公園緑地に準ずる機能を持つ施設））、②公共施設緑地及び民間施設緑地について、それぞれの現況を示します。

### ■緑地の分類



出典：新編 緑の基本計画ハンドブック



①都市公園等（都市公園と都市公園に準ずる施設）

- 都市公園等（都市公園と都市公園に準ずる施設）は、2023（令和 5）年度時点で 167 箇所整備されており、総整備面積は 234.47ha となっています。
- 市民一人当たりの都市公園面積は、5.58 m<sup>2</sup>/人と 2018（平成 30）年度時点から 0.17 m<sup>2</sup>/人増加していますが、国が定める標準値（10.0 m<sup>2</sup>/人）を下回っています。
- また、都市公園に準ずる施設は 2018（平成 18）年度から約 2.2ha 増加しています。
- 都市公園の多くは、一宮駅周辺の市街地に多く配置されています。

一宮市内には、都市公園等（都市公園と都市公園に準ずる施設）が 167 箇所整備されており、総面積は、2007（平成 19）年から 45.96ha 増加、2018（平成 30）年度からは 4.63 ha 増加しており、234.47ha となっています。

また、市民一人当たりの都市公園面積は 5.58 m<sup>2</sup>/人となっており、2007（平成 19）年度から 1.05 m<sup>2</sup>/人増加、2018（平成 30）年度からは 0.17 m<sup>2</sup>/人増加していますが、国が定める標準値（10.0 m<sup>2</sup>/人）や愛知県の平均値（7.99 m<sup>2</sup>/人）よりも下回っています。

大江川緑道や奥村井筋緑道などの都市公園に準ずる施設は、2007（平成 19）年から 8.93 ha 増加、2018（平成 30）年度から 2.18ha 増加しています。

都市公園の配置状況については、一宮駅周辺の市街地に多く配置されており、市街化区域北部及び西部にはあまり配置されていない状況です。

表 都市公園及び都市公園に準ずる施設の現況  
（2007（平成 19）年度・2018（平成 30）年度・2023（令和 5）年度）

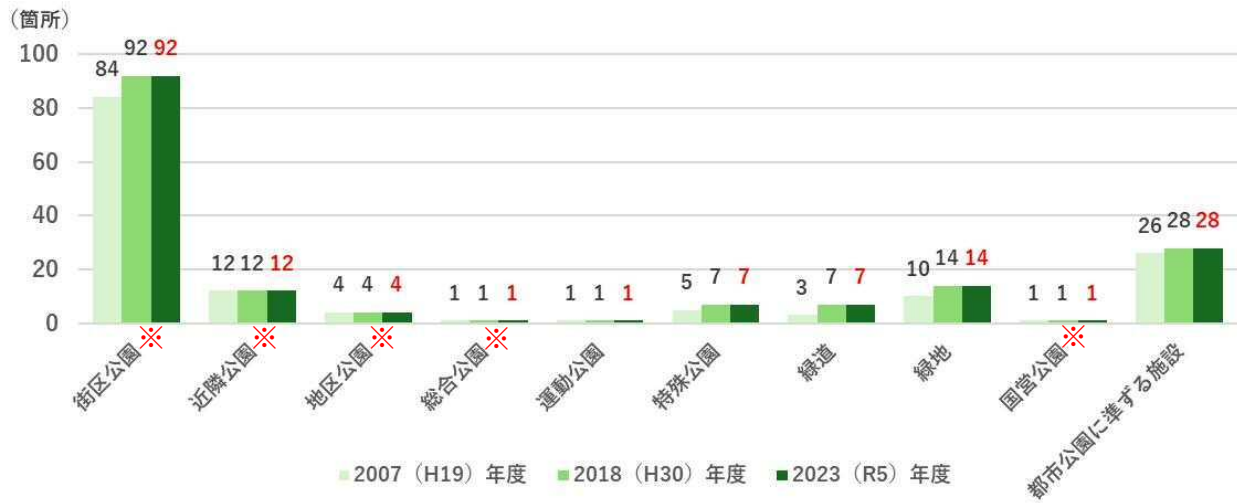
|            | 整備箇所              |                   |                  | 整備面積（ha）          |                   |                  | 市民一人当たりの面積（ha）    |                   |                  |
|------------|-------------------|-------------------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|
|            | 2007年度<br>（H19年度） | 2018年度<br>（H30年度） | 2023年度<br>（R5年度） | 2007年度<br>（H19年度） | 2018年度<br>（H30年度） | 2023年度<br>（R5年度） | 2007年度<br>（H19年度） | 2018年度<br>（H30年度） | 2023年度<br>（R5年度） |
| 都市公園       | 121               | 139               | 139              | 173.63            | 208.21            | 210.66           | 4.53              | 5.41              | 5.58             |
| 都市公園に準ずる施設 | 26                | 28                | 28               | 14.88             | 21.63             | 23.81            | 0.39              | 0.56              | 0.63             |
| 都市公園等      | 147               | 167               | 167              | 188.51            | 229.84            | 234.47           | 4.92              | 5.97              | 6.21             |

表 都市公園等の整備箇所及び整備面積の比較  
（2007（平成 19）年度・2018（平成 30）年度・2023（令和 5）年度）





表 公園種別毎の整備箇所数の比較（2007(平成19)年度・2018(平成30)年度・2023（令和5）年度）



● 表 公園種別毎の整備面積の比較（2007(平成19)年度・2018(平成30)年度・2023（令和5）年度）



| 凡 例 |                    |
|-----|--------------------|
|     | 市街化区域              |
|     | 住区基幹公園(街区・近隣・地区公園) |
|     | 都市基幹公園(総合・運動公園)    |
|     | 特殊公園               |
|     | 緑地・緑道              |
|     | 国営木曽三川公園尾張西部緑地     |
|     | 都市公園に準ずる施設         |
|     | 河川・水路              |
|     | 街路樹のある道路           |
|     | 街区公園誘致圏 (R=250m)   |
|     | 近隣公園誘致圏 (R=500m)   |
|     | 地区公園誘致圏 (R=1000m)  |

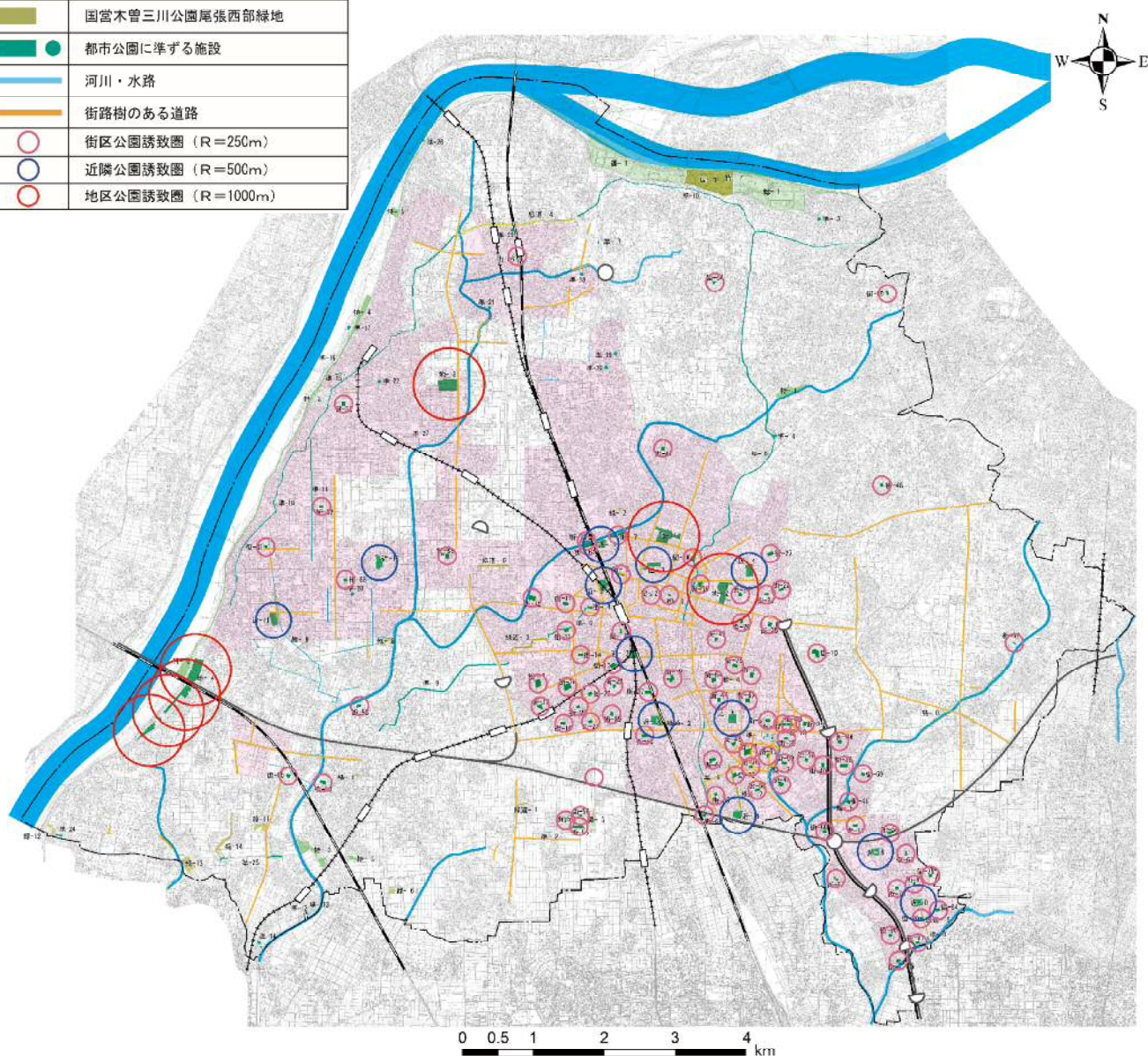


図 都市公園等の配置状況

### 一宮市都市公園一覧表

右の QR コードから、市 Web サイトの「都市公園一覧表」にアクセスできます。

また、都市公園の詳しい場所について、一宮市地図情報サイト「138 マップ」のリンク先を紹介しています。



また、愛知県内の人口が同規模の都市等（春日井市、小牧市、豊田市、岡崎市、豊橋市）と都市公園整備面積及び市民一人当たりの都市公園面積を比較した結果、小牧市を除く他都市よりも、都市公園整備面積及び市民一人当たりの都市公園面積が少ない傾向にありました。

表 人口同規模の他都市との比較（2018(平成30)年3月時点）

| 市町村名<br>公園種別 |         | 一宮市    | 春日井市   | 小牧市    | 豊田市    | 岡崎市    | 豊橋市    |
|--------------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 都市公園合計       | 箇所      | 139    | 284    | 109    | 183    | 244    | 397    |
|              | 面積 (ha) | 208.21 | 353.22 | 113.82 | 464.70 | 410.53 | 378.26 |
| 都市計画区域内人口    | (千人)    | 381    | 307    | 149    | 402    | 381    | 373    |
| 一人当たり面積      | (㎡)     | 5.4    | 11.5   | 7.6    | 11.6   | 10.8   | 10.1   |





## ②公共施設緑地及び民間施設緑地

○公共施設緑地は、ちびっ子広場や小中学校などの運動場、行政が管理する市民農園などがあり、総面積は **113.65ha** となっています。

○民間施設緑地は、真清田神社や妙興寺などの社寺林のみとなっており、総面積は **37.44ha** となっています。

一宮市内にある公共施設緑地は、ちびっ子広場や児童遊園、小中学校の運動場、行政が管理する市民農園などがあり、総面積は **113.65ha** となっています。都市公園等の公共緑地が少ない一宮市においては、これらの公共施設緑地が都市における緑地として重要な位置付けとなっており、特に、一宮市内に **298** 箇所あるちびっ子広場は都市公園が少ない地域の子どもの貴重な遊び場となっています。

民間施設緑地として代表的なものは、真清田神社や妙興寺などの社寺林があり、市街地にまとまった樹林地が少ない一宮市においては、環境面、景観面において重要な都市緑地となっています。

表 公共施設緑地及び民間施設緑地の現況（2018（平成30）年度・2023（令和5）年度）

| 公共施設緑地      |     |            |                  |              |                    |              |                   |               |
|-------------|-----|------------|------------------|--------------|--------------------|--------------|-------------------|---------------|
| 名称          | 箇所数 |            | 市街化区域内<br>面積（ha） |              | 市街化調整区域内<br>面積（ha） |              | 都市計画区域内<br>面積（ha） |               |
|             | H30 | R5         | H30              | R5           | H30                | R5           | H30               | R5            |
| ちびっ子広場      | 315 | <b>298</b> | 4.01             | <b>3.66</b>  | 8.99               | <b>9.14</b>  | 13.00             | <b>12.80</b>  |
| 児童遊園        | 59  | <b>51</b>  | 2.81             | <b>2.50</b>  | 2.04               | <b>1.51</b>  | 4.85              | <b>4.01</b>   |
| 小学校運動場      | 42  | <b>42</b>  | 20.79            | <b>20.75</b> | 16.38              | <b>16.38</b> | 37.17             | <b>37.13</b>  |
| 中学校運動場      | 19  | <b>19</b>  | 9.61             | <b>9.61</b>  | 17.93              | <b>17.93</b> | 27.54             | <b>27.54</b>  |
| 公立高校運動場     | 10  | <b>10</b>  | 4.12             | <b>4.12</b>  | 1.20               | <b>1.20</b>  | 5.32              | <b>5.32</b>   |
| その他学校運動場    | 4   | <b>4</b>   | 0.00             | <b>0.00</b>  | 0.00               | <b>0.00</b>  | 0.00              | <b>0.00</b>   |
| その他グラウンド    | 3   | <b>3</b>   | 0.92             | <b>0.92</b>  | 3.14               | <b>3.14</b>  | 4.06              | <b>4.06</b>   |
| 都市公園を除く公共空地 | 6   | <b>6</b>   | 0.22             | <b>0.22</b>  | 22.46              | <b>22.46</b> | 22.68             | <b>22.68</b>  |
| 市民農園（公共）    | 8   | <b>2</b>   | 0.55             | <b>0.11</b>  | 0.00               | <b>0.00</b>  | 0.55              | <b>0.11</b>   |
| 合計          | 466 | <b>434</b> | 43.03            | <b>41.89</b> | 72.14              | <b>71.76</b> | 115.17            | <b>113.65</b> |

| 民間施設緑地 |     |           |                  |              |                    |             |                   |              |
|--------|-----|-----------|------------------|--------------|--------------------|-------------|-------------------|--------------|
| 名称     | 箇所数 |           | 市街化区域内<br>面積（ha） |              | 市街化調整区域内<br>面積（ha） |             | 都市計画区域内<br>面積（ha） |              |
|        | H30 | R5        | H30              | R5           | H30                | R5          | H30               | R5           |
| 寺社境内地  | 81  | <b>81</b> | 27.77            | <b>27.77</b> | 9.67               | <b>9.67</b> | 37.44             | <b>37.44</b> |
| 合計     | 81  | <b>81</b> | 27.77            | <b>27.77</b> | 9.67               | <b>9.67</b> | 37.44             | <b>37.44</b> |



図 一宮総合運動場



図 小塞神社の社寺林

## 2-3 地域制緑地※の現況

- 一宮市の地域制緑地は、生産緑地地区、農業振興地域農用地区域、河川区域、名勝・天然記念物、史跡・指定文化財に区分され、総面積は約2,264haとなっています。
- 地域制緑地は、2007(平成19)年度から約252ha減少、2018(平成30)年度から約88ha減少しており、特に生産緑地地区は、2018(平成30)年度から約27ha減少しています。

地域制緑地とは、一般的に特別緑地保全地区や緑地保全地域、風致地区、生産緑地地区、農業振興地域農用地区域などの「法によるもの」と、緑地の保全地区や緑化協定地区などの「条例等により定められるもの」に区分されます。

一宮市における地域制緑地は、生産緑地地区、農業振興地域農用地区域、河川区域、名勝・天然記念物、史跡・指定文化財の「法によるもの」のみとなっています。

地域制緑地の現況としては、総面積が約2,264haとなっており、2007(平成19)年度から約340ha減少、2018(平成30)年度から約88ha減少しています。特に、市街化の進展とともに農用地区域が2018(平成30)年度から約61ha減少し、市街化区域の農地に指定される生産緑地地区も約27ha減少しています。1992年(平成4)年に指定された生産緑地地区については、2022(令和4)年に指定後30年を迎えたことから、97.9haの生産緑地地区のうち、81.3haが特定生産緑地に指定されています。

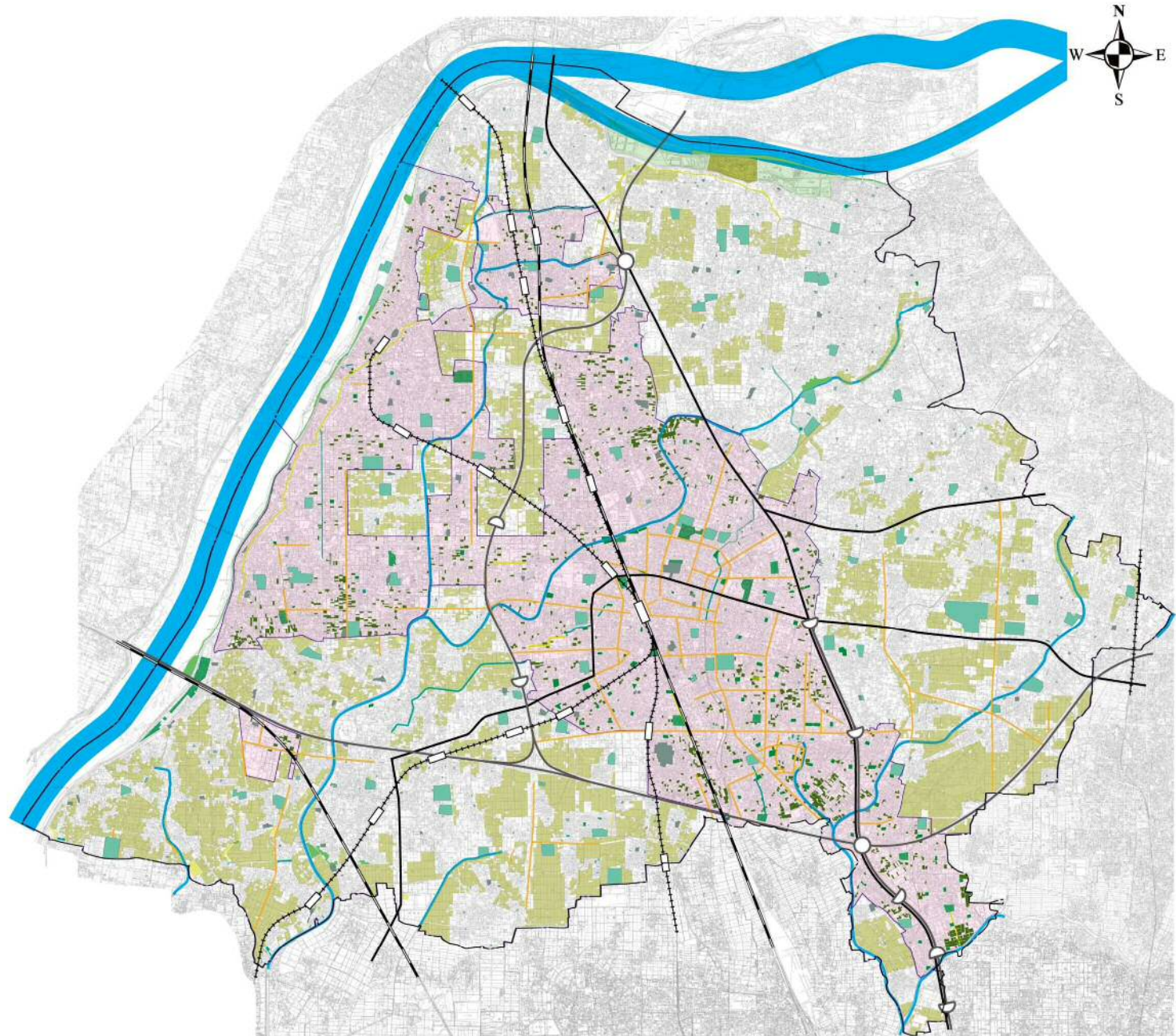
表 地域制緑地の現況(2023(令和5)年度)

| 地域制緑地     | 面積(ha)      |            | 備考        |
|-----------|-------------|------------|-----------|
|           | 2018(H30)年度 | 2023(R5)年度 |           |
| 緑地保全地域    | 0.00        | 0.00       | 都市緑地法     |
| 特別緑地保全地区  | 0.00        | 0.00       | 都市緑地法     |
| 風致地区      | 0.00        | 0.00       | 都市計画法     |
| 生産緑地地区    | 125.00      | 97.90      | 生産緑地法     |
| 歴史的風土保存区域 | 0.00        | 0.00       | 古都保存法     |
| 自然公園      | 0.00        | 0.00       | 自然公園法     |
| 農用地区域     | 1,688.00    | 1,627.00   | 農業振興地域整備法 |
| 河川区域      | 531.70      | 531.70     | 河川法       |
| 保安林区域     | 0.00        | 0.00       | 森林法       |
| 名勝・天然記念物  | 1.28        | 1.28       | 文化財保護法等   |
| 史跡・指定文化財  | 6.41        | 6.41       | 文化財保護法等   |
| 合計        | 2,352.39    | 2,264.29   |           |



## 緑地現況図

| 凡 例 |                    |
|-----|--------------------|
|     | 市街化区域              |
|     | 住区基幹公園（街区・近隣・地区公園） |
|     | 都市基幹公園（総合・運動公園）    |
|     | 特殊公園               |
|     | 緑地・緑道              |
|     | 国営木曽三川公園尾張西部緑地     |
|     | 都市公園に準ずる施設         |
|     | 河川・水路区域            |
|     | 街路樹のある道路           |
|     | 生産緑地地区             |
|     | 農用地区域              |
|     | 農業振興地域             |
|     | 公共施設緑地             |
|     | 民間施設緑地             |



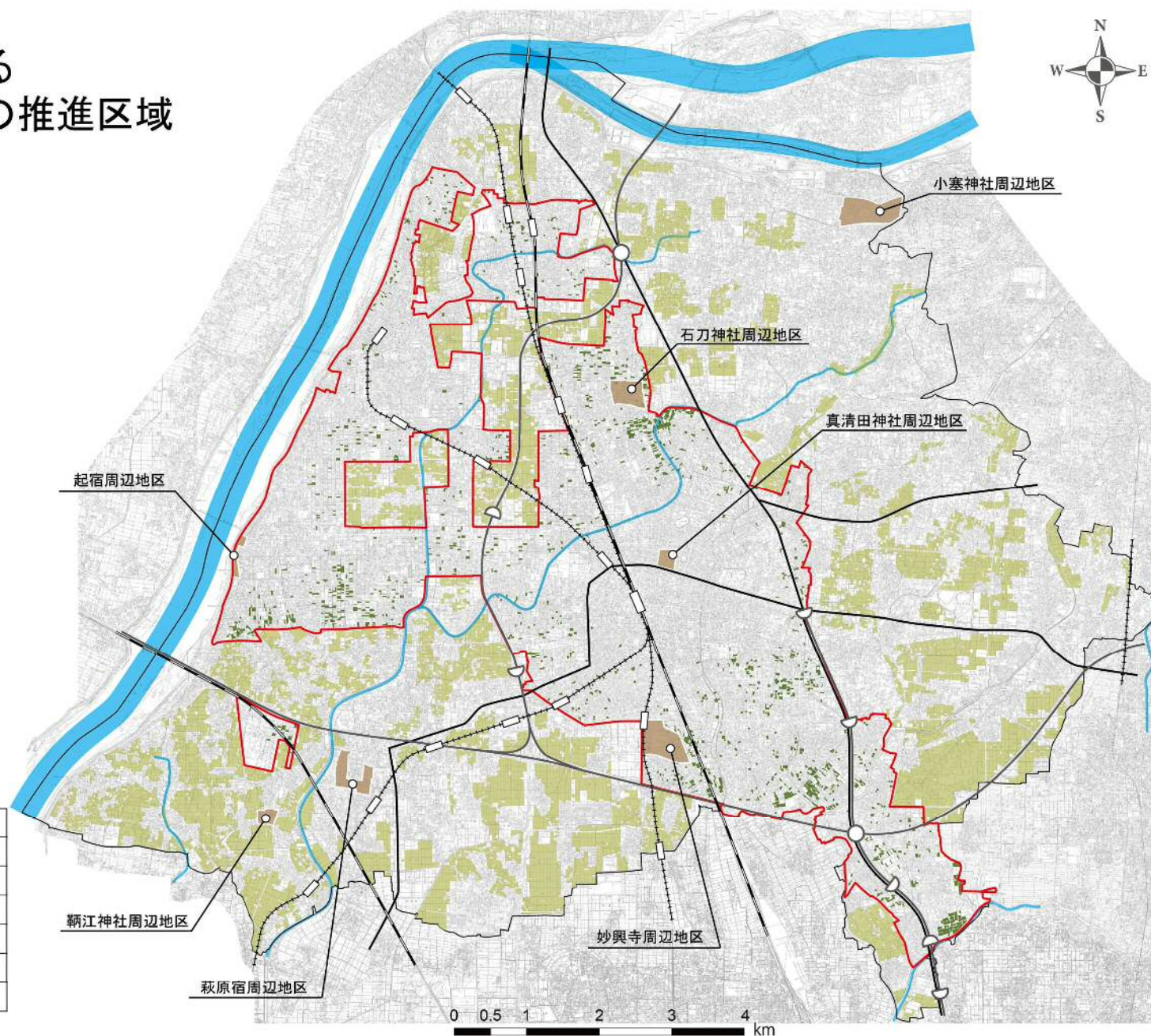
0 0.5 1 2 3 4 km



# 法制度の活用による 緑地の保全・緑化の推進区域



| 凡 例                                                                                                |                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| <span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span>     | 市街化区域                      |
| <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span>   | 緑化重点地区（市全域）                |
| <span style="background-color: #d2b48c; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> | 保全配慮地区<br>（歴史と文化のある緑の拠点周辺） |
| <span style="border-bottom: 2px solid blue; display: inline-block; width: 20px;"></span>           | 河川・水路区域                    |
| <span style="background-color: #006400; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> | 生産緑地地区                     |
| <span style="background-color: #90ee90; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> | 農用地区域                      |



## 2-4 緑に関する市民活動の現況

- 2023（令和5）年度時点で、公園愛護団体数は**58団体**で2018（平成30）年度から**減少**しています。
- アダプトプログラム※参加数は、**202グループ**で2018（平成30）年度から**増加**しています。
- 「市民参加の森づくり」事業では、これまでに**約14,300人**が参加し、**約144,300本の苗木**が植樹されています。

■身近な公園の**管理**を行う公園愛護団体

一宮市には、町内会や子ども会などの市民が身近な公園や緑道などの**管理**を行う「公園愛護団体」が多数あります。公園愛護団体の推移としては、**2018（平成30）年度**は**66団体**でしたが、**2023（令和5）年度**では**58団体**に減少しています。



公園愛護団体の活動

## ■市民や民間事業者等の多様な主体が参加するアダプトプログラム制度

2001（平成13）年度からボランティア活動の制度として、「アダプトプログラム制度」が導入されており、市民や民間事業者等の多様な主体が地域の清掃・美化活動などに取り組んでいます。**2023（令和5）年度**は、**202グループ**が参加しています。また、参加グループのうち、**48グループ**が公園や緑道等で活動を行っています。



アダプトプログラムの活動

## ■市内の都市公園や緑道などで開催されてきた「市民参加の森づくり」事業

1997（平成9）年から、市民参加による緑豊かなまちづくりの実現に向けて、「市民参加の森づくり」事業を実施しています。**2021（令和3）年度**には、一宮市制施行100周年を記念して12月に大野極楽寺公園にて開催しました。これまでに計**19回**開催、延べ約**14,300人**が参加し、延べ約**144,300本の苗木**が植樹されています。



市民参加の森づくり

表 公園愛護団体の推移

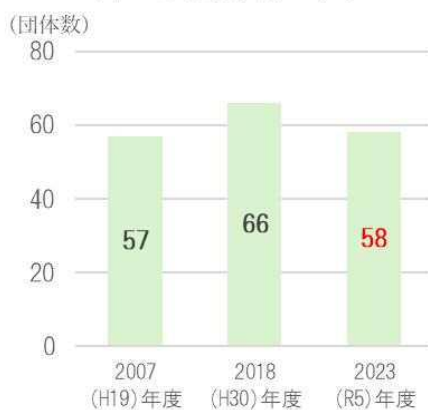


表 アダプトプログラムの推移



※ [ ] 内は公園での活動団体数



## 2-5 環境保全からみた緑の現況

- 都市公園や街路樹、社寺林や農地などの都市におけるさまざまな緑は、地球温暖化に対して多様な機能を発揮しています。
- また、これらの都市におけるさまざまな緑は、多様な生き物の生息環境となっており、生物多様性において重要な役割を果たしています。

### ■都市緑地が果たすヒートアイランド現象に対する役割

一宮市では、中心市街地などの都市化が進んだ地域や鉄道駅周辺、大規模商業施設周辺などにおいて、気温が高くなる「ヒートアイランド現象」が見られます。そのため、都市公園や街路樹、社寺林や農地などの都市の気温上昇の抑制に効果を発揮する都市緑地の維持・保全が必要となります。

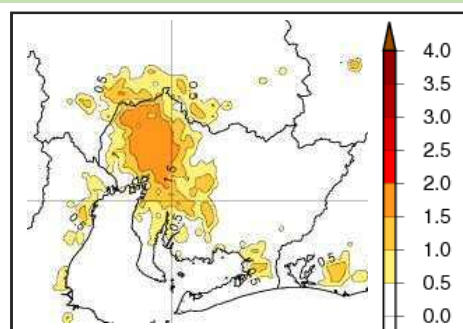


図 東海地方における夏のヒートアイランド現象  
(出典：気象庁ホームページ)



図 都市緑地によるヒートアイランド現象の緩和

### ■生物多様性の確保に重要な役割を果たす木曽川や社寺林などの都市緑地

木曽川やその河畔林、市街地の社寺林や農地などの緑は、多様な生き物の生息環境となっており、生物多様性の確保において重要な役割を担っています。特に、木曽川には国指定天然記念物であるイタセンバラが生息しており、全国的にも貴重な生息環境となっています。イタセンバラについては、近年、絶滅の危惧にさらされていることから、国を挙げて生息地となる木曽川の環境改善・保全に取り組んでおり、一宮市においても、木曽川をはじめ多様な生き物の生息地となる都市緑地の保全に取り組む必要があります。



イタセンバラ（国指定天然記念物）



コハクチョウ

図 一宮市に生息するさまざまな生き物



## 2-6 防災からみた緑の現況

- 大野極楽寺公園や光明寺公園などの大規模公園緑地は、指定緊急避難場所に指定されており、広域的な防災拠点となっています。
- 一宮市内にある都市公園の大半は、緊急避難場所に指定されていますが、市街化区域北部においては、避難場所となる都市公園が少ない状況です。

■指定緊急避難場所に指定されている大野極楽寺公園や光明寺公園

東海地方全体は南海トラフ地震による大規模な被害が想定されることから、一宮市では、地域防災計画において都市公園や学校の運動場などの公共空地を、災害時の避難場所として指定しています。特に、大野極楽寺公園や光明寺公園などの大規模公園緑地は指定緊急避難場所（地震や水害などにより、市民の生命の安全の確保を目的とした緊急避難先）に指定されており、市内外問わず多くの人々に活用される拠点であることから、広域的な防災拠点となっています。

都市公園の大半は地震時の緊急避難場所（二次災害から身を守るための避難先）に指定されており、2018（平成30）年度以降、一宮市内にある緊急避難場所は新たに1箇所指定されているものの、市街化区域北部においては避難場所となる都市公園が不足している状況です。

表 避難場所等指定状況

| 指定内容               | 都市公園数 |
|--------------------|-------|
| 指定緊急避難場所<br>広域避難場所 | 12    |
| 緊急避難場所             | 116   |
| 災害対策用消防ポンプ         | 10    |
| 応急仮設住宅<br>建設予定地    | 25    |

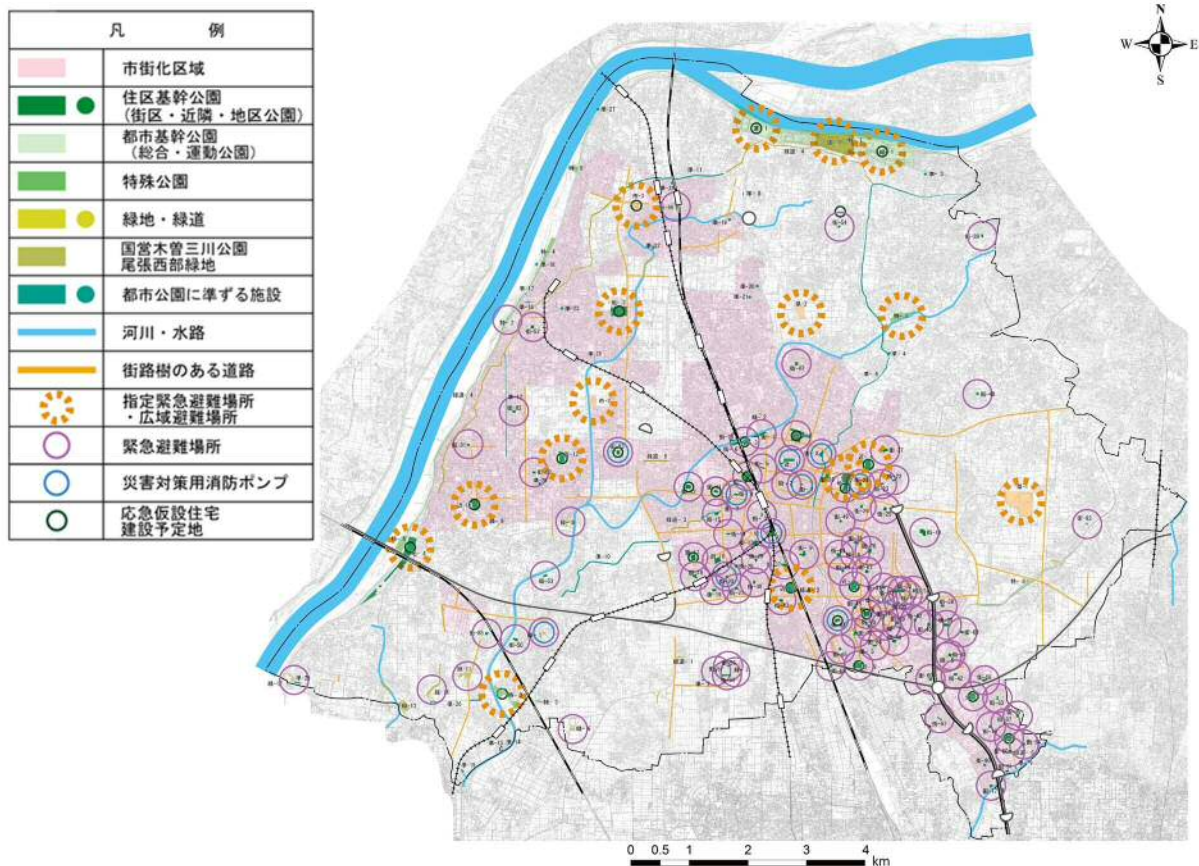


図 都市公園の避難場所指定状況

## 2-7 観光・交流からみた緑の現況

- 大野極楽寺公園や 138 タワーパークは広域的な観光・交流の拠点となっています。
- 木曽川沿川では、サイクリングロードや遊歩道が整備されており、健康づくりの拠点となっています。
- エコハウス 138 の「びおっこ」は、環境学習を通じた交流空間となっています。
- 社寺林は現在に至るまで市民の憩いの場、子ども達の遊び場となっています。

### ■広域的な観光・交流拠点となる 138 タワーパーク・大野極楽寺公園

一宮市北部には、木曽川の雄大な流れと自然環境を活かした 138 タワーパーク（国営木曽三川公園三派川地区センター）が整備されており、多くの来訪者が訪れる広域的な観光・交流の拠点となっています。また、隣接する大野極楽寺公園には、バーベキュー広場やグラウンドゴルフ場、**ドッグラン**などが整備されており、多世代の人が利用できる交流空間となっていることから、多くの利用者でにぎわいを見せています。



ツインアーチ 138 から見た  
138 タワーパーク

### ■健康づくりの拠点となる木曽川沿川のサイクリングロード・遊歩道

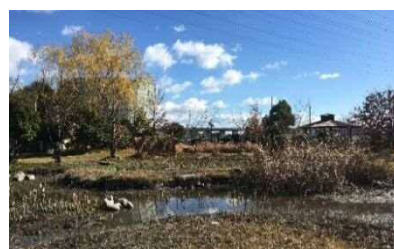
一宮市内に 167 箇所ある都市公園等については、子ども達の遊び場や高齢者の健康づくりの場など、多世代が緑とふれあいながら健康増進を図る空間となっています。また、近年では木曽川沿川の自治体との連携によるサイクリングロードと遊歩道の整備を進めており、健康づくり拠点の創出に取り組んでいます。



木曽川沿川の  
サイクリングロード

### ■環境学習の拠点となるエコハウス 138 「びおっこ」

一宮市北西部にあるエコハウス 138 には市民との協働により整備されたビオトープ「びおっこ」があり、環境学習を通じた多世代の交流の場となっています。「びおっこ」では、子どもから高齢者までが一緒になってメダカやタナゴ、鳥類などの観察を実施しており、地域の自然環境を学ぶことができる貴重な場となっています。



エコハウス 138 の「びおっこ」

### ■古くから子ども達の遊び場となっている社寺林

市街地に残る社寺林は、生き物の生息環境としての役割を果たすとともに、古くから市民の憩いの場、お祭りなどの地域行事の拠点として活用されており、市民の集いの空間となっています。また、社寺境内を活用した「ちびっ子広場」なども整備されており、都市公園が少ない地域において、子ども達の貴重な遊び場となっています。



社寺の中にあるちびっ子広場  
（八幡神社内）



## 2-8 景観からみた緑の現況

- 国指定名勝である木曽川堤(サクラ)は、一宮市の優れた景観資源となっています。
- 市街地に点在する社寺林は、都市におけるまとまった緑地景観となっています。
- 幹線道路などに植栽されている街路樹は、景観面においても重要な緑となっています。
- 一宮市丹陽町三ツ井周辺にある「島畑」は、歴史的・文化的にも貴重な農業景観

## ■一宮市の優れた緑地景観である木曽川堤桜(サクラ)[国指定名勝・天然記念物]

木曽川は、一宮市の景観における骨格軸として重要な役割を担っており、特に、一宮市北方町から江南市草井までの約9kmに渡って植栽された桜並木「木曽川堤(サクラ)」は、国指定の名勝及び天然記念物になっていることから、都市における優れた景観であるとともに、歴史的な景観でもあります。

木曽川堤(サクラ)が見頃となる3月下旬～4月上旬には、市内をはじめ、多くの人々が見物に訪れます。



木曽川堤(サクラ)

## ■市街地に際立つ緑の空間「社寺林」

まとまった緑が少ない一宮市においては、大木や樹林がある社寺林が市街地の代表的な緑の空間となっており、市民に憩いと安らぎを与える景観となっています。特に、真清田神社や妙興寺などにある大きな社寺林は歴史的風格がある貴重な緑地景観です。また、かつて美濃路の宿場町として栄えた起宿や萩原宿には歴史的景観が残っており、市指定文化財である大イチョウなどの歴史を感じる巨木も見られます。



妙興寺の社寺林

## ■緑の帯としてつながる街路樹景観

幹線道路などに植栽されている街路樹は、緑のネットワークを形成し、都市景観の向上を図っているとともに、火災時における延焼防止機能も有していることから、景観面、防災面においても重要な都市の緑となっています。



街路樹の更新

## ■貴重な農業景観として現在まで残る島畑

一宮市丹陽町三ツ井周辺には、「島畑」という水田の中に設けられた畑地が残っており、日本では一宮市と京都府城陽市でしか見ることができない貴重な農業景観となっています。「島畑」は子ども達の田植え体験などでも活用されているほか、一宮市の農業の歴史を後世に伝える貴重な歴史的・文化的資源でもあります。



現存する島畑



### 3 緑に関する市民の意識

本計画を策定する上で、一宮市の緑に関して、市民のみなさんがどのような印象を持っているか把握するため、市民意識調査を実施しました。

#### 3-1 2018（平成30）年度 市民意識調査の概要

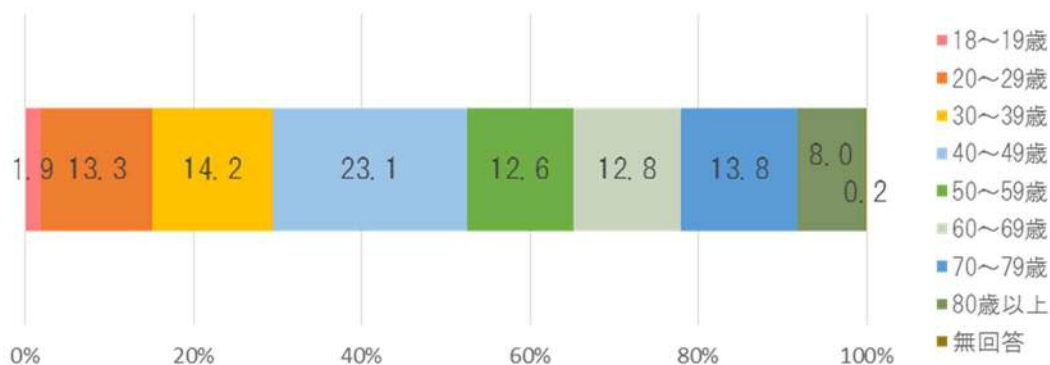
##### 【実施概要】

| 実施概要 |          |
|------|----------|
| 実施日  | 平成30年11月 |
| 配布数  | 3,000通   |
| 回収数  | 1,107通   |
| 回収率  | 36.9%    |

##### 【回答者の属性】

##### ■年齢・世代

40代（23.1%）の回答率が最も多く、10代（1.9%）の回答率が最も低い傾向にありました。その他の世代については、概ね13%前後の回答率となっています。



##### ■職業

「会社員（公務員含む）」（34.2%）が最も回答率が高く、次いで「無職」（19.5%）、「アルバイト」（16.9%）となっています。一方、「学生」（5.4%）の回答率が最も低い傾向にありました。



## 3-2 2018（平成30）年度 市民意識調査の結果

市民意識調査の結果概要と集計結果を以下に示します。

## 【市民意識調査の結果概要】

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>（１）一宮市の水と緑について</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <p>【水と緑が豊かなまち】⇒約５割の人が「豊か」だと捉えています。</p> <p>【一宮市の水と緑のイメージ】⇒「木曽川の水辺」や「木曽川沿いの公園の緑」など</p> <p>【一宮市の水と緑の満足度】⇒約３割の人が「満足」しています。</p>                                                                                                                                                                                                              |
| <b>（２）身近な水と緑について</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>【身近な緑の量】⇒約７割の人が「多い・普通」と感じています。</p> <p>【住み始めた頃からの緑の変化】⇒約４割の人が「少なくなった」と感じています。</p> <p>【気に入っている身近な緑】⇒「公園や緑地の緑」、「神社や寺の緑」など</p> <p>【不足している身近な緑】</p> <p>⇒「河川やため池などの水辺周辺の緑」、「市民参加による花壇などの緑」など</p> <p>【市民が望む身近な水と緑の空間】</p> <p>⇒「散歩やジョギングできる緑道」、「ゆったりと休憩できる場所」など</p>                                                                          |
| <b>（３）公園施設について</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>【公園の利用割合】⇒約５割の人が「ほとんど利用しない」と回答しています。</p> <p>【公園を利用する主な目的】⇒「休憩・散歩」、「子どもを遊ばせる」など</p> <p>【公園を利用しない理由】</p> <p>⇒「公園でやりたいことがない」、「利用したい施設がない」など</p> <p>【市民が望む公園】</p> <p>⇒「子どもが安心して遊べる公園」や「カフェやレストランがある公園」など</p> <p>【公園の維持管理の満足度】</p> <p>⇒約２割の方が「満足・やや満足」、「不満・やや不満」と感じています。</p> <p>【公園の維持管理の方向性】</p> <p>⇒約４割の人が「行政と地域が協力して管理すべき」と考えています。</p> |
| <b>（４）一宮市の農地について</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>【市街地内の農地に対する捉え方】</p> <p>⇒約５割の人が「市民農園や農業体験などに活用できると良い」と考えています。</p> <p>【身近な農地に対する捉え方】</p> <p>⇒「高齢者の生きがい」や「暑さを和らげ、快適にしてくれる」など</p>                                                                                                                                                                                                       |
| <b>（５）一宮市の緑に関する施策について</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <p>【緑の整備の方向性】</p> <p>⇒「身近に利用できる公園の整備」や「防災機能を備えた公園の整備」、「安全かつ快適にウォーキングできる遊歩道の整備」など</p> <p>【緑の取組みの方向性】</p> <p>⇒「公園や緑地、街路樹などの適正な管理」や「空き地などを活用した市民の庭（オープンスペース）の創出・活用」、「自然とのふれあいや環境学習の推進」など</p>                                                                                                                                               |
| <b>（６）市民の緑に対する取組みについて</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <p>【緑に対する取組みの関心度】</p> <p>⇒約３割の人が「関わったことがある・今後関わってみたい」と回答しています。</p> <p>【現在関わっている・今後関わってみたい取組み】</p> <p>⇒「自宅の庭やベランダなどの緑化」や「花づくり・花壇づくり運動等の緑化運動」など</p>                                                                                                                                                                                       |

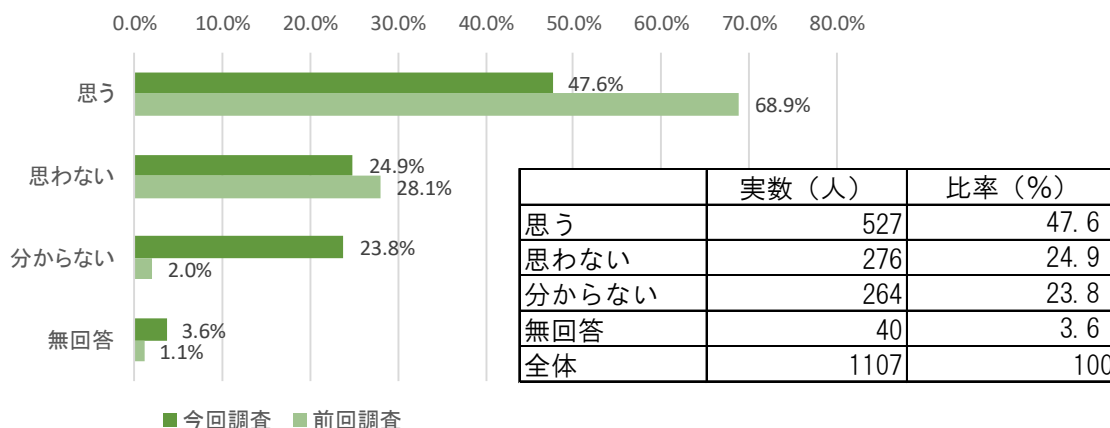
## 【市民意識調査の集計結果】

### (1) 一宮市の水と緑について

|     |                                                |
|-----|------------------------------------------------|
| 問 1 | ■一宮市は「水と緑が豊かなまち」と思いますか。当てはまるものを一つ選び○印を付けてください。 |
|-----|------------------------------------------------|

#### 【結果】

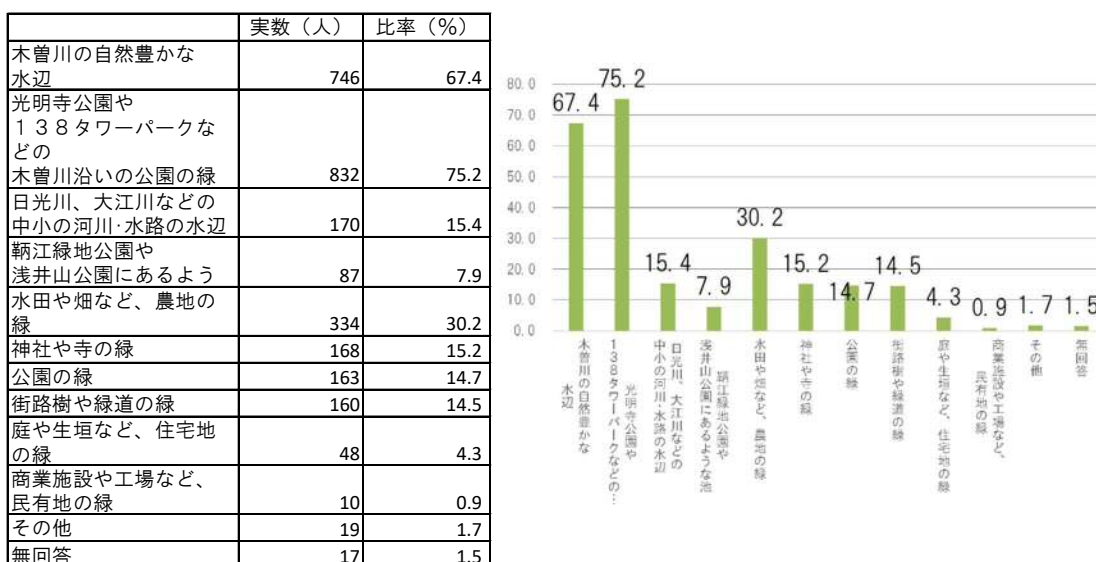
○水と緑が豊かなまちだと「思う」人は 47.6%、「思わない」人が 24.9%となっています。前回調査では、水と緑が豊かなまちだと「思う」と回答した人が 69%であったことから、前回よりも、水と緑が豊かだと思う市民は減少しています。



|     |                                                    |
|-----|----------------------------------------------------|
| 問 2 | ■「一宮市の水と緑」といえば何をイメージしますか。当てはまるものを三つまで選び○印を付けてください。 |
|-----|----------------------------------------------------|

#### 【結果】

○「光明寺公園や 138 タワーパークなど木曽川沿いの公園の緑」が 75.2%と最も高く、次いで「木曽川の自然豊かな水辺」が 67.4%、「水田や畑など、農地の緑」が 30.2%となっています。



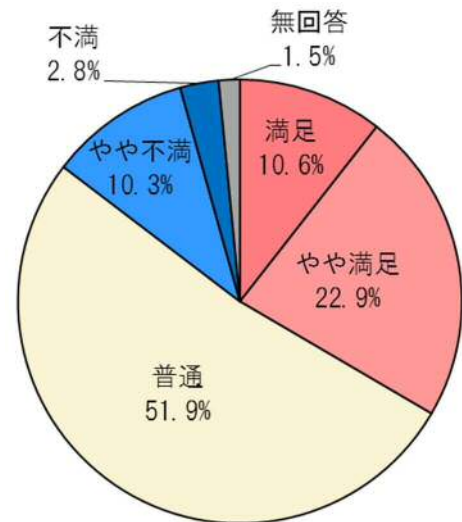


|    |                                                       |
|----|-------------------------------------------------------|
| 問3 | ■一宮市全体の水と緑について、あなたはどのように思いますか。当てはまるものを一つ選び○印を付けてください。 |
|----|-------------------------------------------------------|

## 【結果】

○一宮市の水と緑について、「満足」している人が10.6%、「やや満足」している人が22.9%と約3割の人が概ね満足していますが、「普通」が51.9%、「やや不満」が10.3%、「不満」が2.8%と満足に至っていない人が約7割います。

|      | 実数（人） | 比率（%） |
|------|-------|-------|
| 満足   | 117   | 10.6  |
| やや満足 | 253   | 22.9  |
| 普通   | 575   | 51.9  |
| やや不満 | 114   | 10.3  |
| 不満   | 31    | 2.8   |
| 無回答  | 17    | 1.5   |
| 全体   | 1107  | 100   |



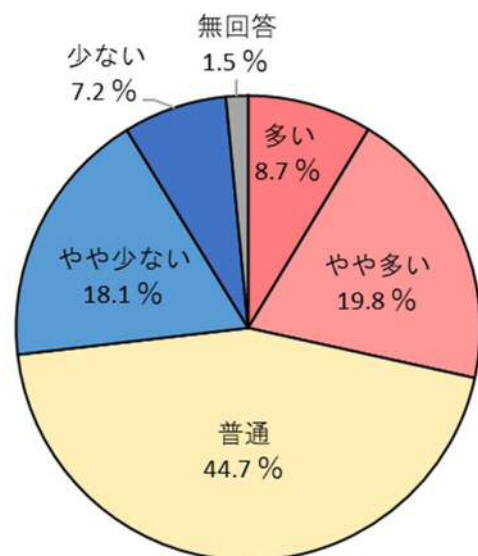
## (2) 身近な水と緑について

|    |                                                      |
|----|------------------------------------------------------|
| 問4 | ■あなたがお住まいの地区の緑の量について、どう思いますか。当てはまるものを一つ選び○印を付けてください。 |
|----|------------------------------------------------------|

## 【結果】

○「多い」が8.7%と「やや多い」が19.8%となっていることから、約3割の人が身近な緑が多いと感じていますが、「少ない」が7.2%、「やや少ない」が18.1%と約25%の人が身近な緑が少ないと感じており、地区毎で身近な緑の量に対するイメージが異なっています。

|       | 実数（人） | 比率（%） |
|-------|-------|-------|
| 多い    | 96    | 8.7   |
| やや多い  | 219   | 19.8  |
| 普通    | 495   | 44.7  |
| やや少ない | 200   | 18.1  |
| 少ない   | 80    | 7.2   |
| 無回答   | 17    | 1.5   |
| 全体    | 1107  | 100   |

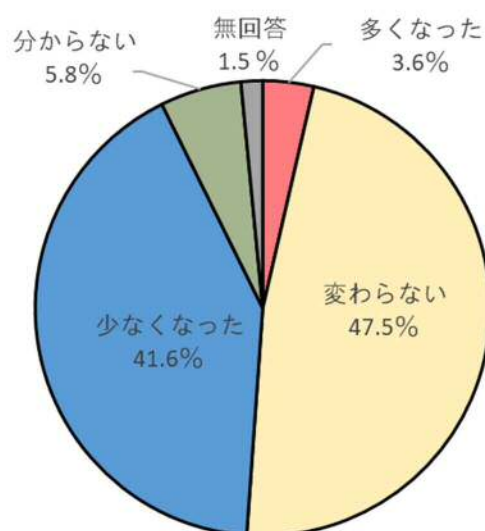


|    |                                                              |
|----|--------------------------------------------------------------|
| 問5 | ■あなたが住まいの地区の緑の量は、住み始めた頃と比べてどうですか。<br>当てはまるものを一つ選び○印を付けてください。 |
|----|--------------------------------------------------------------|

【結果】

○住み始めた頃と比べ、「少なくなった」と感じている人が41.6%となっています。  
また、「多くなった」と感じている人が3.6%であることから、約9割の人が住み始めた頃と比べ、身近な緑が増えていないという印象を持っています。

|        | 実数（人） | 比率（%） |
|--------|-------|-------|
| 多くなった  | 40    | 3.6   |
| 変わらない  | 526   | 47.5  |
| 少なくなった | 460   | 41.6  |
| 分からない  | 64    | 5.8   |
| 無回答    | 17    | 1.5   |
| 全体     | 1107  | 100   |

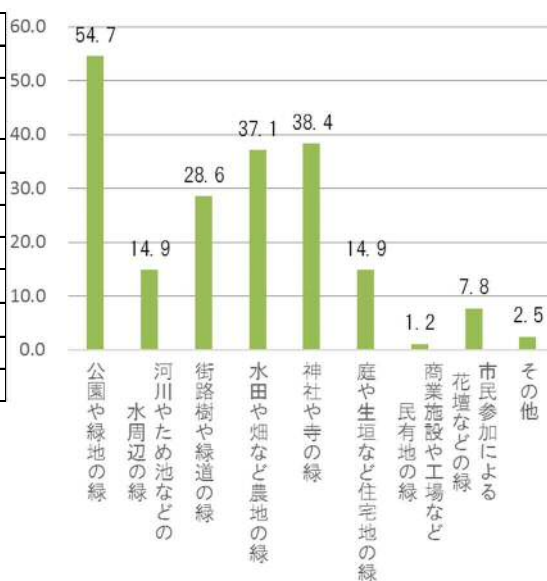


|    |                                                         |
|----|---------------------------------------------------------|
| 問6 | ■あなたのお住まいの地区の緑で、気に入っている緑は何ですか。当てはまるものを三つまで選び○印を付けてください。 |
|----|---------------------------------------------------------|

【結果】

○「公園や緑地の緑」が54.7%と最も高く、次いで「神社や寺の緑」が38.4%、「水田や畑など農地の緑」が37.1%となっており、一宮市の水と緑のイメージと概ね同じような傾向となっています。

|                | 回答数 | 比率（%） |
|----------------|-----|-------|
| 公園や緑地の緑        | 605 | 54.7  |
| 河川やため池などの水周辺の緑 | 165 | 14.9  |
| 街路樹や緑道の緑       | 317 | 28.6  |
| 水田や畑など農地の緑     | 411 | 37.1  |
| 神社や寺の緑         | 425 | 38.4  |
| 庭や生垣など住宅地の緑    | 165 | 14.9  |
| 民有地の緑          | 13  | 1.2   |
| 花壇などの緑         | 86  | 7.8   |
| その他            | 28  | 2.5   |
| 無回答            | 34  | 3.1   |

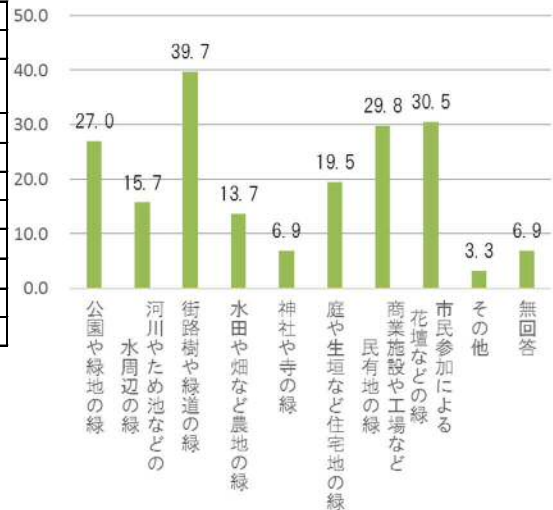


|    |                                                        |
|----|--------------------------------------------------------|
| 問7 | ■あなたのお住まいの地区で不足していると思う緑は何ですか。当てはまるものを三つまで選び○印を付けてください。 |
|----|--------------------------------------------------------|

## 【結果】

○「街路樹や緑道の緑」(39.7%)、「市民参加による花壇などの緑」(30.5%)、「商業施設や工場など民有地の緑」(29.8%)が特に不足していると感じています。

|                | 回答数 | 比率(%) |
|----------------|-----|-------|
| 公園や緑地の緑        | 299 | 27.0  |
| 河川やため池などの水周辺の緑 | 174 | 15.7  |
| 街路樹や緑道の緑       | 440 | 39.7  |
| 水田や畑など農地の緑     | 152 | 13.7  |
| 神社や寺の緑         | 76  | 6.9   |
| 庭や生垣など住宅地の緑    | 216 | 19.5  |
| 民有地の緑          | 330 | 29.8  |
| 花壇などの緑         | 338 | 30.5  |
| その他            | 36  | 3.3   |
| 無回答            | 76  | 6.9   |

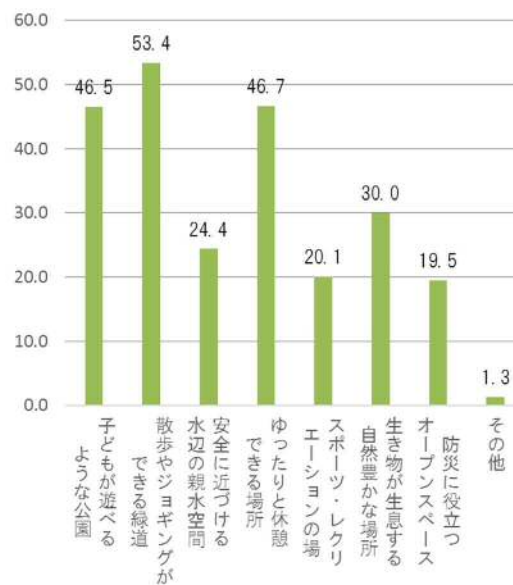


|    |                                                              |
|----|--------------------------------------------------------------|
| 問8 | ■あなたの身近な場所にどのような水と緑の空間があれば良いと思いますか。当てはまるものを三つまで選び○印を付けてください。 |
|----|--------------------------------------------------------------|

## 【結果】

○「散歩やジョギングができる緑道」(53.4%)、「ゆったりと休憩できる場所」(46.7%)、「子どもが遊べるような公園」(46.5%)など、市民が日常的に利用できる緑の空間が望まれています。

|                 | 回答数 | 比率(%) |
|-----------------|-----|-------|
| 子どもが遊べるような公園    | 515 | 46.5  |
| 散歩やジョギングができる緑道  | 591 | 53.4  |
| 安全に近づける水辺の親水空間  | 270 | 24.4  |
| ゆったりと休憩できる場所    | 517 | 46.7  |
| スポーツ・レクリエーションの場 | 222 | 20.1  |
| 生き物が生息する自然豊かな場所 | 332 | 30.0  |
| 防災に役立つオープンスペース  | 216 | 19.5  |
| その他             | 14  | 1.3   |





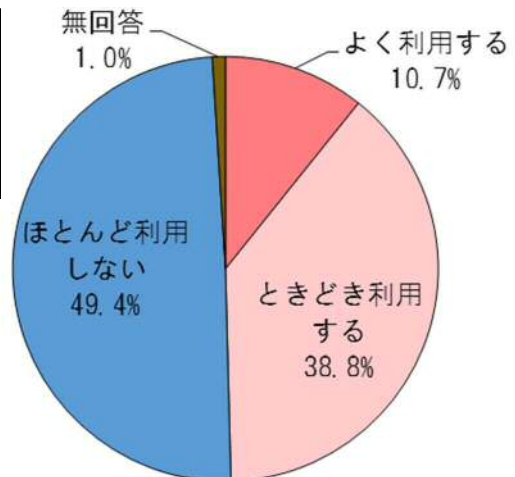
### (3) 公園施設について

|     |                                           |
|-----|-------------------------------------------|
| 問 9 | ■あなたは市内の公園を利用しますか。当てはまるものを一つ選び○印を付けてください。 |
|-----|-------------------------------------------|

#### 【結果】

○市内の公園を「ほとんど利用しない」人が49.4%となっており、約半数の市民が公園を利用していないことが分かります。一方、「よく利用する」人は10.7%となっていますが、年齢別にみると30代の約3割が「よく利用する」を回答しており、子育て世代がよく利用していると考えられます。

|           | 実数（人） | 比率（%） |
|-----------|-------|-------|
| よく利用する    | 119   | 10.7  |
| ときどき利用する  | 430   | 38.8  |
| ほとんど利用しない | 547   | 49.4  |
| 無回答       | 11    | 1.0   |
| 全体        | 1107  | 100.0 |



|      |                                                    |
|------|----------------------------------------------------|
| 問 10 | ■あなたが市内の公園を利用する主な目的は何ですか。当てはまるものを三つまで選び○印を付けてください。 |
|------|----------------------------------------------------|

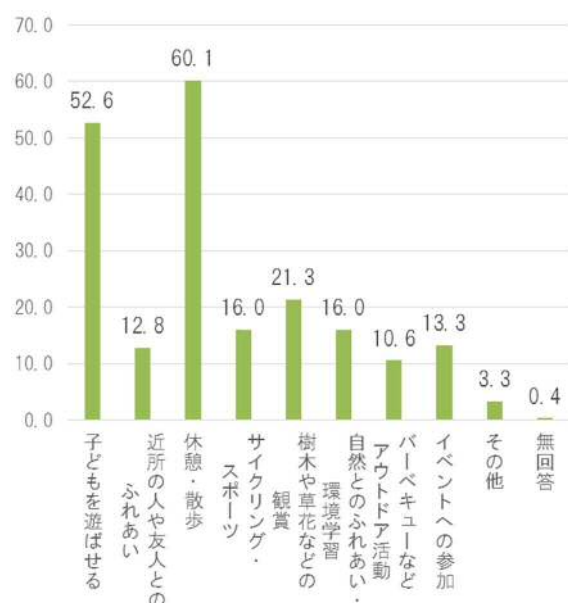
【問9で「1. 利用する」「2. ときどき利用する」と回答された方】

#### 【結果】

○市内の公園を利用する主な目的としては、「休憩・散歩」(60.1%)、「子どもを遊ばせる」(52.6%)などの日常的な利用が多い傾向にあります。

○また、世代別にみると、「子どもを遊ばせる」と回答したのは、30代～40代(80.5%)、「サイクリング・スポーツ」は10代(63.6%)、「アウトドア活動」は20代(30.2%)と世代毎で公園に対するニーズが異なることがわかります。

|                 | 回答数 | 比率（%） |
|-----------------|-----|-------|
| 子どもを遊ばせる        | 289 | 52.6  |
| 近所の人や友人とのふれあい   | 70  | 12.8  |
| 休憩・散歩           | 330 | 60.1  |
| サイクリング・スポーツ     | 88  | 16.0  |
| 樹木や草花などの観賞      | 117 | 21.3  |
| 自然とのふれあい・環境学習   | 88  | 16.0  |
| バーベキューなどアウトドア活動 | 58  | 10.6  |
| イベントへの参加        | 73  | 13.3  |
| その他             | 18  | 3.3   |
| 無回答             | 2   | 0.4   |



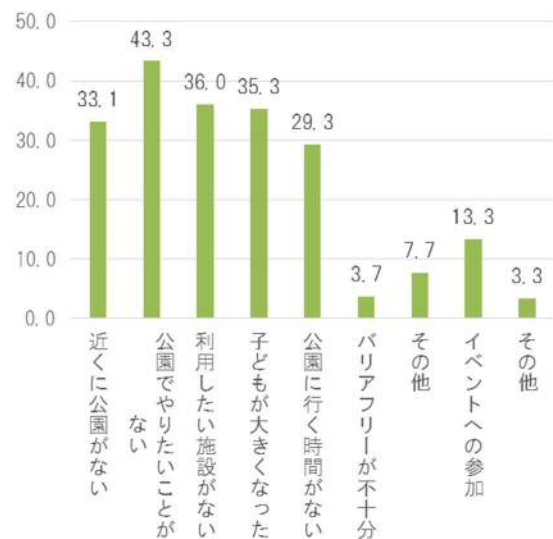
|      |                                                   |
|------|---------------------------------------------------|
| 問 11 | ■あなたが市内の公園を利用しない理由は何ですか。当てはまるものを三つまで選び○印を付けてください。 |
|------|---------------------------------------------------|

【問9で「3. ほとんど利用しない」と回答された方】

【結果】

○「公園でやりたいことがない」(43.3%)や「利用したい施設がない」(36.0%)、「子どもが大きくなった」(35.3%)など、多様なニーズに対応する公園施設が不足している傾向にあります。

|              | 回答数 | 比率(%) |
|--------------|-----|-------|
| 近くに公園がない     | 181 | 33.1  |
| 公園でやりたいことがない | 237 | 43.3  |
| 利用したい施設がない   | 197 | 36.0  |
| 子どもが大きくなった   | 193 | 35.3  |
| 公園に行く時間がない   | 160 | 29.3  |
| バリアフリーが不十分   | 20  | 3.7   |
| その他          | 42  | 7.7   |
| イベントへの参加     | 73  | 13.3  |
| その他          | 18  | 3.3   |
| 無回答          | 6   | 1.1   |



|      |                                                       |
|------|-------------------------------------------------------|
| 問 12 | ■あなたは市内にどのような公園があれば良いと思いますか。当てはまるものを三つまで選び○印を付けてください。 |
|------|-------------------------------------------------------|

【結果】

○「子どもが安心して遊べる公園」(34.9%)や「歩いて行ける公園」(34.7%)、「カフェやレストランがある公園」(32.3%)などが望まれており、近年他都市でも見られる「カフェやレストランなどがある公園」への関心が高い傾向にあります。

|                   | 回答数 | 比率(%) |
|-------------------|-----|-------|
| 歩いていける身近な公園       | 384 | 34.7  |
| 一日中過ごせるような大きな公園   | 267 | 24.1  |
| 子どもが安心して遊べる公園     | 386 | 34.9  |
| 憩い・やすらげる公園        | 316 | 28.5  |
| 散歩やジョギングができる公園    | 322 | 29.1  |
| スポーツや健康づくりができる公園  | 218 | 19.7  |
| カフェやレストランがある公園    | 358 | 32.3  |
| バーベキューができる公園      | 130 | 11.7  |
| 史跡や文化財を生かした公園     | 80  | 7.2   |
| 生き物や自然とふれあえる公園    | 196 | 17.7  |
| 避難場所となる防災機能を備えた公園 | 263 | 23.8  |
| その他               | 26  | 2.3   |
| 無回答               | 17  | 1.5   |

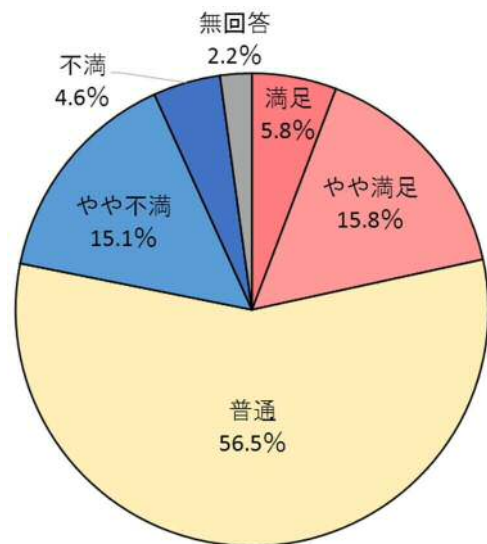


|      |                                                           |
|------|-----------------------------------------------------------|
| 問 13 | ■身近な公園や緑道の維持管理について、あなたはどのように思いますか。当てはまるものを一つ選び○印を付けてください。 |
|------|-----------------------------------------------------------|

【結果】

○「満足」が5.8%、「やや満足」が15.8%となっていることから、約2割の人が身近な公園や緑道に関する維持管理について満足している一方、「不満・やや不満」と感じている人も約2割います。

|      | 実数（人） | 比率（%） |
|------|-------|-------|
| 満足   | 64    | 5.8   |
| やや満足 | 175   | 15.8  |
| 普通   | 626   | 56.5  |
| やや不満 | 167   | 15.1  |
| 不満   | 51    | 4.6   |
| 無回答  | 24    | 2.2   |
| 全体   | 1107  | 100   |

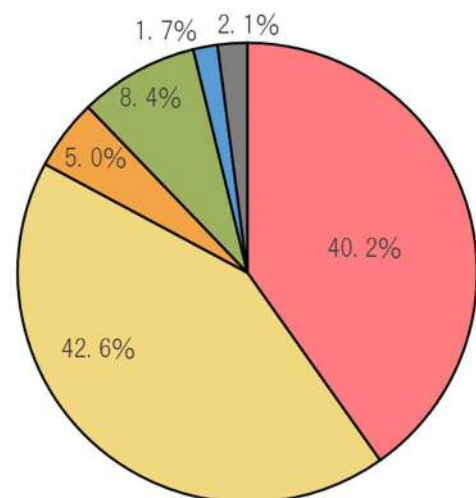


|      |                                                              |
|------|--------------------------------------------------------------|
| 問 14 | ■身近な公園や緑道の維持管理について、今後どのようにすべきだと思いますか。当てはまるものを一つ選び○印を付けてください。 |
|------|--------------------------------------------------------------|

【結果】

○今後の維持管理の方向性として、「身近な施設として、市と地区（連区）が協力して維持管理すべき」と思う人は46.2%いる一方、「誰もが利用する施設なので市が維持管理すべき」と思う人は40.2%いることから、維持管理に関する捉え方が分かれる傾向にあります。また、民間事業者やボランティア、地区が主体となった維持管理については、8.4%となっています。

|                               | 実数（人） | 比率（%） |
|-------------------------------|-------|-------|
| 誰もが利用する施設なので市が維持管理すべき         | 445   | 40.2  |
| 身近な施設として、市と地区（連区）が協力して維持管理すべき | 472   | 42.6  |
| 愛着の持てる施設として、地区が中心となって維持管理すべき  | 55    | 5.0   |
| 民間事業者やボランティアを募って維持管理してもらうべき   | 93    | 8.4   |
| その他                           | 19    | 1.7   |
| 無回答                           | 23    | 2.1   |



- 誰もが利用する施設なので市が維持管理すべき
- 身近な施設として、市と地区（連区）が協力して維持管理すべき
- 愛着の持てる施設として、地区が中心となって維持管理すべき
- 民間事業者やボランティアを募って維持管理してもらうべき
- その他
- 無回答



## (4) 一宮市の農地について

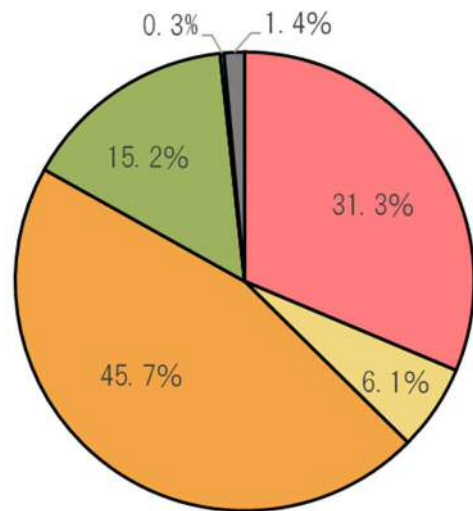
|      |                                                                                                    |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 問 15 | ■都市緑地法の改正（平成 29 年）により、農地も緑地として位置付けることになりました。一宮市の市街地内の農地について、あなたはどのように思いますか。当てはまるものを一つ選び○印を付けてください。 |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 【結果】

○農地については、「市民農園や子どもたちの農業体験などに活用できると良い」と考えている人が 45.7%と最も多く、次いで「市街地内の貴重な緑地として保全していくべき」と考えている人が 31.3%となっていることから、市街地においても農地は必要なものと捉えられています。

|                            | 実数（人） | 比率（%） |
|----------------------------|-------|-------|
| 市街地内の貴重な緑地として保全していくべき      | 347   | 31.3  |
| 市街地内に農地は無くてもよい             | 67    | 6.1   |
| 市民農園や子どもたちの農業体験などに活用できると良い | 506   | 45.7  |
| 分からない                      | 168   | 15.2  |
| その他                        | 3     | 0.3   |
| 無回答                        | 16    | 1.4   |
| 全体                         | 1107  | 100.0 |

- 市街地内の貴重な緑地として保全していくべき
- 市街地内に農地は無くてもよい
- 市民農園や子どもたちの農業体験などに活用できると良い
- 分からない
- その他
- 無回答

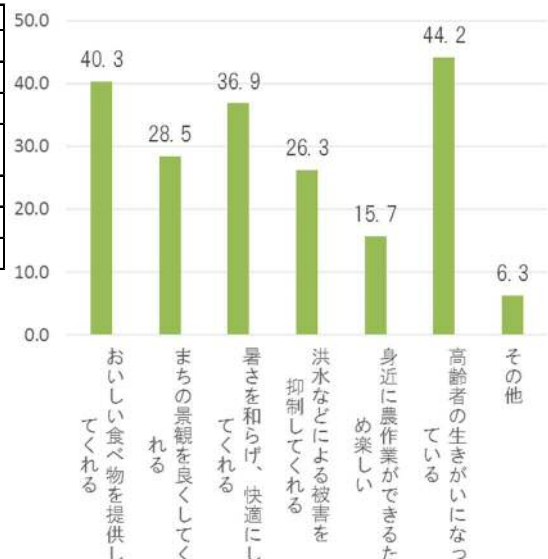


|      |                                                         |
|------|---------------------------------------------------------|
| 問 16 | ■あなたの身近にある農地について、どのように感じていますか。当てはまるものを三つまで選び○印を付けてください。 |
|------|---------------------------------------------------------|

## 【結果】

○身近にある農地については、「高齢者の生きがい」（44.2%）としての場であるとともに、「おいしい食べ物を提供してくれる」（40.3%）や「暑さを和らげ、快適にしてくれる」（36.9%）などの農地が持つ多面的機能についても理解していることがわかります。

|                   | 回答数 | 比率（%） |
|-------------------|-----|-------|
| おいしい食べ物を提供してくれる   | 446 | 40.3  |
| まちの景観を良くしてくれる     | 315 | 28.5  |
| 暑さを和らげ、快適にしてくれる   | 408 | 36.9  |
| 洪水などによる被害を抑制してくれる | 291 | 26.3  |
| 身近に農作業ができるため楽しい   | 174 | 15.7  |
| 高齢者の生きがいになっている    | 489 | 44.2  |
| その他               | 70  | 6.3   |



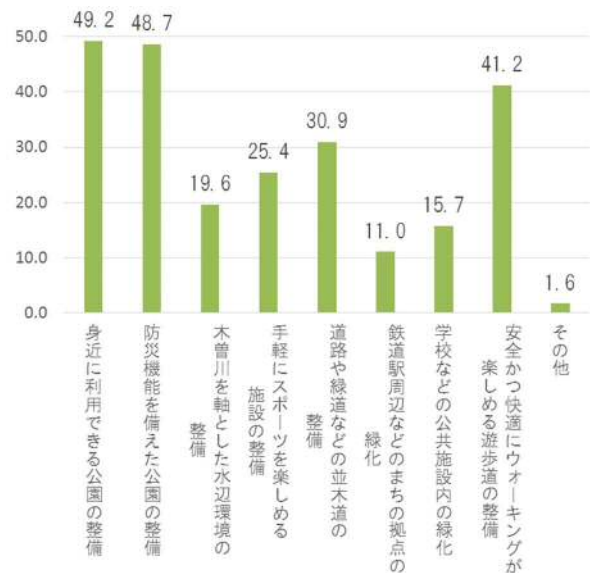
(5) 一宮市の緑に関する施策について

|      |                                                               |
|------|---------------------------------------------------------------|
| 問 17 | ■一宮市の緑について、今後どのように整備を進めていくべきだと思いますか。当てはまるものを三つまで選び○印を付けてください。 |
|------|---------------------------------------------------------------|

【結果】

○今後、一宮市が進めていくべき整備として、「身近に利用できる公園の整備」(49.2%)や「防災機能を備えた公園の整備」(48.7%)が望まれていることから、近年多発する自然災害に対する防災意識の高まりが要因だと考えられます。

|                          | 回答数 | 比率 (%) |
|--------------------------|-----|--------|
| 身近に利用できる公園の整備            | 545 | 49.2   |
| 防災機能を備えた公園の整備            | 539 | 48.7   |
| 木曽川を軸とした水辺環境の整備          | 217 | 19.6   |
| 手軽にスポーツを楽しめる施設の整備        | 281 | 25.4   |
| 道路や緑道などの並木道の整備           | 342 | 30.9   |
| 鉄道駅周辺などのまちの拠点の緑化         | 122 | 11.0   |
| 学校などの公共施設内の緑化            | 174 | 15.7   |
| 安全かつ快適にウォーキングが楽しめる遊歩道の整備 | 456 | 41.2   |
| その他                      | 18  | 1.6    |

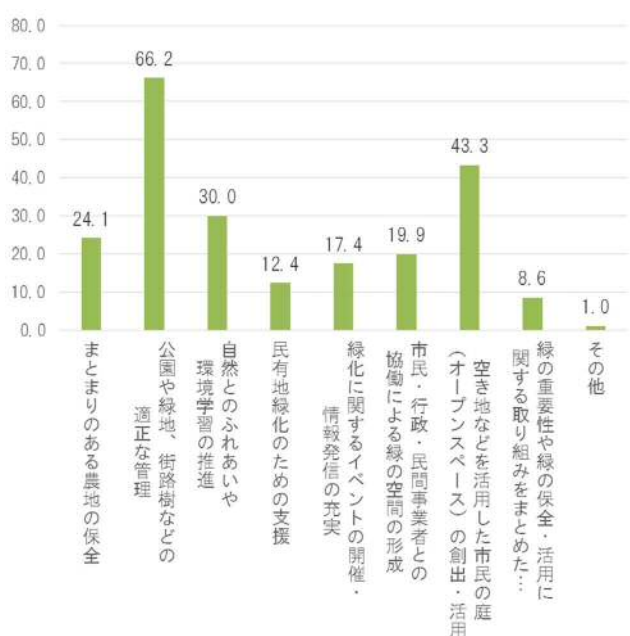


|      |                                                                 |
|------|-----------------------------------------------------------------|
| 問 18 | ■一宮市の緑について、今後どのような取り組みを進めていくべきだと思いますか。当てはまるものを三つまで選び○印を付けてください。 |
|------|-----------------------------------------------------------------|

【結果】

○今後、一宮市が進めていくべき取り組みとして、「公園や緑地、街路樹などの適正な管理」(66.2%)や「空き地などを活用した市民の庭（オープンスペース）の創出・活用」(43.3%)などが望まれており、問 17 にあった公園の整備に加えて、既存の都市の緑の適正な維持管理・活用が求められています。

|                                     | 回答数 | 比率 (%) |
|-------------------------------------|-----|--------|
| まとまりのある農地の保全                        | 267 | 24.1   |
| 公園や緑地、街路樹などの適正な管理                   | 733 | 66.2   |
| 自然とのふれあいや環境学習の推進                    | 332 | 30.0   |
| 民有地緑化のための支援                         | 137 | 12.4   |
| 緑化に関するイベントの開催・情報発信の充実               | 193 | 17.4   |
| 市民・行政・民間事業者との協働による緑の空間の形成           | 220 | 19.9   |
| 空き地などを活用した市民の庭（オープンスペース）の創出・活用      | 479 | 43.3   |
| 緑の重要性や緑の保全・活用に関する取り組みをまとめたガイドブックの発行 | 95  | 8.6    |
| その他                                 | 11  | 1.0    |



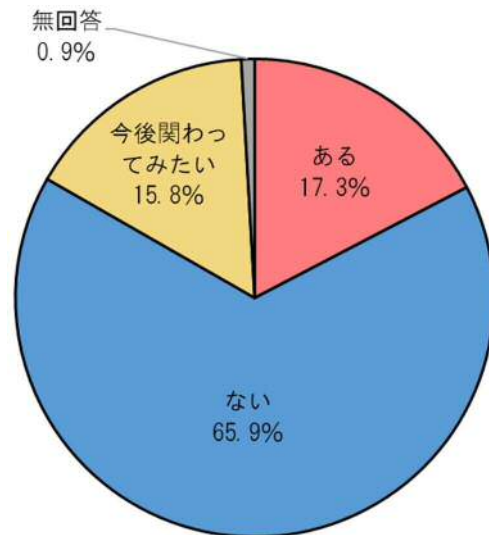
## (6) 市民の緑に対する取り組みについて

|      |                                                           |
|------|-----------------------------------------------------------|
| 問 19 | ■あなたは緑に対する取り組みについて、関わっていることはありますか。当てはまるものを一つ選び○印を付けてください。 |
|------|-----------------------------------------------------------|

## 【結果】

○これまでに緑に対する取り組みに関わったことが「ある」人は17.3%いる一方、関わったことが「ない」人は65.9%となっています。しかし、「今後関わってみたい」と考えている人は15.8%いることから、市民の緑に対する関心は一定程度あると考えられます。

|           | 実数(人) | 比率(%) |
|-----------|-------|-------|
| ある        | 192   | 17.3  |
| ない        | 730   | 65.9  |
| 今後関わってみたい | 175   | 15.8  |
| 無回答       | 10    | 0.9   |
| 全体        | 1107  | 100.0 |



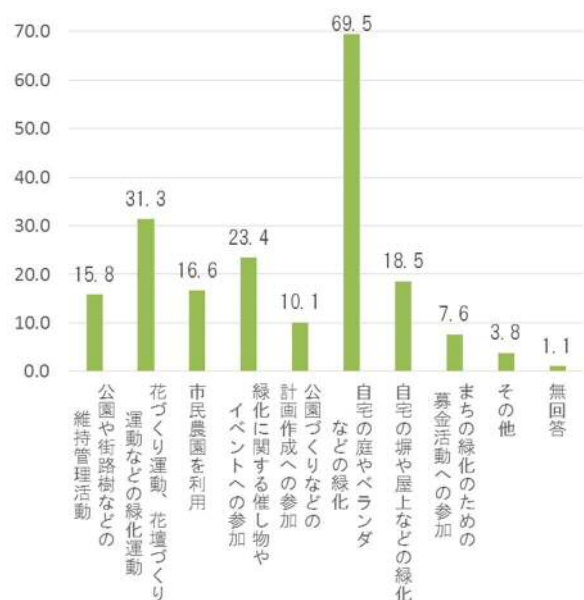
|      |                                                                        |
|------|------------------------------------------------------------------------|
| 問 20 | ■緑化に対する取り組みで、現在関わっていること、または、今後関わってみたいことをお答えください。当てはまるものすべてに○印を付けてください。 |
|------|------------------------------------------------------------------------|

【問19で「1. ある」「3. 今後関わってみたい」と回答された方】

## 【結果】

○「自宅の庭やベランダなどの緑化」が69.5%と最も高くなっており、気軽に出る緑化が高い傾向にあります。また、「花づくり運動・花壇づくり運動などの緑化運動」(31.3%)や「緑化に関する催しやイベントへの参加」(23.4%)も比較的高い傾向にあります。

|                       | 回答数 | 比率(%) |
|-----------------------|-----|-------|
| 公園や街路樹などの維持管理活動       | 58  | 15.8  |
| 花づくり運動、花壇づくり運動などの緑化運動 | 115 | 31.3  |
| 市民農園を利用               | 61  | 16.6  |
| 緑化に関する催し物やイベントへの参加    | 86  | 23.4  |
| 公園づくりなどの計画作成への参加      | 37  | 10.1  |
| 自宅の庭やベランダなどの緑化        | 255 | 69.5  |
| 自宅の塀や屋上などの緑化          | 68  | 18.5  |
| まちの緑化のための募金活動への参加     | 28  | 7.6   |
| その他                   | 14  | 3.8   |
| 無回答                   | 4   | 1.1   |





### 3-3 2024（令和6）年度 市民意識調査の概要

#### 【実施概要】

| 実施概要 |                              |
|------|------------------------------|
| 実施日  | 2024（令和6）年5月29日（水）～ 6月30日（日） |
| 実施方法 | 電子申請                         |
| 標本数  | 3,300人                       |
| 回収数  | 749人                         |
| 回収率  | 22.7%                        |

#### 【設問項目】※赤枠内が緑に関する事項

|                                     |                                                         |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| ◇『避難に対する意識』について（都市計画課）              |                                                         |
| 問1～問7                               |                                                         |
| ◇『市の緑化』について（公園緑地課）                  |                                                         |
| （1）「市の緑化に関する施策」について                 |                                                         |
| 問8                                  | 市の緑化を推進するために、今後どのような整備を進めていくと良いと思いますか。                  |
| 問9                                  | 市の緑の保全または緑化について、今後どのような取組みを進めていくと良いと思いますか。              |
| （2）「あなたの緑の保全または緑化に対する取組み」について       |                                                         |
| 問10                                 | 緑の保全または緑化に対する取組みについて、関わっていることはありますか。                    |
| 問11                                 | 緑の保全または緑化に対する取組みで、現在関わっていること、または今後関わってみたいことは何ですか。       |
| （3）「公園施設」について                       |                                                         |
| 問12                                 | あなたのお住まいの近くには、どのような公園があれば良いと思いますか。                      |
| （4）「富田山公園の再整備」について                  |                                                         |
| 問13                                 | 富田山公園では民間活力を活用した再整備を検討していますが、富田山公園にどのような施設があると良いと思いますか。 |
| ◇『公共サービスにおけるデジタル化のニーズ』について（地域DX戦略課） |                                                         |
| 問14～問20                             |                                                         |

### 3-4 2024（令和6）年度 市民意識調査の結果

市民意識調査の結果概要と集計結果を以下に示します。

#### 【市民意識調査の結果概要】

|                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>（１）「市の緑化に関する施策」について</b>                                                                                                                                         |
| <b>【緑の整備の方向性】</b><br>⇒「身近に利用できる公園の整備」や「防災機能を備えた公園の整備」、「安全・快適にウォーキングが楽しめる遊歩道の整備」など<br><b>【緑の取組みの方向性】</b><br>⇒「公園や緑地、街路樹などの適正な管理」や「空き地などを活用した市民の庭（オープンスペース）の創出・活用」など |
| <b>（２）「あなたの緑の保全または緑化に対する取組み」について</b>                                                                                                                               |
| <b>【緑に関する取組みの関心度】</b><br>⇒約８割の人が、関わっていることは「ない」と回答しています。<br><b>【現在関わっている・今後関わってみたい取組み】</b><br>⇒「自宅の庭やベランダなどの緑化」や「緑化に関する催し物やイベントへの参加」など                              |
| <b>（３）「公園施設」について</b>                                                                                                                                               |
| <b>【市民が望む公園】</b><br>⇒「子育て支援となる子どもの遊び場がある公園」や「避難場所となる防災機能を備えた公園」など                                                                                                  |
| <b>（４）「富田山公園の再整備」について</b>                                                                                                                                          |
| <b>【あると良い施設】</b><br>⇒「木曽川を眺めながら過ごせるおしゃれなカフェ」や「産直市場」、「木曽川の水辺とのふれあいの場」など                                                                                             |

【市民意識調査の集計結果（2018（平成30）年度と2024（令和6）年度の比較）】

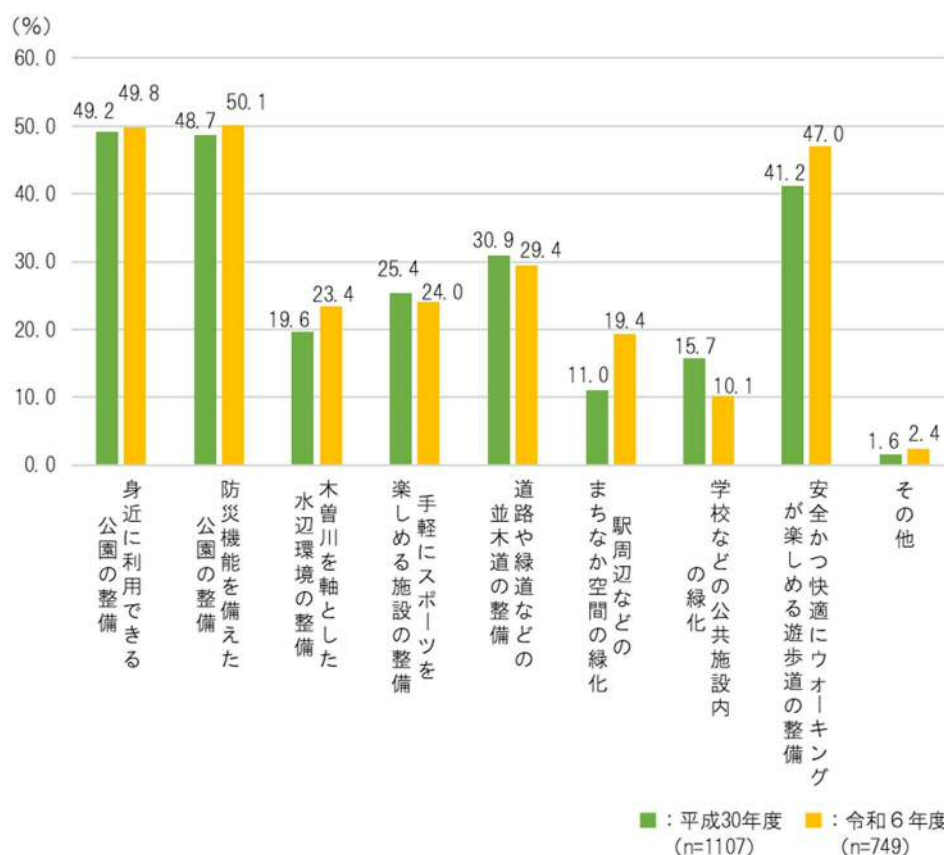
（1）「市の緑化に関する施策」について

|    |                                                 |
|----|-------------------------------------------------|
| 問8 | ■市の緑化を推進するために、今後どのような整備を進めていくと良いと思いますか。（三つまで選択） |
|----|-------------------------------------------------|

【結果】

○「身近に利用できる公園の整備」（49.8%）、「防災機能を備えた公園の整備」（50.1%）、「安全かつ快適にウォーキングが楽しめる遊歩道の整備」（47.0%）と、約半数の人が安全に利用できる身近な公園の必要性を感じています。

○2018（平成30）年度の調査結果と比較すると、「駅周辺などのまちなか空間の緑化」が約2倍（11.0%→19.4%）に増加し、拠点周辺の快適な空間整備が求められています。



|                          | 平成30年度<br>(n=1107) |            | 令和6年度<br>(n=749) |            |
|--------------------------|--------------------|------------|------------------|------------|
|                          | 回答数<br>(人)         | 回答率<br>(%) | 回答数<br>(人)       | 回答率<br>(%) |
| 身近に利用できる公園の整備            | 545                | 49.2       | 373              | 49.8       |
| 防災機能を備えた公園の整備            | 539                | 48.7       | 375              | 50.1       |
| 木曽川を軸とした水辺環境の整備          | 217                | 19.6       | 175              | 23.4       |
| 手軽にスポーツを楽しめる施設の整備        | 281                | 25.4       | 180              | 24.0       |
| 道路や緑道などの並木道の整備           | 342                | 30.9       | 220              | 29.4       |
| 駅周辺などのまちなか空間の緑化          | 122                | 11.0       | 145              | 19.4       |
| 学校などの公共施設内の緑化            | 174                | 15.7       | 76               | 10.1       |
| 安全かつ快適にウォーキングが楽しめる遊歩道の整備 | 456                | 41.2       | 352              | 47.0       |
| その他                      | 18                 | 1.6        | 18               | 2.4        |



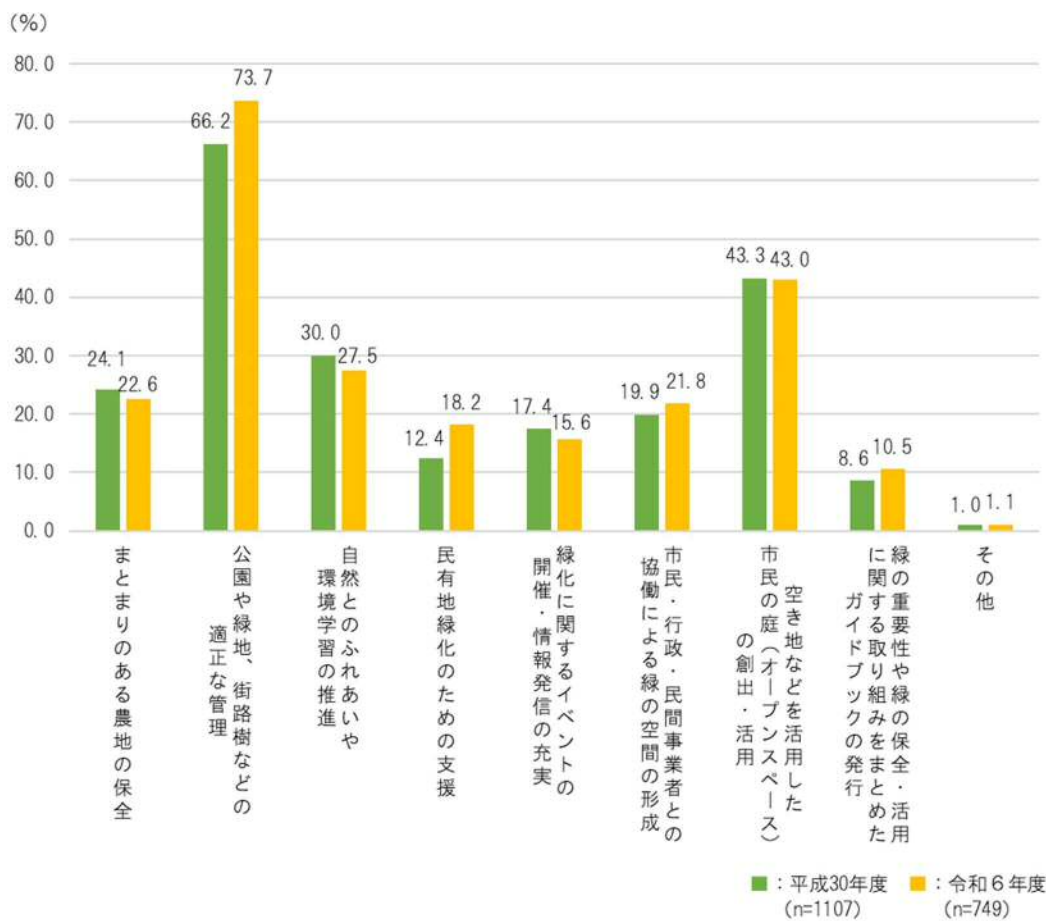
問9

■市の緑の保全または緑化について、今後どのような取組みを進めていくと良いと思いますか。（三つまで選択）

## 【結果】

○「公園や緑地、街路樹などの適正な管理」が73.7%と最も高く、次いで「空き地などを活用した市民の庭（オープンスペース）の創出・活用」が43.0%となっています。

○2018（平成30）年度の調査結果と比較すると、「公園や緑地、街路樹などの適正な管理」（66.2%→73.7%）と「民有地緑化のための支援」（12.4%→18.2%）が増加しており、公民ともに緑地の適正な維持管理等の取組みへの関心が高まっています。



|                                     | 平成30年度<br>(n=1107) |            | 令和6年度<br>(n=749) |            |
|-------------------------------------|--------------------|------------|------------------|------------|
|                                     | 回答数<br>(人)         | 回答率<br>(%) | 回答数<br>(人)       | 回答率<br>(%) |
| まとまりのある農地の保全                        | 267                | 24.1       | 169              | 22.6       |
| 公園や緑地、街路樹などの適正な管理                   | 733                | 66.2       | 552              | 73.7       |
| 自然とのふれあいや環境学習の推進                    | 332                | 30.0       | 206              | 27.5       |
| 民有地緑化のための支援                         | 137                | 12.4       | 136              | 18.2       |
| 緑化に関するイベントの開催・情報発信の充実               | 193                | 17.4       | 117              | 15.6       |
| 市民・行政・民間事業者との協働による緑の空間の形成           | 220                | 19.9       | 163              | 21.8       |
| 空き地などを活用した市民の庭（オープンスペース）の創出・活用      | 479                | 43.3       | 322              | 43.0       |
| 緑の重要性や緑の保全・活用に関する取り組みをまとめたガイドブックの発行 | 95                 | 8.6        | 79               | 10.5       |
| その他                                 | 11                 | 1.0        | 8                | 1.1        |

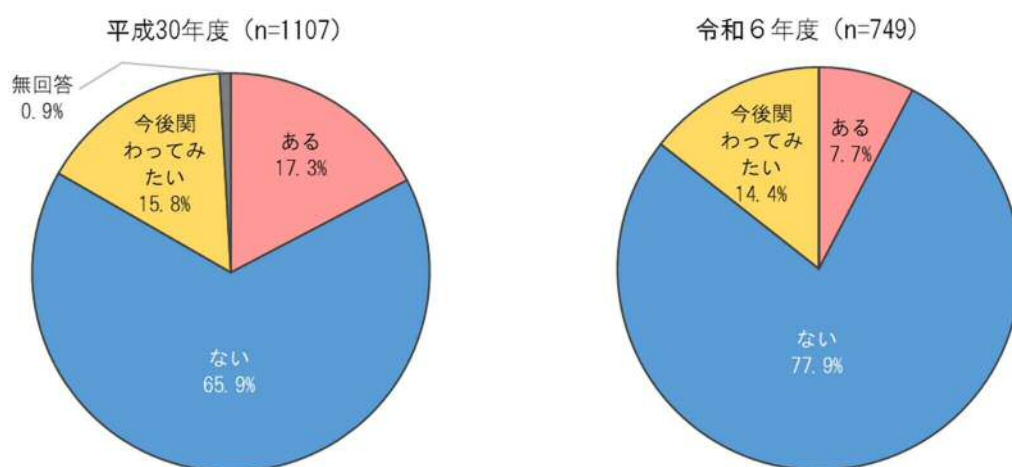
(2)「あなたの緑の保全または緑化に対する取組み」について

|      |                                       |
|------|---------------------------------------|
| 問 10 | ■緑の保全または緑化に対する取組みについて、関わっていることはありますか。 |
|------|---------------------------------------|

【結果】

○取組みに関わっていることが「ある」の回答が7.7%であったのに対して、「ない」の回答は77.9%と高い結果となりました。

○2018(平成30)年度の調査結果と比較すると、「ない」が大幅に増加(65.9%→77.9%)しています。



|           | 平成30年度<br>(n=1107) |            | 令和6年度<br>(n=749) |            |
|-----------|--------------------|------------|------------------|------------|
|           | 回答数<br>(人)         | 回答率<br>(%) | 回答数<br>(人)       | 回答率<br>(%) |
| ある        | 192                | 17.3       | 58               | 7.7        |
| ない        | 730                | 65.9       | 584              | 77.9       |
| 今後関わってみたい | 175                | 15.8       | 108              | 14.4       |
| 無回答       | 10                 | 0.9        | 0                |            |

※2018（平成30）年度のアンケートから、設問文の表現を一部変更しています。

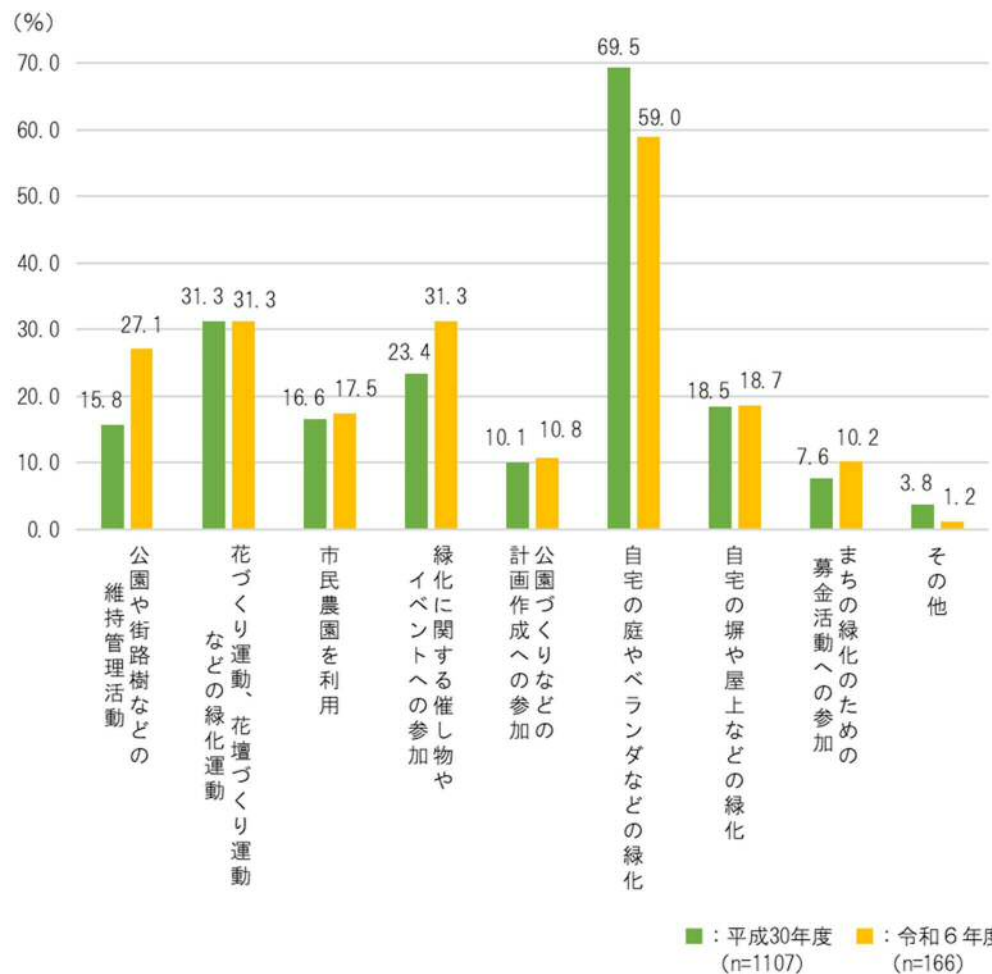
2018(平成30)年度： あなたは緑に対する取組みについて、関わっていることはありますか。

2024(令和6)年度： 緑の保全または緑化に対する取組みについて、関わっていることはありますか。

|      |                                                           |
|------|-----------------------------------------------------------|
| 問 11 | ■緑の保全または緑化に対する取組みで、現在関わっていること、または今後関わってみたいことは何ですか。（複数選択可） |
|------|-----------------------------------------------------------|

## 【結果】

- 「自宅の庭やベランダなどの緑化」は59.0%と半数以上の方が回答していますが、2018（平成30）年度の調査より減少傾向（69.5%→59.0%）にあります。
- 2018（平成30）年度の調査結果と比較すると、「公園や街路樹などの維持管理活動」（15.8%→27.1%）と「緑化に関する催し物やイベントへの参加」（23.4%→31.3%）が増加しています。



|                       | 平成30年度<br>(n=367) |            | 令和6年度<br>(n=166) |            |
|-----------------------|-------------------|------------|------------------|------------|
|                       | 回答数<br>(人)        | 回答率<br>(%) | 回答数<br>(人)       | 回答率<br>(%) |
| 公園や街路樹などの維持管理活動       | 58                | 15.8       | 45               | 27.1       |
| 花づくり運動、花壇づくり運動などの緑化運動 | 115               | 31.3       | 52               | 31.3       |
| 市民農園を利用               | 61                | 16.6       | 29               | 17.5       |
| 緑化に関する催し物やイベントへの参加    | 86                | 23.4       | 52               | 31.3       |
| 公園づくりなどの計画作成への参加      | 37                | 10.1       | 18               | 10.8       |
| 自宅の庭やベランダなどの緑化        | 255               | 69.5       | 98               | 59.0       |
| 自宅の塀や屋上などの緑化          | 68                | 18.5       | 31               | 18.7       |
| まちの緑化のための募金活動への参加     | 28                | 7.6        | 17               | 10.2       |
| その他                   | 14                | 3.8        | 2                | 1.2        |



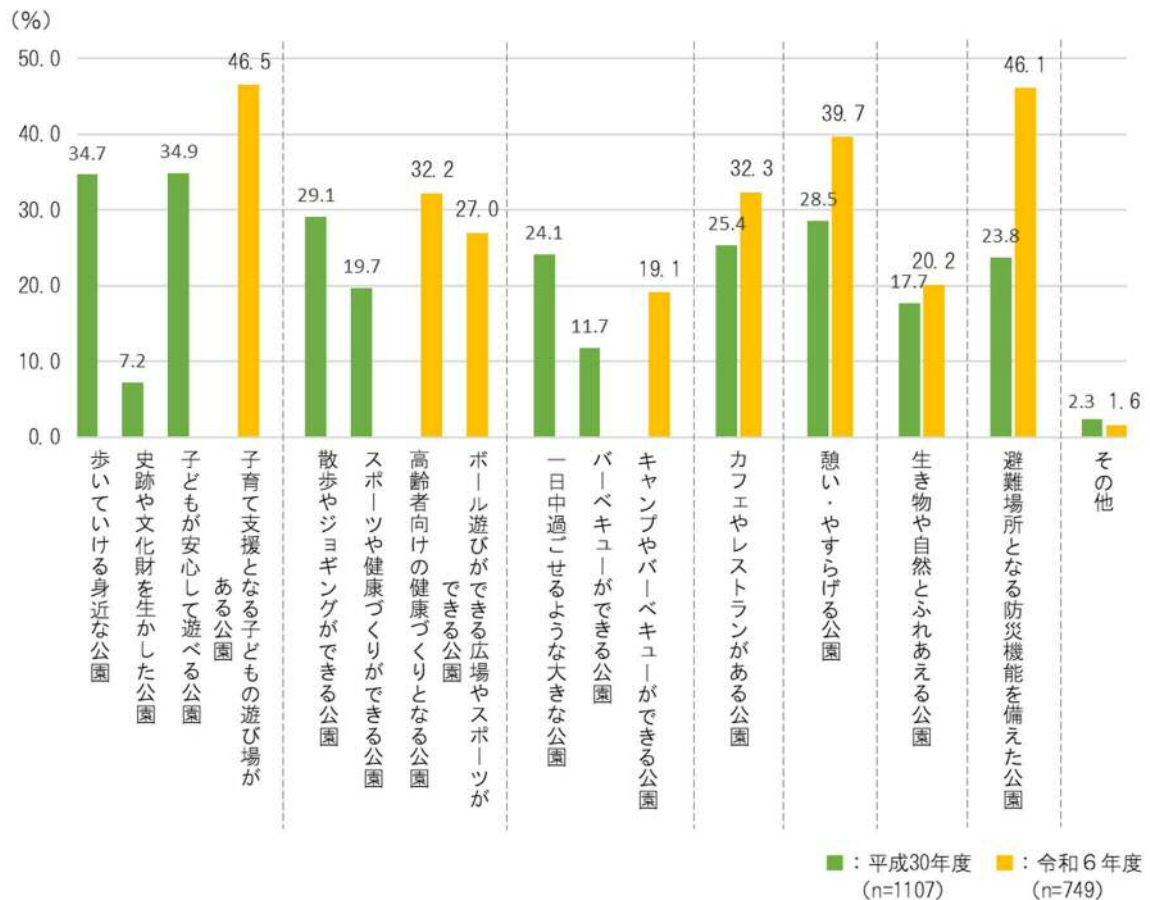
### (3)「公園施設」について

|      |                                             |
|------|---------------------------------------------|
| 問 12 | ■あなたのお住まいの近くには、どのような公園があれば良いと思いますか。(三つまで選択) |
|------|---------------------------------------------|

#### 【結果】

○「子育て支援となる子どもの遊び場がある公園」が46.5%、「避難場所となる防災機能を備えた公園」が46.1%と半数に近く、子育てや防災に活かせる公園が求められています。

○2018（平成30）年度の調査結果と比較すると、特に「避難場所となる防災機能を備えた公園」が約2倍（23.8%→46.1%）に増加しており、近年の防災意識の高まりが見られます。



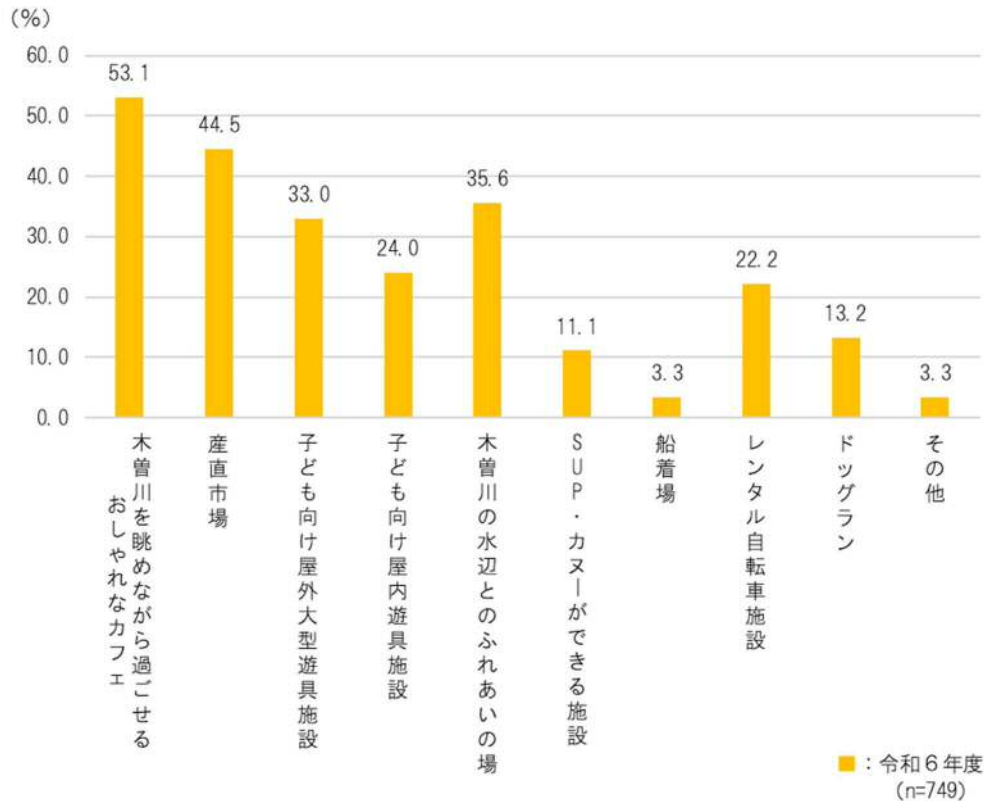
|                        | 平成30年度<br>(n=1107) |            | 令和6年度<br>(n=749) |            |
|------------------------|--------------------|------------|------------------|------------|
|                        | 回答数<br>(人)         | 回答率<br>(%) | 回答数<br>(人)       | 回答率<br>(%) |
| 歩いていける身近な公園            | 384                | 34.7       | -                | -          |
| 史跡や文化財を生かした公園          | 80                 | 7.2        | -                | -          |
| 子どもが安心して遊べる公園          | 386                | 34.9       | -                | -          |
| 子育て支援となる子どもの遊び場がある公園   | -                  | -          | 348              | 46.5       |
| 散歩やジョギングができる公園         | 322                | 29.1       | -                | -          |
| スポーツや健康づくりができる公園       | 218                | 19.7       | -                | -          |
| 高齢者向けの健康づくりとなる公園       | -                  | -          | 241              | 32.2       |
| ボール遊びができる広場やスポーツができる公園 | -                  | -          | 202              | 27.0       |
| 一日中過ごせるような大きな公園        | 267                | 24.1       | -                | -          |
| バーベキューができる公園           | 130                | 11.7       | -                | -          |
| キャンプやバーベキューができる公園      | -                  | -          | 143              | 19.1       |
| カフェやレストランがある公園         | 190                | 25.4       | 358              | 32.3       |
| 憩い・やすらげる公園             | 316                | 28.5       | 297              | 39.7       |
| 生き物や自然とふれあえる公園         | 196                | 17.7       | 151              | 20.2       |
| 避難場所となる防災機能を備えた公園      | 263                | 23.8       | 345              | 46.1       |
| その他                    | 26                 | 2.3        | 12               | 1.6        |

## (4)「富田山公園の再整備」について

|      |                                                                  |
|------|------------------------------------------------------------------|
| 問 13 | ■富田山公園では民間活力を活用した再整備を検討していますが、富田山公園にどのような施設があると良いと思いますか。(三つまで選択) |
|------|------------------------------------------------------------------|

## 【結果】

○「木曽川を眺めながら過ごせるおしゃれなカフェ」が 53.1%と最も高く、次いで「産直市場」が 44.5%、「木曽川の水辺とのふれあいの場」が 35.6%となっており、木曽川等の地域資源を活用した施設が求められています。



|                       | 令和6年度<br>(n=749) |            |
|-----------------------|------------------|------------|
|                       | 回答数<br>(人)       | 回答率<br>(%) |
| 木曽川を眺めながら過ごせるおしゃれなカフェ | 398              | 53.1       |
| 産直市場                  | 333              | 44.5       |
| 子ども向け屋外大型遊具施設         | 247              | 33.0       |
| 子ども向け屋内遊具施設           | 180              | 24.0       |
| 木曽川の水辺とのふれあいの場        | 267              | 35.6       |
| SUP・カヌーができる施設         | 83               | 11.1       |
| 船着場                   | 25               | 3.3        |
| レンタル自転車施設             | 166              | 22.2       |
| ドッグラン                 | 99               | 13.2       |
| その他                   | 25               | 3.3        |

## 4 前計画の達成状況

前計画の策定から約10年が経過したことから、一宮市がこれまで取り組んできた緑のまちづくりがどの程度進んでいるか把握するため、前計画の目標及び施策の達成状況を整理し、以下に示します。

### 4-1 緑地の確保目標の達成状況

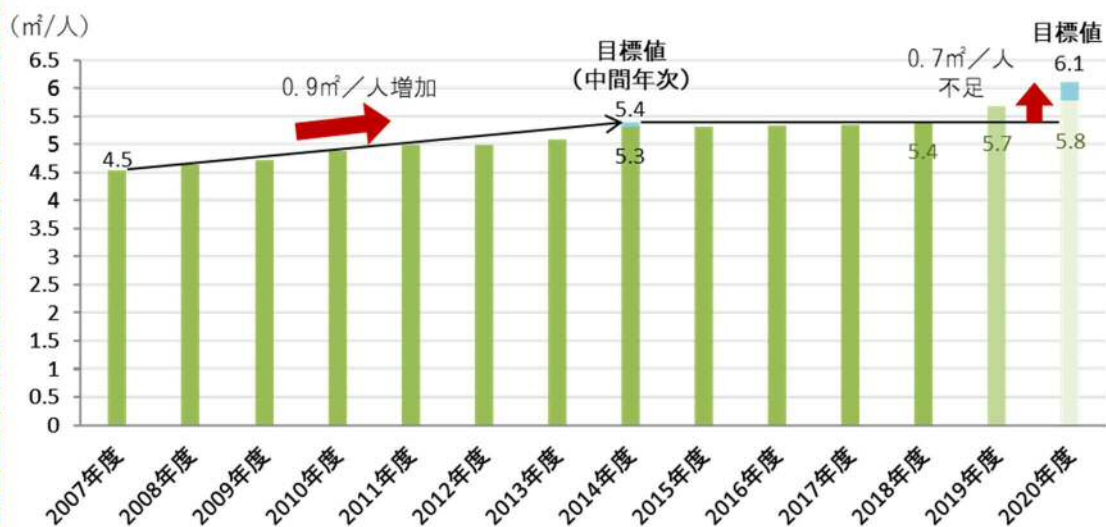
| 緑地の確保目標① 市民一人当たりの都市公園面積 <span style="float: right;">【未達成】</span>                                                                                                          |                       |                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 【基準値】<br>2007（平成19）年度                                                                                                                                                     | 【現状値】<br>2018（平成30）年度 | 【目標値】<br>2020（令和2）年度  |
| 4.5 m <sup>2</sup> /人                                                                                                                                                     | 5.4 m <sup>2</sup> /人 | 6.1 m <sup>2</sup> /人 |
| <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span>└─ 0.9 m<sup>2</sup>/人増加 ─┐</span> <span>└─ 0.7 m<sup>2</sup>/人不足 ─┐</span> </div> |                       |                       |

#### 【達成状況】

- 前計画が策定された2007（平成19）年度から、都市公園は18箇所、34.58ha増加しており、市民一人当たりの都市公園面積は4.5 m<sup>2</sup>/人から5.4 m<sup>2</sup>/人と0.9 m<sup>2</sup>/人増加しました。
- しかしながら、現時点では目標値である6.1 m<sup>2</sup>/人から0.7 m<sup>2</sup>/人不足しており、目標値には至っていない状況です。
- また、計画の最終年度となる2020（令和2）年度の市民一人当たりの都市公園面積を推計した結果、5.8 m<sup>2</sup>/人となることから、2020（令和2）年度においても前計画の目標値を達成することができない状況です。

表 市民一人当たりの都市公園面積

| 都市公園                          | 2007年度 | 2018年度 |
|-------------------------------|--------|--------|
| 整備箇所                          | 121    | 139    |
| 整備面積(ha)                      | 173.63 | 208.21 |
| 市民一人当たりの面積(m <sup>2</sup> /人) | 4.5    | 5.4    |





| <b>緑地の確保目標②</b> 市民一人当たりの都市公園等面積<br>(都市公園及び都市公園に準ずる施設) <span style="float: right;">【未達成】</span>                                                                        |                       |                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 【基準値】<br>2007（平成19）年度                                                                                                                                                 | 【現状値】<br>2018（平成30）年度 | 【目標値】<br>2020（令和2）年度  |
| 4.9 m <sup>2</sup> /人                                                                                                                                                 | 6.0 m <sup>2</sup> /人 | 6.5 m <sup>2</sup> /人 |
| <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span>↳ 1.1 m<sup>2</sup>/人増加 ↗</span> <span>↳ 0.5 m<sup>2</sup>/人不足 ↗</span> </div> |                       |                       |

## 【達成状況】

- 前計画が策定された2007（平成19）年度から、都市公園等は20箇所、41.33ha増加しており、市民一人当たりの都市公園等面積は4.9 m<sup>2</sup>/人から6.0 m<sup>2</sup>/人と1.1 m<sup>2</sup>/人増加しました。
- しかしながら、現時点では目標値である6.5 m<sup>2</sup>/人から0.5 m<sup>2</sup>/人不足しており、目標値には至っていない状況です。

表 市民一人当たりの都市公園等面積

| 都市公園等                         | 2007年度 | 2018年度 |
|-------------------------------|--------|--------|
| 整備箇所                          | 147    | 167    |
| 整備面積(ha)                      | 188.51 | 229.84 |
| 市民一人当たりの面積(m <sup>2</sup> /人) | 4.9    | 6.0    |

| <b>緑地の確保目標③</b> 市民一人当たりの都市公園等及び公共施設緑地面積 <span style="float: right;">【未達成】</span>                                                                                      |                       |                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 【基準値】<br>2007（平成19）年度                                                                                                                                                 | 【現状値】<br>2018（平成30）年度 | 【目標値】<br>2020（令和2）年度  |
| 8.1 m <sup>2</sup> /人                                                                                                                                                 | 9.0 m <sup>2</sup> /人 | 9.8 m <sup>2</sup> /人 |
| <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span>↳ 0.9 m<sup>2</sup>/人増加 ↗</span> <span>↳ 0.8 m<sup>2</sup>/人不足 ↗</span> </div> |                       |                       |

## 【達成状況】

- 前計画が策定された2007（平成19）年度から、都市公園等及び公共施設緑地は64箇所、36.07ha増加しており、市民一人当たりの都市公園等及び公共施設緑地面積は8.1 m<sup>2</sup>/人から9.0 m<sup>2</sup>/人と0.9 m<sup>2</sup>/人増加しました。
- しかしながら、現時点では目標値である9.8 m<sup>2</sup>/人から0.8 m<sup>2</sup>/人不足しており、目標値には至っていない状況です。

表 市民一人当たりの都市公園等及び公共施設緑地面積

| 都市公園等及び公共施設緑地                 | 2007年度 | 2018年度 |
|-------------------------------|--------|--------|
| 整備箇所                          | 569    | 633    |
| 整備面積(ha)                      | 308.94 | 345.01 |
| 市民一人当たりの面積(m <sup>2</sup> /人) | 8.1    | 9.0    |

**緑地の  
確保目標④**

市街化区域における緑地の割合

【未達成】

| 【基準値】<br>2007（平成 19）年度 | 【現状値】<br>2018（平成 30）年度 | 【目標値】<br>2020（令和 2）年度 |
|------------------------|------------------------|-----------------------|
| 7.9%                   | 7.0%                   | 7.0%                  |

↘ 0.9%減少 ↗
↘ 0.8%不足 ↗

【達成状況】

- 一宮市における「緑地」とは、大野極楽寺公園や富田山公園などの「都市公園」、また、奥村井筋緑道などの「都市公園に準ずる施設」、学校の運動場やちびっ子広場などの「公共施設緑地」、真清田神社や妙興寺の社寺林などの「民間施設緑地」となります。
- 一宮市の市街化区域における緑地面積は、2007（平成 19）年度時点では、300.62ha だったのに対し、2018（平成 30）年度時点では 265.73ha と約 35ha 減少しており、緑地率も 7.9%から 7.0%に減少しました。
- 2020（令和 2）年度の目標値よりも、0.8%緑地が不足していることから、現時点では目標値には至っていない状況です。

表 市街化区域における  
緑地の割合

|             | 2007年度<br>(H19年度) | 2018年度<br>(H30年度) |
|-------------|-------------------|-------------------|
| 都市公園等       | 65.93             | 67.33             |
| 公共施設緑地      | 39.64             | 43.03             |
| 民間施設緑地      | 29.35             | 27.77             |
| 地域制緑地       | 165.70            | 127.60            |
| 緑地合計(ha)    | 300.62            | 265.73            |
| 市街化区域面積(ha) | 3,802.00          | 3,802.00          |
| 緑地率(%)      | 7.9%              | 7.0%              |



緑地の  
確保目標⑤

都市計画区域※における緑地の割合

【未達成】

| 【基準値】<br>2007（平成19）年度 | 【現状値】<br>2018（平成30）年度 | 【目標値】<br>2020（令和2）年度 |
|-----------------------|-----------------------|----------------------|
| 26.2%                 | 24.0%                 | 24.2%                |

↳ 2.2%減少 ↗
↳ 0.2%不足 ↗

## 【達成状況】

- 一宮市の都市計画区域における緑地面積は、2007（平成19）年度時点では、2,979.22haだったのに対し、2018（平成30）年度時点では2,734.84haと約244ha減少しており、緑地率も26.2%から24.0%に減少しました。
- 都市計画区域における緑地率は、2020（令和2）年度の目標値よりも、0.2%不足していることから、現時点では目標値に至っていない状況です。

表 都市計画区域における緑地の割合

|              | 2007年度<br>(H19年度) | 2018年度<br>(H30年度) |
|--------------|-------------------|-------------------|
| 都市公園等        | 188.51            | 229.84            |
| 公共施設緑地       | 120.43            | 115.17            |
| 民間施設緑地       | 65.79             | 37.44             |
| 地域制緑地        | 2,604.49          | 2,352.39          |
| 緑地合計         | 2,979.22          | 2,734.84          |
| 都市計画区域面積(ha) | 11,391            | 11,382            |
| 緑地率(%)       | 26.2%             | 24.0%             |





## 4-2 緑に関する施策の達成状況

前計画に掲げられた緑に関する施策について、現時点での達成状況を把握するため、前計画の6つの基本方針である「緑地の保全・活用」、「緑地の整備・改善」、「緑化」、「緑の質の向上」、「水と緑のネットワーク」、「市民との協働」に沿って、2018（平成30）年度時点での達成状況を整理します。

表 前計画の施策の達成状況（2018（平成30）年度）

【○：実施・計画中、△：未着手、×：事業中止、済：実施済み】

| 【基本方針】                          |                                                                                                                           |    |
|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 個別施策                            | 達成状況                                                                                                                      | 評価 |
| 【緑地の保全・活用】                      |                                                                                                                           |    |
| ①木曽川の水辺空間とそれに沿った歴史性を残す町並みの一体的保全 | ・一宮市の水と緑の軸である木曽川、青木川の保全、社寺林や地域の緑の保全については、公園整備事業などの他事業を優先的に推進していることから、未着手となっています。                                          | △  |
| ②市街化調整区域内の優良な農用地の保全             | ・「農用地利用計画」に基づき、保全すべき農地は農業振興地域内の農用地区域に指定しています。                                                                             | ○  |
| ③市街化区域内生産緑地の緑としての継続的保全          | ・生産緑地法の改正に伴い、2018年9月に条例を制定し、生産緑地の指定面積を300㎡以上に緩和したことで、保全に努めています。（要継続）                                                      | ○  |
| ④社寺林や屋敷林など身近な緑地資源の保全活用          | ・社寺林や屋敷林などの特徴的な身近な緑については、市の指定文化財に指定し、維持管理を行いながら保全に努めています。（要継続）                                                            | ○  |
| ⑤島畑の歴史文化的景観の保全活用                | ・博物館にて島畑のジオラマを展示し、小学生等の文化学習に活用しています。（要継続）                                                                                 | ○  |
| 【緑地の整備・改善】                      |                                                                                                                           |    |
| ①都市公園やポケットパークなどの充実              | ・稲荷公園再整備事業により、にぎわい拠点や一時避難所としての再整備を実施しました。                                                                                 | 済  |
|                                 | ・以下の4事業について、実施・計画を進めています。<br>1) 一の宮井筋緑道整備事業<br>2) 木曽川河川敷公園整備事業<br>3) 光明寺公園及び大野極楽寺公園のサイクリングロード整備事業<br>4) 富田山公園における民間活力導入検討 | ○  |
|                                 | ・市街地内の農地、樹林地の活用については、民有地であり、所有者との協議が必要となるため、未着手の状況となっています。                                                                | △  |

| 【基本方針】                     |                                                                    |    |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------|----|
| 個別施策                       | 達成状況                                                               | 評価 |
| 【緑地の整備・改善】                 |                                                                    |    |
| ②既存の公園や緑地の改修               | ・稲荷公園再整備事業により、地域ニーズに合わせた公園施設の更新を実施しました。                            | 済  |
|                            | ・公園施設安全安心事業により、各種公園施設のバリアフリー化を実施しています。<br>(要継続)                    | ○  |
| ③道路整備に合わせた緑被地の整備           | ・街路樹維持管理事業や美しい並木道再生事業により、街路樹の維持管理を推進し、快適な歩行空間を創出しています。<br>(要継続)    | ○  |
|                            | ・新設道路における高木道路植栽については、有効歩道幅員を考慮して、植栽可能な路線については、中低木に切り替えて植栽を実施しています。 | ○  |
| ④河川や幹線水路などの水辺や沿道を活用した緑道の整備 | ・青木川河川敷公園整備事業により、水路沿川を一体的に活用できるような散策路の整備を実施しています。(要継続)             | ○  |
| ⑤河川や水路の緑地環境の改善             | ・柄江緑地公園整備事業により、多様な生き物の生息地となる河川や水辺などの緑地環境の保全を進めています。                | ○  |
| 【緑化】                       |                                                                    |    |
| ①道路や公共交通空間の緑化推進            | ・「花いっぱい運動」を実施し、沿道の花飾りを推進しています。(要継続)                                | ○  |
| ②宅地内（公共公益施設）の緑化推進          | ・壁面緑化や屋上緑化などの推進により、公共施設の積極的な緑化を推進しています。                            | ○  |
|                            | ・一宮庁舎や尾西庁舎周辺、木曽川駅周辺の緑化地域指定の検討に関して、未検討の状況となっています。                   | △  |
| ③宅地内（民有地）の緑化推進             | ・花壇コンクール（2017年度完了）を実施し、緑化に関する市民の意識を高め、緑化を推進しました。                   | 済  |
|                            | ・民有地緑化助成制度の活用や花苗配布を実施し、緑化の推進を行っています。                               | ○  |
|                            | ・緑化協定地区の指定検討については、未着手の状況となっています。                                   | △  |
| 【緑の質の向上】                   |                                                                    |    |
| ①豊かな生物多様性のみられる樹林の創出        | ・生物多様性の確保につながる樹林については、博物館などの関係機関と連携を図りながら保全に取り組んでいます。(要継続)         | ○  |
| ②歴史性及び文化性を持つ緑の保全及び改善       | ・歴史性及び文化性を持つ緑を計画的に保全・改善するため、景観計画と整合した緑の保全・改善に取り組んでいます。             | ○  |

| 【基本方針】                                                   |                                                                                                                                             |    |
|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 個別施策                                                     | 達成状況                                                                                                                                        | 評価 |
| 【緑の質の向上】                                                 |                                                                                                                                             |    |
| ③まとまりのある樹林地の質の向上                                         | ・社寺林やまとまりのある樹林地の市民緑地指定に関しては、民有地であり所有者との協議が必要となることから、未着手の状況となっています。（要継続）                                                                     | △  |
| 【水と緑のネットワーク】                                             |                                                                                                                                             |    |
| ①生物の多様性を支えるネットワークの整備                                     | ・青木川河川敷公園や鞆江緑地公園の整備事業により、水と緑の環境軸の形成・活用、既存緑地と河川のネットワークの保全を行い、生物多様性を念頭に置いた水辺環境の整備を推進しています。（要継続）                                               | ○  |
| ②広域的な交流ネットワークの整備                                         | ・広域的ネットワークの整備として、木曽川河川敷公園整備事業によるサイクリングロード整備を実施しています。（要継続）                                                                                   | ○  |
| ③市民の生活を支えるネットワークの整備                                      | ・社寺林や文化財などを結ぶ遊歩道整備として、安心歩行エリア整備事業などを想定していますが、現段階では未着手となっています。（要継続）                                                                          | △  |
| 【市民との協働】                                                 |                                                                                                                                             |    |
| ①「市民緑地」「市民農園」制度などによる平地林、農用地の保全・維持管理やレクリエーション、環境学習面での活用   | ・花壇コンクールに表彰制度を設けることにより、市民の緑や花に関する意識の向上を図りました。                                                                                               | 済  |
|                                                          | ・「花いっぱい運動」や「市民参加の森づくり」などの事業により、市民に親しまれる緑地空間を創出しています。（要継続）                                                                                   | ○  |
|                                                          | ・市民緑地制度の活用について、保全や活用に取り組むべき農地や平地林は民有地であり、所有者との協議・調整が必要となることから未着手となっています。                                                                    | △  |
|                                                          | ・市民農園制度の活用について、所管課及び関係機関との協議・調整により、事業の継続は行わないと確認しました。                                                                                       | ×  |
| ②身近な公園などの維持・管理への参加（公園愛護団体等）、水辺環境の美化活動などの支援               | ・アダプトプログラム制度を継続的に実施したことで、10年間で69団体から187団体に増加し、多くの市民や民間事業者等が環境美化活動に取り組むことができています。（要継続）<br>・市民や各種団体との協働により、各種緑化イベントを企画し、「緑化フェア」を実施しています。（要継続） | ○  |
| ③身近な水と緑と歴史の資源や建築景観資源などの掘り起し（社寺マップづくり、ウォーキング、ふるさと勉強会等）の支援 | ・身近な自然環境や地域資源への関心の向上に向け、「緑のカーテン事業」や「環境学習講座」、「子ども環境イベント」などの企画を毎年実施しています。（要継続）<br>・木曽川沿川の景勝地や史跡などの地域資源に関するウォーキングマップを作成し、情報発信に努めています。          | ○  |



## 4-3 法制度の活用による緑地の保全及び緑化の推進の進捗状況

前計画では、計画の実現に向けて、市民や民間事業者等との協働に加え、関連する法制度の活用による緑地の保全の方向性を定めていることから、2018（平成30）年度時点のこれらの進捗状況を整理します。

表 法制度の活用による緑地の保全及び緑化の推進の進捗状況

【○：実施・計画中、△：未着手、済：実施済み】

| 【法制度の活用による緑地の保全及び緑化の推進】                                          |                                                                                                                                                          |    |
|------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 候補地及び保全・推進の方向性                                                   | 進捗状況                                                                                                                                                     | 評価 |
| 【特別緑地保全地区の指定による緑地の保全】                                            |                                                                                                                                                          |    |
| 真清田神社、妙興寺<br>小塞神社、靱江神社 など                                        | ○市街化区域にまとまった緑地が少ない一宮市においては、真清田神社や妙興寺などにある社寺林が景観面、防災面で重要な機能を有していることから、「特別緑地保全地区」の指定を検討することとしていましたが、民有緑地であるため土地所有者等との協議調整が必要になるため、地区指定まで至っていません。           | △  |
| 【緑地保全地域の指定による緑地の保全】                                              |                                                                                                                                                          |    |
| 木曽川、青木川、日光川 など                                                   | ○一宮市の水と緑の軸である木曽川や青木川、日光川などには、河川周辺にまとまった緑が点在しており、市民のにぎわい空間や生き物の生息空間として保全する必要があることから、「緑地保全地域」の指定を検討していましたが、愛知県をはじめとする関係機関との協議・調整に時間を要することから、地域指定まで至っていません。 | △  |
| 【保全配慮地区（保全検討地区も含む）による緑地の保全】（要継続）                                 |                                                                                                                                                          |    |
| 西成・千秋町、尾西南部、萩原町<br>大和町、奥町、木曽川町の<br>まとまりのある農用地 など<br>（市街化調整区域の農地） | ○一宮市の特徴である市街地を取り囲む農用地は、農産物生産の場だけではなく、多様な機能を有していることから、緑の保全や活用施策を総合的に取組めるよう、「保全配慮地区」の指定を検討していましたが、前計画時点では、「保全検討地区」の指定のみに留まっており、保全配慮地区の指定までは至っていません。        | △  |
| 【緑化地域の指定による緑地の保全】                                                |                                                                                                                                                          |    |
| 市街化区域、本庁地区、<br>尾西庁舎周辺、奥町、木曽川駅周辺                                  | ○市街地の緑が不足している一宮市において、今後更なる都市的土地利用への転換が進むことを踏まえ、敷地内緑化や屋上緑化などの緑化を推進するため、「緑化地域」の指定を検討していましたが、緑化地域の区域設定及び面積要件などに関する関係機関との協議・調整が必要となることから、地域指定まで至っていません。      | △  |

| 【法制度の活用による緑地の保全及び緑化の推進】                                                                                                          |                                                                                                                            |    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 候補地等                                                                                                                             | 進捗状況                                                                                                                       | 評価 |
| 【景観計画区域・景観地区による緑地の保全及び緑化の推進】                                                                                                     |                                                                                                                            |    |
| 市域全域                                                                                                                             | ○一宮市内には市街地の都市景観や市街地を取り囲むように残る集落景観が残されていることから、景観法に基づく景観計画の策定を検討していましたが、2019（令和元）年度より景観計画の策定に取り組んでいます。                       | ○  |
| 【都市公園事業の推進】                                                                                                                      |                                                                                                                            |    |
| <b>【住区基幹公園の整備】</b><br>稲荷公園の改修<br>池沼周辺の公園化及び<br>幹線水路の緑道化 など<br><b>【基幹的な公園などの整備】</b><br>木曽川河川敷公園の活用<br>中心市街地における<br>セントラルパークの整備 など | ○稲荷公園再整備事業や青木川河川敷公園整備事業の実施により、住区基幹公園の整備を実施しました。<br>○木曽川河川敷公園の活用については、国や県との連携・協働により、ミズベリング※138事業を実施し、水辺空間の活用によるにぎわいを創出しました。 | 済  |
|                                                                                                                                  | ○中心市街地におけるセントラルパークの整備については、事業用地確保に係る土地所有者との協議調整が必要となることから、整備まで至っていません。                                                     | △  |
| 【緑化重点地区※の指定による緑化の推進】（要継続）                                                                                                        |                                                                                                                            |    |
| 市域全域                                                                                                                             | ○木曽川沿川においては、大野極楽寺公園などの拠点を結ぶサイクリングロード及び遊歩道の整備を実施しています。<br>○青木川河川敷公園整備事業により、河川沿川の緑化を推進しました。                                  | ○  |

## 5 これからの緑のまちづくりに向けて

これまでの社会情勢の変化や緑のまちづくりを踏まえ、一宮市の水と緑に関する課題を整理するとともに、これからの緑のまちづくりに向けた重要な視点を整理し、以下に示します。

### 5-1 一宮市の水と緑に関する課題

#### <社会情勢の変化からみえる課題>

##### 課題① 地震や台風、豪雨災害などの自然災害への対応

○近年、地震のみならず、地球温暖化などの影響による台風や豪雨災害などの水害が多発化・激甚化していることから、これらの自然災害において多面的機能（火災延焼の防止や水害の軽減など）を発揮する緑の重要性が高まっています。一宮市においては、これまでに都市公園や河川緑地などの市民に身近な緑の創出に取り組んできましたが、今後は、それらの緑が持つ多面的機能を最大限に発揮できるよう維持管理を推進するとともに、市民や民間事業者等と連携して、緑を活かした安全・安心なまちづくりを推進する必要があります。

##### 課題② 人口減少社会と多様化するニーズやライフスタイルの変化への対応

○一宮市は戦後の復興土地地区画整理事業を機に市街化が進んでいましたが、近年の少子高齢化の急激な進行により、2015（平成 27）年をピークに人口減少に転じています。また、この 10 年間で大きく変化した社会情勢により、市民のニーズが多様化し、ライフスタイルも変化してきました。そのため、これまでの公園緑地政策（量的拡大）から新たなステージ（質的向上）へ移行し、市民の豊かな暮らしを支える緑の取組みを推進する必要があります。

##### 課題③ 生物多様性の確保と多様な種が共存する持続可能な都市づくりへの対応

○一宮市では、生物多様性の確保に向けて、これまでに木曽川の水辺空間を活用した環境学習や、エコハウス 138 内にあるビオトープ（びおっこ）での環境学習、青木川河川敷公園の整備などに取り組んできました。今後は、人口減少に伴う持続可能な都市づくりへの転換が進められることから、生物多様性の確保に配慮しながら、多様な種が共存できるまちづくりを推進する必要があります。

##### 課題④ グリーンインフラなどの新たな国の政策への対応

○日々変化する社会情勢に対応するため、国においては、都市緑地法や都市公園法、生産緑地法などの緑に関する法律が改正され、これまでの緑地の量的拡大の考え方から、質的向上への考え方に転換しつつあります。また、近年では、緑が持つ多面的機能を最大限に活用するグリーンインフラの取組みが進められていることから、一宮市においても、国の政策との整合が取られた緑のまちづくりを推進する必要があります。

##### 課題⑤ 多拠点ネットワーク型のコンパクトな都市の形成と連携した都市緑地の創出への対応

○2015（平成 27）年を境に人口減少に転じている一宮市においては、持続可能な都市経営に向けたコンパクトなまちづくりが求められています。そのため、これからの緑のまちづくりにおいては、都市計画マスタープランなどの都市計画との整合を取り、多拠点ネットワーク型のコンパクトな都市の形成と連携しながら、市民と地域が水と緑でつながるような都市緑地を創出する必要があります。



## ＜緑の現況からみえる課題＞

### 課題⑥ 木曽川の自然や市街地内の緑被・緑地の減少への対応

○一宮市の緑の現況として、市街化調整区域や木曽川沿川には緑被地・緑地が確保されていますが、一宮駅を中心とした本庁地域においては、都市的土地利用の進展により緑地が不足しています。市街地の緑被地・緑地は、気温の上昇を緩和させる機能や防災・減災機能を持つだけでなく、生物多様性の確保においても非常に重要となることから、緑地が不足している市街地を中心に、積極的な緑の維持・保全に取り組む必要があります。

### 課題⑦ 市民協働による緑のまちづくりの推進

○この10年間で市民協働による緑のまちづくりを推進してきたことから、公園愛護団体及びアダプトプログラム参加団体は増加しており、今後も活発な活動が期待されます。そのため、これらの市民団体などによる活動を継続的に支援するとともに、市民協働の更なる拡大へ向けた取組みを推進する必要があります。

### 課題⑧ 木曽川の自然や歴史文化のある社寺林などの一宮市の特徴的な水と緑の資源の保全と活用

○一宮市には、木曽川の雄大な自然や真清田神社や妙興寺の社寺林、旧林家住宅の庭園、浅井山公園をはじめとした歴史性・文化性のある公園など、多様な水と緑の資源があります。これらの資源を次世代へ継承するためにも、地域との連携や協働による保全や維持管理に取り組むとともに、市民に利用していただくための活用を促進する必要があります。

## ＜緑に関する市民の意識からみえる課題＞

### 課題⑨ 市民が利用したくなる、魅力的な公園づくり

○市民意識調査から、「公園でやりたいことがない」や「利用したい施設がない」という理由から5割程度（49.4%）の市民が公園を利用していない現状にあります。しかしながら、「子どもが安心して遊べる公園」や「カフェやレストランがある公園」などのニーズがあることから、今後は多様なニーズに合った市民が利用したくなる魅力的な公園づくりを推進し、公園の更なる利活用を推進する必要があります。

### 課題⑩ スtock効果を高める公園緑地の維持管理

○市民意識調査から、身近な公園や緑道の維持管理について、2割程度（19.7%）ではありますが現状の維持管理に満足していない方々があり、公園や緑道の適正な維持管理が望まれています。今後は、人口減少などの社会状況の変化により厳しい財源制約が想定される中で、公園や緑道などの既存ストックの有効活用を図るため、適正な維持管理を推進する必要があります。

### 課題⑪ 市民の緑づくりに関する意識啓発と参加機会の拡大

○市民意識調査から、多くの市民（65.9%）がこれまで緑に対する取組みに関わったことがないと回答しており、緑に対する市民の意識は低い傾向にあります。しかしながら、これからの緑のまちづくりにおいては、行政だけではなく、市民や民間事業者等といった多様な主体による取組みが重要となってくることから、市民の緑づくりに関する意識啓発を推進するとともに、気軽に緑づくりに参加できる機会を創出することが必要となります。

### ＜前計画の達成状況からみえる課題＞

#### 課題⑫ 限られた財源の中での「量から質」への転換

○一宮市では、この10年間で、緑豊かなまちづくりに向けて本計画に基づき都市公園を20箇所、約41ha整備してきましたが、市民一人あたりの都市公園面積は5.4㎡/人と未だ国が定める標準値（10.0㎡/人）には至っていません。また、今後更に進行する人口減少によって、公園緑地行政に係る財源が縮減されることが想定されるとともに、市街地において新たに公園を整備できる用地を確保することにも限界があることから、行政主体による公園緑地の新規整備は限界を迎えつつあります。そのため、これからは市民や地域と連携しながら、量から質への転換を図り、より質の高い緑地空間を確保するための取組みが必要となります。

#### 課題⑬ 社寺林や農地などの民有緑地の保全及び緑化の推進

○この10年間で稲荷公園再整備事業や木曽川沿川のサイクリングロード整備事業などをはじめとした公園緑地の整備・改善に関する施策、花壇コンクールや花いっぱい運動などの市民や民間事業者等との協働による緑化推進事業を進めてきましたが、社寺林や農地などの民有緑地の維持・保全が未着手となっています。これらの緑は、都市環境の形成や市民生活の質の向上など多面的機能を有しており、都市における重要な緑地空間であることから、緑地の面積確保が厳しくなる今後において、市民や民間事業者等の多様な主体との連携・協働によって民有緑地の維持・保全、緑化の推進に取組む必要があります。

## 5-2 これからの緑のまちづくりに向けた重要な視点

### 01 木曽川の水辺空間を軸とした生物多様性の確保

|        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 対応する課題 | 課題③（生物多様性の確保）・課題⑥（緑被・緑地の減少への対応） |
|--------|---------------------------------|

○一宮市の水と緑の骨格である木曽川をはじめ、青木川や日光川などの河川やその沿川の緑地、市街地に点在する社寺林、郊外に広がる農地などは多様な生き物の生息・生育空間となっています。そのため、これからの緑のまちづくりにおいては、木曽川の水辺空間を軸として、生き物の生息・生育空間となる緑地を確保するとともに、これらをつなぐ水と緑のネットワークを形成することで、生物多様性を確保することが重要となります。

### 02 地震や豪雨災害などの自然災害への対応に向けたグリーンインフラの充実

|        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 対応する課題 | 課題①（自然災害への対応）・課題④（グリーンインフラへの対応） |
|--------|---------------------------------|

○今後発生が予測される南海トラフ地震や豪雨災害などの自然災害に対して、市民意識調査にもあるとおり、これまで以上に市民の防災意識・防災対策の重要性が高まっています。そのため、これからの緑のまちづくりにおいては、これまで取組んできた自然災害への対応を推進するとともに、都市公園や街路樹などが持つ防災機能を活用したグリーンインフラの充実を図ることが重要となります。

### 03 都市の顔となる新たな魅力あふれる緑地空間の創出

|        |                                  |
|--------|----------------------------------|
| 対応する課題 | 課題②（多様化するニーズへの対応）・課題⑨（魅力的な公園づくり） |
|--------|----------------------------------|

○2015（平成 27）年より人口減少に転じている一宮市において、公園緑地行政に係る財源の確保が厳しくなっており、これまでと同様に公園緑地の整備・維持管理を行うことが困難な状況にあります。加えて、日々変化する社会情勢により市民のライフスタイルやニーズが変化してきていることから、これからの緑のまちづくりにおいては、民間活力の導入により、市民生活の質の向上に資する緑地空間の充実を図るとともに、利便性・快適性の向上による豊かな暮らしの実現に寄与する緑地空間の創出が重要となります。

### 04 地域の特徴を活かした水と緑の既存ストックの保全と活用

|        |                                  |
|--------|----------------------------------|
| 対応する課題 | 課題⑧（水と緑の資源の保全・活用）・課題⑩（ストック効果の向上） |
|--------|----------------------------------|

○一宮市には、県を代表する河川である木曽川、広域的な交流拠点として多くの利用者が訪れる大野極楽寺公園や 138 タワーパーク、歴史と文化を象徴する真清田神社や妙興寺、貴重な農業景観である島畑などのさまざまな水と緑の資源があります。これらの資源（既存ストック）を次世代へ継承するため、これからの緑のまちづくりにおいては、これらの既存ストックを計画的に保全しながら、緑地機能の更なる活用に向けた取組みの推進が重要となります。

### 05 市民や地域がまとまり、つながるコンパクトなまちづくりとの連携

|        |                                                              |
|--------|--------------------------------------------------------------|
| 対応する課題 | 課題⑤（コンパクトなまちづくりとの連携）<br>課題⑫（量から質への転換）<br>課題⑬（民有緑地の保全及び緑化の推進） |
|--------|--------------------------------------------------------------|

○2015（平成 27）年をピークに人口減少に転じている一宮市においては、持続可能な都市経営の実現に向けてコンパクトなまちづくりを進めていく必要があります。そのため、これからの緑のまちづくりにおいては、都市計画マスタープランや立地適正化計画などの都市計画との連携、さらには 2015（平成 27）年に国連で採択された「SDGs※（持続可能な開発目標）」との整合を取りながら、コンパクトで質の高い緑のまちづくりの実現に向けて、市民や地域との協働による質の高い緑地空間の確保や法制度の活用による身近な緑の維持・保全などの取組みを進めることが重要となります。

### 06 多様な主体との連携・協働の活発化

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 対応する課題 | 課題⑦（市民協働）・課題⑪（緑づくりに関する意識啓発等） |
|--------|------------------------------|

○一宮市においては、公園愛護団体やアダプトプログラムなどの市民による緑化・美化活動が活発に進められてきましたが、これからの緑のまちづくりにおいては、これまで以上に市民や民間事業者等の多様な主体による緑の取組みが重要となります。特に、緑地空間が不足している市街地においては、多様な主体との連携による緑地の保全や創出、官民連携による公園緑地の維持管理の推進が重要となります。



## 計画の基本理念及び基本方針への展開（2020（令和2）年6月策定時点）

## この10年間で変化した社会情勢

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 緑を取り巻く社会環境の変化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■地球温暖化などの地球環境問題が深刻化しており、都市環境への配慮が求められている</li> <li>■多発する自然災害に対する防災意識・防災対策の重要性が高まっている</li> <li>■一宮市の人口は2015(平成27)年を境に減少に転じており、厳しい財源制約が予想される</li> <li>■経済的豊かさから精神的豊かさへの転換により、多様化するニーズやライフスタイルへの対応が求められている</li> <li>■生物多様性に配慮した多様な種が共存する持続可能な都市づくりへの転換が求められている</li> </ul> |
| 国が推進する取組み     | <ul style="list-style-type: none"> <li>■都市緑地法や都市公園法、生産緑地法などの緑に関する法律の改正<br/>→市民緑地認定制度などの創設（都市緑地法）や公募設置管理制度（Park-PFI）の創設（都市公園法）、生産緑地地区の面積要件の緩和（生産緑地法）</li> <li>■都市の緑が持つ多様な機能の活用推進⇒「グリーンインフラ」の推進</li> <li>■立地適正化計画に基づく持続可能で多拠点ネットワーク型のコンパクトな都市づくりへの転換</li> </ul>                                                |

## これまでの緑のまちづくり

## 【一宮市の緑の現況】

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 緑地の現況       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○木曾川の自然や郊外部に広がる農地などの都市計画区域における緑被率は、35.2%となっており、2006(平成18)年度と比較して約3%減少している</li> <li>○市街化区域の緑被率は5.1%となっており、2006(平成18)年度と比較して約8%減少している</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 緑地の現況       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○都市公園の整備面積は2007(平成19)年度（173.63ha）～2018(平成30)年度（208.21ha）で約1.2倍に増加しており、整備箇所は2007(平成19)年度（147箇所）～2018(平成30)年度（167箇所）で20箇所増加している</li> <li>○市民一人当たりの都市公園面積は5.4㎡/人と2007(平成19)年度時点から0.9㎡/人増加しているが、国が定める標準値（10.0㎡/人）や愛知県の実績値（7.7㎡/人）を下回っている</li> <li>○地域制緑地は生産緑地地区、農業振興地域農用地区域、河川区域、名勝・天然記念物、史跡・指定文化財が該当し、総面積は2,352.39haで2007(平成19)年度から約252ha減少している</li> <li>○民間施設緑地である社寺林は市内に点在しており、総面積は37.44haとなっている</li> </ul> |
| 市民活動の現況     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○公園愛護団体の数は66団体で2007(平成19)年度から約1.2倍に増加している</li> <li>○アダプトプログラム制度は187グループで2007(平成19)年度から約2.7倍に増加している</li> <li>○「市民参加の森づくり」事業ではこれまでに約14,200人が参加し、約144,000本の苗木が植樹されている</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                              |
| 4つの機能別の緑の現況 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○木曾川沿川の緑地や大野極楽寺公園などは広域的な観光・交流の拠点となっている</li> <li>○奥清田神社や妙興寺には歴史性・文化性のある社寺林が残っている</li> <li>○エコハウス138や138タワーパークでは自然を通じた環境学習が実施されている</li> <li>○都市公園の大半が緊急避難場所に指定されており、地域の防災拠点となっている</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                 |

## 【緑に関する市民の意識】

## 2018年度実施の市民アンケート結果より抜粋

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○一宮市の水と緑のイメージとして「木曾川及びその周辺の緑」と感じており、生活に身近な緑としては「神社や寺の緑」というイメージを持っている</li> <li>○市民が住んでいる地区周辺の緑の量について、28.5%の市民が「多い」と感じている一方、41.6%の市民が住み始めた頃から緑の量が減少したと感じている</li> <li>○市民の49.4%が公園を利用しておらず、利用しない理由としては、「公園でやりたいことがない」、「利用したい施設がない」が挙げられている</li> <li>○市民からは「子どもが安心して遊べる公園」や「カフェやレストランがある公園」が求められている</li> <li>○身近な緑の維持管理について、満足している市民が少なく、今後の維持管理のあり方としては、42.6%の市民が「行政と地域が協力して管理すべき」と考えている</li> <li>○今後の緑の取組みとして市民が期待することは、「公園や街路樹等の適正な維持管理」、「空き地などを活用した市民の庭（オープンスペース）の創出・活用」、「防災機能を備えた公園の整備」などが挙げられている</li> <li>○市民の多く（81.7%）がこれまでに緑に関する取組みに関わったことがないが、今後関わってみたいと考えている市民（15.8%）もいる</li> </ul> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 【前計画の達成状況（2019(平成31)年3月末時点）】

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 緑地の確保目標 | <ul style="list-style-type: none"> <li>＜市民一人当たりの都市公園面積＞<br/>【基準値】：4.5㎡/人 【現状値】：5.4㎡/人 【目標値】：6.1㎡/人 ⇒ 未達成</li> <li>＜市民一人当たりの都市公園等及び公共施設施設緑地面積＞<br/>【基準値】：8.1㎡/人 【現状値】：9.0㎡/人 【目標値】：9.8㎡/人 ⇒ 未達成</li> <li>＜市街化区域における緑地率＞<br/>【基準値】：7.9% 【現状値】：7.0% 【目標値】：7.8% ⇒ 未達成</li> </ul> |
| 施策      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの10年間で稲荷公園再整備事業や大野極楽寺公園及び光明寺公園のサイクリングロード整備事業などの緑地の整備改善に関する事業を推進してきたが、社寺林や農地などの身近な緑の保全や活用、市民や民間事業者等との連携による民有地緑化が未着手となっている</li> </ul>                                                                                              |

## これからの緑のまちづくり

## ＜社会情勢の変化からみえる課題＞

- 【課題①】：地震や台風、豪雨災害などの自然災害への対応
- 【課題②】：人口減少社会と多様化するニーズやライフスタイルの変化への対応
- 【課題③】：生物多様性の確保と多様な種が共存する持続可能な都市づくりへの対応
- 【課題④】：グリーンインフラなどの新たな国の政策への対応
- 【課題⑤】：多拠点ネットワーク型のコンパクトな都市の形成と連携した都市緑地の創出への対応

## ＜緑の現況からみえる課題＞

- 【課題⑥】：木曾川の自然や市街地内の緑被・緑地の減少への対応
- 【課題⑦】：市民協働による緑のまちづくりの推進
- 【課題⑧】：木曾川の自然や歴史文化のある社寺林などの一宮市の特徴的な水と緑の資源の保全と活用

## ＜緑に関する市民の意識からみえる課題＞

- 【課題⑨】：市民が利用しなくなる、魅力的な公園づくり
- 【課題⑩】：ストック効果を高める公園緑地の維持管理
- 【課題⑪】：市民の緑づくりに関する意識啓発と参加機会の拡大

## ＜緑に関する市民の意識からみえる課題＞

- 【課題⑫】：限られた財源の中での「量から質」への転換
- 【課題⑬】：社寺林や農地などの民有緑地の保全及び緑化の推進

## ＜これからの緑のまちづくりに向けた重要な視点＞

| 視点  | 内 容                               | 課題への対応  | 基本方針への展開                         |
|-----|-----------------------------------|---------|----------------------------------|
| 視点1 | 木曾川の水辺空間を軸とした生物多様性の確保             | 課題③・⑥   | 【基本方針①】<br>“いのちを紡ぐ”<br>緑のまちづくり   |
| 視点2 | 地震や豪雨災害などの自然災害への対応に向けたグリーンインフラの充実 | 課題①・④   |                                  |
| 視点3 | 都市の顔となる新たな魅力あふれる緑地空間の創出           | 課題②・③   | 【基本方針②】<br>“暮らしを織りなす”<br>緑のまちづくり |
| 視点4 | 地域の特色を活かした水と緑の既存ストックの保全と活用        | 課題⑧・⑩   |                                  |
| 視点5 | 市民や地域がまとまり、つながるコンパクトなまちづくりとの連携    | 課題⑤・⑫・⑬ | 【基本方針③】<br>“ともに育てる”<br>緑のまちづくり   |
| 視点6 | 多様な主体との連携・協働の拡大                   | 課題⑦・⑪   |                                  |

計画の基本理念及び基本方針への展開（これからの緑のまちづくりの方向性）

## 部分改定の方針及び展開（2025（令和7）年 月改定時点）

## 【考え方1】中間評価の結果による考え方（※第3章にて中間評価を実施）

## 【考え方2】社会情勢の変化による考え方

|                           |                                                                                                         |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 脱炭素社会の実現                  | 「いちのみやゼロカーボンシティ宣言」（2022（令和4）年度）、「世界首長誓約の誓約」（2024（令和6）年度）を踏まえ、脱炭素社会の実現、気候変動に適応した緑のまちづくりの実現が必要です          |
| 人と自然との共生                  | 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する「人と自然との共生」を目標とする「第3次一宮市環境基本計画」と連携し、2030（令和12）年までにネイチャーポジティブの達成を目指します               |
| ニューノーマルへの適応               | 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした生活様式や価値観などの変化・多様化を踏まえたニーズに対応するため、機敏かつ柔軟に施策を実現し、既存ストックを最大限に利活用し、市民のニーズに応じていく必要があります |
| グリーンインフラの実装               | 国の「緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン(案)」(2024（令和6）年6月策定)を踏まえ、公園や農地など、多様な機能を有する緑を都市のグリーンインフラとして戦略的に整備・保全・育成を目指します    |
| 居心地が良く歩きたくなる<br>まちなか創出の推進 | 「ウォーカブル推進都市」として、まちなかのにぎわいを創出するため、民と官の多様な連携・共鳴によるまちづくりを進めます                                              |
| まちづくりGXへの対応               | 都市における緑地の重要性や、緑のネットワークの形成、緑地の質の確保の必要性が高まっていることを踏まえ、良質な都市緑地の確保や貴重な都市緑地の保全・更新が必要です                        |

## 【考え方3】市の施策による考え方

|                           |                                                                  |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------|
| こどもまんなか公園づくり              | こどもまんなか社会の実現に向け、公園の不足する地域において、既存施設を効果的に活用しながら、子育てを意識した公園整備を推進します |
| 都市公園ストック再編事業              | 既存公園の周辺環境や地域ニーズの変化に応じ、公園施設の機能再編を推進します                            |
| 一宮市緑地の保全及び<br>緑化の推進に関する条例 | 条例の制定に伴う制度活用や緑化義務等により、市民・事業者・市が相互に協力して、緑豊かなまちづくりを推進します           |

## 第1章 計画の基本事項

対応する考え方

## 【主な改定内容】

- 「脱炭素社会への実現」や「人と自然との共生」、「グリーンインフラの実装」などの社会情勢の変化について追加
- 都市緑地法の改正（2024（令和6）年5月改正）のポイントや「一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」の概要を追加
- 「第3次一宮市環境基本計画」や「一宮市景観計画」などの概要を追加・更新

【考え方2】

## 第2章 これまでの緑のまちづくり

対応する考え方

## 【主な改定内容】

- 都市公園や都市公園に準ずる施設、公共施設緑地、民間施設緑地、地域制緑地の面積などを2023（令和5）年度時点の数値に更新
- 公園愛護団体やアダプトプログラムについて2023（令和5）年度時点の数値に更新

【考え方1】

## 第3章 計画の基本的な考え方

対応する考え方

## 【主な改定内容】

- 社会情勢の変化などを踏まえ、「都市公園などの整備と管理の方針」を見直し
- 都市計画マスタープランとの整合を図るため、緑の将来像を見直し
- 成果・達成指標や、施策方針に基づく各事業の進捗状況の中間評価を追加

【考え方2】

【考え方3】

## 第4章 計画の基本的な考え方

対応する考え方

## 【主な改定内容】

- 「人と自然との共生」により重点を置いた事業に見直し  
⇒施策01-1に反映
- 緑の持つ多様な機能（賑わい創出、雨水貯留・浸透機能、生物生息空間の保全・創出など）を活用した施策（考え方）及び事業の見直し並びに事業の追加  
⇒施策03-4、施策03-6、施策04-5に反映
- まちなかウォーカブル推進事業など他事業との連携した緑の整備に向けた施策（考え方）及び事業の見直し  
⇒施策03-6に反映
- 良質な都市緑地の確保に向けた事業の追加  
⇒施策05-2に反映
- 公園DXとしてデジタル技術とデータの利活用の推進に向けた施策（考え方）の見直し、及び事業の追加  
⇒施策02-2、施策03-3に反映
- 既存公園の周辺環境や子育て世帯などの遊び場の確保、地域ニーズの変化に対応した施策（考え方）及び事業の見直し並びに事業の追加  
⇒施策03-1、施策03-6に反映

【考え方1】

【考え方2】

【考え方3】

## 第5章 緑のまちづくりの推進

対応する考え方

## 参考資料 用語解説

対応する考え方

## 【主な改定内容】

- 「30by30」や「ネイチャーポジティブ」、「N b S」などを追加

【考え方2】



第1章 計画の基本事項

第2章 これまでの緑のまちづくり

**第3章 計画の基本的な考え方**

第4章 緑のまちづくりに関する施策

第5章 緑のまちづくりの推進

参考資料



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念と基本方針

これまでの緑のまちづくりを踏まえ、緑を取り巻く社会環境の変化に対応しながら、一宮市の水と緑を次世代へつなぐ、持続可能で緑豊かなまちづくりを目指す基本理念として、「水と緑で人がつながる 心ふれあうまち 一宮」と、その基本理念の実現に向け、「いのちを紡ぐ」緑のまちづくり、「暮らしを織りなす」緑のまちづくり、「ともに育てる」緑のまちづくりの3つの基本方針を定めることとします。

#### 基本理念

### 水と緑で人がつながる 心ふれあうまち 一宮

【水】：木曽川や市内を流れる中小河川などの水の軸

【緑】：社寺林や農地、都市公園などの市民生活に寄り添う緑の拠点

【人】：市民をはじめ、市外からの来訪者、民間事業者等の多様な主体

基本理念の実現に向けて

#### 基本方針



#### 【基本方針①】

### “いのちを<sup>つむ</sup>ぐ” 緑のまちづくり

○水と緑のネットワークの形成や生物多様性の確保、公園や街路樹などのグリーンインフラの充実、都市農地の保全を図り、人や生き物などの多様な種が共存する緑のまちづくりを目指します。



#### 【基本方針②】

### “暮らしを織りなす” 緑のまちづくり

○多様化するニーズやライフスタイルの変化に対応しながら、市民生活の向上に資する緑地の充実・活用、多世代が交流できる緑地空間を創出し、豊かで快適な暮らしができる緑のまちづくりを目指します。



#### 【基本方針③】

### “ともに育てる” 緑のまちづくり

○一宮市の緑を次世代へ継承するため、市民や民間事業者等との連携・協働、都市公園法などの改正による新たな取組みを進めながら、多様な主体が一体となって緑をともに育て、活用する緑のまちづくりを目指します。

## 2 計画の進捗状況を確認する指標

本計画を効果的かつ効率的に推進するためには、行政だけではなく、市民や民間事業者等の多様な主体との連携・協働が重要となります。そのため、誰もが分かりやすく、定量的に把握できる指標を示す必要があることから、本計画では、市民や民間事業者等が実感として緑とどのように関わってきたかを捉える「成果指標」と、計画を推進した結果としてどのように一宮市の緑が変わったかを捉える「達成指標」を設定します。

「成果指標」は、各基本方針の考え方を踏まえ、以下の3つを設定します。

### 【成果指標①】：生物多様性に関する活動の実施回数

⇒対応する基本方針：【基本方針①】“いのちを紡ぐ” 緑のまちづくり

### 【成果指標②】：都市公園の利活用回数

⇒対応する基本方針：【基本方針②】“暮らしを織りなす” 緑のまちづくり

### 【成果指標③】：緑に関する取組みの関心度

⇒対応する基本方針：【基本方針③】“ともに育てる” 緑のまちづくり

「達成指標」は、計画全体の推進を踏まえ、以下の2つを設定します。

### 【達成指標①】：緑地率（市街化区域に対する緑地の割合）

### 【達成指標②】：市民一人当たりの公的緑地面積

上記5つの指標については、市政アンケート（2018（平成30）年度実施）や所管課が管理するデータを基準値とし、定期的な計測を実施することで、進捗状況の把握に努め、必要に応じて見直しを行うものとします。

| 成果指標                                       |                                              |                                            |
|--------------------------------------------|----------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 【成果指標①】                                    | 【成果指標②】                                      | 【成果指標③】                                    |
| 生物多様性に関する活動の実施回数                           | 都市公園の利活用回数                                   | 緑に関する取組みの関心度                               |
| 対応する基本方針<br>【基本方針①】<br>“いのちを紡ぐ”<br>緑のまちづくり | 対応する基本方針<br>【基本方針②】<br>“暮らしを織りなす”<br>緑のまちづくり | 対応する基本方針<br>【基本方針③】<br>“ともに育てる”<br>緑のまちづくり |
| 達成指標                                       |                                              |                                            |
| 【達成指標①】                                    | 【達成指標②】                                      |                                            |
| 緑地率<br>（市街化区域に対する緑地の割合）                    | 市民一人当たりの公的緑地面積                               |                                            |

図 計画の進捗状況を確認する指標

## 2-1 成果指標

### 成果指標① 生物多様性に関する活動の実施回数

| 【基準値】<br>2018（平成 30）年度 | 【中間目標値】<br>2024（令和 6）年度 | 【目標値】<br>2030（令和 12）年度 |
|------------------------|-------------------------|------------------------|
| 22 回/年                 | 26 回/年                  | 30 回/年                 |

|                                                                    |            |
|--------------------------------------------------------------------|------------|
| <div> <div>【中間評価値】<br/>2023（令和 5）年度</div> <div>30 回/年</div> </div> | ◀ 中間目標値を達成 |
|--------------------------------------------------------------------|------------|

#### 【考え方】

- 一宮市は山林などのまとまった緑地は無いものの、木曽川や市内に点在する社寺林、また、中小河川や郊外に広がる豊かな田園環境など、生物多様性の保全において、貴重な緑地を有しています。また、エコハウス 138 にあるびおっこ（ビオトープ）や大野極楽寺公園などでは生物多様性に関するイベントや活動が取組まれています。
- そこで、本計画では、生物多様性の保全に向けて、木曽川に関する環境学習や地域の生態系保全に関する活動を促進し、生物多様性に関する市民意識の向上を図るため、「生物多様性に関する活動の実施回数」を成果指標に設定します。

#### 【中間評価 2024（令和 6）年度】

##### 《現状・課題》

生物多様性に関する活動の実施回数は、2020（令和 2）年度の新型コロナウイルス感染症などの影響から減少しましたが、2023（令和 5）年度には 30 回/年まで回復し、既に目標値を達成しています。

大野極楽寺公園やエコハウス 138 において、生物多様性に関する普及啓発が広く行われていますが、活動する実施団体が限定されていることが課題です。

##### 《今後の方針》

今後は、活動内容や参加者状況を踏まえ、市民意識の向上への貢献度及び実施活動団体数についても評価します。

また、目標値以上の実施回数を維持するため、及び実施団体数を増やすため、今後も、生物多様性に関する活動を推進します。

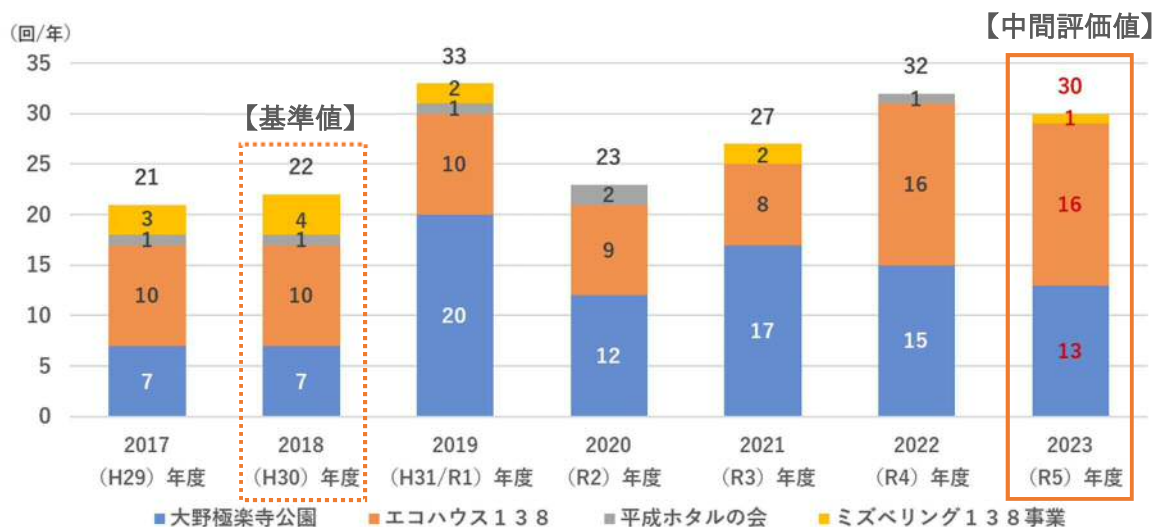


図 生物多様性に関する活動の実施回数の推移



## 成果指標② 都市公園の利活用回数

| 【基準値】<br>2018（平成 30）年度 | 【中間目標値】<br>2024（令和 6）年度 | 【目標値】<br>2030（令和 12）年度 |
|------------------------|-------------------------|------------------------|
| 415 回/年                | 470 回/年                 | 520 回/年                |

|                                    |                     |
|------------------------------------|---------------------|
| 【中間評価値】<br>2023（令和 5）年度<br>391 回/年 | ◀ 中間目標値を <b>未達成</b> |
|------------------------------------|---------------------|

### 【考え方】

- 一宮市ではより柔軟に都市公園を利用していただき、まちのにぎわい・交流の場となるよう、2017(平成 29)年度に都市公園条例に基づく公園内行為の許可基準を緩和し、イベントや朝市などの都市公園の利用促進を進めてきました。これまでに2017(平成 29)年度には 365 回、2018(平成 30)年度には 415 回申請されており、年々増加傾向にあることから、市民や民間事業者等による利用が着実に進んでいます。
- 今後は、使いやすい都市公園の再整備や情報発信を推進し、より一層市民や民間事業者等による都市公園の活用を促すため、「都市公園の利活用回数」を成果指標に設定します。

### 【中間評価 2024（令和 6）年度】

#### 《現状・課題》

都市公園の利活用回数は、2020(令和 2)年度の新型コロナウイルス感染症などの影響から 263 回/年まで減少し、近年は回復傾向にありますが、2023(令和 5)年度は 391 回/年と基準値まで回復していません。

「イベント」や「町内会行事」の利活用回数が減少しており、背景として人口減少や少子高齢化により、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、イベントやお祭りが廃止されていることも考えられます。

#### 《今後の方針》

今後は、町内会以外の利用促進も進めるために、市広報、市 Web サイト等にて PR を行うとともに、公園再編の検討や再整備を進め、公園利活用の増加に努めます。

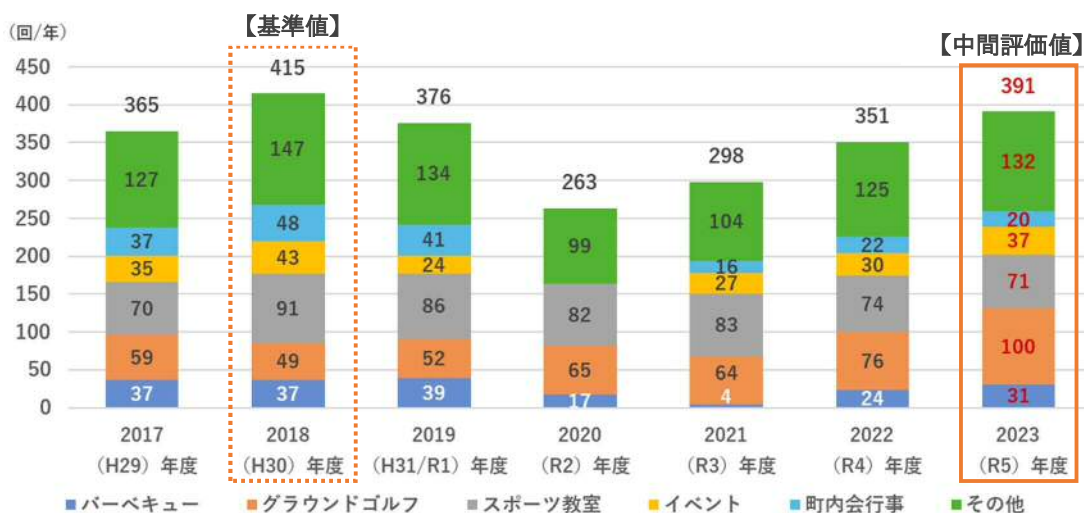


図 都市公園の行為許可申請回数の推移

### 成果指標③ 緑に関する取組みの関心度

| 【基準値】<br>2018（平成30）年度 | 【中間目標値】<br>2024（令和6）年度 | 【目標値】<br>2030（令和12）年度 |
|-----------------------|------------------------|-----------------------|
| 17.3%                 | 25.0%                  | 33.0%                 |

| 【中間評価値】<br>2024（令和6）年度 |
|------------------------|
| 7.7%                   |

◀ 中間目標値を **未達成**

#### 【考え方】

- 一宮市ではこれまでに水と緑に関するイベントや環境学習、市民緑化の推進などの取組みを進めてきましたが、2018(平成30)年度に実施した市政アンケート結果では、緑に関する取組みに関わったことがある人は約17%程度に留まっています。
- そこで、これからは行政だけではなく、市民や民間事業者等の多様な主体による緑の取組みを一層推進するため、「緑に関する取組みの関心度（＝緑の取組みに関わったことがある人の割合）」を成果指標に設定します。

#### 【中間評価 2024（令和6）年度】

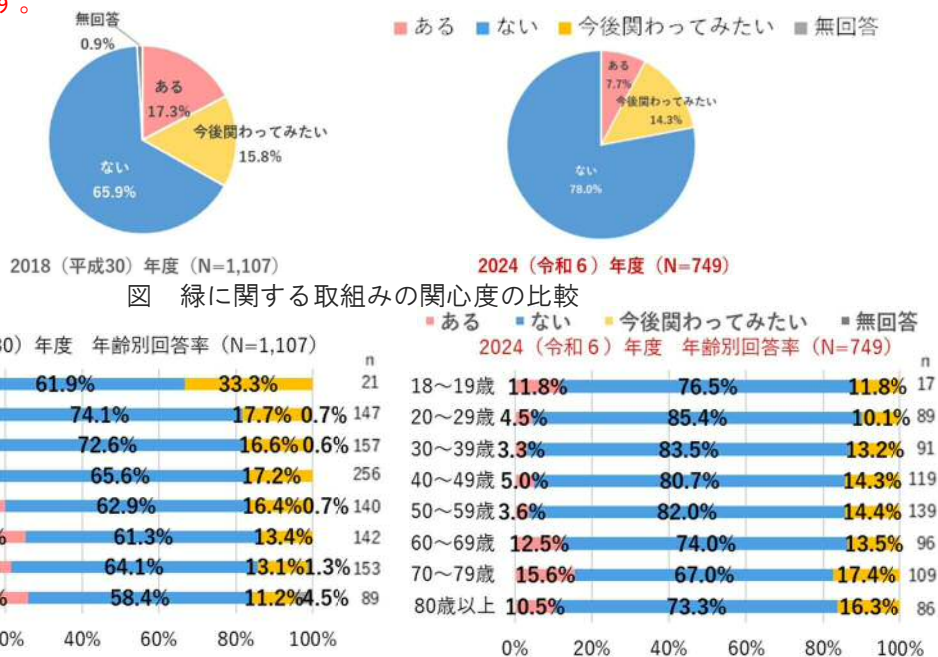
##### 《現状・課題》

緑に関する取組みの関心度は、計画策定時(2018年度)は17.3%でしたが、新型コロナウイルス感染症などの影響から、緑に関する取組みの自粛傾向もあり、2024(令和6)年度は7.7%に減少しています。

年齢別の緑に関する取組みの関心度は、20歳以上の全ての年代で減少しており、「今後関わってみたい」の割合も18～69歳の年代で減少しています。

##### 《今後の方針》

若年層への参加を促す取組みとして、緑の少年団活動のPRや緑に関する出前講座を行うとともに、子どもも大人も関心をもってもらうために、SNSや緑化フェアなどでの普及啓発のほか、実施方法の改善、気軽に取組みやすい緑化活動を推進し、関心度向上に努めます。



## 2-2 達成指標

### 達成指標① 緑地率（市街化区域に対する緑地の割合）

| 【基準値】<br>2018（平成 30）年度 | 【中間目標値】<br>2024（令和 6）年度 | 【目標値】<br>2030（令和 12）年度 |
|------------------------|-------------------------|------------------------|
| 7.0%                   | 7.0%                    | 7.0%                   |

|                                                                  |             |
|------------------------------------------------------------------|-------------|
| <div> <div>【中間評価値】<br/>2023（令和 5）年度</div> <div>6.2%</div> </div> | ◀ 中間目標値は未達成 |
|------------------------------------------------------------------|-------------|

#### 【考え方】

- 緑地率（市街化区域に対する緑地の割合）については、前計画においても目標として設定していましたが、2007（平成 19）年度から 2018（平成 30）年度にかけて 7.9% から 7.0% へ減少しています。
- しかしながら、緑豊かなまちづくりを実現するためには、都市的土地利用を図る市街化区域内の緑地を次世代へつなぐことが重要です。そこで、市民緑地制度を活用するなど、多様な主体との連携による緑地の維持・保全・創出を一層推進し、市街化区域内の緑地の減少を抑えるため、「緑地率」を達成指標に設定します。

#### 【中間評価 2023（令和 5）年度】

##### 《現状・課題》

緑地率は、計画策定時(2018 年度)の 7.0%から、2023(令和 5)年度には 6.2%に減少しており、中間目標値の 7.0%は未達成です。

計画策定時(2018 年度)と比較して、都市公園等面積は 0.77ha 増加しており、公共施設緑地は 1.14ha、地域制緑地は 28.27ha 減少しています。地域制緑地の減少は、2022(令和 4)年度の生産緑地地区の解除等が要因です。

##### 《今後の方針》

良好な都市環境の形成を図るため、民間事業者等による緑地整備の取組みに関して、市民緑地制度や緑の街並み推進事業などの活用について、イベント開催時や SNS、市 Web サイトなどにより、普及・啓発の取組みを強化します。

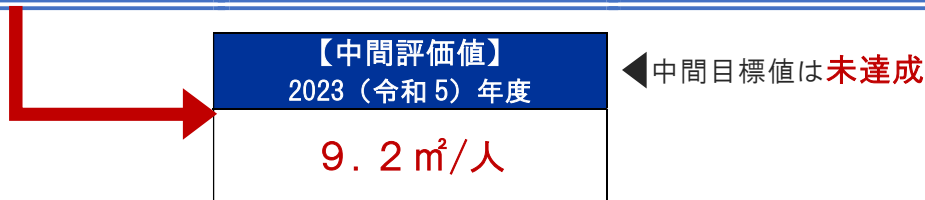
表 緑地率（市街化区域に対する緑地の割合）の推移

|              | 2007<br>(H19) 年度 | 2018<br>(H30) 年度 | 2023<br>(R5) 年度 |
|--------------|------------------|------------------|-----------------|
| 都市公園等        | 65.93            | 67.33            | 68.10           |
| 公共施設緑地       | 39.64            | 43.03            | 41.89           |
| 民間施設緑地       | 29.35            | 27.77            | 27.77           |
| 地域制緑地        | 165.70           | 127.60           | 99.33           |
| 緑地面積合計 (ha)  | 300.62           | 265.73           | 237.09          |
| 市街化区域面積 (ha) | 3,802.00         | 3,802.00         | 3,802.00        |
| 緑地率 (%)      | 7.9%             | 7.0%             | 6.2%            |



## 達成指標② 市民一人当たりの公的緑地面積

| 【基準値】<br>2018（平成 30）年度 | 【中間目標値】<br>2024（令和 6）年度 | 【目標値】<br>2030（令和 12）年度 |
|------------------------|-------------------------|------------------------|
| 9.0 m <sup>2</sup> /人  | 9.5 m <sup>2</sup> /人   | 10.0 m <sup>2</sup> /人 |



### 【考え方】

- 一宮市における「公的緑地」とは、大野極楽寺公園や光明寺公園などの「都市公園」、大江川緑道などの「都市公園に準ずる施設」、学校の運動場やちびっ子広場などの「公共施設緑地」といった行政が市民や民間事業者等へ公的に提供する緑の公共空間のことを指します。
- これまで一宮市では、市民や民間事業者等に対して、都市公園をはじめとする公的な緑地空間の提供に努めてきましたが、都市公園の整備のみでは、国が定める都市公園の整備目標（10.0 m<sup>2</sup>/人）には達していません。したがって、今後は学校の運動場の一般開放や市民緑地制度の活用により、市民が実質的に利用できる公的な緑地空間を確保するため、「市民一人当たりの公的緑地面積」を達成指標に設定します。

### 【中間評価 2023（令和 5）年度】

#### 《現状・課題》

市民一人当たりの公的緑地面積は、計画策定時（2018 年度）の 9.0 m<sup>2</sup>/人から、2023（令和 5）年度には 9.2 m<sup>2</sup>/人と増加していますが、中間目標値は達成していません。

都市公園や都市公園に準ずる施設の整備面積が微増したことや、計画策定時（2018 年度）から人口が約 7,800 人減少していることから、2023（令和 5）年度では 9.2 m<sup>2</sup>/人となっています。

#### 《今後の方針》

公共施設の機能再編による既存ストックを、地域住民のニーズや市全体の都市公園のあり方を踏まえながら、効果的に活用するとともに、民間企業等に市民緑地認定制度について積極的に PR を行うなど、緑とオープンスペースの確保に努めます。

表 市民一人当たりの公的緑地面積の推移

|                                       | 2007<br>(H19) 年度 | 2018<br>(H30) 年度 | 2023<br>(R5) 年度 |
|---------------------------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 都市公園                                  | 173.63           | 208.21           | 210.66          |
| 都市公園に準ずる施設                            | 14.88            | 21.63            | 23.81           |
| 公共施設緑地                                | 120.43           | 115.17           | 113.65          |
| 公的緑地面積合計（ha）                          | 308.94           | 345.01           | 348.12          |
| 都市計画区域内人口（人）                          | 383,308          | 385,453          | 377,661         |
| 市民一人当たりの<br>公的緑地面積（m <sup>2</sup> /人） | 8.1              | 9.0              | 9.2             |

## 2-3 施策方針に基づく各事業の進捗状況（中間評価）

本計画で掲げる6つの施策方針毎に設定している各事業の進捗として、「◎：継続して実施中」事業が41件、「○：計画中」事業が11件、「△：未着手」事業が10件、「×：事業中止」が0件となっており、達成度は41事業/62事業（66.1%）となっています。

表 施策方針に基づく各事業の進捗状況【総括】（2024（令和6）年10月時点）

| 【基本方針① “いのちを紡ぐ” 緑のまちづくり】に基づく施策   |  |                                 |         |         |
|----------------------------------|--|---------------------------------|---------|---------|
| 施策方針 01                          |  | 水と緑のネットワーク形成と生物多様性の確保           |         |         |
| ◎：継続して実施中                        |  | ○：計画中                           | △：未着手   | ×：事業中止  |
| 10/11 事業                         |  | 0/11 事業                         | 1/11 事業 | 0/11 事業 |
| 施策方針 02                          |  | 防災・減災に資するグリーンインフラの充実            |         |         |
| ◎：継続して実施中                        |  | ○：計画中                           | △：未着手   | ×：事業中止  |
| 5/11 事業                          |  | 2/11 事業                         | 4/11 事業 | 0/11 事業 |
| 【基本方針② “暮らしを織りなす” 緑のまちづくり】に基づく施策 |  |                                 |         |         |
| 施策方針 03                          |  | 暮らしを豊かにする緑の拠点の創出                |         |         |
| ◎：継続して実施中                        |  | ○：計画中                           | △：未着手   | ×：事業中止  |
| 9/11 事業                          |  | 2/11 事業                         | 0/11 事業 | 0/11 事業 |
| 施策方針 04                          |  | 地域の特色を活かした水と緑の既存ストックの保全と活用      |         |         |
| ◎：継続して実施中                        |  | ○：計画中                           | △：未着手   | ×：事業中止  |
| 5/11 事業                          |  | 5/11 事業                         | 1/11 事業 | 0/11 事業 |
| 【基本方針③ “ともに育てる” 緑のまちづくり】に基づく施策   |  |                                 |         |         |
| 施策方針 05                          |  | コンパクトなまちづくりと連携した次世代へ継承する緑のまちづくり |         |         |
| ◎：継続して実施中                        |  | ○：計画中                           | △：未着手   | ×：事業中止  |
| 7/11 事業                          |  | 1/11 事業                         | 3/11 事業 | 0/11 事業 |
| 施策方針 06                          |  | 多様な主体との連携・協働の拡大                 |         |         |
| ◎：継続して実施中                        |  | ○：計画中                           | △：未着手   | ×：事業中止  |
| 5/7 事業                           |  | 1/7 事業                          | 1/7 事業  | 0/7 事業  |



| 施策方針に基づく各事業の進捗状況 |          |          |         |
|------------------|----------|----------|---------|
| ◎：継続して実施中        | ○：計画中    | △：未着手    | ×：事業中止  |
| 41/62 事業         | 11/62 事業 | 10/62 事業 | 0/62 事業 |
| 66.1%            | 17.7%    | 16.1%    | 0.0%    |

【参考】施策方針に基づく各事業の進捗状況【個別】（2024（令和6）年11月時点）  
（施策及び事業名は見直し前を記載）

【評価】◎：継続して実施中、○：計画中、△：未着手、×：事業中止

| 【基本方針① “いのちを紡ぐ” 緑のまちづくり】に基づく施策      |                           |                                                                                                       |
|-------------------------------------|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施策方針 01 水と緑のネットワーク形成と生物多様性の確保       |                           |                                                                                                       |
| 01-1                                | 木曽川を軸とした水と緑のネットワークの形成     |                                                                                                       |
| 具体的事業例                              |                           | 現状と今後の取組み                                                                                             |
| 河川や緑道、街路樹の再整備による回遊性のある水と緑のネットワークの形成 |                           | 水と緑のネットワークとして、2023（令和5）年度に大江川緑道の整備が完了し、現在、青木川、奥村井筋及び木曽川沿川の緑道、遊歩道等の整備を実施中です。                           |
| 多様な主体との連携によるミズベリング138プロジェクトの推進      |                           | ミズベリング138プロジェクトとして、民間事業者との連携による各種イベント（キャンプニック、すずめのお宿音楽祭、水辺で乾杯など）を開催しています。                             |
| 01-2                                | 生き物の生息地となる都市緑地の維持・保全      |                                                                                                       |
| 具体的事業例                              |                           | 現状と今後の取組み                                                                                             |
| 保全配慮地区指定による社寺林や農地などの身近な緑の維持・保全      |                           | 保全配慮地区に指定している箇所において、市民などとの連携による管理・保全に向けた取組みを進めています。                                                   |
| 貴重な樹木の保全樹林・保存樹への指定                  |                           | 保全緑地・保存樹木を指定し、それらの管理を支援する助成要綱を策定しています。                                                                |
| 市民参加の活動による生態系の維持・保全                 |                           | 大野極楽寺公園の野鳥園内で、市民団体（一宮平成ホタルの会）により「ホタルも生息できる環境づくり」を実施しています。                                             |
| 01-3                                | 木曽川を中心とした水辺空間の活用及び環境学習の推進 |                                                                                                       |
| 具体的事業例                              |                           | 現状と今後の取組み                                                                                             |
| 木曽川の水辺空間を活用した水と緑と親しむ体験交流プログラムの推進    |                           | 民間事業者との連携により、リバーサイドフェスティバルにおけるSUP体験など、木曽川に関わる様々な体験イベントを開催しています。                                       |
| 「親子木曽川源流探検隊」などの木曽川源流におけるイベントの継続実施   |                           | 毎年夏休みに、「親子木曽川源流探検隊」イベントを開催しています。                                                                      |
| 木曽川沿川公園の広域連携を活かした木曽川の歴史・環境学習の推進     |                           | 「国際芸術祭あいち 2022」にあわせて、尾西歴史民俗資料館・ウッドデザインパーク・138 タワーパークと連携して、「木曽川アートトライアングル」を開催しており、今後も歴史・環境学習を推進していきます。 |

【評価】◎：継続して実施中、○：計画中、△：未着手、×：事業中止

| 【基本方針① “いのちを紡ぐ” 緑のまちづくり】に基づく施策               |                                                                                                              |    |
|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 施策方針 01 水と緑のネットワーク形成と生物多様性の確保                |                                                                                                              |    |
| 01-4 生物多様性の確保に向けた環境学習及び啓発活動の推進               |                                                                                                              |    |
| 具体的事業例                                       | 現状と今後の取組み                                                                                                    | 評価 |
| エコハウス 138 における<br>継続的な環境講座・体験学習の実施           | エコハウス 138 にて、「石ころアート」や「淡水アクアリウム教室」を開催し、市民向けの体験学習を実施しています。<br>また、びおっこにて「びおっこ自然観察会」を開催し、生物多様性に関する啓発活動を実施しています。 | ◎  |
| ミズベリング 138 事業における<br>「イタセンパラの展示」などの情報発信の継続   | 市庁舎や尾西歴史民俗資料館で「イタセンパラの展示」を開催したほか、木曽川に生息する生き物の探索イベント「ミズベの勇者」などのイベントを開催し、情報発信をしています。                           | ◎  |
| 尾張西部生態系ネットワーク協議会と連携した<br>生物多様性の確保に向けた啓発活動の推進 | 尾張西部生態系ネットワーク協議会と連携し、生物多様性に関する啓発活動（チラシの配架）を実施しています。                                                          | ◎  |
| 施策方針 02 防災・減災に資するグリーンインフラの充実                 |                                                                                                              |    |
| 02-1 地域の防災機能を高める身近な公園緑地の充実                   |                                                                                                              |    |
| 具体的事業例                                       | 現状と今後の取組み                                                                                                    | 評価 |
| 既存の都市公園における<br>防災対応施設の設置・更新                  | 防災トイレの設置等については、指定避難所等との優先度を考慮しながら、取組みを進めます。                                                                  | △  |
| 防災対応施設の有効活用に向けた<br>市民協働による体験学習の推進            | 防災体験イベントの一環として、地域住民とかまどベンチの組立体験を実施しています。                                                                     | ◎  |
| 02-2 都市公園・緑道の適正な維持管理                         |                                                                                                              |    |
| 具体的事業例                                       | 現状と今後の取組み                                                                                                    | 評価 |
| 公園施設長寿命化計画※に基づく<br>公園施設の更新・修繕                | 遊具等の公園施設については、専門家による定期点検及び健全度調査を行い、点検及び調査結果に基づき計画的な更新・修繕を実施しています。                                            | ◎  |
| 定期的な樹木調査及び樹木診断による<br>都市公園や緑道の維持管理            | 定期的な巡視点検等を行い、倒木被害の未然防止などの管理に努めています。                                                                          | ◎  |
| 都市公園の更新・管理ガイドラインの策定                          | 都市公園の管理の指針を取りまとめたガイドラインの策定に向けた取組みも行っています。<br>(2027（令和9）年度策定予定)                                               | ○  |



【評価】◎：継続して実施中、○：計画中、△：未着手、×：事業中止

| 【基本方針① “いのちを紡ぐ” 緑のまちづくり】に基づく施策      |                                                                                                   |    |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 施策方針 02 防災・減災に資するグリーンインフラの充実        |                                                                                                   |    |
| 02-3 美しい並木道再生を目指した街路樹の形成            |                                                                                                   |    |
| 具体的事業例                              | 現状と今後の取組み                                                                                         | 評価 |
| あいち森と緑づくり税を活用した既存街路樹の更新             | 老木化又は大木化による道路・沿道に支障が生じるおそれのある街路樹については、適宜更新を進めています。                                                | ◎  |
| 街路樹更新ガイドラインの策定                      | 街路樹の更新に関する手順等を整理した「一宮市街路樹更新計画」の策定を進めています。（2024（令和6）年度策定予定）                                        | ○  |
| 02-4 安全な道路空間を維持するための街路樹の管理          |                                                                                                   |    |
| 具体的事業例                              | 現状と今後の取組み                                                                                         | 評価 |
| 定期的な樹木調査及び樹木診断による街路樹の維持管理           | 定期的な巡視点検等による街路樹の管理を実施しています。                                                                       | ◎  |
| 街路樹管理ガイドラインの策定                      | 「一宮市街路樹更新計画」の策定後に、管理の指針を取りまとめた街路樹管理ガイドラインの策定に向けた取組みを進めます。                                         | △  |
| 02-5 洪水などの豪雨災害に対する水田の保全             |                                                                                                   |    |
| 具体的事業例                              | 現状と今後の取組み                                                                                         | 評価 |
| 水田所有者との連携による田んぼダムとしての活用             | 「田んぼダム」については、水田が広域的に点在している本市の特性を踏まえた効果検証の必要性及び水田所有者との管理面での調整等の課題を有しており、今後、活用に向けた取組みを進めます。         | △  |
| 防災協力農地制度の活用推進                       | 「防災協力農地制度」については、農地所有者をはじめ農業関係団体との調整等が必要なため、今後、制度の活用に向けた取組みを進めます。                                  | △  |
| 【基本方針② “暮らしを織りなす” 緑のまちづくり】に基づく施策    |                                                                                                   |    |
| 施策方針 03 暮らしを豊かにする緑の拠点の創出            |                                                                                                   |    |
| 03-1 Park-PFI による多様なニーズに合った都市公園の再整備 |                                                                                                   |    |
| 具体的事業例                              | 現状と今後の取組み                                                                                         | 評価 |
| Park-PFI による富田山公園の再整備               | 富田山公園については、2023（令和5）年度より「富田山公園再整備基本計画策定業務」を実施しており、公園周辺の利活用方針やサウンディングによる PPP/PFI の導入可能性の検討を進めています。 | ○  |

【評価】◎：継続して実施中、○：計画中、△：未着手、×：事業中止

| 【基本方針② “暮らしを織りなす” 緑のまちづくり】に基づく施策   |                           |                                                                                                                     |
|------------------------------------|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施策方針 03 暮らしを豊かにする緑の拠点の創出           |                           |                                                                                                                     |
| 03-2                               | 防犯カメラによる安全・安心な公園利用の推進     |                                                                                                                     |
| 具体的事業例                             |                           | 現状と今後の取組み                                                                                                           |
| 居住誘導区域内の都市公園を中心とした防犯カメラの設置・維持管理    |                           | 稲荷公園をはじめ都市公園に防犯カメラを設置し、公園利用者の安全確保に努めています。                                                                           |
| ◎                                  |                           |                                                                                                                     |
| 03-3                               | ICT（情報通信技術）を活用した都市公園の情報発信 |                                                                                                                     |
| 具体的事業例                             |                           | 現状と今後の取組み                                                                                                           |
| 市ホームページなどの Web サイトの<br>利便性・魅力向上の促進 |                           | フェイスブック等の SNS を活用してミズベリング 138 事業に関する情報発信を行っています。<br>また、公園施設の破損状況等を、市 Web サイト「パークレポ 138」を通じて公園利用者から報告できる仕組みを運用しています。 |
| ◎                                  |                           |                                                                                                                     |
| SNS などの活用による<br>『いちのみやの公園』の情報発信    |                           | 市 Web サイトにて「市内公園の開花情報」を発信しています。                                                                                     |
| ◎                                  |                           |                                                                                                                     |
| 都市公園内の Wi-Fi 環境の整備検討               |                           | 広域避難場所に指定されている「大野極楽寺公園」等において、Wi-Fi 環境の整備に向けた検討を進めています。                                                              |
| ◎                                  |                           |                                                                                                                     |
| 03-4                               | 大規模公園緑地におけるレクリエーション拠点づくり  |                                                                                                                     |
| 具体的事業例                             |                           | 現状と今後の取組み                                                                                                           |
| 木曽川沿川の大規模公園緑地の活用によるレクリエーション機能の向上   |                           | 大野極楽寺公園や光明寺公園等において、民間事業者によるイベント（キャンプニック、東海シクロクロス等）が開催されています。                                                        |
| ◎                                  |                           |                                                                                                                     |
| 03-5                               | 都市公園や緑道における健康器具の設置・活用の推進  |                                                                                                                     |
| 具体的事業例                             |                           | 現状と今後の取組み                                                                                                           |
| 都市公園や緑道の健康器具の設置                    |                           | 地域ニーズに応じて簡単な筋力トレーニングやストレッチなどができる健康器具の設置を推進しています。                                                                    |
| ◎                                  |                           |                                                                                                                     |
| 「いちのみや出前一聴」による健康器具の使い方講習会の実施       |                           | 「いちのみや出前一聴」に取り組んでいましたが、公園などでの健康器具の普及により市民から出前講座の希望がなく、講座一覧から除外しましたが、市民からの要望があれば、講習会を実施します。                          |
| ◎                                  |                           |                                                                                                                     |

【評価】◎：継続して実施中、○：計画中、△：未着手、×：事業中止

| 【基本方針② “暮らしを織りなす” 緑のまちづくり】に基づく施策    |                                                                                                                                                                            |    |
|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 施策方針 03 暮らしを豊かにする緑の拠点の創出            |                                                                                                                                                                            |    |
| 03-6                                | 中心市街地におけるまちなか空間の再構築・利活用に向けた取組み                                                                                                                                             |    |
| 具体的事業例                              | 現状と今後の取組み                                                                                                                                                                  | 評価 |
| 歩きたくなるまちなか空間の形成に向けた緑化推進             | まちなかウォーカブル推進事業にあわせて、必要に応じてまちなか空間の緑化推進に取り組む予定です。                                                                                                                            | ○  |
| 03-7                                | サイクリングロードなどの木曽川沿川の「健康づくり」拠点の整備・活用                                                                                                                                          |    |
| 具体的事業例                              | 現状と今後の取組み                                                                                                                                                                  | 評価 |
| 木曽川沿川のサイクリングロード及び遊歩道の継続的な整備及び活用推進   | 「いちのみやリバーサイドフェスティバル」において、サイクリングロードを活用したイベントを開催しています。                                                                                                                       | ◎  |
| タワーパークマラソンなどの広域イベントの継続実施            | 毎年1月の成人の日に「タワーパークマラソン」を開催しています。今後も継続的に実施する予定です。                                                                                                                            | ◎  |
| 施策方針 04 地域の特色を活かした水と緑の既存ストックの保全と活用  |                                                                                                                                                                            |    |
| 04-1                                | 「公園でイベントや朝市をしよう」などの都市公園の利活用推進                                                                                                                                              |    |
| 具体的事業例                              | 現状と今後の取組み                                                                                                                                                                  | 評価 |
| イベントや朝市などに関する情報発信                   | イベント周知にフェイスブックやインスタグラム等の SNS を活用して、情報発信を行っています。                                                                                                                            | ◎  |
| 市ホームページや Web サイトの改善による利便性の向上        | 「一宮市スポーツ・公園施設予約システム」について、市民をはじめとする利用者が分かりやすく、使いやすいよう更新を行い、各施設の利用全般に関わるお知らせや予約に関する情報を掲載しています。                                                                               | ◎  |
| 04-2                                | 富田一里塚や旧林家住宅などの歴史や文化のある緑の保全・活用                                                                                                                                              |    |
| 具体的事業例                              | 現状と今後の取組み                                                                                                                                                                  | 評価 |
| 地域との協働による富田一里塚や旧林家住宅などの歴史や文化のある緑の保全 | 2020（令和2）年度以降、尾西歴史民俗資料館にて「美濃路参勤交代物語」等の美濃路をテーマとした特別展を開催するほか、旧林家住宅を活用した「新緑のおもてなし」「紅葉のおもてなし」を開催しています。また、2022（令和4）年度には美濃路をテーマとした「第6回街道交流会」を開催し、身近な緑をはじめとした文化的価値に関する情報発信をしています。 | ◎  |
| 古木や大木などの調査・保全及び支援制度の検討              | 計画策定時（2018年度）以降、緑化条例に基づき、丹陽町外崎地内のクスノキを保存樹木として指定し、維持保全を推進しています。                                                                                                             | ◎  |

【評価】◎：継続して実施中、○：計画中、△：未着手、×：事業中止

| 【基本方針② “暮らしを織りなす” 緑のまちづくり】に基づく施策        |                             |                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施策方針 04 地域の特色を活かした水と緑の既存ストックの保全と活用      |                             |                                                                                                                                                                                 |
| 04-3                                    | 起宿や萩原宿などの美濃路の歴史を活かした緑の回廊づくり |                                                                                                                                                                                 |
| 具体的事業例                                  |                             | 現状と今後の取組み                                                                                                                                                                       |
| 美濃路を軸とした街道ネットワークの形成                     |                             | 街道ネットワークの形成について検討した結果、道路利用状況を考慮すると、緑道や街路樹を整備する幅員が不足、道路の拡幅が必要となります。道路を拡幅すると、街道の街並みが損なわれることが課題となっています。<br>スポット整備として、街道沿いにある市川房枝顕彰施設の整備を行いました。今後も、道路拡幅によらない街道ネットワークの形成に向けた検討を行います。 |
| 市民協働による歴史と文化が織りなす緑の回廊づくり                |                             | 緑化推進事業の一環として、「花いっぱい運動」を実施しており、身近な公共・公益施設で花苗等を植えつけ、管理していく活動をする団体に対して、花苗等を配付しています。                                                                                                |
| 04-4                                    | 地域の特色ある景観資源の保全・活用           |                                                                                                                                                                                 |
| 具体的事業例                                  |                             | 現状と今後の取組み                                                                                                                                                                       |
| 景観計画に基づく緑の景観資源の保全・活用                    |                             | 「一宮市景観計画」において、萩原・起宿地区及び木曾川沿川地区を将来的に「景観重点地区」として検討を行う候補地区として位置づけています。今後は、景観審議会や該当地区の住民の意見をお聞きしながら、良好な景観を形成できるよう取組みを進めます。                                                          |
| 04-5                                    | 都市農地の持続的な維持・保全及び活用          |                                                                                                                                                                                 |
| 具体的事業例                                  |                             | 現状と今後の取組み                                                                                                                                                                       |
| 市民との協働による都市農地の保全に向けた取組み                 |                             | 継続的な認定農業者制度※の活用推進に向けた情報発信に取り組めます。                                                                                                                                               |
| 市民緑地制度の活用による都市農地の保全                     |                             | 市民緑地制度については、令和5年4月に施行した緑化条例に規定しており、市 Web サイトにて PR するなど、制度の活用を推進し、都市農地の保全に取り組めます。                                                                                                |
| 市民などの多様な主体との協働による耕作放棄地などの農業振興の場としての有効活用 |                             | 農業従事者の育成等、営農活動の振興に取り組むことで遊休農地の解消及び抑制を図ります。                                                                                                                                      |



【評価】◎：継続して実施中、○：計画中、△：未着手、×：事業中止

| 【基本方針② “暮らしを織りなす” 緑のまちづくり】に基づく施策        |                                                                                                                                                    |    |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 施策方針 04 地域の特色を活かした水と緑の既存ストックの保全と活用      |                                                                                                                                                    |    |
| 04-6                                    | 貴重な農業景観である「島畑」の保全・活用                                                                                                                               |    |
| 具体的事業例                                  | 現状と今後の取組み                                                                                                                                          | 評価 |
| 観光・交流拠点としての整備による「島畑」の保全・活用              | 「島畑」が現存する丹陽町三ツ井周辺は、都市計画マスタープランにおいて産業拠点に位置づけられており、スマートインターチェンジを活用した土地区画整理事業などの面的整備により、産業や交流機能の立地誘導を図ることになっています。産業拠点において、「島畑」をはじめとした産業景観の調和や継承を図ります。 | △  |
| 【基本方針③ “ともに育てる” 緑のまちづくり】に基づく施策          |                                                                                                                                                    |    |
| 施策方針 05 コンパクトなまちづくりと連携した次世代へ継承する緑のまちづくり |                                                                                                                                                    |    |
| 05-1                                    | 市民緑地認定制度の活用によるオープンスペースの創出                                                                                                                          |    |
| 具体的事業例                                  | 現状と今後の取組み                                                                                                                                          | 評価 |
| 緑化地域内及び緑化重点地区内における市民緑地認定制度の導入           | 2023(令和5)年4月に緑化条例を施行し、緑地保全及び緑化推進に取り組んでおり、市民緑地認定制度の活用に向けて必要な要綱を作成しています。これにより、市民緑地認定制度の活用を推進します。                                                     | ◎  |
| 市民緑地認定制度に関する情報発信                        | 緑化条例の情報発信を行うため、市 Web サイトにて条例、施行規則、要綱等を公表し、情報発信を行っています。                                                                                             | ◎  |
| 05-2                                    | 開発事業に伴う緑地・オープンスペースの市民緑地認定の推進                                                                                                                       |    |
| 具体的事業例                                  | 現状と今後の取組み                                                                                                                                          | 評価 |
| 開発事業に伴う緑地の市民緑地認定に向けた取組み                 | 開発事業及び建築行為により創出される緑地についても、市民緑地認定制度の市独自施策として、税の軽減期間の延長や商業施設についても対象としています。                                                                           | ◎  |
| 民間事業者等に対する市民緑地認定制度の情報発信                 | 緑化条例の情報発信を行うため、市 Web サイトにて条例、施行規則、要綱等を公表し情報発信を行っています。                                                                                              | ◎  |

【評価】◎：継続して実施中、○：計画中、△：未着手、×：事業中止

| 【基本方針③ “ともに育てる” 緑のまちづくり】に基づく施策          |                                                                                                                                                |    |
|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 施策方針 05 コンパクトなまちづくりと連携した次世代へ継承する緑のまちづくり |                                                                                                                                                |    |
| 05-3 緑化重点地区における緑化の推進                    |                                                                                                                                                |    |
| 具体的事業例                                  | 現状と今後の取組み                                                                                                                                      | 評価 |
| 市民緑地認定制度などの活用による地域特性を踏まえた緑化の推進          | 緑化条例等に基づき、市民緑地の認定事業者に対して、市長が必要と認めた場合は、整備費の一部を助成できるようにしています。<br>また、市の独自施策として市民緑地を設置した場合、税の軽減期間を延長できるようにしています。<br>今後も、地域特性や市民ニーズを踏まえた緑化の推進を進めます。 | ○  |
| 05-4 立地適正化計画と整合した緑化地域指定への取組み            |                                                                                                                                                |    |
| 具体的事業例                                  | 現状と今後の取組み                                                                                                                                      | 評価 |
| 居住誘導区域を対象とした緑化地域の指定                     | 現時点で緑化地域の指定に向けた取組みは進んでおらず、今後、指定に向けた取組みを進めます。                                                                                                   | △  |
| 緑化地域制度導入に向けたガイドラインの策定                   | 今後、緑化地域制度の導入に向けたガイドラインを策定します。                                                                                                                  | △  |
| 民間事業者等に対する緑化助成制度に関する情報発信                | 市 Web サイトにて「緑化推進事業補助金制度」の情報発信を実施しています。今後も継続的に情報発信に努めます。                                                                                        | ◎  |
| 05-5 保全配慮地区※における緑の保全及び活用の推進             |                                                                                                                                                |    |
| 具体的事業例                                  | 現状と今後の取組み                                                                                                                                      | 評価 |
| 歴史と文化のある緑の拠点周辺の保全配慮地区指定による緑の保全・活用       | 保全配慮地区に指定した箇所（7地区）において、緑の拠点としての活用は進んでいません。今後は、緑の活用に関する歴史的文化学習などへの活用を促進するための取組みを進めます。                                                           | △  |

【評価】◎：継続して実施中、○：計画中、△：未着手、×：事業中止

| 【基本方針③ “ともに育てる” 緑のまちづくり】に基づく施策          |                                                                                           |    |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 施策方針 05 コンパクトなまちづくりと連携した次世代へ継承する緑のまちづくり |                                                                                           |    |
| 05-6                                    | 生産緑地地区の新規指定及び特定生産緑地指定の推進                                                                  |    |
| 具体的事業例                                  | 現状と今後の取組み                                                                                 | 評価 |
| 生産緑地地区の新規指定及び特定生産緑地指定の推進                | 生産緑地地区の指定から 30 年が経過した生産緑地地区については、継続的に維持・保全するために「特定生産緑地」の指定への移行を推進するとともに、生産緑地等の維持を推進しています。 | ◎  |
| 生産緑地所有者に対する情報発信                         | 市 Web サイトにて生産緑地所有者に対して、「生産緑地地区」及び「特定生産緑地」の指定促進に向けた情報発信を行っています。                            | ◎  |
| 施策方針 06 多様な主体との連携・協働の拡大                 |                                                                                           |    |
| 06-1                                    | 市民協働・民間連携による公園施設の維持管理の推進                                                                  |    |
| 具体的事業例                                  | 現状と今後の取組み                                                                                 | 評価 |
| Park-PFI による都市公園の維持管理の推進                | 富田山公園において、現在、サウンディング調査を実施するなど Park-PFI の導入可能性の検討を行っています。                                  | ○  |
| ネーミングライツスポンサーとの連携による効果的な維持管理の推進         | 光明寺公園以外での都市公園でのネーミングライツの活用は進んでいません。今後は、ネーミングライツに向けた取組みを進めます。                              | △  |
| 06-2                                    | 森林環境譲与税の活用による木材利用の促進及び啓発                                                                  |    |
| 具体的事業例                                  | 現状と今後の取組み                                                                                 | 評価 |
| 森林環境譲与税の活用による公園施設の木造化・木質化の推進            | 森林環境譲与税を活用し、ツインアーチ 138 展望塔の木質化、富田山公園のウッドデッキ等を設置しました。今後も、公園施設の木造化等を推進します。                  | ◎  |
| 「親子木曽川源流探検隊」などの木曽川源流におけるイベントの継続実施       | 夏休みに、「親子木曽川源流探検隊」イベントを開催しています。                                                            | ◎  |
| 06-3                                    | 公園愛護団体などによる緑化・美化活動の推進                                                                     |    |
| 具体的事業例                                  | 現状と今後の取組み                                                                                 | 評価 |
| 緑化・美化を推進する市民団体の活動支援                     | 公園愛護団体（58 団体）やアダプトプログラムを実施している団体（202 団体）に対して、緑化・美化に関する活動支援を継続して実施しています。                   | ◎  |

【評価】◎：継続して実施中、○：計画中、△：未着手、×：事業中止

| 【基本方針③ “ともに育てる” 緑のまちづくり】に基づく施策         |                             |                                                                                                             |
|----------------------------------------|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施策方針 06 多様な主体との連携・協働の拡大                |                             |                                                                                                             |
| 06-4                                   | あいち森と緑づくり都市緑化推進事業の活用推進      |                                                                                                             |
| 具体的事業例                                 |                             | 現況と今後の取組み                                                                                                   |
| 一宮市緑化推進事業補助金制度の継続実施及び市民や民間事業者等に対する情報発信 |                             | 「緑の街並み推進事業」を活用して、2019（令和元）年度に3件、2020（令和2）年度に7件、2021（令和3）年度に7件、2022（令和4）年度に5件、2023（令和5）年度に2件の民有地の緑化を推進しています。 |
| ◎                                      |                             |                                                                                                             |
| 06-5                                   | 「市民参加の森づくり」事業において植樹したエリアの保全 |                                                                                                             |
| 具体的事業例                                 |                             | 現況と今後の取組み                                                                                                   |
| 多様な主体との連携による市民参加の森の保全推進                |                             | 都市公園ではない緑地において、市民緑地認定制度が活用できるよう、市 Web サイト等により、PR 活動を行うなど、制度の普及に取り組んでいます。                                    |
| ◎                                      |                             |                                                                                                             |



### 3 緑の保全・創出・活用の方針

多様な主体との積極的な連携・協働により、緑が持つ多様な機能を活用したグリーンインフラを充実させ、基本理念である「水と緑で人がつながる 心ふれあうまち 一宮」を実現するため、緑化条例に則した緑の保全・創出・活用の方針を設定します。

#### 緑の保全 ～まもる～

##### 特徴ある緑を保全し、次世代へつなぐ

- 水と緑の骨格となる木曽川や青木川などの河川とその沿川の緑、都市部を包み込む農地などの自然の緑は、多様な種の共存に資する緑として保全します。
- 真清田神社や妙興寺などの社寺林、市街化区域内の生産緑地地区などの貴重な緑を保全します。
- 都市公園や街路樹などの緑は、防災機能や景観形成機能をはじめとした多様な機能を有していることから、市民生活の向上に資する緑として保全します。
- 市民や民間事業者等との連携・協働により、都市公園や街路樹などの身近な緑の保全を推進します。

#### 緑の創出 ～つくる～

##### 緑あふれるまちづくりを進め、暮らしを豊かにする

- 中心市街地などの緑が不足している地域において、市民緑地認定制度などを活用するとともに、必要に応じて緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）による園路や広場、植栽の整備などに取組むことで、効果的かつ効率的に緑とオープンスペースを創出します。
- 多様化するニーズやライフスタイルの変化に対応した公園緑地の整備を官民連携により推進するとともに、市役所や公民館などの公共施設の緑化を推進します。
- 市内を流れる河川や道路、美濃路などの旧街道の緑化を推進し、緑の拠点をつなぐ水と緑のネットワークの形成を図ります。
- 市民や民間事業者等に対して、緑化に関する情報発信を行うとともに、緑に関するイベントなどを通して、多様な主体との連携による緑あふれるまちづくりを推進します。

#### 緑の活用 ～つかう～

##### 身近な緑を活用し、人々の交流を促進する

- 都市公園をはじめとする公園緑地は、多世代が交流し、にぎわいを創出する空間として活用を図るとともに、利用方法などを市民へ情報発信することで、積極的な利用促進を図ります。
- 生産緑地地区などの市街化区域内の農地は、都市部の貴重な緑であることから、市民などと連携しながら持続的な維持・保全・活用を推進します。
- 青木川や大江川などの河川敷や島畑などの農地は、人々が自然を通して交流できる空間としての活用を図ります。

## 4 都市公園などの整備と管理の方針

2018（平成 30）年度末時点の一宮市の市民一人当たりの都市公園面積は、目標値 10.0 m<sup>2</sup>/人（国が定める標準値）に対して、5.4 m<sup>2</sup>/人に留まっており、2007（平成 19）年度と比較すると増加しているものの、依然として都市公園面積が不足しています。都市公園の配置状況を見ても、歩いて行ける範囲に都市公園が不足している地域や大規模な公園がない地域も見られます。また、今後、人口減少が進展することにより、都市公園の整備・管理に係る財源が更に縮減されることが想定されるため、新たに都市公園を整備することや既存の都市公園を適切に管理することが困難になりつつあります。

そこで、一宮市においては、「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-being が実感できる緑豊かな都市」を目指すとともに、都市公園の現状やそれを取り巻く社会情勢を踏まえ、既存ストックの活用を念頭に、「量から質」への転換を図るため、以下の方針に基づき、都市公園などの整備と管理に努めます。

### 【都市公園などの整備と管理の方針】 ⇒ 対応する基本方針

#### 1) 市民の生活の質（QOL）を高める公園緑地の再生・再整備 ⇒ 基本方針②

○都市公園は多世代の市民が利用し、地域コミュニティの拠点となる施設であることから、利用状況や市民ニーズを踏まえ、市街化区域内における拠点性の高い都市公園（九品地公園や平島公園など）を中心に機能の再編・再整備を推進します。

○市民、事業者等による利活用の状況を踏まえた公園再生、防災減災、バリアフリー、老朽化対策など、きめ細かく対応し、居心地が良く、誰もが安全・安心で、快適に過ごせる空間づくりを推進します。

#### 2) 土地区画整理事業などの開発に伴う公園緑地の整備・管理 ⇒ 基本方針②、③

○外崎土地区画整理事業をはじめとした市街地開発事業に伴う公園の整備については、地元意見などを踏まえながら計画的に整備を推進します。また、整備した公園については、住民等による公園管理団体などの組織を設立するなど、地域主体での管理ができる仕組みづくりを推進します。

#### 3) 民間活力の導入の促進による公園緑地の再整備・管理 ⇒ 基本方針①、②、③

○広域的な交流拠点やレクリエーション・防災拠点となる公園（大野極楽寺公園や富田山公園など）については、指定管理者制度※や Park-PFI などの新たな制度を活用し、積極的に民間活力を導入することで、利便性及び快適性・防災性の高い都市公園の再整備・管理を推進します。

○公園種別や地域の特性に応じたパークマネジメントプラン（公園の管理運営方針）を作成し、これに基づく都市公園などの管理に取組みます。

#### 4) 計画的かつ効果的な公園緑地の管理 ⇒ 基本方針①

○公園施設長寿命化計画などに基づき、限られた財源の中で計画的かつ効果的な公園施設の適正な管理を推進します。

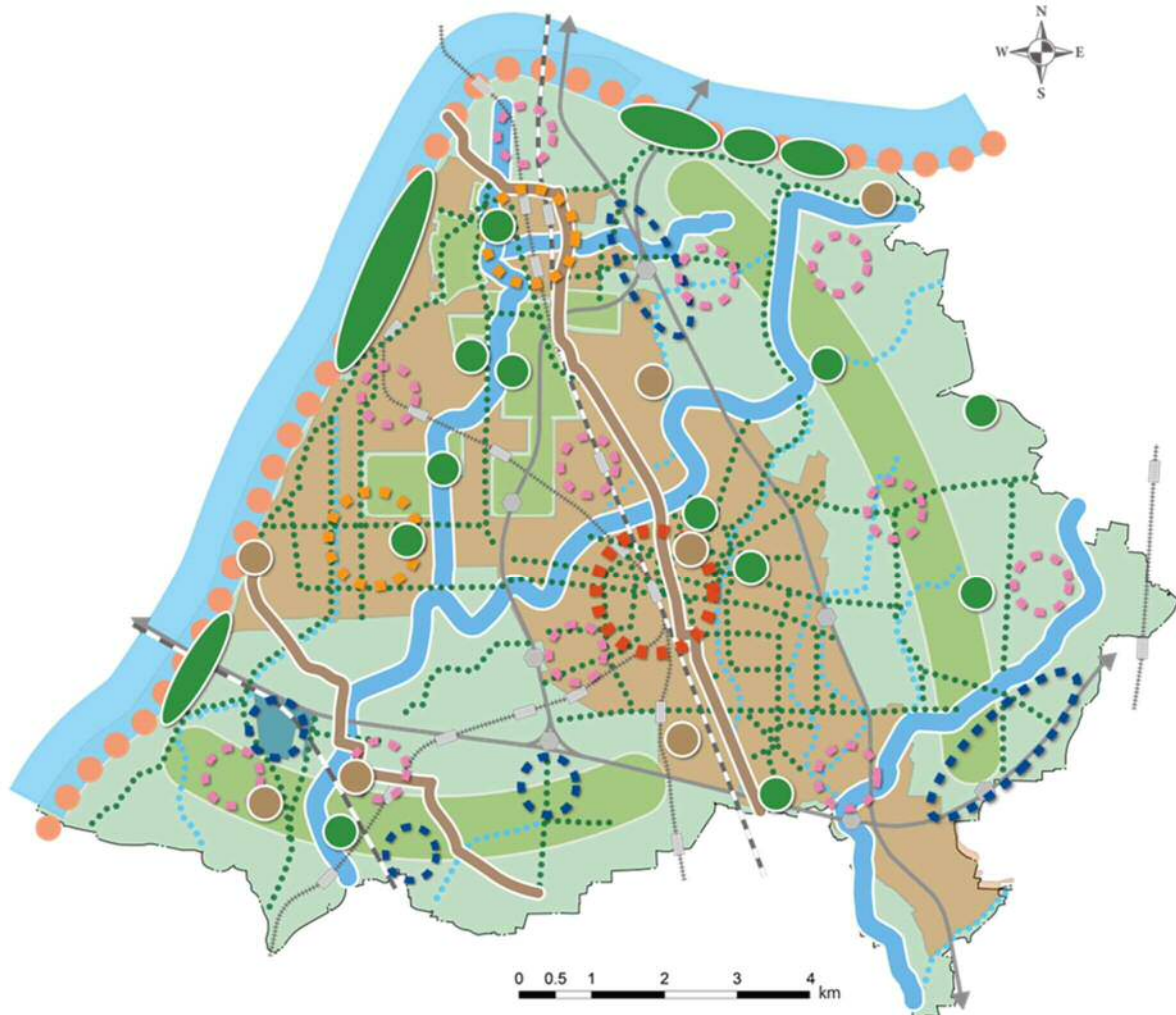
○公園緑地が新たな価値の創出や社会課題の解決の場となるよう、NbS※（自然を基盤とした解決策）の視点からグリーンインフラとしての保全・利活用に計画的に取組みます。

#### 5) 多様な主体との協働による公園緑地の管理 ⇒ 基本方針③

○公園愛護団体やアダプトプログラム制度による管理を今後も継続的に推進するとともに、都市公園法や都市緑地法などの関係法令の制度利用を積極的に推進し、地域による管理や産業・福祉と連携した管理・活用を推進します。

## 5 緑の将来像

一宮市の目指すべき緑の姿を、木曽川の水辺空間軸や日光川をはじめとした水と緑のネットワーク軸、緑の拠点などで構成される緑の将来像として示します。



凡 例

|  |                                    |  |                   |
|--|------------------------------------|--|-------------------|
|  | 木曽川の水辺空間軸                          |  | 緑と農の田園環境エリア       |
|  | 主要な水と緑のネットワーク軸<br>(日光川、野府川、青木川)    |  | 中核となる緑の拠点 (都市公園等) |
|  | 水のネットワーク軸 (河川や水路)                  |  | 歴史と文化のある緑の拠点      |
|  | 緑のネットワーク軸<br>(街路樹のある道路や緑道)         |  | 高規格幹線道路軸          |
|  | 歴史と文化が織りなす緑の回廊                     |  | 公共交通軸 (JR・名鉄)     |
|  | 木曽川を軸とした広域交流軸<br>(木曽川沿川のサイクリングロード) |  |                   |

ゾーン区分

|  |         |  |           |  |         |
|--|---------|--|-----------|--|---------|
|  | 都市居住ゾーン |  | 田園環境共生ゾーン |  | 工業集積ゾーン |
|  | 都市拠点    |  | 副次的都市拠点   |  | 地域生活拠点  |
|  |         |  |           |  | 産業拠点    |

※ゾーン区分は一宮市都市計画マスタープランにおける位置づけを引用

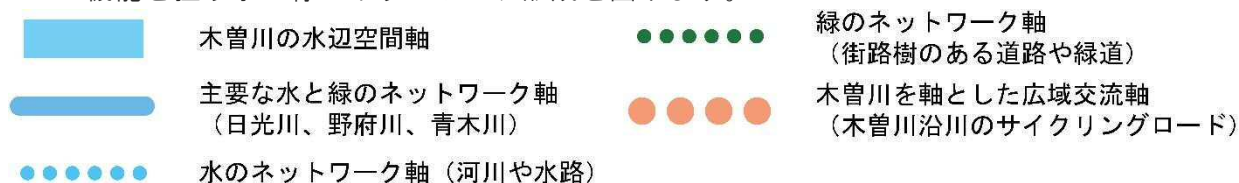
図 緑の将来像



## 【緑の将来像の考え方】

### いのちを紡ぐ緑

一宮市の特徴的な水と緑の軸である木曽川を「水辺空間軸」、**市内を流れる**日光川や野府川、青木川とその沿川の緑地を「主要な水と緑のネットワーク軸」、その他の河川や水路を「水のネットワーク軸」、街路樹のある道路や緑道を「緑のネットワーク軸」、**木曽川沿川自治体との広域交流の連携を図るサイクリングロードなどを「木曽川を軸とした広域交流軸」として位置づけ**、動植物の生息・生育空間や交流・レクリエーション機能を担う水と緑のネットワーク形成を図ります。



### 暮らしを織りなす緑

主要な都市公園や公共施設緑地を「中核となる緑の拠点」、真清田神社や妙興寺、尾西歴史民俗資料館などの一宮市の歴史と文化の象徴となる拠点を「歴史と文化のある緑の拠点」、旧街道の歴史文化を残す美濃路や岐阜街道を「歴史と文化が織りなす緑の回廊」、市街化区域を囲むように広がる田園環境を「緑と農の田園環境エリア」と位置づけ、都市と田舎が織りなす景観や都市のにぎわい創出機能を担い、市民の快適な暮らしを支える緑の拠点づくりを推進します。



### ともに育てる緑

都市計画マスタープランにおいて位置づけられた3つのゾーン、3つの拠点については、持続可能なまちづくりと連携しながら、行政をはじめ市民や民間事業者等の多様な主体が一体となって、ともに育てる緑のまちづくりを推進します。

#### 【ともに育てる緑のゾーン】

都市居住ゾーン（市街化区域）、田園環境共生ゾーン（市街化調整区域）、工業集積ゾーンは、各地区の土地利用や地域特性を踏まえながら、緑をともに育てます。

#### 【ともに育てる緑の拠点】

**都市機能の集積を図る**都市拠点（一宮駅周辺）や副次的都市拠点（尾西庁舎周辺及び木曽川駅周辺）、地域生活拠点（出張所などの周辺）では、積極的な緑化を推進します。

**産業拠点**（高速道路インターチェンジなど、広域交通ネットワークの既存ストックを活用できる場所）では、多様な主体との連携により産業景観との調和や継承を図ります。

#### 【ともに育てる緑のゾーン】



#### 【ともに育てる緑の拠点】





## 【コラム】

**NbS（自然を基盤とした解決策）とは**

NbS (Nature-based solutions)とは、  
「社会課題に効果的かつ順応的に対処する方法で、自然及び改変された生態系を保護し、持続可能に管理し、回復させることで、人間の福利と生物多様性の両方に利益をもたらす行動」(IUCN, 2016)であり、持続可能な開発の達成のために必要不可欠なメカニズムとされています。

**自然を基盤とした解決策**  
**(Nature-based Solutions: NbS)**


出典：国際自然保護連合 (IUCN),  
Morita and Matsumoto, 2021

## 【事例1】京都市

都市における雨水貯留・浸透機能を持った植栽空間『雨庭(あめにわ)』の整備

京都市では、市民の生命と財産を守るため、関係部局が連携して、浸水被害の最小化を図る「雨に強いまちづくり」を推進しています。緑地等の浸透域の保全や雨水流出抑制施設の整備の一つとして雨庭(あめにわ)を整備しています。

雨庭とは、雨水を一時的に貯留し、ゆっくり地中に浸透させる構造を持った植栽空間です。

雨庭は、貯留・浸透機能だけでなく、枯山水などの伝統的庭園づくりの技術に学びながら、四季折々の花や紅葉も楽しめる空間となっています。



京都学園大学のキャンパスに枯山水をモチーフに整備された「雨庭」〔写真出典：NbS 研究センター事例集〕

## 【事例2】東京都豊島区

公園と緑を街の力に変えた公園再生～アーバンリビング・南池袋公園～

池袋の新しい人気スポットとなっている南池袋公園は、2016（平成28）年3月に再整備され、オープンしました。再整備以前の南池袋公園は、緑がうっそうと茂って暗く、治安も悪く、子どもたちも寄り付かないような場所でした。

公園の再整備にあたり、池袋駅を中心として半径約500mに立地する公園を拠点として、緑豊かな公共空間をつなぐことで、街全体の魅力向上を図ること、災害時には、帰宅困難者の支援や炊き出しの拠点となるカフェ・レストランを備えた防災拠点とすることが計画されました。

そして、地域住民の参加による持続可能な公園経営を実現するために、関係者が集まる『南池袋公園をよくする会』を設置し、自主的な管理運営を実践しています。



池袋地区改革のシンボル・南池袋公園  
〔写真出典：NbS 研究センター事例集〕

第1章 計画の基本事項

第2章 これまでの緑のまちづくり

第3章 計画の基本的な考え方

**第4章 緑のまちづくりに関する施策**

第5章 緑のまちづくりの推進

参考資料

## 第4章 緑のまちづくりに関する施策

### 1 施策の体系

次頁以降に示す施策の体系は、基本理念及び基本方針、そして目標の実現に向けた具体的な取組みとなる6つの施策方針を示しています。

また、基本理念及び基本方針に沿った個別施策については、基本的な考え方とともに具体的な事業例や主な担い手を示しています。



図 水と緑のネットワークでつながる将来の一宮市のイメージ



水と緑で人がつながる 心ふれあうまち 一宮



【基本方針①】  
“いのちを紡ぐ”  
緑のまちづくり

【基本方針①】に基づく施策方針

【施策方針 01】

水と緑のネットワーク形成と生物多様性の確保

【施策方針 02】

防災・減災に資するグリーンインフラの充実



【基本方針②】  
“暮らしを織りなす”  
緑のまちづくり

【基本方針②】に基づく施策方針

【施策方針 03】

暮らしを豊かにする緑の拠点の創出

【施策方針 04】

地域の特色を活かした  
水と緑の既存ストックの保全と活用



【基本方針③】  
“ともに育てる”  
緑のまちづくり

【基本方針③】に基づく施策方針

【施策方針 05】

コンパクトなまちづくりと連携した  
次世代へ継承する緑のまちづくり

【施策方針 06】

多様な主体との連携・協働の拡大



## 個別施策

黒字：2020（令和2）年改定時からの施策

赤字：今回改定箇所 青字：施策（考え方）及び具体的事業の【追加】・【見直し】

## 将来目標

|                                |       |
|--------------------------------|-------|
| 01-1：木曽川を軸とした水と緑のネットワークの形成     | 【見直し】 |
| 01-2：生き物の生息地となる都市緑地の維持・保全      | 【見直し】 |
| 01-3：木曽川を中心とした水辺空間の活用及び環境学習の推進 |       |
| 01-4：生物多様性の確保に向けた環境学習及び啓発活動の推進 |       |

|                            |           |
|----------------------------|-----------|
| 02-1：地域の防災機能を高める身近な公園緑地の充実 |           |
| 02-2：都市公園・緑道の適正な管理         | 【追加】【見直し】 |
| 02-3：美しい並木道再生を目指した街路樹の形成   |           |
| 02-4：安全な道路空間を維持するための街路樹の管理 |           |
| 02-5：洪水などの豪雨災害に対する水田の保全    |           |

|                                        |           |
|----------------------------------------|-----------|
| 03-1：官民連携による多様なニーズに合った都市公園の再整備         | 【見直し】     |
| 03-2：防犯カメラによる安全・安心な公園利用の推進             |           |
| 03-3：ICT（情報通信技術）を活用した都市公園の情報発信         | 【見直し】     |
| 03-4：大規模公園緑地におけるレクリエーション拠点づくり          | 【追加】【見直し】 |
| 03-5：都市公園や緑道における健康器具の設置・活用の推進          |           |
| 03-6：中心市街地などにおけるまちなか空間の再構築・利活用に向けた取組み  | 【追加】【見直し】 |
| 03-7：サイクリングロードなどの木曽川沿川の「健康づくり」拠点の整備・活用 | 【見直し】     |

|                                    |           |
|------------------------------------|-----------|
| 04-1：「公園でイベントや朝市をしよう」などの都市公園の利活用推進 |           |
| 04-2：富田一里塚や旧林家住宅などの歴史や文化のある緑の保全・活用 |           |
| 04-3：起宿や萩原宿などの美濃路の歴史を活かした緑の回廊づくり   |           |
| 04-4：地域の特色ある景観資源の保全・活用             | 【見直し】     |
| 04-5：都市農地の持続的な維持・保全及び活用            | 【追加】【見直し】 |
| 04-6：「島畑」をはじめとした産業景観の継承            | 【見直し】     |

|                                |           |
|--------------------------------|-----------|
| 05-1：市民緑地認定制度の活用によるオープンスペースの創出 | 【見直し】     |
| 05-2：民間事業者等による緑地・オープンスペース確保の推進 | 【追加】【見直し】 |
| 05-3：緑化重点地区における緑化の推進           |           |
| 05-4：立地適正化計画と整合した緑化地域指定への取組み   |           |
| 05-5：保全配慮地区における緑の保全及び活用の推進     | 【見直し】     |
| 05-6：生産緑地地区の新規指定及び特定生産緑地指定の推進  |           |

|                                  |           |
|----------------------------------|-----------|
| 06-1：市民協働・官民連携による公園施設の管理の推進      | 【見直し】     |
| 06-2：森林環境譲与税の活用による木材利用の促進及び啓発    | 【追加】【見直し】 |
| 06-3：公園愛護団体などによる緑化・美化活動の推進       | 【追加】      |
| 06-4：あいち森と緑づくり都市緑化推進事業の活用推進      |           |
| 06-5：「市民参加の森づくり」事業において植樹したエリアの保全 |           |

## 成果指標①

生物多様性に関する活動の実施回数

【基準値】

2018（H30）年度

22回/年

【目標値】

2030（R12）年度

30回/年

## 成果指標②

都市公園の利活用回数

【基準値】

2018（H30）年度

415回/年

【目標値】

2030（R12）年度

520回/年

## 成果指標③

緑に関する取組みの関心度

【基準値】

2018（H30）年度

17.3%

【目標値】

2030（R12）年度

33.0%

## 達成指標①

市街化区域の緑地率

【基準値】

2018（H30）年度

7.0%

【目標値】

2030（R12）年度

7.0%

## 達成指標②

市民一人当たりの公的緑地面積

【基準値】

2018（H30）年度

9.0㎡/人

【目標値】

2030（R12）年度

10.0㎡/人

## 2 緑のまちづくりの施策

ここでは、基本理念及び基本方針に沿った個別施策を示します。

### 【個別施策の見方】

各個別施策では、基本方針及び施策方針に沿った考え方と、前計画からの継続性を示しています。また、具体的事業例として、現在想定している、もしくは今後取組んでいきたい事業とその主な担い手を示しています。

施策番号
前計画からの継続性
個別施策名
【継続】

01-2
生き物の生息地となる都市緑地の維持・保全

都市緑地法との対応

都市公園等の整備

都市公園等の管理

緑地の保全

緑化の推進

●木曽川の水辺環境や市内を流れる河川、市街地に点在する社寺林や屋敷林、農地などの都市緑地は、多様な生物の生息・移動空間となっていることから、これからも多様な種が共存できるよう、都市緑地の維持・保全を推進します。

都市緑地法との対応項目  
(着色部分が対応)



韮江緑地公園

個別施策の考え方

主な担い手

| 具体的事業例                             | 市民 | 民間事業者等 | 行政 |
|------------------------------------|----|--------|----|
| 保全配慮地区指定による<br>社寺林や農地などの身近な緑の維持・保全 | ○  | —      | ○  |

事業該当エリア

○市全域

●事業を想定する地域（都市マスでの地域区分）

○生物多様性の確保において、社寺林や農地などの市民に身近な緑が果たす機能を最大限に発揮させるため、保全配慮地区に指定する箇所を中心に市民との連携による維持管理・保全に取り組めます。

|                    |   |   |   |
|--------------------|---|---|---|
| 貴重な樹木の保全樹林・保存樹への指定 | ○ | ○ | ○ |
|--------------------|---|---|---|

事業該当エリア

○市全域

○身近な緑を継続的に保全するためには、健全な状態を維持することが重要であることから、貴重な樹木などを保存樹林や保存樹へ指定し、市民が主体的に維持管理を行うことができるよう、行政による支援制度の検討を行います。

|                     |   |   |   |
|---------------------|---|---|---|
| 市民参加の活動による生態系の維持・保全 | ○ | ○ | ○ |
|---------------------|---|---|---|

事業該当エリア

○市全域

○木曽川や青木川などの水辺空間、都市公園や街路樹、社寺林や農地などの都市緑地は、多様な生き物の生息・移動空間であることから、自治会や子ども会などによる清掃・美化活動などの市民参加による維持管理・環境保全活動を推進することで、多様な主体との連携による生態系の維持・保全に努めます。

想定する事業の内容



## 〈基本方針① “いのちを紡ぐ” 緑のまちづくり〉に基づく施策

## 【施策方針 01】水と緑のネットワーク形成と生物多様性の確保

## 01-1 木曽川を軸とした水と緑のネットワークの形成

【継続】

## 都市緑地法との対応

## 都市公園等の整備

## 都市公園等の管理

## 緑地の保全

## 緑化の推進

●一宮市の骨格軸であり、日本を代表する河川である木曽川については、国による水辺空間の整備・改善を継続的に要望するとともに、周辺の公園緑地の再整備及び適正な管理を推進しながら、水と緑のネットワークの形成に取り組みます。また、木曽川をはじめ、青木川や日光川などの河川や水路、尾西緑道などの緑道や植樹帯（街路樹）などにより、市街地と緑の拠点がつながるよう、回遊性のある水と緑のネットワークの形成に努めます。



木曽川の水と緑の空間  
（出典：大野極楽寺公園HP）

| 具体的事業例                                                                                                                                |                                                 | 市民 | 民間事業者等 | 行政 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|----|--------|----|
| 自然を活かした河川や緑道、植樹帯（街路樹）の再整備による回遊性のある水と緑のネットワークの形成                                                                                       |                                                 | —  | —      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                                                                               | ○市全域                                            |    |        |    |
| ○緑が不足している市街地と緑の拠点を水と緑のネットワークでつなぐことにより、人や多様な生き物が回遊することができるよう、市内を流れる河川や水路、緑道や植樹帯（街路樹）などの適正な管理に努めるとともに、地域の生態系に配慮した整備・改修（在来種による植栽等）に努めます。 |                                                 |    |        |    |
| 多様な主体との連携によるミズベリング 138 プロジェクトの推進                                                                                                      |                                                 | ○  | ○      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                                                                               | ○浅井町地域<br>○葉栗・北方町・木曽川町地域<br>○奥町地域<br>○尾西北部・南部地域 |    |        |    |

○木曽川を中心に展開される「ミズベリング138プロジェクト」について、国や愛知県、沿川自治体などの行政と市民や民間事業者等の多様な主体との連携により、生物多様性に係る環境学習や水辺空間の保全・活用を推進します。また、木曽川については、国による水辺空間の整備・改善を引き続き要望することで、一宮市の骨格となる水と緑のネットワークの形成に努めます。

## 都市緑地法との対応

## 都市公園等の整備

## 都市公園等の管理

## 緑地の保全

## 緑化の推進

- 木曽川の水辺環境や市内を流れる河川、市街地に点在する社寺林や屋敷林、農地などの都市緑地は、多様な生き物の生息・生育空間となっていることから、これからも多様な種が共存できるよう、都市緑地の維持・保全を推進します。



韮江緑地公園

| 具体的事業例                         | 市民 | 民間事業者等 | 行政 |
|--------------------------------|----|--------|----|
| 保全配慮地区などの社寺林や都市農地などの身近な緑の維持・保全 | ○  | —      | ○  |

| 事業該当エリア | ○市全域 |
|---------|------|
|---------|------|

○生物多様性の確保において、保全配慮地区などの社寺林や都市農地などの市民に身近な緑が果たす機能を最大限に発揮させるため、市民等との連携による管理・保全に取り組めます。

|                     |   |   |   |
|---------------------|---|---|---|
| 貴重な樹木の保全樹林・保存樹木への指定 | ○ | ○ | ○ |
|---------------------|---|---|---|

| 事業該当エリア | ○市全域 |
|---------|------|
|---------|------|

○身近な緑を継続的に保全するためには、健全な状態を維持することが重要であることから、貴重な樹木などを保存樹林や保存樹木に指定し、市民等が主体的に管理を行うことができるよう、緑化条例に基づく支援を行います。



保存樹木

|                     |   |   |   |
|---------------------|---|---|---|
| 市民参加の活動による生態系の維持・保全 | ○ | ○ | ○ |
|---------------------|---|---|---|

| 事業該当エリア | ○市全域 |
|---------|------|
|---------|------|

○木曽川や青木川などの水辺空間、都市公園や植樹帯（街路樹）、社寺林や農地などの都市緑地は、多様な生き物の生息・生育空間であることから、自治会や子ども会などによる清掃・美化活動などの市民参加による管理・環境保全活動を推進することで、多様な主体との連携による生態系の維持・保全に努めます。



市民による清掃・美化活動



## 01-3 木曽川を中心とした水辺空間の活用及び環境学習の推進

【新規】

都市緑地法との対応

都市公園等の整備

都市公園等の管理

緑地の保全

緑化の推進

●木曽川沿川には、一宮市の代表的な観光・交流拠点である大野極楽寺公園や光明寺公園、138タワーパークをはじめ、河川環境楽園（岐阜県各務原市）、フラワーパーク江南（愛知県江南市）などがあることから、沿川自治体との連携を図りながら、木曽川沿川の水辺空間を有効的に活用するとともに、木曽川の歴史と文化を通じた環境学習を推進することで、市内外の人々の交流の促進に努めます。



木曽川の水辺空間を活用した  
SUP体験

| 具体的事業例                                                                                                                                                                    |                                                 | 市民 | 民間事業者等 | 行政 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|----|--------|----|
| 木曽川の水辺空間を活用した<br>水と緑と親しむ体験交流プログラムの推進                                                                                                                                      |                                                 | ○  | ○      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                                                                                                                   | ○浅井町地域<br>○葉栗・北方町・木曽川町地域<br>○尾西北部・南部地域          |    |        |    |
| ○大野極楽寺公園や富田山公園などの木曽川沿川の大規模公園緑地を中心に、おだやかな水面を活用したSUP（スタンドアップパドルボード）やカヌーなどの体験イベントを、国や愛知県、沿川自治体、市民や民間事業者等の多様な主体との連携により開催することで、木曽川沿川に関わる多様な人々の交流を促進し、水辺を中心としたにぎわい空間の創出に取り組めます。 |                                                 |    |        |    |
| 「親子木曽川源流探検隊」などの<br>木曽川源流におけるイベントの継続実施                                                                                                                                     |                                                 | ○  | —      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                                                                                                                   | ○市全域                                            |    |        |    |
| ○「親子木曽川源流探検隊」などの交流イベントを継続的に実施して、市内の親子が木曽川源流のまちである長野県木祖村を訪れ、木曽川源流の自然や文化、人々との交流を通して、日々の生活に必要な水と緑の大切さを知る機会を創出します。                                                            |                                                 |    |        |    |
| 木曽川沿川公園の広域連携を活かした<br>木曽川の歴史・環境学習の推進                                                                                                                                       |                                                 | ○  | —      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                                                                                                                   | ○浅井町地域<br>○葉栗・北方町・木曽川町地域<br>○奥町地域<br>○尾西北部・南部地域 |    |        |    |
| ○大野極楽寺公園や138タワーパークを中心に、木曽川沿川にある河川環境楽園やフラワーパーク江南、かさだ広場などの木曽川を軸とした広域的な交流拠点との連携を強化することで、木曽川の文化や歴史などを楽しく学べる取組みを推進します。                                                         |                                                 |    |        |    |

## 都市緑地法との対応

## 都市公園等の整備

## 都市公園等の管理

## 緑地の保全

## 緑化の推進

- 一宮市の環境学習の拠点となっているエコハウス 138 において、市民との協働により整備されたビオトープ「びおっこ」をより一層活用し、環境学習を推進することで、生物多様性に関する市民意識の向上を図ります。また、大野極楽寺公園で実施されている「平成一宮ホタルの会」などの環境保全に取り組む市民活動を推進します。
- 国の天然記念物であり、国内希少野生動植物種に指定されているイタセンバラをはじめ、多様な生き物が生息する木曽川は、生物多様性の確保において重要な役割を担っていることから、今後も多様な生き物が生息できる環境を維持するため、木曽川の自然や生態系に関する環境学習を推進し、環境保全に対する市民意識の向上に努めます。



エコハウス 138 のびおっこ



ミズベリング 138 事業におけるイタセンバラの展示

| 具体的事業例                                                                                                                                                     |                                       | 市民 | 民間事業者等 | 行政 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|----|--------|----|
| エコハウス 138 における<br>継続的な環境講座・体験学習の実施                                                                                                                         |                                       | ○  | ○      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                                                                                                    | ○木曽川町地域<br>○今伊勢町・奥町地域                 |    |        |    |
| ○エコハウス 138 内のビオトープ「びおっこ」を中心に、一宮市に生息する多様な生き物の観察会や飼育講座、石や草などを活用したアート作品づくりなどの市民向けの体験学習を継続的に実施します。また、びおっこにて活動する市民ボランティア団体「びおっこの会」への参加を促進し、生物多様性に関する啓発活動に取組みます。 |                                       |    |        |    |
| ミズベリング 138 事業における<br>「イタセンバラの展示」などの情報発信の継続                                                                                                                 |                                       | —  | —      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                                                                                                    | ○本庁地域<br>○葉栗・北方町・木曽川町地域<br>○尾西北部・南部地域 |    |        |    |
| ○国の天然記念物であるイタセンバラについては、一宮市全体で保護意識を高めるとともに、木曽川の水辺環境の保全についても関心を持ってもらうため、ミズベリング 138 事業におけるイタセンバラの展示及びその生態に関する情報発信を継続的に実施します。                                  |                                       |    |        |    |
| 尾張西部生態系ネットワーク協議会と連携した<br>生物多様性の確保に向けた啓発活動の推進                                                                                                               |                                       | ○  | —      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                                                                                                    | ○市全域                                  |    |        |    |

○尾張西部地域の自治体（一宮市を含む 11 市 5 町 1 村）により構成される尾張西部生態系ネットワーク協議会と連携を図りながら、生物多様性に関する啓発活動に取組みます。

## 〈基本方針①：“いのちを紡ぐ”緑のまちづくり〉に基づく施策

## 【施策方針 02】 防災・減災に資するグリーンインフラの充実

## 02-1 地域の防災機能を高める身近な公園緑地の充実

【継続】

都市緑地法との対応

都市公園等の整備

都市公園等の管理

緑地の保全

緑化の推進

- 既存の都市公園や緑地において、災害時でも対応可能な防災拠点とするため、防災対応施設の設置・更新を推進し、平常時にはキャンプ利用、**地震など**の災害時には被災者の**避難場所**や災害対応活動拠点として利用できるよう、公園緑地の防災機能の向上を図ります。また、更新した防災対応施設を効果的かつ円滑に活用できるよう、利用方法などの勉強会や防災体験イベントなどの取組みを推進します。



キャンプ利用のできる  
防災公園のイメージ  
(出典：千葉縣市川市HP)

| 具体的事業例                                                                                                                  | 市民   | 民間事業者等 | 行政 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|--------|----|
| 既存の都市公園における<br>防災対応施設の設置・更新                                                                                             | —    | —      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                                                                 | ○市全域 |        |    |
| ○大野極楽寺公園や光明寺公園などの地域の拠点となる都市公園については、防災トイレや防災備蓄倉庫の設置のほか、カマドベンチなどの防災対応施設の設置・更新に取り組むことで、平常時のにぎわい空間だけではなく、災害時には防災空間として活用します。 |      |        |    |
| 防災対応施設の有効活用に向けた<br>市民協働による体験学習の推進                                                                                       | ○    | ○      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                                                                 | ○市全域 |        |    |

- 防災対応施設を設置・更新した都市公園において、災害時に市民が円滑に使用することができるよう、市民や民間事業者等との協働による防災体験イベントなどの実施に取り組めます。

## 都市緑地法との対応

## 都市公園等の整備

## 都市公園等の管理

## 緑地の保全

## 緑化の推進

●公園施設の更新においては、公園施設長寿命化計画などに基づき、計画的かつ効果的な更新・修繕に努めます。また、施設の更新にあたっては、費用対効果を検証し、より質の高い公園施設の整備を推進します。

●市街地における都市公園や緑道は、市民の憩いや集いの場としての機能だけではなく、生物多様性の保全や気温上昇の抑制、災害時の避難場所などの多様な機能を有していることから、それらのグリーンインフラの充実を図るため、計画的な調査・適正な管理及び更新に努めます。

●都市公園の管理においては、公園 DX※として、公園の利用、管理等に関する情報をデジタル化することで、公園管理の業務の効率化、利用者の安全性の確保、サービスの向上を図ります。



公園施設の更新  
(稲荷公園)

| 具体的事業例                                                                                                                          | 市民   | 民間事業者等 | 行政 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|--------|----|
| 公園施設長寿命化計画に基づく<br>公園施設の更新・修繕                                                                                                    | —    | —      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                                                                         | ○市全域 |        |    |
| ○都市公園における遊具や休憩施設などの公園施設は、公園施設長寿命化計画に基づき、誰もが安全・安心に利用できるよう、専門家による適正な定期点検や健全度調査などを実施し、その結果に基づき計画的かつ効果的な更新・修繕を行います。                 |      |        |    |
| 定期的な樹木調査及び樹木診断による<br>都市公園や緑道 <b>の管理</b>                                                                                         | —    | —      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                                                                         | ○市全域 |        |    |
| ○都市公園や緑道の樹木について、樹木の高齢化や病虫害による倒木、枯れなどを未然に防ぎ、市民が安全・安心に利用できるよう、定期的な樹木調査や樹木医による樹木診断を計画的に実施します。                                      |      |        |    |
| 都市公園の更新・管理ガイドラインの策定                                                                                                             | —    | —      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                                                                         | ○市全域 |        |    |
| ○市民に身近な都市公園が交流・にぎわいの空間として活用されるよう、公園施設の <b>適正</b> な更新・ <b>管理</b> や市民などとの協働による <b>管理</b> の指針を取りまとめたガイドラインを策定し、安全・安心な公園利用の促進に努めます。 |      |        |    |
| 公園 DX による公園施設管理の効率化                                                                                                             | ○    | —      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                                                                         | ○市全域 |        |    |
| ○都市公園等における施設の破損（遊具・ベンチの破損や照明灯の不点灯、倒木等）の情報を、公園利用者が簡単にスマートフォンで通報することができる「パークレポ 138」により、公園施設管理の効率化及び利用者の安全性の確保を図ります。               |      |        |    |



## 02-3 美しい並木道再生を目指した街路樹の形成

【継続】

## 都市緑地法との対応

## 都市公園等の整備

## 都市公園等の管理

## 緑地の保全

## 緑化の推進

- 一宮市内の幹線道路において、緑あふれた美しい並木道の再生を目指した街路樹の形成を推進し、街路樹が織りなす都市景観の向上を図ります。また、街路樹の形成にあたっては、対象樹木や対象路線の選定方法等の街路樹の更新に関する一宮市のルールを定め、適切な更新に取り組めます。



街路樹並木

| 具体的事業例                                                                                                                                |      | 市民 | 民間事業者等 | 行政 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|--------|----|
| あいち森と緑づくり税を活用した<br>既存街路樹の更新                                                                                                           |      | —  | —      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                                                                               | ○市全域 |    |        |    |
| ○植栽年数が経過し、寿命を迎えるような街路樹や病虫害等による倒木の危険性があるような街路樹や巨木化による歩道の根上りを解消する必要がある街路樹などについて、植樹帯や沿道状況、沿道住民の意向などを踏まえながら、あいち森と緑づくり税を活用した街路樹の更新に取り組めます。 |      |    |        |    |
| 街路樹更新ガイドラインの策定                                                                                                                        |      | —  | —      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                                                                               | ○市全域 |    |        |    |

- 街路樹を更新するにあたり、その手順や方法を示すとともに、対象樹木の樹種選定や対象路線の選定方法などについて取りまとめたガイドラインを策定します。

## 都市緑地法との対応

## 都市公園等の整備

## 都市公園等の管理

## 緑地の保全

## 緑化の推進

- 安全で快適な道路空間を維持するためには、枯れ木や病虫害などによる倒木を未然に防ぐとともに、市民や民間事業者等と連携した日常的な**管理**が重要です。そのため、道路管理者と連携した日常的な点検を行うとともに、樹種に応じた剪定手法などの街路樹の**管理**に関する一宮市のルールを定め、適正な**管理**に努めます。



更新した街路樹

| 具体的事業例                          | 市民   | 民間事業者等 | 行政 |
|---------------------------------|------|--------|----|
| 定期的な樹木調査及び樹木診断による街路樹の <b>管理</b> | —    | —      | ○  |
| 事業該当エリア                         | ○市全域 |        |    |

○街路樹について、枯れ木や病虫害などによる倒木を未然に防ぎ、安全な道路空間を維持するため、道路管理者と連携し、定期的な樹木調査や樹木医による樹木診断を計画的に実施します。

|                |      |   |   |
|----------------|------|---|---|
| 街路樹管理ガイドラインの策定 | —    | — | ○ |
| 事業該当エリア        | ○市全域 |   |   |

○車や人が安全に道路を通行できるよう、樹種に応じた剪定方法などの管理方法及び市民や地域との連携による**管理**の手法などを取りまとめたガイドラインを策定し、これに基づいて美しく健全な街路樹の**管理**に取り組めます。

## 02-5 洪水などの豪雨災害に対する水田の保全

【継続】

## 都市緑地法との対応

## 都市公園等の整備

## 都市公園等の管理

## 緑地の保全

## 緑化の推進

- 都市において水田は、地下水を供給する水源涵養機能や夏場の気温上昇を抑制する気候緩和機能のほか、**流域治水※対策となる**台風や豪雨などに対する洪水防止機能等の多面的な機能を有しています。そのため、洪水などの豪雨災害に対する被害を抑制するため、都市部に広がる水田を保全し、貯水機能の活用を推進します。



田んぼダムの取組み  
(出典：農林水産省資料)

| 具体的事業例                      | 市民 | 民間事業者等 | 行政 |
|-----------------------------|----|--------|----|
| 水田所有者との連携による<br>田んぼダムとしての活用 | ○  | ○      | ○  |

|         |      |
|---------|------|
| 事業該当エリア | ○市全域 |
|---------|------|

- 「田んぼダム」とは、排水口に排水管より小さな穴の開いた調整板を設置し、急激な水の流出を抑えることでダムのような役割を果たす水田のことです。多くの水田で取組むことで、下流の市街地の洪水などの被害を軽減する効果があります。近年増加する局地的な豪雨に対しても、洪水軽減効果が期待されることから、市街化区域を囲むように水田が広がる一宮市においては、水田を田んぼダムとして活用できるように、水田所有者への広報・周知に取組めます。

|               |   |   |   |
|---------------|---|---|---|
| 防災協力農地制度の活用推進 | ○ | ○ | ○ |
|---------------|---|---|---|

|         |      |
|---------|------|
| 事業該当エリア | ○市全域 |
|---------|------|

- 都市農地の多面的機能の一つである「防災機能」の強化を図るため、農地所有者の協力により、農地を地震発災後の**緊急**避難場所や災害復旧用資材置場などへの利用ができるよう、防災協力農地としての登録を推進します。また、登録を促進するため、市民や民間事業者等への制度の周知・啓発に取組めます。

## 〈基本方針②：“暮らしを織りなす”緑のまちづくり〉に基づく施策

### 【施策方針 03】暮らしを豊かにする緑の拠点の創出

#### 03-1 官民連携による多様なニーズに合った都市公園の再整備

【新規】

都市緑地法との対応

都市公園等の整備

都市公園等の管理

緑地の保全

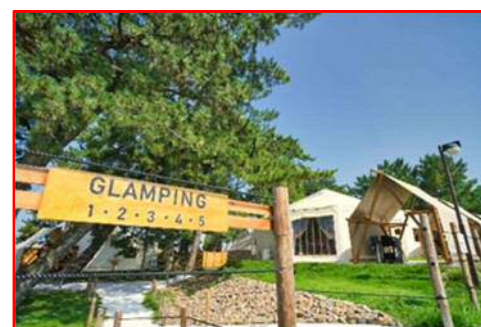
緑化の推進

●都市緑地法や都市公園法などの改正により、民間事業者等との連携・協働による都市公園の再整備・管理（Park-PFI [公募設置管理制度]）が可能となったことから、日々変化する社会情勢と多様化するニーズへ対応し、暮らしを豊かにする緑の拠点の創出に向けて、Park-PFI の活用による都市公園の再整備に取り組めます。また、Park-PFI の導入に向けて、民間事業者等との対話や既存公園の活用を推進します。

●Park-PFI の活用による再整備のほか、多様なニーズに対応しながら質の高い都市公園の再整備を推進するために、官民連携手法の積極的な活用・導入を推進します。



旧尾西プール跡地の活用による  
富田山公園の再整備の推進



設置管理許可制度で整備された  
グランピング施設  
（富田山公園）

| 具体的事業例                             | 市民   | 民間事業者等 | 行政 |
|------------------------------------|------|--------|----|
| 官民連携（Park-PFI など）による<br>富田山公園等の再整備 | —    | ○      | ○  |
| 事業該当エリア                            | ○市全域 |        |    |

○尾西地域にある富田山公園は、市南西部の中核となる緑の拠点です。そのため、公園利用者へのサービスの向上を図り満足度を高めるとともに、管理に係る財政負担の軽減を図るため、民間事業者等と行政が連携・協働する Park-PFI などによる都市公園の再整備に取り組めます。



## 03-2 防犯カメラによる安全・安心な公園利用の推進

【新規】

| 都市緑地法との対応 | 都市公園等の整備 | 都市公園等の管理 | 緑地の保全 | 緑化の推進 |
|-----------|----------|----------|-------|-------|
|-----------|----------|----------|-------|-------|

- 市民が安全・安心に都市公園を利用できるよう、都市公園への防犯カメラの設置に**取組む**とともに、適切な**管理**に努めます。また、既に防犯カメラが設置されている都市公園については、SNSや市**Web サイト**などの活用による市民への情報発信を推進し、更なる公園利用を促進します。



防犯カメラが設置された公園

| 具体的事業例                                | 市民   | 民間事業者等 | 行政 |
|---------------------------------------|------|--------|----|
| 居住誘導区域内の都市公園を中心とした防犯カメラの設置・ <b>管理</b> | —    | —      | ○  |
| 事業該当エリア                               | ○市全域 |        |    |

- 立地適正化計画における居住誘導区域内の都市公園を中心に防犯カメラの設置・**管理**に取組み、公園利用者の安全確保に努めます。また、安心して都市公園を利用いただけるよう、防犯カメラの設置状況などの周知や町内自治会などによる設置を促進します。

- 一宮市内の都市公園に関する情報を誰でも気軽に入手できるようにするため、市 Web サイトの使いやすさ、見やすさの改善を図るとともに、都市公園の魅力を市内外問わず様々な方々に知っていただくため、ICT（情報通信技術）を活用した情報発信に取組みます。また、デジタル技術を活用した情報発信等の推進により、公園施設の設置状況、桜などの開花情報及び施設の利用状況等の情報をデジタル化し、市民や民間事業者等の多様な主体との情報共有を図ることにより、公園利用者サービスの向上に努めます。



SNS等を活用した  
都市公園の魅力発信  
(出典：茨城県HP)

| 具体的事業例                | 市民 | 民間事業者等 | 行政 |
|-----------------------|----|--------|----|
| 市 Web サイトの利便性・魅力向上の促進 | —  | —      | ○  |

| 事業該当エリア | ○市全域 |
|---------|------|
|---------|------|

○市 Web サイトについて、都市公園に関する基本的な情報だけではなく、施設の設置状況やイベントの開催予定などを提供するとともに、利用者のニーズを踏まえた改善に取組みます。また、行政だけではなく、市民や民間事業者等の多様な主体が情報を共有できるようなネットワークづくりを行います。

| SNSなどの活用による<br>『いちのみやの公園』の情報発信 | ○ | ○ | ○ |
|--------------------------------|---|---|---|
|--------------------------------|---|---|---|

| 事業該当エリア | ○市全域 |
|---------|------|
|---------|------|

○開花状況や催事情報などのタイムリーな情報を公園利用者に届けることができるブッシュ型<sup>※</sup>の都市公園の情報提供方法として、SNSなどの活用による「いちのみやの公園」の情報発信に取組みます。また、都市公園に関する情報は、行政だけではなく、公園利用者である市民や都市公園の管理を行う民間事業者等と連携しながら、情報発信に取組みます。

| 都市公園内の Wi-Fi 環境の整備検討 | — | — | ○ |
|----------------------|---|---|---|
|----------------------|---|---|---|

| 事業該当エリア | ○市全域 |
|---------|------|
|---------|------|

○超スマート社会（Society5.0）<sup>※</sup>への進展に伴い、いつでも、どこでもインターネットにアクセスできる時代に対応するため、主要な緑の拠点及び広域防災拠点に位置づけられた都市公園を中心に Wi-Fi 環境の整備の検討を進め、災害時を想定した利用者の利便性の向上を図ります。

## 03-4 大規模公園緑地におけるレクリエーション拠点づくり

【新規】

都市緑地法との対応

都市公園等の整備

都市公園等の管理

緑地の保全

緑化の推進

●大野極楽寺公園や光明寺公園、138 タワーパークなどの大規模公園緑地においては、民間事業者等と連携を図りながら、多様な世代がにぎわい、交流することができるレクリエーション拠点づくりに取組むとともに、利用者拡大に向けた情報発信に取り組めます。

●木曽川と地域が日常的につながる水辺を通して、木曽川を楽しむ人が増え、市の魅力と活力が増えることを目指して「かわまちづくり※」に取り組めます。



138 タワーパークから見た  
国営木曽三川公園

| 具体的事業例                           | 市民 | 民間事業者等 | 行政 |
|----------------------------------|----|--------|----|
| 木曽川沿川の大規模公園緑地の活用によるレクリエーション機能の向上 | —  | ○      | ○  |

|         |                                                                    |
|---------|--------------------------------------------------------------------|
| 事業該当エリア | <p>○浅井町地域</p> <p>○葉栗・北方町・木曽川町地域</p> <p>○奥町地域</p> <p>○尾西北部・南部地域</p> |
|---------|--------------------------------------------------------------------|

○木曽川沿川に位置する大野極楽寺公園や光明寺公園、138 タワーパークなどでは、公園利用者の利活用の可能性を広げるよう、行政と民間事業者等との連携・協働による既存の広場などの有効活用を促進し、レクリエーション施設の設置や様々なレクリエーションイベントの受け入れを推進します。

「かわまちづくり」による河川空間とまち空間が融合した、にぎわいのある良好な空間形成

|         |                                                   |
|---------|---------------------------------------------------|
| 事業該当エリア | <p>○北方町・木曽川町地域</p> <p>○奥町地域</p> <p>○尾西北部・南部地域</p> |
|---------|---------------------------------------------------|

○木曽川沿川に位置する富田山公園、木曽川沿川緑地、木曽川緑地、木曽川尾西緑地において、歴史的・文化的・自然的資源を活用した都市公園等の整備により、市民、民間事業者、河川管理者が手を取合い、「かわ」と「まち」を元気にするため、地域の「顔」「誇り」となるような空間形成を目指して「かわまちづくり」に取り組めます。また、富田山公園は、観光振興の水辺拠点として、官民連携による再整備に取り組めます。



「かわまちづくり」の予定区間

## 都市緑地法との対応

## 都市公園等の整備

## 都市公園等の管理

## 緑地の保全

## 緑化の推進

- 都市公園や緑道においては、子どもの遊び場となる遊具だけではなく、市民の健康づくりの為に誰もが利用できる健康器具を設置することで、市民の健康増進を図り、生活の質（ＱＯＬ）の向上に努めます。また、設置した健康器具の使い方やそれを利用した健康づくりに関する講習会に取組むことで、市民の公園利用を促進します。



健康器具のある公園

| 具体的事業例                                                           |      | 市民 | 民間事業者等 | 行政 |
|------------------------------------------------------------------|------|----|--------|----|
| 都市公園や緑道の健康器具の設置                                                  |      | —  | —      | ○  |
| 事業該当エリア                                                          | ○市全域 |    |        |    |
| ○子どもから高齢者まで、日常的な健康づくりの機会を提供するため、地域ニーズに応じて都市公園や緑道への健康器具の設置を推進します。 |      |    |        |    |
| 健康器具の使い方講習会の実施                                                   |      | —  | —      | ○  |
| 事業該当エリア                                                          | ○市全域 |    |        |    |
| ○より多くの市民に健康づくりに取組んでいただくため、健康器具の使い方や健康づくりに関する講習会を実施します。           |      |    |        |    |



## 03-6

中心市街地などにおけるまちなか空間の再構築・利活用に向けた  
取組み

【新規】

都市緑地法との対応

都市公園等の整備

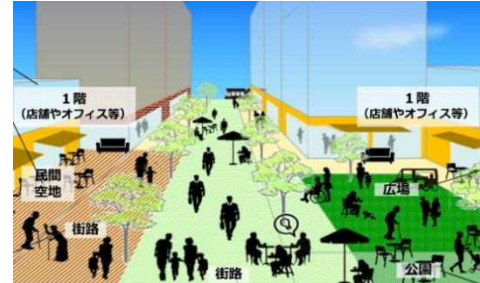
都市公園等の管理

緑地の保全

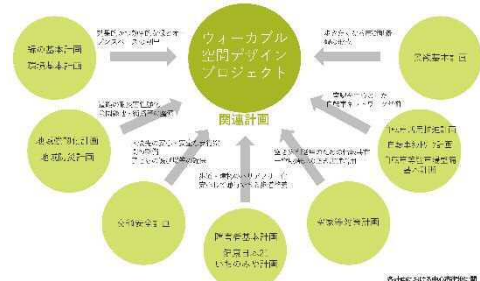
緑化の推進

●一宮市が2019（令和元）年8月から、国が推進する「ウォーカブル推進都市」になったことを受け、一宮駅周辺のまちなか空間を「車中心」から「人中心」の空間へ再構築を図ります。そこで、居心地が良く歩きたくなるまちなかの創出を目指す「まちなかウォーカブル推進事業」と連携しながら、環境の保全、気候変動への対応を目指したグリーンインフラに関する取組みを推進します。

●まちなかにおいて、子どもや子育て世帯が安心・快適に日常生活を送ることができるよう、居心地が良く、誰もが安全・安心で快適に過ごせる空間づくりに向けた取組みを推進します。



居心地が良く歩きたくなる  
まちなかのイメージ  
（出典：国土交通省HP）



プロジェクトにおける  
緑の基本計画の位置づけ

具体的事業例

市民

民間事業者等

行政

居心地が良く歩きたくなるまちなか空間の形成と  
連携したグリーンインフラの充実

○

○

○

事業該当エリア

○本庁地域

○人々が緑豊かなまちなか空間でにぎわい、交流できるよう、周辺の土地利用と整合を取りながら、まちなか空間の緑化推進に取り組めます。また、地域と連携しながら、市民緑地認定制度やS E G E S※（社会・環境貢献緑地評価システム）などの各種制度の活用を推進します。

○効果的かつ効率的な緑とオープンスペースの創出を図るため、まちなかウォーカブル推進事業と連携しながら、緑を活かしたにぎわい創出、民有地の緑化による緑の確保を推進します。



一宮駅における民有地の緑化

| 具体的事業例            | 市民 | 民間事業者等 | 行政 |
|-------------------|----|--------|----|
| こどもまんなか公園づくり事業の推進 | ○  | —      | ○  |

|         |      |
|---------|------|
| 事業該当エリア | ○市全域 |
|---------|------|

○公園の不足する市街地等において、子どもの遊び場の確保や、親同士・地域住民の交流機会を創出するため、既存施設を効果的に活用しながら、こどもまんなか公園づくり事業を推進します。

|                                   |   |   |   |
|-----------------------------------|---|---|---|
| 都市公園ストック再編※事業の活用による<br>既存公園の機能の再編 | ○ | — | ○ |
|-----------------------------------|---|---|---|

|         |      |
|---------|------|
| 事業該当エリア | ○市全域 |
|---------|------|

○子育て支援、高齢社会対応等の課題に対応するために、既存の都市公園の役割を見直すとともに、地域のニーズや市全体の都市公園のあり方を踏まえながら、既存公園の「機能の再編」を行う都市公園ストック再編事業を推進します。

## 【コラム】

### こどもまんなか公園づくりとは

こどもまんなか公園づくりとは、こどもや子育て世帯が安心・快適に日常生活を送ることができるように、こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民の交流機会の創出に資する都市公園の整備等を進める取組みです。

具体的な事業のイメージとしては、公園協議会やワークショップ等を活用した、こどもや子育て世代の意見を踏まえた公園の整備や、公園の柔軟な利活用に向けた社会実験や地域住民と連携した点検体制の構築などがあります。

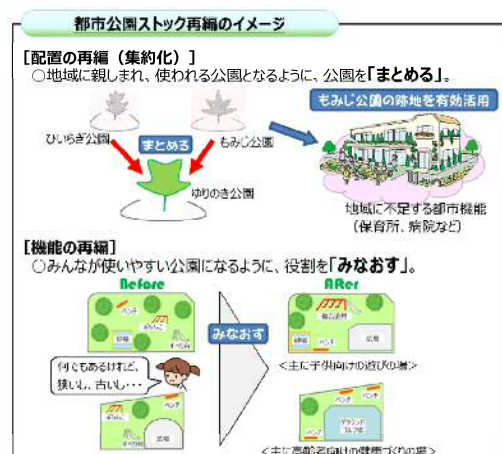


## 【コラム】

### 都市公園ストック再編とは

都市公園ストック再編とは、都市公園の「配置の再編（集約化）」や「機能の再編」を行うことで、管理の効率化や、跡地への保育所設置など地域ニーズに即した都市公園の「バージョンアップ」を進めることです。

ストック再編には、より地域に使われる公園となるよう、複数の公園の機能を1つにまとめる「配置の再編（集約化）」と、より使いやすい公園になるよう、公園の役割を見直す「機能の再編」があります。



## 03-7 サイクリングロードなどの木曽川沿川の「健康づくり」拠点の整備・活用 【継続】

## 都市緑地法との対応

## 都市公園等の整備

## 都市公園等の管理

## 緑地の保全

## 緑化の推進

- 現在、木曽川沿川の自治体が連携して整備を進めているサイクリングロードや遊歩道については、水と緑のネットワークの強化を図るため、継続的に整備を推進します。また、質の高いスポーツ体験や市民の健康増進を目的とする「健康づくり」拠点の整備・活用に取り組めます。



木曽川沿川のサイクリングロード

| 具体的事業例                                                                                                                  |                                                 | 市民 | 民間事業者等 | 行政 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|----|--------|----|
| 木曽川沿川のサイクリングロードや遊歩道の継続的な整備及び活用推進                                                                                        |                                                 | —  | ○      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                                                                 | ○浅井町地域<br>○葉栗・北方町・木曽川町地域<br>○奥町地域<br>○尾西北部・南部地域 |    |        |    |
| ○木曽川中流域の沿江市町、愛知県・岐阜県及び国土交通省が連携して、「かわまちづくり」を推進し、サイクリングロード、遊歩道を継続的に整備するとともに、国営木曽三川公園や富田山公園などの地域拠点を資源として活用し、流域の魅力向上を推進します。 |                                                 |    |        |    |
| タワーパークマラソンなどの広域イベントの継続実施                                                                                                |                                                 | ○  | —      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                                                                 | ○浅井町地域<br>○葉栗・北方町地域                             |    |        |    |

- 光明寺公園球技場から138タワーパークなどを周回するタワーパークマラソンは、市民だけではなく、広域からの参加者が集まる健康づくりイベントであることから、今後も継続的に実施し、市民の健康増進に取り組めます。また、その他の広域的なイベントの開催に向けた取り組みを推進します。

## 〈基本方針②：“暮らしを織りなす”緑のまちづくり〉に基づく施策

### 【施策方針 04】 地域の特色を活かした水と緑の既存ストックの保全と活用

#### 04-1 「公園でイベントや朝市をしよう」などの都市公園の利活用推進 【新規】

| 都市緑地法との対応 | 都市公園等の整備 | 都市公園等の管理 | 緑地の保全 | 緑化の推進 |
|-----------|----------|----------|-------|-------|
|-----------|----------|----------|-------|-------|

- 都市公園を地域のにぎわい創出の場として活用していただくとともに、都市公園の魅力をより多くの市民に知っていただくため、都市公園内におけるイベントや朝市などの開催をより一層推進します。また、都市公園や体育館などの予約時に利用できる「スポーツ予約システム」の使いやすさ、分かりやすさの向上に取組みます。



大野極楽寺公園でのイベント開催  
(出典：キャンピクニックHP)

| 具体的事業例                                                                         |      | 市民 | 民間事業者等 | 行政 |
|--------------------------------------------------------------------------------|------|----|--------|----|
| イベントや朝市などに関する情報発信                                                              |      | ○  | ○      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                        | ○市全域 |    |        |    |
| ○市 Web サイトや広報だけではなく、参加者からの情報発信ができるよう、SNSなどの様々なメディアの活用により、市内外への積極的な情報発信に取り組めます。 |      |    |        |    |
| 市 Web サイトの改善による利便性の向上                                                          |      | ○  | —      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                        | ○市全域 |    |        |    |

- 都市公園をより多くの市民に利用していただけるよう、市 Web サイトにおいて、スポーツ予約システムの利用方法をより分かりやすく更新します。また、利用上の注意事項や問合せの多い事項に関するQ & Aを設けるなど、分かりやすく、使いやすい仕様への改善を図ります。



## 04-2 富田一里塚や旧林家住宅などの歴史や文化のある緑の保全・活用 【継続】

| 都市緑地法との対応 | 都市公園等の整備 | 都市公園等の管理 | 緑地の保全 | 緑化の推進 |
|-----------|----------|----------|-------|-------|
|-----------|----------|----------|-------|-------|

- 美濃路にある富田一里塚や尾西歴史民俗資料館内にある旧林家住宅及びその周辺の樹木は、当時の歴史や文化を後世に伝える重要な緑であることから、歴史的・文化的価値のある緑を次世代へ継承するため、積極的に保全に取り組みます。また、市内の古木や大木などの樹木についても、同様に保全に取り組みます。



富田一里塚のエノキを見守る取り組み

| 具体的事業例                                                                                                                                                   | 市民         | 民間事業者等 | 行政 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|--------|----|
| 地域との協働による富田一里塚や旧林家住宅などの歴史や文化のある緑の保全                                                                                                                      | ○          | —      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                                                                                                  | ○尾西北部・南部地域 |        |    |
| ○富田一里塚のエノキや旧林家住宅の庭園は、当時の面影を残す歴史的・文化的価値のある貴重な緑であり、古くから地域に根付く身近な緑です。そのため、歴史文化講座や子ども向けの歴史文化学習などを地域との協働により取り組むことで、これらの緑の存在や文化的価値を広く市民に情報発信し、保全に対する意識啓発に努めます。 |            |        |    |
| 古木や大木などの調査・保全及び支援制度の検討                                                                                                                                   | ○          | ○      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                                                                                                  | ○市全域       |        |    |

- 市内の古木や大木などの調査を行い、保全を推進するとともに、樹木の保全や健全化に取り組む市民や民間事業者等に**対する支援を推進します。**

## 都市緑地法との対応

## 都市公園等の整備

## 都市公園等の管理

## 緑地の保全

## 緑化の推進

- 一宮市には、美濃路や岐阜街道といった旧街道の面影が今なお残っており、地域の歴史を後世に伝える貴重な歴史文化資源であることから、これらの旧街道を軸とした街道ネットワークの形成を図るとともに、地域の歴史や文化を伝える拠点（尾西歴史民俗資料館など）との連携を推進します。



起宿脇本陣跡（旧林家住宅）

| 具体的事業例                                                                                                        |            | 市民 | 民間事業者等 | 行政 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----|--------|----|
| 美濃路を軸とした街道ネットワークの形成                                                                                           |            | —  | —      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                                                       | ○尾西北部・南部地域 |    |        |    |
| ○一宮市の歴史や文化を象徴する起宿や萩原宿、尾西歴史民俗資料館などの美濃路沿線の歴史文化拠点と市街地が水と緑で一体的につながるよう、河川や緑道、街路樹などの再整備を実施し、回遊性のある街道ネットワークの形成に努めます。 |            |    |        |    |
| 市民協働による歴史と文化が織りなす緑の回廊づくり                                                                                      |            | ○  | ○      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                                                       | ○市全域       |    |        |    |

- 旧街道を散策する来訪者などへのおもてなしや美しい景観を形成するため、市民や民間事業者等に花苗などを配布し、街道沿線を花や緑で彩ることで、旧街道全体の緑化を推進するとともに、歴史と文化が織りなす緑の回廊づくりに取組みます。

## 04-4 地域の特色ある景観資源の保全・活用

【継続】

| 都市緑地法との対応 | 都市公園等の整備 | 都市公園等の管理 | 緑地の保全 | 緑化の推進 |
|-----------|----------|----------|-------|-------|
|-----------|----------|----------|-------|-------|

- 一宮市には、国指定名勝及び天然記念物の木曽川堤（サクラ）をはじめ、市街地には、まとまった緑を形成する社寺林、市街地郊外部には、豊かな農村環境など、特色ある景観資源が広がることから、これらの景観資源を次世代へ継承するため、適切な管理による保全に取り組むとともに、地域のシンボルとしての活用を推進します。



国指定名勝及び天然記念物の  
木曽川堤（サクラ）

| 具体的事業例               | 市民   | 民間事業者等 | 行政 |
|----------------------|------|--------|----|
| 景観計画に基づく緑の景観資源の保全・活用 | ○    | ○      | ○  |
| 事業該当エリア              | ○市全域 |        |    |

- 木曽川沿川や木曽川堤（サクラ）、美濃路（起宿や萩原宿）などの地域の特色ある資源について、景観計画と本計画との整合を取りながら、愛知県、道路管理者、堤防管理者（河川管理者）及び市民や民間事業者等と連携して、景観資源としての保全・活用を推進します。



市民による木曽川堤（サクラ）の  
保存活動

## 都市緑地法との対応

## 都市公園等の整備

## 都市公園等の管理

## 緑地の保全

## 緑化の推進

●都市における農地は、農作物生産の場だけではなく、多様な生き物の生息環境、田園景観の形成及び防災・減災といった多面的な機能を有しており、流域治水やグリーンインフラとして重要な役割を担っています。そのため、多様な主体との連携・協働による都市農地の持続的な維持・保全を推進するとともに、市民や来訪者が農業にふれあえる機会の創出に向けて、遊休農地などの有効活用を図ります。



市街化調整区域に広がる農地

| 具体的事業例                                                                                                                          | 市民   | 民間事業者等 | 行政 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|--------|----|
| 市民との協働による都市農地の保全に向けた取組み                                                                                                         | ○    | —      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                                                                         | ○市全域 |        |    |
| ○農業振興地域整備計画との整合を取りながら、農業の持続的かつ健全な発展に向けた農地の維持・保全に取り組むとともに、営農者に対する認定農業者制度※の推進に向けた情報発信に努めます。                                       |      |        |    |
| 市民緑地制度の活用などによる都市農地の保全                                                                                                           | ○    | ○      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                                                                         | ○市全域 |        |    |
| ○市街化区域内の農地（生産緑地地区を除く）や市街化調整区域の農地（農業振興地域における農用地区域内農地を除く）の遊休農地は、農地所有者や民間事業者等と連携しながら、市民緑地制度の活用などによる保全に努めます。                        |      |        |    |
| 市民などの多様な主体との協働による<br>遊休農地などの農業振興の場としての有効活用                                                                                      | ○    | ○      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                                                                         | ○市全域 |        |    |
| ○営農者の高齢化や担い手不足などにより発生する遊休農地について、市民や愛知県、JAなどの多様な主体との連携により、農業振興の場として有効活用を図ることで、遊休農地などの解消に努めます。あわせて、農業従事者の育成をはじめとした営農活動の振興に取り組めます。 |      |        |    |
| 農地の保全に向けた啓発活動の推進                                                                                                                | ○    | ○      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                                                                         | ○市全域 |        |    |
| ○市 Web サイトや広報を通じて、多様な生き物の生息環境の提供や流域治水、グリーンインフラとしての役割など、農地の持つ多様な機能を市民へ発信し、農地の保全に向けた啓発活動を推進します。                                   |      |        |    |



## 04-6 「島畑」をはじめとした産業景観の継承

【継続】

| 都市緑地法との対応 | 都市公園等の整備 | 都市公園等の管理 | 緑地の保全 | 緑化の推進 |
|-----------|----------|----------|-------|-------|
|-----------|----------|----------|-------|-------|

- スマートインターチェンジの設置を検討している名神高速道路尾張一宮パーキングエリア（上り線）の周辺は、都市計画マスタープランにおいて産業拠点に位置づけられている地域です。現在は、田畑などの農業が行われ、「島畑」（水田の中に島のように形作られた畑）も現存していますので、都市計画マスタープランなどの上位計画との整合を取りながら、産業景観の調和や継承を図ります。



現存する島畑

| 具体的事業例              | 市民     | 民間事業者等 | 行政 |
|---------------------|--------|--------|----|
| 都市的土地利用と連携した産業景観の形成 | ○      | ○      | ○  |
| 事業該当エリア             | ○丹陽町地域 |        |    |

○土地区画整理事業などの面的な公共施設整備により、公園、緑地については、質の高い緑化空間を確保するとともに、調和がとれた産業景観の形成及び継承を図ります。

## 〈基本方針③：“ともに育てる”緑のまちづくり〉に基づく施策

【施策方針 05】 コンパクトなまちづくりと連携した次世代へ継承する緑のまちづくり

### 05-1 市民緑地認定制度の活用によるオープンスペースの創出

【新規】

| 都市緑地法との対応 | 都市公園等の整備 | 都市公園等の管理 | 緑地の保全 | 緑化の推進 |
|-----------|----------|----------|-------|-------|
|-----------|----------|----------|-------|-------|

- 都市公園等の緑が不足している中心市街地などにおいて、市街地の緑地空間の創出に加え、都市のスポンジ化による空き地の有効活用を図るため、市民緑地認定制度の活用や緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）による園路や広場、植栽の整備などに取組み、都市部の憩いと安らぎの空間となる「市民の庭（オープンスペース）」の創出・活用を推進します。



空き地をオープンスペースとして活用  
(出典：千葉県柏市HP)

| 具体的事業例                                                                                     |      | 市民 | 民間事業者等 | 行政 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|--------|----|
| 緑化地域内及び緑化重点地区内における<br>市民緑地認定制度の活用                                                          |      | ○  | ○      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                                    | ○市全域 |    |        |    |
| ○緑化地域内及び緑化重点地区内において、2023（令和 5）年 4 月に施行した緑化条例に基づき、市民や民間事業者等との連携による市民緑地認定制度を活用した民有地緑化を推進します。 |      |    |        |    |
| 市民緑地認定制度に関する情報発信                                                                           |      | —  | —      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                                    | ○市全域 |    |        |    |

- 空き地の活用方法となる市民緑地認定制度の活用について、広く市民や民間事業者等へ周知するため、制度に関するパンフレット作成や市Webサイトへの掲載などの取組みを推進します。

## 05-2 民間事業者等による緑地・オープンスペース確保の推進

【新規】

## 都市緑地法との対応

## 都市公園等の整備

## 都市公園等の管理

## 緑地の保全

## 緑化の推進

●市街地に行政のみで緑地空間を創出することには限界があることから、民間事業者等との連携により、開発事業に伴い設置される緑地・オープンスペースを市民緑地として認定し、にぎわいの中に緑がある空間の創出を推進します。また、緑化条例等に基づき、市民緑地については、土地所有者などに対して固定資産税の減額などの支援をすることができることから、民間事業者等に対する情報発信に取組みます。



名古屋市が市民緑地に認定した  
ノリタケの森  
(出典：愛知県名古屋市HP)

●2024（令和6）年2月の都市緑地法の改定を踏まえ、まちづくりGX※の実現に向けて民間事業者等による良質な緑地の確保が進むよう、国や愛知県と連携しながら「優良緑地確保計画認定制度※」の普及・啓発に努めます。

| 具体的事業例                                                                                               |      | 市民 | 民間事業者等 | 行政 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|--------|----|
| 開発事業に伴う <b>市民緑地の認定</b> に向けた取組み                                                                       |      | —  | ○      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                                              | ○市全域 |    |        |    |
| ○民間開発事業等に伴い設置される緑地やオープンスペースを <b>緑化条例等に基づき</b> 市民緑地として認定することで、市民が利用 <b>可能な</b> 緑地空間の創出 <b>を図ります</b> 。 |      |    |        |    |
| 民間事業者等に対する<br>市民緑地認定制度の情報発信                                                                          |      | —  | —      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                                              | ○市全域 |    |        |    |
| ○市民緑地認定制度に関して、民間事業者等に対して広く周知を図るため、制度の概要や要件をまとめたパンフレットの作成や市 <b>Web サイト</b> への掲載などを <b>積極的に推進</b> します。 |      |    |        |    |
| 民間事業者等による緑地確保の取組みに対して<br>「優良緑地確保計画認定制度」の普及・啓発                                                        |      | —  | ○      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                                              | ○市全域 |    |        |    |

○都市緑地を確保し、良好な都市環境の形成を図るため、民間事業者等による緑地整備の取組みを支援し、国が創設した「優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）」の普及・啓発に取組みます。

| 具体的事業例                                                                                                        |      | 市民 | 民間事業者等 | 行政 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|--------|----|
| 民間事業者等による「自然共生サイト」への認定に向けた取組み                                                                                 |      | —  | ○      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                                                       | ○市全域 |    |        |    |
| ○ネイチャーポジティブの実現に向けた取組の一つとして、企業の森や里地里山、都市の緑地など、民間事業者等の取組みによって生物多様性の保全が図られている区域を、環境省の「自然共生サイト」への認定に向けた取組みを推進します。 |      |    |        |    |
| 地区計画制度を活用した民有地緑化の推進                                                                                           |      | —  | —      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                                                       | ○市全域 |    |        |    |
| ○中心市街地などにおける地区計画制度による公共空地を活用し、質の高い緑地の確保を推進します。                                                                |      |    |        |    |

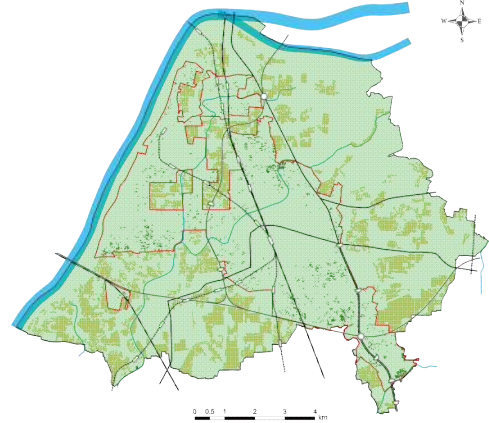


## 05-3 緑化重点地区における緑化の推進

【継続】

| 都市緑地法との対応 | 都市公園等の整備 | 都市公園等の管理 | 緑地の保全 | 緑化の推進 |
|-----------|----------|----------|-------|-------|
|-----------|----------|----------|-------|-------|

- 一宮市のこれまでの緑のまちづくりにおいては、市全域を緑化重点地区として定め、各地域の特色を活かしながら、公園緑地の整備、緑化を推進してきました。今後も引き続き、市全域を緑化重点地区として定めるとともに、一宮市らしい都会と田舎が織りなす緑のまちづくりに向けた取組みを推進します。



緑化重点地区（市域全域）

| 具体的事業例                             | 市民   | 民間事業者等 | 行政 |
|------------------------------------|------|--------|----|
| 市民緑地認定制度などの活用による<br>地域特性を踏まえた緑化の推進 | —    | —      | ○  |
| 事業該当エリア                            | ○市全域 |        |    |

- 市全域を緑化重点地区に定める一宮市においては、特徴である都会と田舎が織りなす緑豊かなまちづくりの実現に向けて、地域の特性や市民のニーズを踏まえながら、市民緑地認定制度などの活用による緑化を推進します。

## 都市緑地法との対応

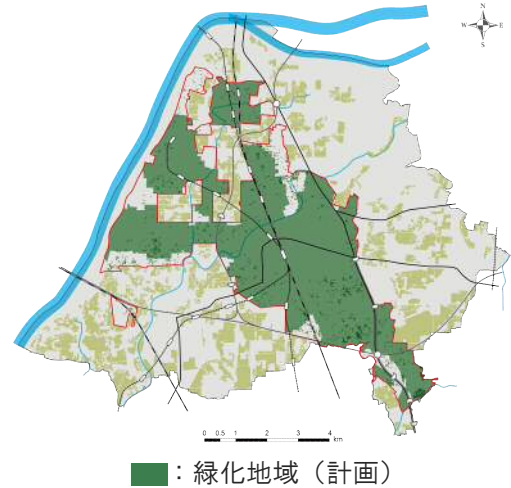
## 都市公園等の整備

## 都市公園等の管理

## 緑地の保全

## 緑化の推進

- 市街地の緑地空間の更なる創出を推進し、市民が身近に緑を感じることができるまちとするため、立地適正化計画において位置づけられる居住誘導区域において、緑化地域の指定に向けた取り組みを進めるとともに、民間事業者等に対する緑化助成制度の活用を促進します。



| 具体的事業例                                                                                                                                          |                                                               | 市民 | 民間事業者等 | 行政 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|----|--------|----|
| 居住誘導区域を対象とした緑化地域の指定                                                                                                                             |                                                               | —  | —      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                                                                                         | ○本庁地域<br>○尾西北部地域<br>○今伊勢町・奥町地域<br>○木曾川町地域<br>○大和町地域<br>○丹陽町地域 |    |        |    |
| ○緑あふれるまちの中で、市民の豊かな暮らしを実現するため、立地適正化計画との整合を取りながら、居住誘導区域を対象に緑化地域の指定に向けた取組みを推進し、市街地の更なる緑化推進を図ります。                                                   |                                                               |    |        |    |
| 緑化地域制度導入に向けたガイドラインの策定                                                                                                                           |                                                               | —  | —      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                                                                                         | ○市全域                                                          |    |        |    |
| ○緑化地域制度の導入に向け、民間事業者等が取組みやすいよう、市街地における緑の意義や役割、緑化方法、緑化率の考え方などを取りまとめたガイドラインを策定します。                                                                 |                                                               |    |        |    |
| 民間事業者等に対する<br>緑化助成制度に関する情報発信                                                                                                                    |                                                               | —  | ○      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                                                                                         | ○市全域                                                          |    |        |    |
| ○民間事業者等による緑化に対する助成制度について、パンフレットや市 Web サイトなどへの掲載により周知し、緑化活動への支援を行います。また、緑化方法や緑化の事例、花や樹木の種類などを整理した緑化活動に関するガイドブックなどを作成し、民間事業者等が緑化活動に取り組みやすいようにします。 |                                                               |    |        |    |

## 05-5 保全配慮地区における緑の保全及び活用の推進

【継続】

都市緑地法との対応

都市公園等の整備

都市公園等の管理

緑地の保全

緑化の推進

●一宮市には真清田神社や妙興寺をはじめ、美濃路の宿場町として栄えた起宿や萩原宿、尾西歴史民俗資料館にある旧林家住宅、小塞神社や靱江神社といった様々な歴史と文化のある緑の拠点が市内に点在しています。そのため、これらの拠点を中心としたエリア（7地区）を保全配慮地区として指定しており、当地区の保全を推進するとともに、一宮市の歴史と文化を伝える資源としての活用を促進します。



■：保全配慮地区  
（歴史と文化のある緑の拠点周辺）

具体的事業例

市民

民間事業者等

行政

保全配慮地区(歴史と文化のある緑の拠点周辺)  
における緑の保全・活用

○

○

○

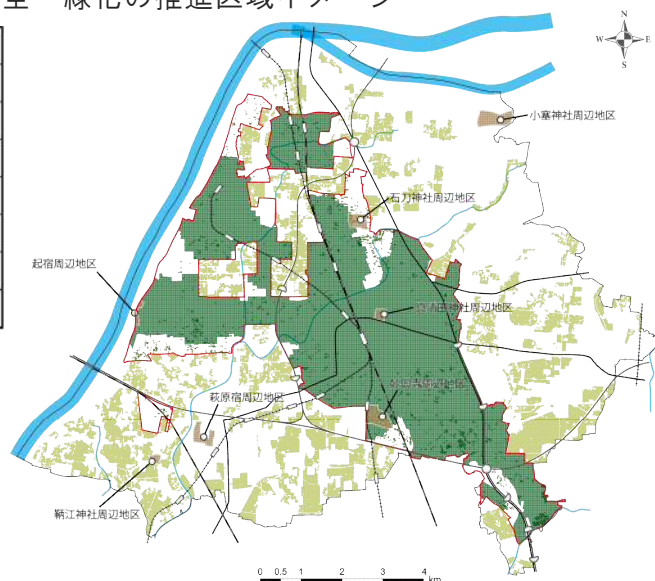
事業該当エリア

- 本庁地域
- 尾西北部・南部地域
- 今伊勢町地域
- 大和町・萩原町地域
- 浅井町地域

○保全配慮地区に指定した歴史と文化のある緑の拠点を中心としたエリアについては、都市に残る貴重な緑地として保全に取り組むとともに、一宮市の歴史と文化を伝える拠点として、歴史文化学習などへの活用を促進します。

## ■法制度の活用による緑地の保全・緑化の推進区域イメージ

| 凡 例                                                                                                |                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| <span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span>     | 市街化区域                      |
| <span style="border: 1px solid green; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span>   | 緑化重点地区（市全域）                |
| <span style="background-color: #90EE90; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> | 緑化地域（計画）                   |
| <span style="background-color: #D2B48C; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> | 保全配慮地区<br>（歴史と文化のある緑の拠点周辺） |
| <span style="background-color: #ADD8E6; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> | 河川・水路区域                    |
| <span style="background-color: #3CB371; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> | 生産緑地地区                     |
| <span style="background-color: #9ACD32; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> | 農用地区域                      |



| 都市緑地法との対応 | 都市公園等の整備 | 都市公園等の管理 | 緑地の保全 | 緑化の推進 |
|-----------|----------|----------|-------|-------|
|-----------|----------|----------|-------|-------|

- 2022（令和4）年に生産緑地指定後30年が経過し、宅地転用などが進み、都市における貴重な緑地が減少しています。そのため、これらの緑地を継続的に維持・保全するため、地域の特性を踏まえながら、生産緑地地区の新規指定や特定生産緑地指定を推進します。



市街化区域内の生産緑地地区

| 具体的事業例                       | 市民 | 民間事業者等 | 行政 |
|------------------------------|----|--------|----|
| 生産緑地地区の新規指定及び<br>特定生産緑地指定の推進 | ○  | —      | ○  |

|         |                                                                                                                                               |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業該当エリア | <ul style="list-style-type: none"> <li>○本庁地域</li> <li>○尾西北部地域</li> <li>○今伊勢町・奥町地域</li> <li>○丹陽町地域</li> <li>○大和町地域</li> <li>○木曽川町地域</li> </ul> |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

○市街地における都市緑地の保全を図るため、地域の特性を踏まえながら、農地所有者等との連携・協働による生産緑地地区の新規指定を推進します。また、生産緑地地区の指定から30年が経過した生産緑地地区についても、継続的に維持・保全することが望ましいことから、特定生産緑地としての指定を推進します。

|               |   |   |   |
|---------------|---|---|---|
| 農地所有者に対する情報発信 | ○ | — | ○ |
|---------------|---|---|---|

|         |                                                                                                                                               |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業該当エリア | <ul style="list-style-type: none"> <li>○本庁地域</li> <li>○尾西北部地域</li> <li>○今伊勢町・奥町地域</li> <li>○丹陽町地域</li> <li>○大和町地域</li> <li>○木曽川町地域</li> </ul> |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

○生産緑地地区及び特定生産緑地の指定推進に向けて、農地所有者に対して、生産緑地法に関する情報をパンフレットや市Webサイトなどへの掲載により周知するなど、普及啓発に取組めます。



## 〈基本方針③：“ともに育てる”緑のまちづくり〉に基づく施策

【施策方針 06】 多様な主体との連携・協働の拡大

06-1 市民協働・官民連携による公園施設の**管理**の推進

【新規】

都市緑地法との対応

都市公園等の整備

都市公園等の**管理**

緑地の保全

緑化の推進

- 2012（平成 24）年 7 月をピークに人口減少に転じている一宮市においては、限られた財源の中で公園施設の整備・**管理**を行う必要があることから、市民や民間事業者等の多様な主体と連携・協働しながら、公園施設の質の**確保**・維持に向けた取組みを推進します。



光明寺公園

| 具体的事業例                                                                                                    |      | 市民 | 民間事業者等 | 行政 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|--------|----|
| 官民連携による都市公園の <b>管理</b> の推進                                                                                |      | ○  | ○      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                                                   | ○市全域 |    |        |    |
| ○大野極楽寺公園や光明寺公園、富田山公園などの主要な都市公園については、Park-PFIや指定管理者制度などの官民連携手法の活用による <b>管理</b> を推進し、公園の <b>質</b> の向上を図ります。 |      |    |        |    |
| ネーミングライツスポンサーとの連携による効果的 <b>な管理</b> の推進                                                                    |      | —  | ○      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                                                   | ○市全域 |    |        |    |

- 光明寺公園にある総合体育館で活用されているネーミングライツ（スポーツ施設などへスポンサーとなる企業に社名やブランド名を付与する権利を与える）を他の都市公園にも活用し、利用者の満足度向上に向けた効果的な**管理**を推進します。

## 都市緑地法との対応

## 都市公園等の整備

## 都市公園等の管理

## 緑地の保全

## 緑化の推進

- 多くの市民が木に触れ、そして木の温もりを感じてもらう機会を創出するため、2019(令和元)年度から森林環境譲与税を活用して、国産木材による公園施設の整備を推進するとともに、公共性の高い民間施設などの木造化・木質化に対する助成などを推進します。



国産木材を使用したウッドデッキ  
(富田山公園)

| 具体的事業例                                                                                                                                      | 市民   | 民間事業者等 | 行政 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|--------|----|
| 森林環境譲与税の活用による<br>公園施設の木造化・木質化の推進                                                                                                            | —    | ○      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                                                                                     | ○市全域 |        |    |
| ○森林環境譲与税を活用して、遊具やベンチなどの公園施設を国産木材の利用による木造化・木質化することによって、公園利用者が木とふれあい、温もりを感じてもらう機会を創出するとともに、自然、そして森林の大切さなどについての啓発を推進します。                       |      |        |    |
| 木曽川源流における交流イベントである<br>「親子木曽川源流探検隊」の継続実施                                                                                                     | ○    | —      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                                                                                     | ○市全域 |        |    |
| ○木曽川の上、下流域の交流イベントである「親子木曽川源流探検隊」を継続的に実施して、市内の親子が木曽川源流のまちである長野県木祖村を訪れ、木曽川源流の自然や文化、人々との交流を通して、日々の生活に必要な水と緑の大切さを知る機会を創出します。                    |      |        |    |
| 木造化・木質化した公園施設の管理の推進                                                                                                                         | ○    | ○      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                                                                                     | ○市全域 |        |    |
| ○森林環境譲与税を活用して設置された木造化・木質化された公園施設の管理について、地域住民や民間事業者等と連携しながら持続的な管理を行う仕組みづくりを行います。また、設置された木造化・木質化された公園施設の更新においては、引き続き木造化・木質化し、森林資源の循環利用を推進します。 |      |        |    |

## 06-3 公園愛護団体などによる緑化・美化活動の推進

【継続】

## 都市緑地法との対応

## 都市公園等の整備

## 都市公園等の管理

## 緑地の保全

## 緑化の推進

- 市内の公園と駅前広場で花壇づくりに取り組み、様々な緑化に関するイベントに参加している「私たちの庭の会」や市内の公園の清掃活動を行っている「公園愛護団体」などの市民緑化や美化活動を実施している団体<sup>が</sup>、今後も継続的に活動が取組めるよう、補助制度の活用などの支援に取り組めます。



市民による花壇づくり

| 具体的事業例                                                                                                                                                            |      | 市民 | 民間事業者等 | 行政 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|--------|----|
| 緑化・美化を推進する市民団体の活動支援                                                                                                                                               |      | ○  | ○      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                                                                                                           | ○市全域 |    |        |    |
| ○公園愛護団体やアダプトプログラム制度を実施している市民団体及び民間事業者等が進めている、緑を守り、つくり、育てる取組を支えるため、活動団体に対する支援制度の拡充を含めた補助制度の再考に取り組めます。また、地域のまちづくりと一体となった緑の創出など、多様な主体との連携による地域の魅力を高める取組に対する支援も推進します。 |      |    |        |    |
| みどりの少年団等への活動支援                                                                                                                                                    |      | —  | ○      | ○  |
| 事業該当エリア                                                                                                                                                           | ○市全域 |    |        |    |

- 子どもたちが、緑に親しみ、守り、育てる心を養い、そして豊かな人間に育つために、緑化条例に基づき、緑に関する学習活動や奉仕活動など行っている「みどりの少年団」等の育成に努めるとともに、その活動に対する支援を推進します。また、「みどりの少年団」の活動等の輪を広げるため、市 Web サイトに掲載するなどの情報発信、PR を行い、市民等への周知も推進します。



2021 年度愛知県植樹祭(記念植樹)に参加

## 都市緑地法との対応

## 都市公園等の整備

## 都市公園等の管理

## 緑地の保全

## 緑化の推進

- 2009（平成 21）年度より愛知県にて導入されている「あいち森と緑づくり税」を効果的に活用し、市街地の民有地緑化や身近な緑づくり、県民参加の緑づくりを推進します。また、あいち森と緑づくり税を活用した「一宮市緑化推進事業補助金制度」をより積極的に活用してもらうため、市民や民間事業者等に対する情報発信を推進します。



尾張一宮駅東における民有地緑化

| 具体的事業例                                 | 市民   | 民間事業者等 | 行政 |
|----------------------------------------|------|--------|----|
| 一宮市緑化推進事業補助金制度の継続実施及び市民や民間事業者等に対する情報発信 | ○    | ○      | ○  |
| 事業該当エリア                                | ○市全域 |        |    |

- 市街地や既存集落などにおける緑化を推進するため、民有地の建物や敷地の緑化を推進する「緑の街並み推進事業」を今後も継続して実施します。また、補助制度の積極的な活用を促進するため、制度を解説するパンフレットの作成や市 Web サイトへの掲載などによる情報発信を行い、市民や民間事業者等への周知を図ります。



## 06-5 「市民参加の森づくり」事業において植樹したエリアの保全

【新規】

| 都市緑地法との対応 | 都市公園等の整備 | 都市公園等の管理 | 緑地の保全 | 緑化の推進 |
|-----------|----------|----------|-------|-------|
|-----------|----------|----------|-------|-------|

- 1997（平成9）年から光明寺公園や鉄道高架記念緑道などの緑の拠点において、「市民参加の森づくり」事業として、多くの市民による植樹を行ってきました。今後は、これらの緑地を健全な姿で次世代へ継承するため、市民をはじめとした多様な主体と連携しながら、継続的な保全に取り組めます。



植樹の様子（第18回植樹祭）

| 具体的事業例                  | 市民   | 民間事業者等 | 行政 |
|-------------------------|------|--------|----|
| 多様な主体との連携による市民参加の森の保全推進 | ○    | ○      | ○  |
| 事業該当エリア                 | ○市全域 |        |    |

- 多くの市民によってつくられた緑地を、市民をはじめとした多様な主体との連携・協働により保全するとともに、継続的な保全に向け、市 Web サイトや SNS などを活用した啓発活動に取り組めます。



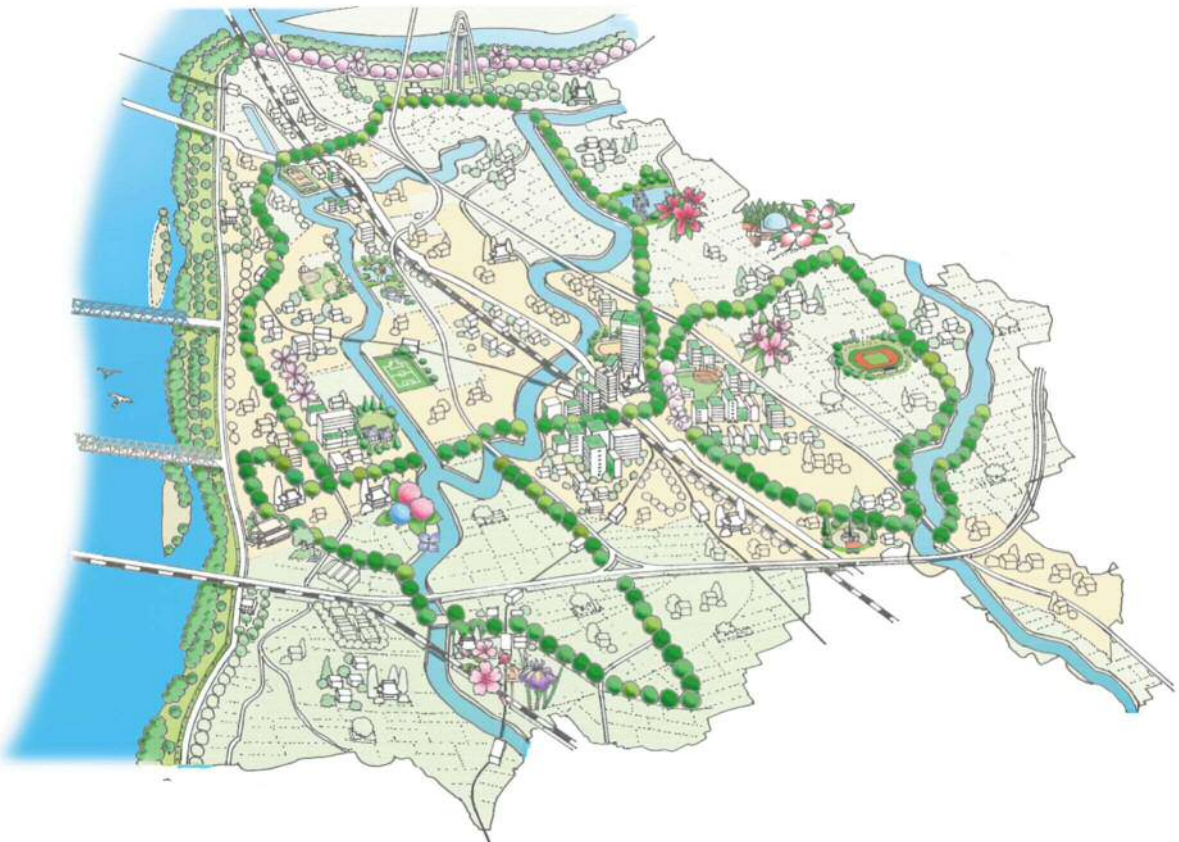
## 緑のまちづくりの 将来イメージ

緑のまちづくりの将来イメージを以下に示します。

これらの将来イメージは、緑に関するさまざまな取組みを市民、民間事業者等、行政が互いに連携・協働しながら実現していくものです。



### 水と緑のネットワークでつながる将来の一宮市



### サイクリングロードをはじめとした 木曽川沿川の健康づくり拠点のイメージ

#### ●関連する主な緑の取組み

##### 施策 01-3

木曽川を中心とした水辺空間の活用及び  
環境学習の推進

##### 施策 03-7

サイクリングロードなどの木曽川沿川の  
「健康づくり」拠点の整備・活用





### 大規模公園緑地を活用した にぎわい拠点づくりのイメージ

#### ●関連する主な緑の取組み

##### 施策 03-4

大規模公園緑地における  
レクリエーション拠点づくり

##### 施策 04-1

「公園でイベントや朝市をしよう」などの  
都市公園の利活用推進

### 地域の貴重な緑と市民をつなぐ 緑の拠点づくりのイメージ

#### ●関連する主な緑の取組み

##### 施策 04-2

富田一里塚や旧林家住宅などの  
歴史や文化のある緑の保全・活用

##### 施策 04-3

起宿や萩原宿などの美濃路の歴史を  
活かした緑の回廊づくり



### 緑と人があふれ、 にぎわいのある中心市街地のイメージ

#### ●関連する主な緑の取組み

##### 施策 03-6

中心市街地などにおけるまちなか空間の  
再構築・利活用に向けた取組み

##### 施策 05-4

立地適正化計画と整合した  
緑化地域指定への取組み

### 郊外に広がる農地の活用イメージ

#### ●関連する主な緑の取組み

##### 施策 02-5

洪水などの豪雨災害に対する水田の保全

##### 施策 04-5

都市農地の持続的な維持・保全及び活用

##### 施策 04-6

「島畑」をはじめとした  
産業景観の継承



第1章 計画の基本事項

第2章 これまでの緑のまちづくり

第3章 計画の基本的な考え方

第4章 緑のまちづくりに関する施策

**第5章 緑のまちづくりの推進**

参考資料



## 第5章 緑のまちづくりの推進

### 1 推進体制

#### 1-1 連携・協働による緑のまちづくりの推進

緑のまちづくりを推進するためには、市民、民間事業者等、行政といった多様な主体が互いに連携・協働しながら、緑の保全・創出・活用に取り組む必要があります。

それぞれの主体においては、必要に応じて連携を図り、協働による緑の保全・創出・活用に対する働きかけを推進します。

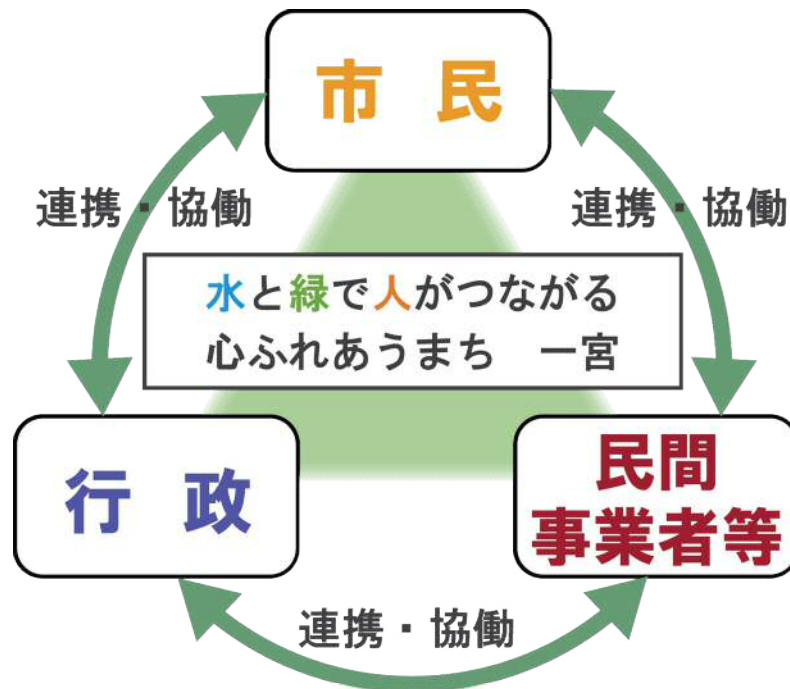


図 各主体による連携・協働

#### 1-2 各主体の役割

緑の取組みに対する働きかけにおいては、各主体の役割を明確にした上で、必要に応じて各主体間の連携・協働を図りながら、緑のまちづくりを推進します。

|        |                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住まいや地域の緑の保全、創出</li> <li>・緑に関する活動やイベントの参加、協働</li> <li>・公園や緑地などの利用、活用</li> <li>・緑のまちづくりに対する意識の向上 など</li> </ul>                                                                                      |
| 民間事業者等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所や地域の緑の保全、創出</li> <li>・緑に関する活動やイベントの参加、協働</li> <li>・公園や緑地などの利用、活用</li> <li>・緑のまちづくりに対する意識の向上 など</li> </ul>                                                                                      |
| 行政     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園や緑地、街路樹などの公共施設の緑の保全、創出</li> <li>・緑に関する活動やイベントの開催、情報発信などの普及啓発</li> <li>・市民や民間事業者等に対する緑の保全や緑化に対する支援</li> <li>・市民や民間事業者等との連携・協働による緑に関する取組みの推進</li> <li>・持続可能なまちづくりに向けた総合的な緑のまちづくりの推進 など</li> </ul> |

図 各主体の役割

## 2 進行管理方策

本計画に基づいて実施する施策・事業については、庁内関係各課との横断的な連携により、効率的で実効性のある施策・事業の実施を推進します。施策推進の途中段階では、概ね5年毎に評価・検証を実施し、必要に応じて改善を行い、PDCAサイクル※により、柔軟的に計画を推進します。

また、計画の進捗状況を把握するための「成果指標」と「達成指標」は、市政アンケートや関係各課保有のデータなどを活用して、毎年事業の進捗状況を検証し、5年毎に指標の達成状況の評価検証を行います。

※PDCAサイクルとは、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すことにより、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法のことです。

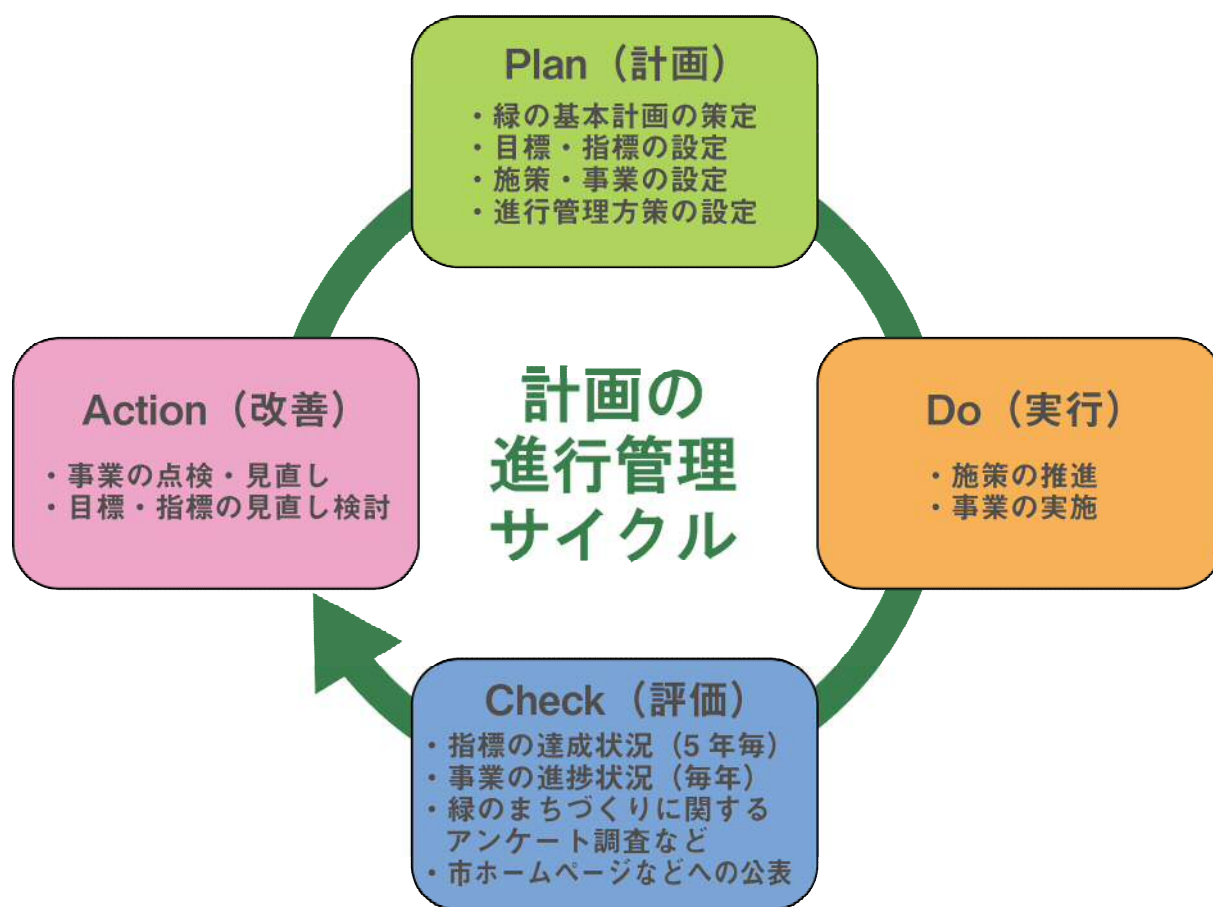


図 計画の進行管理サイクルのイメージ

第1章 計画の基本事項

第2章 これまでの緑のまちづくり

第3章 計画の基本的な考え方

第4章 緑のまちづくりに関する施策

第5章 緑のまちづくりの推進

**参考資料**

# 参考資料

## 1 計画の策定体制と策定経過

### 1-1 策定体制

#### (1) 一宮市緑の基本計画策定委員会設置要綱

##### (設置)

第1条 この要綱は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条に規定される、一宮市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（一宮市緑の基本計画、以下「基本計画」という。）を策定するに当たり必要な事項について検討、協議するため、一宮市緑の基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置し、その事務について必要な事項を定めるものとする。

##### (所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討し、又は協議する。

- (1) 基本計画策定に関する事項
- (2) その他策定委員会が必要と認める事項

##### (組織)

第3条 策定委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内関係団体の代表者

##### (任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する基本計画の策定をもって終えるものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

##### (委員長)

第5条 策定委員会には、委員長を置き、委員の中から市長が依頼する。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

##### (会議)

第6条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長とする。

2 策定委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところとする。

##### (会議の公開)

第7条 策定委員会の会議の公開に関する取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。



(オブザーバー)

第8条 策定委員会にはオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、策定委員会の求めに応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

3 オブザーバーに事故があるときは、その職務を代理する者が策定委員会の会議に加わることができる。

(意見の聴取)

第9条 策定委員会は、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(議事録)

第10条 委員長は、策定委員会の会議について、議事録を作成するものとする。

2 議事録は、発言者名を除き公開するものとする。ただし、委員会が公開しない旨を議決した部分については、この限りではない。

(事務局)

第11条 策定委員会の事務局は、一宮市まちづくり部公園緑地課に置く。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付則

1 この要綱は、平成30年11月9日から施行する。

2 この要綱は、基本計画の策定を以ってその効力を失う。

## （２）一宮市緑の基本計画策定委員会の公開に関する取扱要領

### （趣旨）

第１条 この要領は、一宮市緑の基本計画策定委員会設置要綱（平成 30 年 11 月 9 日施行。以下「要綱」という。）第 7 条第 2 項に基づく一宮市緑の基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の会議の公開に関する取扱いについて、必要な事項を定める。

### （会議の非公開）

第 2 条 会議は、次のいずれかに該当する場合は非公開とするものとし、委員長が会議に諮って決定する。ただし、会議の運営に支障をきたすと判断される場合は、会議の 1 週間前までに委員長が会議を非公開とすることができる。

（１）一宮市情報公開条例（平成 12 年一宮市条例第 33 号）第 7 条第 1 項各号に掲げる非公開情報の含まれる事項について協議などをするとき。

（２）当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な協議などが著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき。

### （会議公開の事前公表）

第 3 条 会議を公開する場合は、その旨を 1 週間前までに公表する。

２ 公表の方法は、会議開催予定（様式第 1）を事務局ウェブサイトに掲載するとともに、事務局において閲覧に供することにより行う。

### （会議の傍聴）

第 4 条 会議の傍聴を希望する者には、それを認めるものとする。

２ 会議の傍聴に関して必要な事項は、市長が別に定める。

### （傍聴人への配布資料）

第 5 条 会議資料（非公開情報が記録されている部分を除く。）は、傍聴人に配布する。ただし、個々に配布することが困難であると認められる会議資料については、会場において傍聴人の閲覧に供する。

２ 前項による配布した資料は、回収するものとする。

### （雑則）

第 6 条 この要領に定めるもののほか、会議の公開等に関して必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

### 付則

この要領は、平成 30 年 11 月 9 日から施行する。

(3) 一宮市緑の基本計画策定委員会 名簿

設置要綱第3条第1号委員（学識経験を有する者）

（敬称略）

| 区 分   | 氏 名    | 役 職 等                          | 備 考  |
|-------|--------|--------------------------------|------|
| 学識経験者 | 千頭 聡   | 日本福祉大学 国際福祉開発学部<br>国際福祉開発学科 教授 | 委員長  |
| 〃     | 今西 良共  | 岐阜県立国際園芸アカデミー 学長               | 副委員長 |
| 〃     | 桜井 ひろ子 | 庭デザイナー                         | 委員   |

設置要綱第3条第2号委員（市内関係団体の代表者）

（敬称略）

| 区 分           | 氏 名   | 役 職 等                              | 備 考            |
|---------------|-------|------------------------------------|----------------|
| 市内関係団体<br>代表者 | 吉田 明  | 愛知西農業協働組合 常務理事                     | 委員             |
| 〃             | 石原 幹雄 | 一宮市小中学校長会 会長                       | 委員<br>(H30)    |
| 〃             | 浅野 雅稔 |                                    | 委員<br>(H31/R1) |
| 〃             | 野村 緑  | 一宮市地域女性団体連絡会 副会長                   | 委員             |
| 〃             | 川合 規由 | (社) 愛知県建築士事務所協会<br>一宮支部長           | 委員             |
| 〃             | 舩橋 信子 | 一宮市環境基本計画・地球温暖化対策<br>実行計画区域施策推進協議会 | 委員             |
| 〃             | 伊藤 俊彦 | 一宮市自主防災会連絡協議会 会長                   | 委員<br>(H30)    |
| 〃             | 森 重幸  |                                    | 委員<br>(H31/R1) |
| 〃             | 久保 禎子 | 尾西歴史民俗資料館 学芸員                      | 委員             |

オブザーバー（設置要綱第8条）

（敬称略）

| 区 分    | 氏 名                 | 役 職 等                                  | 備 考      |
|--------|---------------------|----------------------------------------|----------|
| オブザーバー | 桜井 種生<br>(代理：栗田 雅貴) | 愛知県建設部公園緑地課長<br>(代理：同 課長補佐)            | (H30)    |
| 〃      | 小嶋 幸則<br>(代理：栗田 雅貴) | 愛知県都市整備局都市基盤部<br>公園緑地課長<br>(代理：同 課長補佐) | (H31/R1) |

## 1-2 策定経過

### (1) 一宮市緑の基本計画策定委員会及び都市計画審議会

本計画の策定にあたり、一宮市緑の基本計画策定委員会を開催しました。

表 本計画の策定経過

| No.                                                            | 日 時                         | 検 討 内 容                                        | 備 考 |
|----------------------------------------------------------------|-----------------------------|------------------------------------------------|-----|
| 第 1 回                                                          | 2019（平成 31）年<br>1 月 23 日（水） | 1 緑の基本計画とは<br>2 一宮市の緑の現況と課題<br>3 緑の基本計画に期待すること |     |
| 【第 1 回都市計画審議会】<br>2019（平成 31）年 2 月 14 日（木）                     |                             |                                                |     |
| 第 2 回                                                          | 2019（令和元）年<br>7 月 22 日（月）   | 1 基本方針（案）について<br>2 緑の都市づくりに関する<br>施策について       |     |
| 第 3 回                                                          | 2019（令和元）年<br>10 月 11 日（金）  | 1 緑の基本計画（素案）について<br>2 計画の進行管理について              |     |
| 【第 2 回都市計画審議会】<br>2019（令和元）年 11 月 28 日（木）                      |                             |                                                |     |
| 【パブリックコメント】<br>2019（令和元）年 12 月 16 日（月）～2020（令和 2）年 1 月 17 日（金） |                             |                                                |     |
| 第 4 回                                                          | 2020（令和 2）年<br>2 月 10 日（月）  | 1 パブリックコメントの<br>総括について<br>2 緑の基本計画（案）について      |     |
| 【第 3 回都市計画審議会】<br>2020（令和 2）年 2 月 12 日（水）                      |                             |                                                |     |

### (2) パブリックコメント（市民意見提出制度）

本計画の素案について、市民の意見を募集し、寄せられた意見を参考にして計画の取りまとめを行いました。

#### 【パブリックコメントの実施概要】

- 募集期間：2019（令和元）年 12 月 16 日（月）～2020（令和 2）年 1 月 17 日（金）
- 周知方法：市広報、市 Web ページ、各庁舎（一宮、尾西、木曽川）資料コーナー  
及び公園緑地課において閲覧
- 提出意見：7 件



## 2 計画の改定体制と改定経過

### 2-1 改定体制

#### (1) 一宮市緑の基本計画改定委員会設置要綱

##### (設置)

第1条 この要綱は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条に規定された、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画である一宮市緑の基本計画（以下「基本計画」という。）を改定するにあたり必要な事項について検討、協議をするため、一宮市緑の基本計画改定委員会（以下「改定委員会」という。）を設置し、その事務について必要な事項を定めるものとする。

##### (所掌事務)

第2条 改定委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 基本計画の改定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、改定委員会が必要と認めた事項

##### (組織)

第3条 改定委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内関係団体の代表者

##### (任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する基本計画の改定をもって終えるものとする。

##### (委員長)

第5条 改定委員会には委員長を置き、委員長は、第3条に基づき任命された委員のうちから市長が選任する。

2 委員長は、改定委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

##### (会議)

第6条 改定委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 改定委員会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 改定委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

##### (会議の公開)

第7条 改定委員会の会議の公開に関する取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

(オブザーバー)

第8条 改定委員会にはオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、市長が任命する。

3 オブザーバーは、委員長の求めに応じ会議に出席し、意見を述べることができる。

4 オブザーバーに事故があるとき、又はオブザーバーが欠けたときは、その職務を代理する者を選任することができる。

(意見の聴取)

第9条 委員長は、必要と認めるときは、改定委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を述べさせることができる。

(議事録)

第10条 改定委員会の会議については、議事録を作成し、委員長の承認を得て公開するものとする。

2 議事録の公開に関する取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

(事務局)

第11条 改定委員会の庶務は、まちづくり部公園緑地課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、改定委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付則

1 この要綱は、2024年9月10日から施行する。

2 この要綱は、基本計画の改定をもってその効力を失う。

## （２）一宮市緑の基本計画改定委員会の公開に関する取扱要領

### （趣旨）

第１条 この要領は、一宮市緑の基本計画改定委員会設置要綱（２０２４年９月１０日施行。以下「要綱」という。）第７条の規定に基づく一宮市緑の基本計画改定委員会（以下「改定委員会」という。）の会議の公開に関する取扱いについて、必要な事項を定める。

### （会議の非公開）

第２条 改定委員会の会議（以下「会議」という。）は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

（１）一宮市情報公開条例（平成１２年一宮市条例第３３号）第７条第１項各号に掲げる非公開情報が含まれると認められるとき。

（２）会議を公開することにより、公正かつ円滑な協議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき。

２ 会議の公開又は非公開については、要綱第５条に基づき選任された委員長（以下「委員長」という。）が決定するものとする。

３ 委員長は、会議中において、会議を非公開とするべき事由が生じたときは、会議を非公開とすることができる。

４ 前項の場合において、委員長は、必要があると認めるときは、出席委員の意見を聴くことができる。

５ 第３項により会議を非公開とする場合において、会場に傍聴人がいるときは、委員長は、傍聴人を会場から退去させるものとする。

### （会議の傍聴）

第３条 会議の傍聴に関して必要な事項は、市長が別に定める。

### （会議開催に係る事前公表）

第４条 会議の開催に当たり、会議の開催予定日の７日前までに、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、会議の開催について急を要する場合その他やむを得ない理由があるときは、この限りではない。

（１）会議の名称及び議題

（２）開催日時及び場所

（３）公開・非公開の別

（４）公開とする場合にあっては、傍聴人の定員及び傍聴手続

（５）非公開とした場合にあっては、その理由

（６）問合せ先

（７）前号に掲げるもののほか、必要な事項

２ 前項の規定による公表は、同項各号に掲げる事項を記載した会議開催予定（様式第１）を市ウェブサイトに掲載するとともに、まちづくり部公園緑地課で閲覧に供することにより行うものとする。

（会議資料の配付）

第5条 会議資料（非公開情報が記録されている部分を除く。）は、傍聴を認める者（以下「傍聴人」という。）に配付する。ただし、個々に配付することが困難であると認められる会議資料については、会場において傍聴人の閲覧に供する。

2 前項により配付した資料は、会議終了後回収するものとする。

（議事録の公開）

第6条 会議を開催したときは、議事録を作成し、市ウェブサイトにて公開するものとする。ただし、委員長が公開すべきでないと認めた部分については、この限りでない。

（雑則）

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の公開等に関して必要な事項は、委員長が改定委員会に諮って定める。

付則

この要領は、2024年9月10日から施行する。



(3) 一宮市緑の基本計画改定委員会 名簿

設置要綱第3条第1号委員（学識経験を有する者）

（敬称略）

| 区 分   | 氏 名    | 役 職 等                   | 備 考  |
|-------|--------|-------------------------|------|
| 学識経験者 | 千頭 聡   | 日本福祉大学 国際学部 特任教授        | 委員長  |
| 〃     | 今西 良共  | 岐阜県立国際園芸アカデミー 学長        | 副委員長 |
| 〃     | 長谷川 明子 | 名古屋大学大学院 環境学研究科<br>特任教授 | 委員   |

設置要綱第3条第2号委員（市内関係団体の代表者）（五十音順）

（敬称略）

| 区 分           | 氏 名   | 役 職 等                              | 備 考 |
|---------------|-------|------------------------------------|-----|
| 市内関係団体<br>代表者 | 石田 正月 | 一宮市自主防災会連絡協議会 会長                   | 委員  |
| 〃             | 岩田 毅  | 愛知西農業協同組合 常務理事                     | 委員  |
| 〃             | 宇佐美 徹 | 一宮市小中学校長会 会長                       | 委員  |
| 〃             | 川合 規由 | （社）愛知県建築士事務所協会<br>一宮支部 支部長         | 委員  |
| 〃             | 齋藤 照美 | 私たちの庭の会 副会長                        | 委員  |
| 〃             | 高田 博之 | 一宮市環境基本計画・地球温暖化対策<br>実行計画区域施策推進協議会 | 委員  |
| 〃             | 野村 緑  | 一宮市地域女性団体連絡会 副会長                   | 委員  |

オブザーバー（設置要綱第8条）

（敬称略）

| 区 分    | 氏 名   | 役 職 等                        | 備 考 |
|--------|-------|------------------------------|-----|
| オブザーバー | 栗田 雅貴 | 愛知県 都市・交通局 都市基盤部<br>公園緑地課 課長 |     |

## 2-2 改定経過

### (1) 一宮市緑の基本計画改定委員会及び都市計画審議会

本計画の部分改定にあたり、一宮市緑の基本計画改定委員会を開催しました。

表 本計画の改定経過

| No.                                              | 日 時                         | 検 討 内 容                                                                            | 備 考 |
|--------------------------------------------------|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 第 1 回                                            | 2024（令和 6）年<br>10 月 21 日（月） | 1 一宮市緑の基本計画とは<br>2 一宮市の緑の現況<br>3 成果指標・達成指標の中間評価<br>4 施策・事業の進捗状況の中間評価<br>5 部分改定に向けて |     |
| 【都市計画審議会（第 1 回）】<br>2024（令和 6）年 11 月 19 日（火）     |                             |                                                                                    |     |
| 第 2 回                                            | 12 月 13 日（金）                | 1 中間評価のまとめ<br>2 施策・事業の見直し案<br>3 計画の改定素案の確認                                         |     |
| 【パブリックコメント】<br>2025（令和 7）年 1 月 6 日（月）～2 月 6 日（木） |                             |                                                                                    |     |
| 第 3 回                                            | 2025（令和 7）年<br>2 月 14 日（金）  | 1 パブリックコメント総括<br>2 緑の基本計画（改定案）                                                     |     |
| 【都市計画審議会（第 2 回）】<br>2025（令和 7）年 3 月上旬            |                             |                                                                                    |     |

### (2) パブリックコメント（市民意見提出制度）

本計画の素案について、市民の意見を募集し、寄せられた意見を参考にして計画の取りまとめを行いました。

#### 【パブリックコメントの実施概要】

- 募集期間：2025（令和 7）年 1 月 6 日（月）～2025（令和 7）年 2 月 6 日（木）
- 周知方法：市広報、市 Web ページ、各庁舎（一宮、尾西、木曽川）資料コーナー  
及び公園緑地課において閲覧
- 提出意見：●件

## ア行

|                                                                  |                                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| アダプトプログラム<br>(2-18) (2-49) (2-53) (2-55)<br>(3-17) (3-20) (4-37) | 地域の道路や水路、公園などの公共空間を市民が愛着を持って主体的に清掃などの活動を行うこと。行政はこの活動に対して様々な支援を行う。                                 |
| オープンスペース<br>(1-1) (1-2) (1-9) 等                                  | 都市や敷地内で建築物などが建っていない場所。                                                                            |
| Well-being<br>(1-1) (1-9) (3-20)                                 | Well-being(ウェル・ビーイング)とは、肉体的、精神的、社会的のあらゆる要素で満たされた幸福な状態を指し、幸福度とも翻訳される。                              |
| S D G s<br>(2-55)                                                | 持続可能な開発目標(S D G s)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(M D G s)の後継として、2015年9月に国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標。 |

## カ行

|                                                 |                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 街区公園<br>(2-11)                                  | 都市公園の一つで、街区に居住する者の利用を目的とする公園。誘致距離は250mの範囲内で、1箇所あたり面積は0.25haを標準として配置する。                                                  |
| かわまちづくり<br>(4-17) (4-21)                        | 「かわまちづくり」とは河川とそれに繋がるまちを活性化するため、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した賑わいある良好な空間形成を目指す事業。                             |
| カーボンニュートラル<br>(1-5)                             | 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。                                                          |
| 近隣公園<br>(2-11)                                  | 都市公園の一つで、近隣に居住する者の利用を目的とする公園。誘致距離は500mの範囲内で、1箇所あたり面積は2haを標準として配置する。                                                     |
| 気候変動<br>(1-1) (1-5) (1-9) (4-19)                | 気温および気象パターンの長期的な変化を指す。これらの変化は太陽周期の変化によるものなど、自然現象の場合もあるが、1800年代以降は主に人間活動が気候変動を引き起こしており、その主な原因は、化石燃料(石炭、石油、ガスなど)の燃焼となる。   |
| 居住誘導区域<br>(1-34) (3-12) (3-16)<br>(4-15) (4-32) | 人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。立地適正化計画において定められる。                               |
| グリーンインフラ<br>(1-1) (1-7) (2-52) (2-54) 等         | 社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取組み。               |
| 景観計画区域<br>(1-37) (2-51)                         | 景観法に基づく景観計画の対象区域であり、良好な景観の保全、形成、創出を図るために、規制や誘導を進める区域。                                                                   |
| 公園施設長寿命化計画<br>(3-10) (3-20) (4-10)              | 公園施設の計画的な維持管理の方針や長寿命化対策を定め、公園施設の安全性、機能性を確保しつつ、維持管理費の平準化を図ることを目的とする計画。                                                   |
| 公園 DX<br>(4-10)                                 | DXは「デジタルトランスフォーメーション(Digital Transformation)」の略称。デジタル技術やデータを利活用により公園管理者が業務効率化や利用者サービスの向上等を図ることで、公園のポテンシャルをより一層発揮させる取組み。 |
| 国営公園<br>(2-11)                                  | 国が維持管理を行う都市公園として、国土交通大臣が設置する公園。                                                                                         |

| カ行                                                                            |                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| こどもまんなか公園づくり<br>(4-20)                                                        | こどもや子育て世帯が安心・快適に日常生活を送ることができるように、こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民の交流機会の創出に資する都市公園の整備等を進める取組み。                                                                         |
| サ行                                                                            |                                                                                                                                                           |
| 在来種<br>(1-28) (1-35) (2-6) (4-5)                                              | 昔からその地域にいた生き物のことを指す。                                                                                                                                      |
| 30by30<br>(1-6)                                                               | 2030（令和12）年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。我が国では2023（令和5）年3月に新たな生物多様性国家戦略「生物多様性国家戦略 2023-2030」を閣議決定し、2030（令和12）年までのネイチャーポジティブ実現に向けた目標の一つとして位置づけている。 |
| 市街化区域<br>(2-7) (2-10) (2-15) (2-20)<br>(2-45) (2-47) (2-50)等                  | 既に市街地が形成されている区域及び、概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。                                                                                                            |
| 市街化調整区域<br>(1-42) (2-7) (2-47) (2-50)<br>(2-53) (3-22) (4-26)                 | 農林漁業的土地利用に重点がおかれ、市街化を抑制すべき区域。                                                                                                                             |
| 施設緑地<br>(2-9) (2-14) (2-44) (2-45)等                                           | 都市公園及び都市公園に準ずる機能を有する公共施設、民間施設。                                                                                                                            |
| 指定管理者制度<br>(3-20) (4-35)                                                      | 公共施設の管理運営を、地方公共団体の指定を受けた民間事業者等の指定管理者が管理を行う制度。                                                                                                             |
| 市民緑地認定制度<br>(1-10) (1-11) (3-7)<br>(3-15) (3-16) (3-18) (3-19)<br>等           | 民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。                                                                              |
| 人口集中地区<br>(2-3) (2-4)                                                         | 統計データに基づき、一定の基準（40人/haなど）により都市的地域を定めたもの。                                                                                                                  |
| 生産緑地地区<br>(1-26) (1-27) (1-33) (2-15)<br>(3-6) (3-17) (3-19) (4-26)<br>(4-34) | 都市計画で、農林漁業との調整を図ることを目的とした地域地区の一つであり、生産緑地法により定められる。市街化区域内の土地のうち、一定の要件を満たす土地の指定制度により指定された農地または森林を指す。                                                        |
| 生態系<br>(1-6) (1-34) (3-3) (3-9) (3-10) (3-23)等                                | 植物、動物などとそれらを取り巻く水や土壌、大気などの環境とを統合した全体のシステム。                                                                                                                |
| 総合公園<br>(2-11)                                                                | 都市公園の一つで、都市住民全般の休息、観賞、散策、遊戯、運動など総合的に利用することを目的とする公園。都市の規模に応じて、1箇所あたり10～50haを標準として設置する。                                                                     |
| SEGES<br>(4-19)                                                               | SEGES（社会・環境貢献緑地評価システム）とは、民間事業者等が積極的に保全、維持、活用に取り組む優良な緑地に対して、社会や環境への貢献度が高い優れた緑を評価認定する制度。「そだてる緑」、「つくる緑」、「都市のオアシス」の3つのシリーズがある。                                |
| タ行                                                                            |                                                                                                                                                           |
| 脱炭素社会<br>(1-5) (1-35)                                                         | 地球温暖化・気候変動の原因となる温室効果ガスのうち、最も排出量の多い二酸化炭素(CO2)について、実質的な排出量ゼロにする社会。                                                                                          |
| 地域制緑地<br>(2-15) (3-6)                                                         | 自然公園などの一定の土地の区域に対して指定し、その土地利用を規制することで、良好な自然環境などの保全を図ることを目的とした緑地。                                                                                          |
| 地球温暖化<br>(1-1) (1-33) (2-19) (2-52)                                           | 二酸化炭素やメタンガス、フロンなどの温室効果ガスが大気中に放出され、地球全体の平均気温が上昇する現象。                                                                                                       |



| タ行                                                                                   |                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地区公園<br>(2-11)                                                                       | 徒歩圏内に居住する者の利用を目的とする公園。誘致距離 1km の範囲内で、1 箇所あたり面積 4ha を標準として配置する。                                                                                                                 |
| 超スマート社会<br>(Society 5.0)<br>(4-16)                                                   | サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会。                        |
| 特定生産緑地制度<br>(1-27) (1-33)                                                            | 生産緑地法の改正に伴い、指定から 30 年が経過しようとしている生産緑地に対して、営農期間を 10 年間延長することで都市農地を保全する制度。                                                                                                        |
| 特別緑地保全地区<br>(1-13) (1-16) (1-17) (2-15)<br>(2-50)                                    | 都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより、現状凍結的に保全する制度。都市計画法における地域地区として一定の要件を満たすものに対して、指定することができる。                                                                            |
| 都市アセット<br>(1-6)                                                                      | 都市の資産・財産。既存ストックのうち地域の資源として存在しているもの。                                                                                                                                            |
| 都市機能誘導区域<br>(1-34)                                                                   | 医療、福祉、商業などの都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。                                                                                                              |
| 都市公園ストック再編<br>(4-20)                                                                 | 都市公園の「配置の再編（集約化）」や「機能の再編」を行うことで、維持管理の効率化や、跡地への保育所設置など地域ニーズに即した都市公園の「バージョンアップ」を進めること。                                                                                           |
| 都市計画区域<br>(2-46)                                                                     | 都市計画を定める必要がある土地の範囲で、都市環境の悪化を防ぐとともに、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するために、都市計画法その他の法令の規制を受ける区域。                                                                                         |
| 都市計画マスタープラン<br>(1-3) (1-4) (1-32) (2-4) (2-52)<br>(2-55) (3-15) (3-21) (3-22) (4-27) | 「市町村の都市計画に関する基本的な方針」といい、市町村が創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべきまちの姿を定めるもの。                                                                                        |
| 都市公園<br>(1-1) (1-2) 等                                                                | 都市公園法に定められた、国または地方自治体によって設置される公園。                                                                                                                                              |
| 都市公園法<br>(1-1) (1-9) (2-9) (2-52) (3-1) 等                                            | 都市公園の設置及び管理に関する基準などを定め、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とした法律。                                                                                                                   |
| 都市緑地法<br>(1-1) (1-2) (1-9) 等                                                         | 都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とした法律。                                                                                                     |
| 土地区画整理事業<br>(1-33) (2-52) (3-15)<br>(3-20) (4-27)                                    | 土地区画整理法に基づく、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善、宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画形質の変更に関する事業。                                                                                                        |
| ナ行                                                                                   |                                                                                                                                                                                |
| ニューノーマル<br>(1-6)                                                                     | 人々の行動・意識・価値観の新たな常態・常識のこと。                                                                                                                                                      |
| 認定農業者制度<br>(3-14) (4-26)                                                             | 自ら農業経営の改善を計画的に行おうとする者に対し、重点的に支援措置を講じ、効率的かつ安定的な農業経営を育成しようとするもの。                                                                                                                 |
| ネイチャーポジティブ<br>(1-7) (4-26) (4-30)                                                    | 日本語訳で「自然再興」といい、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを指す。                                                                                                                           |
| N b S<br>(3-20) (3-23)                                                               | N b S（自然に根差した解決策）とは、自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につなげる考え方を指す。IUCN（国際自然保護連合）では、「社会的課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福および生物多様性による恩恵を同時にもたらす、自然の、そして、人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、回復のための行動」と定義している。 |
| 農業振興地域<br>(1-42) (2-15) (2-47) (4-26)                                                | 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、都道府県が指定を行う、農業の健全な発展のために農業振興を図るべき地域。                                                                                                                        |

| ナ行                                                                 |                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 農用地区域<br>(1-42) (2-15) (2-47)<br>(4-26)                            | 農業振興地域の整備に関する法律に基づく「農業振興地域整備計画」において、積極的な農業施策の展開と農地の保全を図るために指定される区域。                                                                                                                       |
| ハ行                                                                 |                                                                                                                                                                                           |
| ヒートアイランド現象<br>(1-1) (2-19)                                         | 都市部の水辺や緑地の不足、都市の地表面（コンクリートやアスファルトなど）への蓄熱により、都市部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。                                                                                                                       |
| ビオトープ<br>(1-35) (2-21) (2-52) (3-3)<br>(4-8)                       | 野生生物が生息できる条件を備えた生態学的に良好な環境の空間、または自然の生態系に接することができるように整備された空間。                                                                                                                              |
| プッシュ型<br>(4-16)                                                    | 利用者が能動的な操作や行動を行わずに、提供する側から自動的に行われるタイプの技術やサービスのこと。                                                                                                                                         |
| 防災協力農地制度<br>(1-33) (3-11) (4-13)                                   | 地震災害が発生した場合に、農地所有者の協力により農地をあらかじめ登録することで、市民の避難空間としての活用、災害復旧用資材置場を確保することを目的とした制度。                                                                                                           |
| 保全配慮地区<br>(1-32) (2-50) (3-9)<br>(3-16) (4-6) (4-33)               | 都市緑地法に基づき、「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」のことを指す。                                                                                                                          |
| マ行                                                                 |                                                                                                                                                                                           |
| まちづくり GX<br>(4-29)                                                 | GXは「グリーントランスフォーメーション(Green Transformation)」の略称。国土交通省が推進するまちづくりGXは、まちづくりにおけるグリーン化（脱炭素化等の推進）のことで、多様な役割を持つ都市緑地の活用と、エネルギーの面的利用の2つを軸とした取り組みであり、「気候変動への対応」「生物多様性の確保」「国民のWell-being」という3つの狙いがある。 |
| ミズベリング<br>(2-51) (3-9) (3-10)<br>(3-12) (4-5) (4-8)                | かつてのにぎわいを失ってしまった日本の水辺において、新しい活用の可能性を、創造していくことをミズベリング・プロジェクトといい、河川敷地における占用許可の緩和に伴い、国が後押しをし、全国展開されている。                                                                                      |
| 緑の基本計画<br>(1-1) (2-9) (4-19)                                       | 市町村が策定する緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策等を定めた計画。                                                                                                                                               |
| ヤ行                                                                 |                                                                                                                                                                                           |
| 遊水機能<br>(1-33)                                                     | 河川沿いの水田が雨を貯留したり、溢れた水を一時的に貯留する機能。                                                                                                                                                          |
| 優良緑地確保計画認定制度<br>(4-29)                                             | 民間事業者等による「気候変動への対応」「生物多様性の確保」「Well-beingの向上」などに貢献する良質な緑地の確保の取組を評価・認定する制度。                                                                                                                 |
| ラ行                                                                 |                                                                                                                                                                                           |
| 立地適正化計画<br>(1-34) (2-55) (3-16)<br>(4-15) (4-32)                   | 居住機能や医療、福祉、商業、公共交通などの様々な都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置付けられる市町村のマスタープランの高度化版。                                                                                                            |
| 流域治水<br>(4-13) (4-26)                                              | 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協力して流域全体で行う治水対策。                                                                                                                                      |
| 緑化重点地区<br>(2-42) (3-15) (4-29) (4-31)                              | 都市緑地法に基づき、「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことを指す。                                                                                                                                      |
| 緑化地域<br>(1-12) (1-33) (2-48) (2-50)<br>(3-15) (3-16) (4-28) (4-32) | 都市緑地法に基づき、都市計画区域内の「用途地域が定められた土地の区域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域」のことを指す。                                                                                              |

| ラ行              |                                                      |
|-----------------|------------------------------------------------------|
| 緑被率<br>(2-7)    | 区域に占める緑被地の割合。緑被地は樹林地、竹林、草地、農地、河川、ため池などの植物の緑で被覆された土地。 |
| レジリエンス<br>(1-1) | 「回復力」、「復元力」、「耐久力」などの意味をもつ言葉。                         |
| ワ行              |                                                      |
| ワンド<br>(2-6)    | 河川内にある入り江状の水域で本流とつながっているもので、多様な魚介類や植物などの生息空間となっている。  |



**一宮市緑の基本計画**  
**2020（令和2）年6月**  
**（2025（令和7）年 月 部分改定）**

■発 行：一宮市  
■制 作：一宮市 まちづくり部 公園緑地課  
〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号  
TEL：0586-28-8635 FAX：0586-73-9218  
E-mail：kouen@city.ichinomiya.lg.jp